芦田均著

第二次世界大戰前史

中央公論社

目次

ドイツの再軍備と歐洲

エチオピア征服……六五

颱風の中心ダンチッヒ……二九五

獨・ソ協定の成立前後……三一三

最後の十日間……………………………………三三九

ナチス・ドイツの勃興

一　ワイマール派の凋落

一九三三年以後のドイツはヒットラーのドイツである。然し一世を風靡した人物の出現には、必ずその時代精神と、これを背景とする世相とが存在することはいふまでもない。從つてナチスの擡頭を說く前に、先づ一九三二年の末に至る十餘年間のドイツ共和國が如何なる狀態で存立したかを一瞥しなければならぬ。

敗戰後のドイツに出現した第一共和制は、普佛戰後にフランスに建てられた第三共和國と多くの點に於いて相似てゐることは奇緣である。雙方ともに敗戰の後を享けて、國土は削られ、償金は强要せられ、士氣の銷沈に依つて國內人心の和合を缺く時代に、政治の難局を引受けて基礎の脆弱な政府が出現した。國民大衆がこれに追隨したのは、一時の間に合はせ政府と考へた程度であつて、これが永續を期待するものは極めて少數であつた。

一九一八年秋にドイツの敗戰が決定的となる時まで、ドイツ國民は忠實にホーヘンツォルレルン王朝に服從して來た。その頃ライヒスタッハ（帝國議會）は表面上民主的政治機關であつたけれども、君主の大權を制限する如き傳統的權限を持つてゐる譯ではなく、英國の議會と趣を異にして、議會は外交・國防を監視する如き憲法上の

前例や實力を備へてはゐなかつた。だから革命の後をうけて議會が政治の中樞となる如きは、ドイツの民衆に奇異の感を與へずに措かなかつたのである。

一九一八年十一月のドイツ共和革命に國民が熱情を持ち得ない主なる理由は、共和革命が初めから革命團體の盛り上る熱情に依つて成立したものではなくして、殆んど受働的に政治機構が崩壞した後に出來上つたことである。世界大戰四箇年の間に、帝政ドイツは根柢から覆へされて、皇室も、議會も、政府も、國内に權威を維持した組織がすべて民心を失つた。そして最後に大本營のみが殘つて、ルーデンドルフ將軍が作戰と政治とを一手に收めた。然し戰勝の見込が絶えて、聯合國側に休戰を求めるところまで押し詰つてくると、すべての機構が一時に倒潰した。それは革命運動の力に依つて押し倒されたのでなくて、全機構が自滅したのである。

その後に殘つたものはドイツ各地に形成された勞働者兵卒會議であつたが、心ある者はかくしてボリシェヴィキーの天下になることを恐れた。だが、街頭に民衆を煽動した者は、實は國民的背景のない少數の勤勞階級であつて、一はカウツキーとハーゼ等に率ゐられる獨立社會黨であり、一はリープクネヒトやロザ・ルクセムブルグ等の過激派、即ちスパルタキストの一群であつた。

だから當初から革命運動に優れた黨首なく、組織の整然たるものがなかつた。殊に前述の兩派はその政綱と思想の傾向を異にして、前者が急進的な共和黨であつたのに對し、後者はソ聯と同樣に無産階級の獨裁と共産主義を目標としたものであつた。その間に在つて社會黨多數派は愼重な日和見的態度をとり、軍隊、官僚等と連絡して、滅法界の冒險を避けることに努めた。これらの事情を考へても、革命そのものが始めから失敗に歸する運命は確實であつたのである。

帝政政府の後を享けて、政府に立つたものは專ら多數派社會黨を中心とする一群であつたが、組閣早々にして最も不快な二つの問題に當面した。一つは革命運動に熱狂する暴徒を鎭壓することであり、他は敗戰の後に處し

最も不快な二つの問題に當面した。一つは革命運動に熱狂する暴徒を鎭壓することであり、他は敗戰の後に處して、版圖と償金とを剝ぎ取られる和平條約を受諾する仕事であつた。これも亦普佛戰爭終結後のフランス政府と酷似した境涯である。チエールがコンミューンの亂を平定するためにパリを攻擊し、ついでフランクフルト媾和條約に調印して、アルザス・ロレーンと賠償金とを約束した如く、エベルトの最初の事業はスパルタキスト（過激派）を驅逐し、ついでヴェルサイユ條約を受諾することであつた。

然し和平條件はヴェルサイユ條約の方が遙かに苛酷であつて、ドイツ共和國はアルザス・ロレーンの外にシュレスウィッヒやポーゼン、シレジア等の領土、海外植民地の全部を失ひ、その他に船舶、鐵道材料、武器、石炭を引渡し、巨額の賠償金を支拂ふ約束を求められた。

かくして革命政府を組織した政治家は、所謂左黨の中央に屬する人々であつて、英國の自由黨に匹敵する程度の政見を抱いてゐた。その埒外に立つ保守黨の政治家はスパルタキストの討伐を勸告する以外に、政府との協力を好まず、極めて限られた愛國心を示したに過ぎなかつた。而も平和條約の調印が終ると同時に、右黨は敗殘國が當面する悲慘な境遇について峻烈に政府を攻擊し始めた。彼等は又獨裁的政權の樹立を隱密に策謀した點に於いても、フランスの右黨がマクマホンを擁してこれに獨裁政治を行はしめんとしたことに酷似してゐる。即ち一九二五年にヒンデンブルグを推して大統領の職に据ゑたのであるが、フランスとドイツの異るところは、前者に於いては右黨の運動がまんまと敗北に歸したに拘らず、後者に於いては首尾よく成功した點に在るといひ得るであらう。

中產階級の自由主義者（リベラルス）は孰れの國に於いても氣の弱いことを以つて特質とする。依つて難局を引受けて、孜々として國務を遂行する結果は徒らに不人氣をかち得るに止る。戰後のドイツに於いてもフランスに於けると同じ

く共和政府は、穏健な中流階級の指導の下に出發し、その態度は常に受動的であり、また辯疏的であつた。ワイマールの憲法は、その第四十八條を以つて、大統領に殆んど無制限の獨裁的權限を認めたが、ヒンデンブルグはその老齢の故を以つて無爲にして終つたけれども、一度ヒットラーが政權を握るに及んで、獨裁權を行使するに憲法上何等の困難をも發見しなかつた。そしてドイツ共和國は十四年間の生命を以つて事實上終焉を告げたのである。

尤も社會民主黨の鬪將を革命政府の中心に据ゑたのは、かくすることに依つて聯合國側の媾和條件を緩和しようとの謀略の意味もあつたことは疑ない。然るに餘りにも苛酷な條約を見て二重に欺瞞せられたとの憤懣の情から、ドイツ人は『馬具師』のエベルト、『組合長』のバウアー、『裁縫師』のシャイデマン、等々の小ブルジョアからなる政府を以つて鬱憤を晴す標的とした。かくしてワイマール派は一面に右黨、一面に共産黨から挾撃せられる情勢に在つたが、漸く軍隊の支持を得てミュンヘンの共産黨蜂起を鎭壓し、一九二〇年の三月にはユンカース軍の一部から成るカップ暴動を打倒することに成功した。

これを表面から觀れば、ワイマール派の政權は左右兩極の間に在つて、相當に堅固な地盤の上に立つてゐる如く映じたけれども、事の實際に於いては、カップ事件で證明された如く、共和政治に反對な强力な意見が國內に存在して、それが廣く國民の支持を受けてゐることが判明した。國防軍の首腦部でさへも、カップ事件には寧ろ中立の地位に立つ有樣であつたから、社會民主黨の率ゐるアインオーナーウェヤー（人民軍）の勢力は何等なすことなき狀況であつた。にも拘らず、ともかくも崩壞を免れたのは、フォン・ゼークト將軍の如く、內心には中間政府を嫌ひ乍らも、國防軍と保守黨の執權には時機未だ熟しないと見て、密かに時機を待つ人々の力であつた。かくして蔭に隱れ乍ら、一旦ドイツの自由のためにはいつでも鬪ふだけの力を築きつゝあつたこれらの人達の努力は、ゼークトが間もなく排[illegible]の不遇に陷つたに拘らず、やがてヒットラーを推し上げる素因と地盤とを用意し

は、ゼークトが間もなく排撃隱遁の不運に陷つたに拘らず、やがてヒットラーを推し上げる鞏固な地盤を用意したものである。

プロシアの貴族と地主は最も堅牢な保守勢力であり、大工業家は、一時は條約履行派を支持したけれども、ルール占領以後次第に右黨に趨り、ナチスと握手するに至つたことは、チッセンの如きナチスの弗箱として終始した男を別としても他にその例に乏しとしない。

就中、共和政府に反對した有力な分子は官吏と教師とであつた。ドイツはその統一以後に於いても官僚國家の典型であつて、官職に在ることが、人間に權威あらしめる所以であつた。然るに敗戰後のインフレーションはこれらの俸給生活者、恩給權利者を最も悲慘な境遇に追込んだ。その不平が一齊に共和國政府に向けられたのは怪しむに當らない。彼等はその長官が權力階級の人々であることを好み、氏名の前にフォンとかツーとかの肩書を附けることに憬れる。然るに新政府の大臣はその前身が馬具師であり、裁縫師であることを滑稽至極な狂言としか受取れなかつた。かくして反政府と右黨支持とが官僚間の大勢となつて了つた。

その外にドイツの大學は十九世紀の中葉以來、帝國主義の搖籃であつた。トライチケやベルンハルチの思想に影響せられて、國民主義が極端に昂揚せられた。從つて剛健な青年とは、無批判に、冗談を交へず、思想的自由よりも紀律を尊ぶことであり、デモクラシーとは性格の弱體を示すことを意味し、民族的階級的な立場からドイッチツームは神祕的に全世界を制壓すべきものと信じて來た。かやうな教育が個性よりも畫一、創意よりも全體への服從を重しとしたことは首肯される。それが國民主義的潮流の溫床を造り上げて來たのである。

以上の如き深い根柢をもつドイツの國民主義であるにしても、ヴェルサイユ條約の苛酷な條件がなかつたとしたら、戰後のドイツにあれ程の團結が出來上つたかどうかは疑問である。中にも軍備制限條項と、賠償金の支拂

とは大多數のドイツ人を政府反對の陣營へ押し込めたものといつて誤はない。だから政府に立つた次々の政治家は、條約履行を口にするとはいふものの、實際には條約の履行を試みる裡にその不可能なことを立證しようと企てゝゐたに過ぎない。殊に軍備制限に就いては、正直にこれを實行しようと考へた政治家は一人も無かつた。政府の椅子が如何に變つても陸軍大臣はゲスラーであり、フォン・ゼークトが參謀總長格で居据つてゐた。宰相の椅子はシャイデマン、バウアー、フェーレンバック、ウィルト、マルクス、そしてクノ！と引つ切り無く取代つたが、それは要するに戰勝國と幻の如き談判を續けるために過ぎなかつたのである。その蔭には昔のドイツに還ることを希つて、それに懸命の努力を拂ふ一連の人々が控へて居た。そしてこれに呼應して鐵兜團とか、ビスマルク團結とか、ブリュッヘル聯盟とかの名に依つて多數の青年が軍事教練を受けつゝあつた。

ワイマール派が不評を買つた今一つの原因はインフレーション政策であつた。實際に於いて戰後ドイツのインフレーションは、一つの政策の結果として助長されたものである。當時の財政に重要な發言權をもつた人は、大戰中に財務長官として知られたヘルフェリッヒであり、後にナチスの顧問となつたヤルマール・シャハトであつた。戰後の內閣は國庫歳出入の均衡には殆んど無關心であつたのみならず、却つて公共事業に莫大の資金を投じ、交通機關や企業に巨額の補助金を與へた。それがために政府の發行紙幣は月々增加の一路を辿ることとなつた。

議會の第一黨たる社會黨は、貧窮の境涯に在る民衆と共にインフレーションを以つて、天の攝理の如く受取つた。攝理の外にフランスの所作であるとの氣持も混じてゐたが、インフレーションのために最も多く禍を蒙つたものが中產の小金持と、勞働階級であつて、案外に富を失はなかつた階級は、產業資本家と地主とであつた。これをドイツの國庫の計算から見れば、外國人が他日の騰貴を見越してマルク紙幣を買入れ、結局損失に歸した金

額は、英蘭銀行のマッケンナの推算に依つて見ても約七十億金マルクに達するであらうといはれる。然し勤勞階級と中產階級のインフレーションから受けた慘劇は、すべて政府の不人氣と化してワイマール派の沒落を早め、大產業資本とユンカー階級に支持されたナチス運動を促進する一大支柱となつたことはいふまでもない(註1)。

ワイマール派の主力が多數派社會黨であつたことは前にこれを述べたが、一九一九年の憲法議會の選擧に於いて占めた議席は百六十三であつて、議會の過半數を獲ることが出來なかつた。この黨派は古くよりその政綱をもち、黨の組織を維持してゐた。然し政治の局に立つては殆んど無力であることを實證した。それには酌情の餘地あること勿論であるが、一方には過激派の共產化を防ぎ、他方にはブルジョア諸黨と協力する必要から、すべての改革手段を手控へなければならなかつた。從つて事態の激變に茫然として、その責任の重大に遲疑してゐる結果は、不徹底な便宜主義に墮することとなつた。

政治の表面に立つた者は、智能もあり、策略もあり、善意の人々であつたが、威容に於いて缺けるところがあつた。矯激な施政に反對した功績は認めるにしても、それは消極的な效果であつて、第一義的な役割とはいへない。勞働組合の老練な理事長として許されるにしても、統領の材ではなかつた。

ブルジョア政黨は卽刻分裂を始めて、民主黨と人民黨とに分れ、個人的の爭鬪さへも始まつた。第一流の人物は稀であつたが、その數尠き人材の內でマックス・ウェーベルは夭逝し、ラテナウは暗殺せられ、殘つたのは僅かにストレーゼマンであつた。ストレーゼマンの政策は、外に對しては互讓、內に對しては擧國一致といふ標榜であつたが、本來帝國主義者であつたことは疑ない。彼は、當時のドイツに於いては社會黨の協力なくして何事も爲し得ないことを知り、同時にまた右黨と提携する必要を感じて、所詮不可能な仕事に精根を搨り減らした。右黨は重大事件に當面する毎にストレーゼマンを見捨てたのみならず、暗殺を以つてこれを恫喝することさへあ

つた。

外交に對する隱忍互讓は、國内から侮辱と憎惡とを以つて迎へられ、外國殊にフランス側からは不信の眼を以つて見られた。所詮それは敗戰の政治であり、苦しんで酬いられない仕事であつたが、ブルジョアジーは彼と共に完全な破綻に陷つた。平凡な言葉でいへば、ワイマール共和國は餘りに重き荷物の下敷きとなつて倒れたのである。賠償問題、ルール占領事件、マルク貨の下落、中産階級の倒産等々、すべてこれらは舊帝政時代の政治家の責任であり、休戰を求めたものはルーデンドルフ將軍であつたが、然しその善後策を講ずるに當つては、これらの人々は手を拱いて傍觀してゐた。そして戰時中には政權に干與しなかつた市井の有志者が起つてこの重責を背負ひ込み、敗戰に伴ふ屈辱的條件をその仲間に負擔させる役割を引受けたのであるから、八方からの惡罵と不滿がそれらの人々に集中したのである。言換へれば罪なき人達が犯人の過誤を支拂ふ役廻りを勤めたといふ形になつた。

最後にドイツの革命が帝政ドイツ時代の指導精神を變化させたかどうかの問題が取上げられる。革命に依つて舊帝政時代の權力階級が姿を潛めたのは、革命の新精神が過去の汎獨主義的政策を一掃したためであるか、或はまた舊帝國主義が成功し得なかつたために葬られたのに過ぎないかの點である。西歐史家の多數の見解は、革命後のドイツが依然として現實的な氣風と實力政策とを遵守し、他日機會を得れば再び昔日の世界政策を取り戻す氣魄を包藏してゐることに一致してゐる。而してそれの實證はナチス運動の擴大と共に益〻端的に眼前に提供されて來た如く見える。

二　ナチスの革命

敗戰後のドイツは國土を削られ、軍備は制限せられ、巨額の賠償金を背負はされて、國民は絶望の淵に沈淪した。その上に新共和政府はその態勢に於いてドイツ民族の傳統に副はず、その施政が非常時ドイツの實情に卽しないために、年と共に政府の聲望は地を拂ひ、それが國內の不安に拍車をかけた。一九二九年の總選擧にナチスが一躍して議會の第二黨となつたことはやがて訪れんとする變革の前觸とも見ることができた。

國民大衆は忍耐强きストレーゼマンの政策――それは出來る限り平和條約履行の誠意を示して、履行の不可能を悟らしめようとする――に段々痺れを切らしてゐた。殊に年若き靑年は鐵火の洗禮を受けず、僅かに幼時のインフレーション時代の悲慘な生活を想ひ起し、物の木で戰前の光榮あるドイツ帝國の偉容を敎へられ、ヴェルサイユ平和の屈辱を說かれて、若き血をたぎらしてゐる。『何故にドイツはいつ迄も艱苦に惱まなければならないのか、賠償金を拂はなければならぬのか、軍備制限に服從しなければならないのか』すべてこれらの疑問に對して與へられる解答は、靑春の血をたぎらせる材料のみである。ヴェルサイユ條約を破棄せよとのナチスの宣傳は燎原の火の如く燃え擴がるのに何の不思議もない。

折しも紐育に起つた經濟恐慌の餘波は、一九三〇年に至つて中央ヨーロッパの土臺を搖ぶるに至つた。英・米系の資本はフランス、オランダの資本の後を追うてドイツから引揚げられた。工業都市にも、農村にも失業者が續出して、一九二九年以降年に百萬人づつ增加した失業者群は一九三三年に入つて遂に六百萬を超えた。かやうに悲慘な生活は――彼等のおもへらく――すべてヴェルサイユ條約と、無能な政府對策との所產であつて、戰勝

國に依つて支配せられる歐洲の現狀を打破しない限り、ドイツは窒息する外に途がない。それは現代文明の缺陷であるかも知れない。或は資本主義の害毒であるやうにも見える。若しくは社會主義、共産主義の招いた災厄とも考へられる。資本家は賃銀を切り下げ、銀行家は利子を引上げ、猶太人は他人の富を絞り取る。かうした社會法則の前に、小羊の如く頭を垂れて、營々として生きてゐるに忍びない。この陰鬱な社會を建直すには舊秩序を一掃する革命を必要とし、光榮ある新しきドイツを造り上げるためには、外國の壓力を克服する新指導者を求めなければならぬ。

この聲に應じて起ち上つたものがアドルフ・ヒットラーである。彼の雄辯は、觸るゝところ皆斬るの槪がある。フランスを罵り、共産黨を痛擊し、銀行家、企業家、ユダヤ人、議會、政客等々の現存社會の中樞勢力一切を呪つて、祖國を衰亡に導くものはすべて彼等であると斷言する。だから現代に不滿と不安を抱く者は、齊しく彼に喝采を送るのである。

ナチスは現代の經濟組織を建直し、政治を改造し、銀行を管理すると約束した。國際主義を排し、條約を寸斷して、自主獨往のドイツを造ることを希望するものはナチスに歸依すべしと說いた。かくしてヒットラーは救世主の地位に舁ぎ上げられ、ドイツ民族の唯一の指導者として尊崇された。失業と倒産に惱む中小の市民階級が、舊來の政黨を見捨てて、昔日の國民的光榮と經濟的繁榮とを約束する黨派に讚美を呈することは、當然の成行であり、一度資本主義に對して信用を失つた民衆が、彼等に遙かなる樂園を約束する社會黨の宣傳に耳を藉さずして、新しき救世主に縋らんと念ずるのは人情の自然であつた。

この趨勢に乘じてナチスの運動が大衆の魂を掴んだのであるから、その成功は時間と場所と環境との競合に依るものであつて、これなくしてはアドルフ・ヒットラーが新規にナチス運動をやり直すとしても同一の成功は困

難であるだらう。一言にしていへばその標榜する『ドイツ再生』なる言葉の魅力と、これに魅力を與へる街頭運動である。ナチスは好んで大衆に呼びかける。大衆はその知識の程度に即應した單純な標語を求める。理論と解説に依つて動くのではなくして、感情に響く愛憎、就中憎惡の念に動かされることは孰れの時代にも變らない鐵則である。

そこで、ナチス統領は、連年の不運にさいなまれた民衆に向つて、國民的ファナチズムから發足した新しい信仰、右黨的熱情、殊に禍害の責任者として共產主義者に對する神聖な憤怒の發動を求める。それと同時に第三帝國に對する熱情、即ち公益優先といふ文字に依つて表徴せられる國民連帶の觀念を强調して、ドイツ民族國家の輝かしい前途に希望を抱かせることを忘れないのであつた。

一九二一年にナチスの黨首に選ばれたのは、アドルフ・ヒットラーであつた。彼は黨首の權威を確立して、その命令を絕對的のものとし、ゲーリングを突擊隊長とし、フェーデルを智囊として綱領と政策の樹立に畫策させた。一九三〇年以後、國家社會黨は順風に帆を揚げる如くに擴大して、選擧毎に議席の數を增し、一九三二年七月の選擧に於いては、議會の第一黨として二百三十二の議席を占めた。

當時のドイツの議會政治は、大統領の絕大な權限に比して、首相の權力は頗る制限せられ、加ふるに政黨各派は自ら責任の地位に立つ覺悟なくして、如何なる政府にも反對することが出來、而も內閣は議會の不信任に依つて後退するのでもなく、內閣を組織する黨派の軋轢に依つて倒れ、その度毎に內閣組織は容易ならぬ困難に遭遇した。一九三三年一月にヒットラー內閣の出現するまでの十四ヶ年間に合計二十の政府が更迭し、內閣の平均壽命は八ヶ月に過ぎなかつた。一九三二年、政府に立つたブリューニングは國內に於けるナチスの潮の如き騰勢と民心の傾向とに鑑み、西歐諸國を歷訪し、對獨政策の緩和を求めたけれども、英・佛ともにワイマール派を支持

する熱意を示さなかつた。史家はこれを以つてナチスの執權を必然的ならしめた理由の一として指摘する。

ステフェン・ロバート教授はそのドイツ研究の著書に於いて次の如く誌してゐる(註2)。

ナチスの哲學は、その行動を回顧することに依つてのみ理解することができる。不斷に活動して靜止せざるナチス運動に於いては寧ろ事實が先行して、理論はその後に從ふのである。現在と雖も第三帝國の背後に潜む原理を解剖することは困難である。ヒットラー主義は政治哲學の上に起つたものに非ずして、專ら攻勢的な愛國的感激である。

右の觀察は一應の理由があるとしても、尚且つナチスの政治哲學にはその根本とする數個の思想を發見することは困難ではない。

第一にナチスの基本的思想としては、その民族論を擧げなければならぬ。ナチスは世界の歷史を以つて人種競爭の記錄なりと考へる。ドイツ民族は神より選ばれた選民であつて、優秀な民族がその優秀な文化を以つて劣等なる民族を支配することは神の使命を完うする所以であるといひ、世界の文化はアリアン民族の創造する所にして、猶太民族は腐敗の本源であると結論する。

第二にナチスの運動は非智能的であることを特質とする。『我等は血液を以つて考へる』と彼等がいふのは、冷靜なる理智よりも、直覺と熱情に重きを置くことを意味するのである。

第三にナチスは國家社會勞働黨と命名するに拘らず、マルクス主義の如く階級鬪爭の思想に囚はれず、アウタルキーと稱して極端な經濟的國家主義を主張し、又民主主義、自由主義を排擊して個人並びに國家間の不平等を認め、國權行使の權威を一人の指導者に委任せんとするのである。

以上の思想から見ればナチスの哲理は人種的國家主義であり、『一民族、一國家、一指導者』を以つて國體の

根元とする。個人は社會の一要素たるに止まり、個人としては何の價値もなく、權力も有たない。これを指導する總統は『神と國家』に對してのみ責任を負ふものと觀るのである。

ナチスの思想は決して世界大戰後に系統づけられたものでなくして、ヘーゲル、ニーチェ、ナウマン等の思想を祖述したものであるが、ナチスはこれを實行に移した點に於いて、單なる思想上の運動と異り、有力な政治運動として甚大な波紋を與へたことは二十世紀の一大驚異である。

國家社會黨はドイツに於いて公認せられる唯一の政黨であつて、黨の幹事等がその職務を執行するに當つて、政府の官吏はこれに便宜を供與する義務を負ふ。黨則は總統に依つて決定せられ、黨の副首領が內閣の無任所大臣となることを法律に規定してゐる。從つて黨の職務は直ちに國家の職務と同一視せられ、宰相より地方の市長に至るまで悉くナチス黨員を以つてこれに充てる。

ドイツ・ナチスの政策綱領は、ヒットラー總統の著書『我が鬪爭（マイン・カンプ）』に誌すところを、逐次に實行せんとするに在る。その直接の目標はマイン・カンプにも見られる如く『領土の獲得にあり』とする。卽ち自らの武力に依つて、先づ失地を恢復することに在る。ゲッベルス宣傳大臣の言葉を藉りていへば、『劍は外交政策を強行する唯一の道具なり』といふのである。

ナチス黨政策の基調は、『ドイツ民族の統一』であつて、ナチスの綱領の中にも、『吾人は民族自決權によりて、凡てのドイツ民族が、大ドイツ國に統一せられんことを要求す』と誌してゐる。

ナチスの民族論が、ゲルマン民族の優越性に根據を置くことは前記のマイン・カンプの左の如き記述に依つて明白である(註3)。

人類には三個のカテゴリーがある。それは文化の創造者、文化の保持者、そして文化の破壞者に分つことが出

來る。その内でアリアン民族のみが、この第一のカテゴリーを代表する。

更にマイン・カンプは左の如くこれを説明してゐる（註4）。

地球表面に於ける人類の文化と文明は、アリアン民族の存在と不可分に關聯してゐる。若しこの民族にして殲滅せられるか乃至は屈伏され了るならば、新しき野蠻時代の暗黒なる屍布がこの地球を掩ふことであらう。

それ故に、世界はこの優秀な民族の制覇に歸することが神の攝理であり、この聖業の達成のためには鬪ひが先行すべきであるといふ（註5）。

この世界に平和思想が力を得ることを眞面目に希求する者は、ドイツが世界を征服することを援けるため、全力を盡さなければならぬ‥‥人類の最も優秀な典型が世界を統率して、地球表面に於ける唯一の主人公となる場合にこそ、人道的平和論は卓越した思想となりうる‥‥それ故に先づ鬪爭、ついで平和論である。

ヒットラーの世界平和に對する見解として、更に一つマイン・カンプを援用するならば、現在までの所謂平和論が如何に憐むべき弱者の聲であつたかを彼が指摘した點に興味を惹かれるであらう（註6）。

ドイツ民族がその歴史的發展に於いて、他の民族が利益を占めた如く、民族統一の本能をもつて居たならば、ドイツ帝國は今日既に世界の主人公となつて居たであらう。世界史はかくて全く異つた方向をとり、そしてこの場合には多くの平和論者が、哀訴し、號泣して目的を達せんとしたことが、結局かゝる方法に依つては成功し得られなかつたことを了解したに違ひない。換言すれば平和は橄欖の枝を振翳し、老女の哀訴する如き悲哀狂躁に依つて達せられるのではない。平和の確保は、世界を支配する力をもつ民族の勝利の刃に依り、そして高度の文化のためにこれを行使することに依つて爲し遂げられるのである。

然し人種と傳統を異にする隣接諸民族、例へばチェッコ人、ポーランド人等はこれを保護領としてドイツ宗主

權の下にこれを統治するのであつて、ラテン民族やアングロ・サクソンの獨立國家はこれを承認しようといふのである。

ナチスが領土を擴張せんとする政策は、彼等の所謂生活圏(レーベンスラウム)の確保のためであつて、ドイツが强國として生存するためには大國たるにふさはしき人口と、これを養ふに足る物資とをもたなければならぬ。これがために最も適當な土地はソ聯邦の南部、所謂ウクライナとコーカサスである。マイン・カンプの一節には、『ナチスは潔く戰前の外交方針を止め、六百年の昔に遡つて、それからやり直さねばならぬ。吾等は歐洲の西又は南に向つての永久的移動を止めて、東方の地に着眼しなければならぬ。吾等は又大戰前の植民政策、通商政策を捨てて、將來は土地政策に移るべきである。而して今日のヨーロッパに於いて新しき土地を口にする以上、それは主としてロシア及びその邊境諸國しか考へられない』と誌してある。

更にまたヒットラーは一九三六年にニューレンベルグで演說して次の如く述べた。『若しウラルとシベリアとウクライナとを手に入れたら、ナチスのドイツは裕福の裡に游ぐことが出來る』と。

その頃からドイツに於いてはウクライナ人を結束して獨立國を造る運動が始まり、一九三四年にベルリンに設けられたロンドと稱する團體は、白系露人五千人を使役して、アルフレッド・ローゼンベルグ(ナチス黨外交部長)の指揮の下に活動を始めた。この計畫はドイツの東方にウクライナ獨立國を造り、ソ聯邦南部のウクライナを主力とし、これにポーランドの東南二洲と舊ルーマニア領のベッサラビアとブコビナの兩州を加へて、人口約四千萬餘の共和國を樹立し、ドイツの盟邦として之を支持しようといふのである。

尤もウクライナ運動は必ずしも新奇な現象ではない。一九一七年のロシア革命以後、南ロシアにウクライナ獨立、或はウクライナ自治の運動が起つて、一時はキーエフ市にその本部を設けたこともあつた。その翌年三月、

モスクワ政府と獨・墺兩國との間にブレスト・リトウスクの媾和會議が開かれ、こゝで成立した平和條約にはウクライナ共和國を北のソ聯邦から獨立した政府としてこれを承認した。この條約は間もなくヴェルサイユ條約を以つて廢棄せられたが、然しその精神は尙ドイツ政治家の腦裏に活きてゐるのである。かやうにウクライナ人を結合して、四千萬人の獨立國を造り、ドイツがこれを指導して、この地方の穀物、原料品、重工業を掌握し、更に進んでコーカサスの石油資源を獲得しようとの計畫は、近代の歴史に類の少い大政策である。その計畫が實行に移される場合には、ポーランドもソ聯邦も著しく形態を變じて、東歐羅巴の政治地理は全く一變することとなるであらう。

第三帝國の對外政策はドイツ民族が統一的一體となつて、自給自足の領土をうることを目指してゐるのであるから、世界經濟の再組織問題はこの要求を滿足させる場合に於いてのみ意味をもつ。然し歐洲大陸に自給自足の大國家を建設するには、全歐洲を意のまゝに左右することを必要とし、延いて歐洲の列强がドイツのこの意圖に服從することを意味するとも見られる。ナチス・ドイツがかゝる歐洲の覇業と、世界的國家の建設を目標として邁進する以上、それは必然的に隣接諸民族との抗爭を惹起し、その世界政策は經濟的にも、イデオロジーの上からも、他の强國との相剋を必然の勢とした。

然るにナチスの世界政策と帝政ドイツ末期の世界政策とを對比すると、こゝに顯著な相違點を認めることが出來る。曾てカイザー・ウィルヘルム二世は、『ドイツの將來は海上に在り』と聲明して世界政策に乘出し、植民地を求め、海外市場を開拓し、大海軍の建設を企てた。それが英帝國との衝突を必然ならしめた理由である。然るにナチスの世界政策は歐洲大陸に生活圏を築き上げることを基調として、海外植民地への進出はこれを第二義的と考へた。所謂生活圏とは何處までの地を含むかは明瞭でないけれども、オランダ、スカンディナヴィア、バル

チック海沿岸三國、東方に於いてはウクライナ、東南歐に於いてはルーマニア、ハンガリー等を限度とするものの如く見える。かくして英・米との摩擦をさけ、大陸的集團に依つて新しき歐洲の國家體制を造り上げることが、ドイツの所謂歐洲新秩序であると解釋せられた。マイン・カンプに誌された如く、ドイツが『歐洲の西又は南に向つての永久的移動を止め』ることに依つて英國との衝突は避け得るのみならず、東方の地に進出するに當つてもドイツはイタリー及びイギリスとの同盟を必要とすると、ナチスの指導者は記述してゐるのである。

三　ナチス外交の展開

一　『平和的意圖』の表明

ナチスが在野黨として國民に見えた時代に於いては、黨の闘爭方法は頗る單純であつた。ヴェルサイユ平和以來、相繼いで政局に立つた政府に向つて、國民の失望と艱苦と憎惡と憤懣とを一括して政府攻撃に利用し、これを自己の黨派に有利な如く展開させることを以つて足りた。

一九二五年に世に出たマイン・カンプを一讀する者は、ナチス執權の曉に、歐洲の現狀が危殆に瀕することを豫想しない者はなかつた。卽ちヴェルサイユ條約はすべての權利の蹂躙であり、ドイツと歐洲の禍害の根源であると誌されてゐる。敗戰は健全な民族に取つて必ずしも慘害ではない、と敎へる。敗戰とその害惡とは國民の犯した過誤に對する贖罪であるが、敗れた國民は直ちにその齒を喰ひしめて、再起にその全力を擧げなければならぬ。それにも拘らず、戰後のドイツは、猶太人、マルキスト、ブルジョア達が前敵と妥協し、兜を脫ぎ、革命思

想や平和思想を鼓吹して、ドイツの民心を怯弱に導き、國際協調主義だの、戰爭驅逐だのとたはごとを口にするのは、斷じて許すべからずとナチスは論斷するのである。それ故にナチスの主張は先づ以つて內敵を葬り、國權を恢復し、版圖を奪還し、獨立戰爭を準備せよといふのであつた。

この時代に於いてマイン・カンプが最大の敵國と見做したものはフランスであつた。フランス人の自己防衞の本能は、ドイツの分裂を策することに歸着する。ブルボン王朝も、ナポレオン家も、共和フランスも悉くライン左岸を奪ひ取る政策に於いて一致した。それ許りではない、ライン沿岸の守備に黑人部隊を送つて罪を重ねたフランスの政策は、正に白人種に對する殺人犯罪である。かくしてフランスは半ば歐洲、半ば黑ん坊の劣等文化に墮する道程に在る、と結論してゐる。

然しフランスの指導する世界覇權を打破するためにドイツは盟邦を必要とする。それはイギリスとイタリーとに於いて發見される。英國は曾てドイツの覇業を妨げんとして世界大戰に參加したけれども、結果はフランスの軍國主義を助長したに止まり、事實は戰敗を喫したと同樣であつた。依つてイギリスは、當然ドイツと提携してフランスに拮抗すべき運命に在る。次にイタリーは永きに亙る墺匈帝國の敵性から解放せられて、今日ではフランスのみがイタリーの植民地發展を阻害してゐる。イタリーがドイツと提携することが必然の運命にあると前記のマイン・カンプは誌してゐる。

ドイツはフランスを擊破した後、ロシアに向はなければならぬ。この方向はビスマルクの古典的外交政策に反するのみならず、一九二二年のラッパロ條約とも相反するものである。然し現在の情勢からいつて必然的にかくなければならぬ。ドイツがロシアと緊密である限り、英・佛は自然と握手するに至るであらう。政治的にかゝる危險の伏在する許りでなく、思想的に見ても世界革命を企圖するユダヤの革命家とどうしてドイツが同盟を結ぶ

ことが出來るか。ロシアの廣大な土地こそは將來ドイツが必要とする版圖である。それ故に西に進み南に伸びる政策を放棄して、中世のチュートン騎士の後を襲うてドイツは東方に進出しなければならぬ。それがナチスの東進論である。

『膨脹せんとする國民はその必要とする領土に對して當然の權利をもつ。その國民が生存上領土の擴張を必要とする場合には、この權利は一轉してその義務となる』と前掲のマイン・カンプは强調した。然るにナチスが政權に立つて以降、在野時代に昂揚した理論を實際行動に移す必要に迫られて、その口吻に多少の變化を牆した。一國政府の首長としては、マイン・カンプに掲げた項目を全面的に維持することが危險であることはいふまでもない。この變化の芽ざしは一九三〇年の選擧以後に現れて來た。ロザメヤー卿との會見に際して、ヒットラーは詳細にその政見を物語つて、フランスに對する政策に多大の妥協性を附加してゐる。又同年十月二十六日のナチス黨機關紙ヴェルキッシェ・ベオバハターに掲載された『平和條件』の中にも、ナチスは『列强との友好的協調に對して熱心な希望をもつ』といひ、『フランスとドイツとがそれぞれの自然の權利を基礎として、均等な基礎の上に眞の協調に到達する時に』世界の平和は確保せられるであらうとも書いた。

ナチスの妥協性は、一九三三年初頭の執權に依つて著しく强調された。その理由は、この頃の政府が國內の復興事業に全力を傾倒しなければならぬ事情に在つたことである。國內肅清、失業救濟、國內行政統一、經濟復興等々の事業は急を要する改革問題であつた。そしてドイツ國民は何よりも先にこれらの內政問題の解決を待望したことも疑のない點である。第二の理由は、所謂獨立戰爭の實行には多大の危險を伴ふが故に、武力の準備を必要とし、これには相當の年月を藉さなければならぬとの論が有力に行はれたことである。從つてこの時期から『ドイツの平和的意圖』なる言葉が、繰返し用ゐられるやうになつた。政治の實際に於いては、ナチスが政權を

執つたからといつて、直ちに前政府と異つた外交を實行しうる譯ではない。依つてベルリンの外務省は舊體制の人物、ノイラート男を首班として從前の外交官僚をその儘に使役し、ナチスの革新的人材を登用するに至らなかつたのである。

誠にヒットラー執權の直後、一九三三年二月二日に發表された政策綱要の中に『世界が現下最も必要とする平和の維持及び强化』に就いては新政府の重要な任務と思惟すと誌されてゐる。それはまた翌月二十一日の宰相の演説に於いて繰返された口調でもあつた。

就中、五月十七日に國會で發表した宰相ヒットラーの演説はかなり世間の注意を惹いたものであつた。宰相はヴェルサイユ條約の改訂を要求し、歐洲問題の解決に際して、ドイツは他民族の權利を飽迄承認する代りに、ドイツ民族に加へられたあらゆる拘束に對しては、反撃せざるを得ないと述べた。また軍備縮小問題に就いては、ドイツは今後孰れの國とも軍縮條約を結ぶ用意をもつて居り、軍縮に關するマクドーナルド提案をも承認するに躊躇しないと聲明した。

これに對する海外の反響はフランスの新聞紙が依然として疑惑を以つて批判した外、英國に於ては『ヒットラー宰相の演説は會議の將來に希望を齎した』とイーデンがいつた程に、一時ドイツを十字砲火の危機から脱せしめたものであつた。

これらの平和的意圖が前に述べた二個の理由から聲明せられたものとすれば、その理由の消滅すると同時にナチスの外交は更にマイン・カンプの本筋に引戻さるべきことも論理的の歸結といはなければならぬ。これを年代的にいふならば、ドイツ外交の攻勢は、

一九三三年十月十四日　國際聯盟脫退

一九三四年一月二十六日　ポーランドとの中立條約
一九三五年三月十六日　ヴェルサイユ條約中の軍事條項を廢棄
一九三六年三月七日　ロカルノ條約廢棄
一九三八年二月十日　オーストリーの併合
一九三八年十月一日　ズデーテン解放
一九三九年三月十六日　ボヘミア保護領化

の順序を以つて展開された。即ちナチスが政權を掌握した一九三三年から、一九三六年末に至る四ヶ年間は、專ら内政の改革とヴェルサイユ條約の桎梏を離脱するに忙殺せられた時代であり、そしてナチス・ドイツの世界政策は、一九三七年を契機として登場して來た。これを政策の內容から見れば國內の整備が一應終結を告げ、再軍備が對外進出を裏附ける程度に完遂せられると共に、オーストリー、チェッコを併せ、そして最後にポーランド問題の解決に電撃的の進攻が行はれ、かくして東進政策が本格的に步を進めることとなつたのである。

二　ポーランドとの妥協

ヴェルサイユ條約が實施されて以後、國交の最も圓滑を缺いたものはドイツとポーランドとであつて、この兩國の間には各種の係爭が絕え間無く起つた。ポーランドを獨立國家としてその存在を認めることは、ドイツ國民にとつて異存のあるべき筋はない。またその生產品を海口に持ち出すことにも、上部シレジアの資源開發に參加することにもさして苦情を唱へる譯はないが、ドイツ本國と東プロシアとを眞二つに隔離するダンチッヒ廻廊の創設を以つて永久的の解決とすることは斷じて承服できないし、上部シレジアの如く經濟的一體をなす地域をポ

ーランドに分割することも承諾し難いとドイツ國民は考へるのである。もともと中世以降久しい間に亙つてゲルマン人種とスラーヴ人種とが混住した土地であるだけに、兩國の國境を截然と區劃することは何人に取つても困難であるところから、ポーランド評論家の言葉を引用すれば、『神樣と歷史とがこれを決定する』ものとして事件の成行に任せた狀態に在つた。

ドイツ側は武力を用ゐて問題を解決する意思はないといふのであるから、國際聯盟規約第十九條の適用に依つて平和的改刪を行ふ道は開けてゐるし、ポーランドも亦ドイツの壓迫に對抗するため强國に支持を求める方法は有るから、兩國の戰爭が必然的だと見ることは悲觀し過ぎるとしても、來るべき戰爭の原因がこの地方に在ることは多數の一致する見解であつた。

然るにナチスが政權を執ると間もなく、ポーランドの外相としてベック大佐が登場して來たために、事態は著しく緩和された。一九三三年十二月二十六日——三十一日に亙りフランクフルター・ツァイツングに掲載されたジーブルグの論文に依れば、ドイツのポーランド政策が如何なる方向を辿りつゝあつたかを推知することが出來る。當時のポーランドは旣に深くフランスと結んでゐたし、またベック外相は同年九月にパリを訪問してその關係を固めて來たばかりであつたが、フランスは危急存亡の場合にポーランドを救援する保證を與へてゐた。唯問題となることは佛國の輿論が軍事的援助を承認するや否や、客觀的情勢がこれを許すや否やに在つた。

獨立以降のポーランドの境遇を一瞥する者は、獨・ソ兩國の間に挾まれたこの國の針路が頗る困難なことは一見して明かであり、從つてその航路を定めるに左顧右眄したワルソー政府の態度は極めて諒解に容易なところである。

ドイツとの關係は前に述べた如く、ヴェルサイユ條約の結果、ドイツがポーランドに割讓した土地は、プロシ

アの東方進出の支柱となるべき基地であつたから、これを失ふことはドイツに於けるプロシアの優越性を失ふことを意味する。それ故にこそ一九二〇年以降歴代のドイツ政府は、絶えずポトランド問題に主力を傾倒したのであつて、西部國境の不可侵を約束したストレーゼマンでさへも、ポーランド問題に積極的計畫を捨てなかつたとは、彼の自叙傳を見ても明白である。

然し西歐列强はこの根本問題を低く評價したためか、ロカルノ條約に於いてもドイツの東方國境は全然これを除外することとした。ポーランド側の主張に依ればダンチッヒ廻廊地方は元來ポーランドの領土であつて、こゝにドイツ人の居住するに至つたのはプロシアの移民政策の結果であるといひ、ドイツ筋の文獻（例へば『ドイツと廻廊』）に從へば、一八四〇年から一九一〇年に至る七十年間に、ポーランド地方から中央ドイツへ移住した者の數は四百萬人に上ると誌されてゐる。

かやうにポーランドとドイツとの係爭が絶えない結果、ワルソー政府は一應フランスとの協約に依つて、西方に依賴する方針を立てたけれども、これがどの程度に力になるかがポーランドの不安の種であつた。現にロカルノ條約は、フランスがポーランドの國境を防禦し得ないことを裏書するものであり、ブリアンとストレーゼマンの接近は間接にポーランドに對する打撃とも見るべきであつた。

この際ポーランドとソ聯との關係を附言することは必ずしも無用の叙述ではあるまい。モスクワ政府とポーランド政府とは一九二〇年の戰爭の後、リガ條約を以つて正常の國交を開始したけれども、兩國の邊境には斷えず流血事件が惹起され、相互の疑心暗鬼は絶えなかつた。一九二六年にピルシツキーの革命が行はれて以後、ソ聯の態度は一層ポーランドにとつて戒心すべきものが在つた。從つてピルシツキー元帥はソ聯との關係に就いて、全然無關心な消極的態度に出るか、進んでモスクワと妥協するか、或はまたウクライナ運動を支持して、この地

にポーランドに好意をもつ盟邦を創るかの外に策はなかつた。そして歴代のポーランド政府はこの最後の方策を捨てなかつた如く見える。それにも拘らずソ聯とポーランドとの平和が維持せられたのは、當時の勞農政府が全く西歐から孤立し、政權の基礎も安固とはいへず、領土擴張政策にも反對であつたために過ぎなかつた。これらの事情よりソヴェート聯邦は一九二九年二月九日にポーランド並びにエストニア、ルーマニア、ラトヴィアと共にリトヴィーノソ議定書に調印し、不戰條約の規定を遵守することを約束したのである。その後に於ける露・波兩國の關係は、表面上平靜の關係を續け、一九三二年七月二十五日にはソ聯とポーランドとの間に不侵略條約が結ばれ、この條約は引續き今次大戰まで存續じたものである。

とはいへ、形勢はポーランド以外の方面から動いて來た。殊にヒットラー執權以後、歐洲全體の勢力均衡が動搖して、ソ聯は漸次フランスと接近し、國際聯盟にも參加せんとする態度を示し、モスクワの外交方針に廣き活動の領域が展開されて來た。假りにソヴェートが共產主義を一擲して、元の國家主義に還る可能性を考へるならば、ポーランドの逢着する困難は容易ならざるものあることも想像されたのである。

かやうな見地から、ポーランドはドイツとの間に是非とも安協を成立させようと希望してゐたが、ドイツも亦、ナチス政權の出現が西歐諸國に意外の反響を與へ、從來親獨的であつた英國の輿論が、オースチン・チェンバレンの言葉に從へば、僅か一週間の間に反獨的に變化した如き、またソ聯邦との思想的反感が兩國の關係に暗影を投ずる狀況であつたために、暫く東方を安泰にすることを有利と見て、ポーランドが差伸べた手を握る決心をした。

一九三三年五月初旬にヒットラー宰相とポーランド大使との間に宣言文の交換が行はれ、空氣は次第に變化しつゝあつたが、これをポーランド側から見れば、ナチスの執權がワイマール政權に比べて幾多有利の條件を持ち

來したかに觀測された。第一にナチスの領袖には年來ポーランドと反目するプロシア出身者が僅少であつたし、第二にヒットラーが帝國主義を排撃して、ドイツ民族の統一を主たる目標とする限り、ポーランド人の住居する地方を覬覦する意圖は無い如く映じた。更に第三の理由として、ナチスの反共的政策は、ラッパロ條約の復活を不可能とし、この點でワルソー政府の基本政策と合致するものと考へられた。ポーランド政府がかやうな見解に到達したことは、一九三三年十一月十五日、リプスキーが初代のポーランド大使としてヒットラー總統に會見し、ナチスの政策に就いて詳細の叙説を聞いた時から始まつたともいひ得るであらう（註7）。

かゝる雰圍氣から生れたものが一九三四年一月二十六日に調印された中立條約である。一見してこの條約は兩國の關係に何の變化をも齎したものでなく、從來の係爭事件に解決を與へた譯でもない。然し數年間斷えず紛爭を續けた兩國が、如何なる場合にも武力に愬へずと約束したことは、兩國間に信頼の念を取り戻し、前途に友好の希望を與へたものであつた。

この協定はドイツの東部國境に住む者をして複雜な、戸惑ひの感情を抱かしめた。彼等にして見れば、今までの反ポーランド感情を解消し得なかつたし、ポーランドに住むドイツ系少數民族も本國とのつながりを切斷されたかの如く感じた。それに對してドイツ多數の國民が關心を持つたことも當然であつた。

條約調印の數日後、ヒットラー宰相が議會の演説に於いて『將來兩國の間に起るべき係爭に關して、これを武力に愬へて解決せんとする場合には、その勝利の果實が如何にあらうとも、依つて生ずる慘害は恐るべきものがある』と聲明したことは、友好の情を以つてポーランドを惹附けようとする意圖を示すものであつて、第三國にはこの時を以つてポーランドがフランスの陣營から離れたと考へる者もあつたわけである。

三 ザール地方の復歸

ヴェルサイユ條約はその第四十五條によつて、ザール地方は大戰中にドイツがフランス北部の炭礦を破壞した賠償として、これを國際聯盟の管理に移すけれども、十五年後には獨・佛の孰れに歸屬するかを、住民の一般投票に依つて決定すると規定してある。その投票期日は一九三五年一月十三日となつてゐたが、投票の向背は土地そのものの歸屬よりも、寧ろナチスの威信問題としてベルリン政府から重要視せられた。

沿革的に見てザールが獨・佛の孰れに屬することが正當であるかは玆に述べる必要はない。フランス側からいへば、アンドレ・タルデューの如き政治家までが、『ザール地方は永年フランスに歸一し、偶ゝ暴力によつてフランスから切取られた』土地であるといひ、ドイツはまたザールが本來ドイツ領であつたに拘らず、ルイ十四世が初めてこれを占據し、その後再びフランス革命軍がこれを占領したと主張するのである。

人民投票の事前には獨・佛雙方からの宣傳が入り亂れ、小競合の危險も豫想されて世界の注目を惹いたけれども、投票は案外平穩に行はれ、その結果は投票者の約九〇パーセントがドイツへ歸ること、九パーセントが國際聯盟へ、一パーセント弱がフランスへ歸屬することを希望することが判明して、ザールの行政權は三月一日にドイツ官憲へ引渡された。これはナチスの執權後に於ける最初の輝しい成功であつた。

（1） Henri Lichtenberger,—L'Allemagne nouvelle. Paris, 1936.
ソルボンヌ大學教授たる著者はナチス・ドイツを研究し、その性格と動向とを批判した評論をこの書物に纏めた。

（2） Stephen Roberts,—The House that Hitler built. London, 1937
著者はシドニー大學教授にして、近年ドイツに留學し、その研究の結果本書を刊行した。第三國人の筆になる著述とし

ては比較的公平にドイツの組織と動向を詳述してゐる。
所謂全體主義に對する解説としてはフランクフルト大學名譽博士の學位をもつ墺太利生れのドルッカーの左記著書（英譯）を參照。
Peter F. Drucker;—A Study of the New Totalitarianism. New York, 1939.

（3）マイン・カンプ（一九三九年英譯版）二四三頁。
（4）同上、三二一頁。
（5）同上、二四一頁。
（6）同上、三三二—三三三頁。
（7）ポーランド政府白書、Les relations Polono-Allemandes et Polono-Soviétiques. Paris, 1940. P. 37-40.

ドイツの再軍備と歐洲

一　序　說

ドイツにナチス政權が樹立せられてから、西歐列强の焦慮は如何にしてドイツを歐洲協調に引戻さんとするかの點に集中された。それには何よりも先にドイツの再軍備を合理化しつゝ、安價な對償を與へて歐洲大陸の現狀を維持する約束に縛りつけようとすることが考慮された。

ナチス政府は約六ヶ月以前から準備中であつた再軍備の宣言を一九三四年三月十六日に公表した。それはヴェルサイユ條約に定めたドイツの軍備制限條項を廢棄するといふのである。それと同時に將來ドイツは十八歲乃至四十五歲迄の男子に徵兵制度を恢復し、二十萬人の國防軍に代へて十二箇軍團、三十六箇師團（約五十五萬人）を常備軍として保有する旨を發表した。その理由として非公式に說明されたことは次の如き趣旨であつた。ベルリン政府は既に二月十四日を以つて英國に對し、自由意思に基く軍縮の交涉には何時にても應ずる用意ありと通告したに拘らず、ロンドン政府は三月四日に厖大な軍事豫算案を議會に提出し、これが說明として、ドイツの一方的軍擴と、その靑少年の軍事敎練とが、世界の平和を脅威しつゝありと白書に記載してゐる。更にまたフランス

政府は、來る四月の入營兵に對して半ヶ年、明年より一九三九年に到る入營兵に對してはそれぞれ一ヶ年の兵役年限延長を閣議に於いて決定した。これに依つてフランスの現役兵力は近き將來に二倍となる。ドイツは國の尊嚴と平和を維持するために軍備制限の條項を廢棄するのであつて、尊嚴と平和を維持することは國際法の基本的要件である。然るにヴェルサイユ條約は諸國共存體の基本道德を無視してゐるのであるから、かゝる條約は廢棄するとも差支ないと。

英・佛その他の舊協商國は、これに對して武力を以つて起ち上るか、若しくは既成事實を恭しく飲み込むかの二つの外に途が無い立場に在つた。この場合に於けるヒットラーの國際情勢に對する見透しは誤らなかつた。フランスは戰爭を挑發するとの考を持たず、從つて抵抗を試みずして沈默し、僅かに國際聯盟に問題を提起して、形式的な抗議を行ふに止めた。然しドイツの國論は單に條約の拘束から解放され、不當な屈辱を一掃したとの感情許りでなく、今まで不斷に痛感した國防の不安を除き得たものとして、歡聲をあげた。

この際に於ける英國の態度は、ルール侵入事件との方、一貫して維持した對獨方針に變化は無かつた。勿論ヒットラーの擡頭によつて、勢力均衡の崩れんとする徴候を悟つては居たが、壽府の軍縮會議で表明した如く、ドイツをして隱密の軍備を續行させるよりも、寧ろ公然と軍擴を行はしめる方が得策であり、そしてドイツを永久に不平等な地位に置くことは不可能であるとの理論に基くものであつた。曩に一九三三年五月、時の陸軍大臣ヘイルシャム卿は英國上院に於いて、ドイツが平和條約の規定に反し、再軍備を目的とする如何なる企に對しても、英國は强硬に反對すると聲明したけれども、實際は何事もしなかつた。それにはフランスに對する猜疑の念も手傳つてゐたことといふ迄もない。

イギリスの權力階級はドイツの再軍備進捗に多大の關心を抱いてゐた。それは七月三十日（一九三四年）首相ボ

ールドウィンが下院に演說して『諸君が英國の國防に就いて考へる時、もはやドーヴァーの白堊色の岸壁を考へずに、ラインの岸に就いて考へねばならぬ』と述べたことに依つても明白である。それにも拘らず國內の人心は世界大戰の慘禍に深く印象づけられて、ひたすら國際聯盟と稱する平和機構に信賴し、これに依つて歐洲の平和を維持し、昔日の繁榮を取返さんことを夢想しつゝあつた。假令ドイツの再軍備が遠からず英・佛の武力を壓倒せんとする情勢を說いても、民衆は高價な軍備强化に同意する心意氣は無かつた。政府が强ひて軍備擴張を企圖すれば、來るべき總選擧に大敗を喫することも明白であつた。言葉を換へていへば、イギリスの政治家は、平和に執着する國內の民心に恐れをなして、國家百年の大計を强行する決心を缺いたともいひうるのである。

かやうなイギリスの行動に對してフランスが激怒したことは勿論であつて、英國はまたしてもフランスを裏切り、大陸に抗爭する二つの軍國を相傷つけんことを企てるものとして輿論は不滿の意を表示した。

ドイツ再軍備の急速な進行が外國に判明したのは一九三四年の夏であつたが、同年十一月二十八日、英國下院に於いてボールドウィンの聲明したところに依ると、ドイツの新軍隊は步兵二十一箇師團、兵員にして三十萬、最新式の砲兵を具備してゐると述べた。また軍用飛行機は六百乃至一千機に達してゐる狀況であつて、この發表に就いては豫めベルリン政府の同意を得た旨をも附加へた。フランス側の得た情報は、更に大袈裟な數字であつて、一九三四年秋に於けるドイツ常備軍は警察隊十萬を含めて合計四十八萬、一ヶ年後には六十萬に達する計畫であると發表してゐる。

この情勢は必然的に歐洲列國の動向に影響を與へたが、就中フランスの對獨恐怖の念は極度に刺激せられた。それがフランスとソヴェート・ロシアとの接近となり、佛・伊の妥協となつて現れ、ロシアの聯盟加入をも促進し、英・佛協定の成立を見ることとなつた。そしてまたドイツ側からはヴェルサイユ條約の軍備制限條項を廢棄

する宣言となつた譯である。

二　東歐ロカルノ

フランスにヴーメルグ内閣の成立したのは大戰以後、久しく政局に立つた國民主義的政府の最終の閃光であつて、その外相の椅子に就いたのは、ポアンカレの流を汲む老政治家バルツーであつた。彼の最初の工作は倒壞に瀕した同盟政策の再建と、出來うればソ聯邦を抱込んで大同盟を形成し、それでドイツを孤立させようとする所謂新包圍政策と呼ばるべきものであつた。

彼は先づポーランドとの情誼を取戻すために、ワルソーとクラカウとを訪問し、盛大な歡迎を受けたが、獲るところは僅少であつた。その歸り途にプラーグとブカレストを訪ね、小協商國との舊交を溫めた。ついでベルグラードに行つて漸く疎からんとするユーゴースラヴィアを懷柔するに努め、その秋には皇帝亞歷山一世のパリ答訪を約束させて歸つた。

バルツーの目標は專らソ聯邦との接近にあつた。元來フランスは十九世紀以來ロシアと同盟の關係にあり、その帝政政府と餘りに深い關係を維持したために却つて勞農政府との國交開始を妨げた。一九二四年にモスクワ政府を正式に承認したけれども、その後に至つても佛・ソの關係を阻害する幾多の事件が相ついで起り、漸く一九三〇年に入つて兩國の國交は常軌のものとなつた。それは態度の怪しいポーランドに代へて、フランスがモスクワに秋波を送り、ソ聯邦も亦、ドイツの國內情勢に刺激せられて、西歐に手を差延べんとしたことに基因するのである。

一九三二年の十一月二十九日に佛・ソ不可侵條約の成立したのは、小協商國をしてこれに見倣はしめる下心であり、これに依つて東歐及び東南歐に跨るドイツ包圍の大ブロックを造らんとしたものである。ポーランドは既にソ聯との間に一九三二年に不可侵條約を結んでゐたが、一九三四年に入つてこれを十ヶ年間に更新した。ルーマニア外相チチュレスキュは豫ねてフランスに傾いた政治家であつたが、ソ聯邦と不可侵條約を結ばんとしてベッサラビア問題のために行詰つて了つた。

ナチスの反共政策が漸次顯著となるに從つてソ聯邦がフランスに支持を求める傾向は益〻濃厚となつて來た。然し一九三三年の秋、モスクワ政府がフランスに對して相互援助條約を結ぶことを提案した際には、フランスは無制限の相互援助を約束することに遲疑の色を示した。その理由はソ聯が極東の戰爭に卷き込まれる場合を危惧したことと、ロカルノ條約の定めるライン國境の不可侵協約に抵觸することを虞れた點であつた。フランスとしてはその東歐の同盟國、殊にポーランドがモスクワよりかゝる援助を與へられることを希望した結果、バルツー外相とリトヴィーノフ人民委員との間に協議が始まつて、相互援助は東歐諸國——その中にはドイツをも包含して——すべてを含む約束とし、國際聯盟規約の範圍内に於いて締結されること、並びにソ聯邦の東方國境には適用なきこととして話を進めることとなつた。

そこで佛國外相は一九三四年六月二十七日、その原案をイギリス政府に提示して諒解を求め、更に七月十一、十二の兩日ロンドンに赴いて、外相ジョン・サイモンと會談を遂げた。『ソ聯の差伸した手を振切れば、モスクワはベルリンと妥協するかも知れない。さらなればフランスにとつて死活の問題となる』と、バルツーは苦衷を吐露したと傳へられる。尤も、フランスの英國に求めたところは、歐洲大陸の現狀維持に就いて一般的保證を得ることではなく、佛・ソ間の相互援助條約に對する道義的支持を依囑したのであつて、英國としてはこれに滿

睦の熱意をもたない乍ら、終にこれを支持する約束を與へざるを得なかつた。七月十二日、英國政府は佛・ソ間條約案を公式に承認し、在ベルリン英國大使に訓令してドイツ政府に對し『今回修正された條約案は、全く相互主義に立脚するもので、非議すべき點がない』から、ドイツが進んでこれに加入することを希望する旨を傳達せしめた。

この條約案は通常『東方ロカルノ』と呼ばれるものであつて、一九二五年のロカルノ條約に對比し、專ら東歐の不可侵を約束するからである。草案は二箇の條約から成り、一は東歐八ヶ國の間に結ばれるもので、ソ聯邦、ドイツ、ポーランド、フィンランド、エストニア、ラトヴィア、リチュアニア及びチェッコスロヴァキアがその當事國と考へられてゐた。その二はフランスとソ聯邦との間に調印される條約であつて、平たくいへば、この兩國がドイツから攻撃を受けた場合には、相互に援助するといふのであるが、英國側の注意に依つて表面上はドイツが攻撃を受けた場合にもこれを適用することとしたのである。但し以上の場合、すべての締約國は國際聯盟の機構内に於いてこれに參加するとの極めて巧妙な、從つてまた微溫的な義務を負ふこととなつてゐた。

かゝる條約案がベルリンに於いて歡迎されないのは當然のことであつた。利害の必ずしも一致しない八ヶ國が如何にして互に援助を行ひ得るか、小國の間の紛爭に大國が直ちに干戈を動かし得ないのみならず、大國の抗爭に小國を卷添へとなしうるかどうか、またドイツが何故にチェッコスロヴァキアやポーランドに相互援助の義務を負ふのか、殊にフランスが獨り東歐に關する條約に參加する理由は何故か、等の幾多の疑問がこの考案を不評なものにした。

そこでドイツ政府は提案に反對の理由として平和を維持する最良の方策は、かゝる集團的條約を結ぶことでなくて、個々の政府の間に『具體的事情』に適合する合意に到達することであり、また平和の最善の保證は、『戰

爭に對して戰爭を準備することではなく、戰爭勃發の可能性を防止する方法を擴充强化するに在る」べしと述べた（一九三四年九月十日附のドイツ政府通牒）。

ポーランド政府も亦ドイツと同じく東方ロカルノ案に反對の意を表明したが、その動機はこの條約が反獨的色彩の濃厚な點に顧み、これに加入することが、ドイツとの不可侵條約を結んで以來の友好的空氣を攪亂するのを惧れたことにある。實際また同年九月にソ聯邦が國際聯盟に參加して、常任理事國の列に加はつたことは、ポーランドの好まないところであつたし、東方ロカルノ條約の提唱がドイツに對する新しき包圍政策であるとの印象は掩ふべくもなく世界に普及しつゝあつた。フィンランドも亦地域上スカンディナヴィアに屬する國であつて、東歐には屬しないとの理由を以つて條約への加入を拒絶した。

かくして東歐ロカルノ案が宙に迷つてゐる裡に、バルツーは一九三四年十月、マルセーユに於いてユーゴースラヴィア皇帝亞歷山一世と同時に兇彈のために斃れた。そしてこれに代はつた者はラヴァルであつた。ラヴァルは一九三五年一月にローマを訪問して、同月七日にローマ協定を締結し、佛・伊親善の新しい手を打つた（この問題については七一頁參照）。

三　ロンドン宣言

一九三五年一月一日、フランス首相フランダン、外相ラヴァルは相携へて英京を訪問し、マクドーナルド首相及びサイモン外相と懇談を遂げた。この會談は雙方に頗る良き印象を殘したと新聞紙は報道してゐる。

ロンドン會談の結果は、二月三日のロンドン宣言として發表せられたが、それはフランスの要求する安全保證

と、ドイツの要求する軍備平等權とを組合せて、獨・佛兩國に滿足を與へんと試みたものである。右の宣言は次の如き項目に亘つて、英・佛の共同聲明といふ形を以つて發表された。

(イ) オーストリーの獨立維持を目的として、沿ダニューヴ諸國の間に不干渉條約を結ぶことを提唱し、

(ロ) ヴェルサイユ條約中にある軍備條項をドイツが一方的に廢棄することを認諾し得ない。

(ハ) 但しドイツが東歐ロカルノ條約に參加し、オーストリー獨立維持の條約に調印する場合には、軍備制限の規定に代はる新しき規定（一九三二年十二月の軍縮に關する五國宣言を基礎とする）を以つてすることを認める。

(ニ) 英・佛・獨・伊・白の五ヶ國に空軍協定を結び、その一國が他國より空襲を受けた場合には、署名國は直ちにその空軍を以つて被侵略國を援助すること。

ロンドン宣言に對するドイツの態度は、二月十四日附のベルリン政府の發表に明白にされてゐる。その要旨は『ヨーロッパの危險の中心に位置するドイツ帝國の安全に對して、英・佛兩國の拂ひつゝある憂慮と、また歐洲の平和を熱望する高貴な精神に敬意を表し、英・佛側より提起された諸問題に就いては、篤と考慮を加へる』といふのである。それにしても、一般的の討議に參加する以前に、ドイツは豫め原則的な問題に就いて英國政府と會商を遂げたいとの希望を通告した。然るにフランスは、ベルリン政府が英國との協議を希望するのは、イギリスが重きを置く空軍協定のみを會議の中心として取り上げ、かくしてフランスを牽制するのではないかと疑ひ、ソ聯邦は、ドイツが東歐ロカルノを排斥しつゝ西歐との空軍協定に乘氣であるのは、イギリスと妥協してその鋒先を東に向けんとする魂膽ではないかと猜疑するに至つた。

英國がドイツに對して答へたことは、ロンドン宣言は一體をなすものであつて、空軍協定のみを引離して討議することは出來ない。然し英・獨の會談は英國の希望するところであると二月二十一日附の覺書に誌してある。

ドイツも亦これに同意の旨を答へたので、二月二十五日、サイモン外相は下院に於いて、フランスの諒解の下に三月七日にベルリンを訪問する豫定であると告げた。

四　ベルリン會談よりストレーザ

然るところ、ドイツ政府は、サイモン外相とイーデン國璽尚書の出發直前に、總統は風邪のため靜養を必要とするに至つたから、暫らく訪問を延期せられたいと申し出た。世間はこれをヒットラー總統の政治的感冒なりといつたが、その眞相は判明しない。唯、英國政府が三月四日に發表した白書の中に『ドイツが再軍備を續行すれば、隣接國の不安は昂進し、その結果として世界の平和を危殆ならしめるであらう』と記述したことが、ヒットラーに不快の念を與へたとの風評はかなり廣く傳へられた。それにしてもヒットラーが療養に名を藉りて三月八日から十五日まで、バイエルンの山中、ベルヒテスガーテンの別莊に引籠つたのはやがて公表せられた三月十二日の宣言（ドイツ空軍整備に關する）及び三月十六日の爆彈宣言（平和條約中の軍事條項廢棄）と思ひ合せて、この地に靜かに想を練つたものと考へて誤はないであらう。

ドイツは英國政治家の來訪を前にして、三月十六日の廢棄聲明を行つた。それは既成事實を造つて自らの地歩を堅くしようとの考から出たものと推定しうる。サイモン外相はイーデンと同道して三月二十五日朝ベルリンに到着し、盛大な歡迎をうけた。ヒットラー總統は二十五、六兩日に亘りイギリス政治家と會談したが、協議の結果は必ずしも兩國の意見が一致したものとは樂觀し得られない程度であつた。そのことは四月九日、英國議會に於いてサイモンの報告したところに徴して大體明かである。イギリス外相の報告は概要次の諸項に亘りドイツ側

の意嚮を傳へてゐる。

（イ）東歐ロカルノ案に就いてはドイツは利害の緊切でない諸國との間に相互援助の約束をなすことを欲しない。就中ソ聯邦との間にかゝる協定を行ふことを拒否したが、東歐ロカルノの代案として、個々の國と不侵略協定を結ぶ意嚮に傾いて居る。然るにソ聯邦は東歐ロカルノ協約にドイツとポーランドが參加することを必須の條件とする。尤もポーランドは獨・ソ兩國との間に既に不可侵條約をもつてゐるから、この上の條約を疑念を以つて迎へる狀態である。

（ロ）中央ヨーロッパ不侵略協定に就いては、ドイツも主義上反對ではないが、オーストリーに對する內政不干涉を重大視し、ローマ協定に示された如き不干涉條約には異議をもつてゐる。

（ハ）軍縮問題に就いては、各國平等ならば條件附でも承諾しうるが、ドイツの保有量としては陸軍三十六箇師團、人員最大限五十五萬、海軍兵力はイギリスの三割五分、空軍はソ聯邦の將來に對する留保附きで英・佛と同等勢力を要求した。

（ニ）空軍協定の締結には贊成である旨、ヒットラーより言明した。

（ホ）國際聯盟への復歸に就いてはヒットラーは不平等の條件では聯盟に復歸し得ないと述べ、その一例として植民地問題を擧げた。

ベルリン會談の最も具體的な產物は、海軍軍縮の問題であつた。實利主義のイギリスはドイツが海軍兵力量に就いて英國と妥協の意あるを見、逸早く具體的交涉に入る決心を定めた。而もこの交涉はヴェルサイユ條約に定めた兵力量を、英・獨二國限りの協定を以つて修正せんとするものであつただけに、歐洲諸國に大きな衝擊を與へ、或る意味に於いてドイツはイギリスと握手して大陸諸國に對する立場を有利に導いたものといひうるのであ

る（註１）。

ドイツの再軍備に就いて英・佛・伊三國の底意はそれぞれ異るものがあつた。然しこの頃まで、そしてこの時を以つて一轉機を劃することになつたが、三國ともにドイツに對して共同戰線を張る必要を感じてゐたから、四月十一日よりストレーザに會議して、ドイツの再軍備聲明によつて生じた新しい事態に對應する措置を協議した。四月十四日に成立した三國の決議は各種の問題に亙るものであるが、その重要なものは左の通りである。

（一）ドイツの再軍備宣言に對しフランスが國際聯盟に提訴する場合、英・伊兩國はこれを支持する。
（二）東歐ロカルノ案に就いては將來とも交渉を繼續する。
（三）オーストリーの獨立を尊重する點に就き一九三四年の英・佛・伊三國の共同宣言を確認し、中歐に對する不干渉協約を結ぶため、近くローマに關係國の會議を開く。
（四）ロンドン宣言に現れた五ヶ國間の空軍互援條約を結ぶやうに促進を圖ること。
（五）一般軍縮協定を促進するやう將來あらゆる努力をなすこと。
（六）墺・洪・勃・三國の軍備要求に對し同情的な支持を與へること。
（七）英・伊兩國はロカルノ條約に定めた義務を忠實に實行する意嚮を聲明し、これをドイツ及びベルギーに通告すること。

この會議に依つて決定された項目は多くはドイツを目標とする事柄であつたが、要するに世間體をつくろはんとする目的であつて、既にフランスが實力を以つてドイツを抑へる氣力なく、イギリスも亦衷心ドイツと抗爭することを好まない情勢に於いて、決議に實質的效果を期待せられないのは當然であつた。ドイツが東歐ロカルノに參加するや否やに就いては、四月十一日のドイツの回答が甚だ不明瞭であつたために、サイモン外相はこれを

自己流に解釋し、四月十二日の會議に於いてはドイツもこれに參加する意思ありと報告した。これを聞いたフランス外相ラヴァルは、局面が急に展開したと說き、今こそフランスは大手を振つてソ聯邦と相互援助の取極めを行ふことが出來ると述べて、佛・ソ間には或る種の互援條約が交涉中であると他の代表に報告した（註2）。

五　佛・ソ相互援助條約

ヴェルサイユ平和の成立以後、第二次歐洲戰爭に至る二十年間に於いて、中央ヨーロッパの外交史には三つの時期を劃することが出來る。最初はフランス勢力の絕對優勢時代であり、第二は條約によつて集團保證の確立に努めた時代であり、それが一九三五年五月二日の佛・ソ協約の成立を以つて頂點に達した。第三はドイツからロカルノ條約の廢棄宣言が行はれた一九三六年三月を契機としてフランス勢力が落潮の一路を辿つた時期といひうるであらう。

かゝる意味からして、史上に相當の重要性をもつ佛・ソ協約の顚末を述べるには、一九三三年の十月十四日、それはドイツが軍縮會議及び國際聯盟を脫退した日に遡らなければならぬ。この事件はブリアンの政策を踏襲して歐洲の和協を目標としたポール・ボンクールの政策に對する痛擊であつた。軍縮會議に於いて、ボンクールは英・米並びにイタリーとも諒解が成立したものと信じてゐたが、ドイツは眞正面からかゝる妥協を拒絕して了つた。そこでイタリーは固より、英・米も豫ねての約束を撤回してフランスの讓步を要求したため、ボンクールは失望の裡にジュネーヴを引揚げてパリに歸つた。

恰もその時にエドワード・エリオがソ聯邦の訪問から歸つて來た。モスクワに於いてはカリーニンやリトヴィ

ーノフが、彼を介してフランスに同盟を申し込み、カリーニンの如きは、『佛・ソは協力して平和を押附けるべきではないか』とまでいつた。エリオは全幅的にこれに共鳴してソ聯を引揚げ、歸來政府に向つて熱心にその實行を進言した。ソ聯が去る七月上旬に八つの邊境諸國と不侵略協定を結んだ事實は、平和に對する破壞的勢力に對して條約を擁護するモスクワの決心を示すものである。既に國際聯盟が崩壞し、米國が孤立主義に歸り、英國が行動の自由を留保するに至つた今日、フランスとしてはソ聯と協議する以外に往く途はないではないかといふのがエリオ派の見解であつた。

然し當時の首相ダラヂエはドイツとの妥協に一脈の未練があり、例の如く逡巡して決するところが無かつた。唯その間にバルカンに於いて成立したトルコ・ルーマニア・ギリシア・ユーゴースラヴィア間の協約は、小協商國をブルガリアやイタリーとの面倒な關係から解放し、安んじてダニューヴ問題に注意を向けることが出來るやうにしたために、小協商國はバルカン協約を大協商の線に沿うて活用することまで考へるやうになつた。

この形勢に刺激せられて、一九三四年の二月、フランス外相に就任したバルツーは、パリ駐剳のソ聯大使ドブガレウスキーと會見して協議を始め、四月上旬に入つて相互援助條約の要綱が作成せられた。それ以後に於けるバルツー外相の奔走と東歐ロカルノへの肩代はり案の作成については既に前節に於いて述べた通りである。

話は一九三五年に移る。同年四月九日、パリ外務省に於けるラヴァル外相とソ聯邦大使ポチョムキンとの會談は、この問題を促進する契機となつた如く見える。然しモスクワ政府は相互援助が自動的に行はれる規定を希望し、フランス側はロカルノ條約の義務を考慮して、國際聯盟規約の機構内に於いて援助義務が發動することを希望した。これらの交渉は五月二日に至り雙方の歩み寄りで妥協に到達し、この日を以つて條約の調印を了した。

この條約は歐洲の第三國から攻撃を受けた場合には聯盟規約第十條の適用を效果あらしめる方法について直ち

に協議を開始すること、並びに國交決裂に至る虞れある紛爭に就いて國際聯盟理事會の決議が遲滯し、若しくは一致を缺く場合、佛・ソ兩國が挑發なき侵略を受くる危險に際しては直ちに相互援助の義務を遂行すべしと規定してゐる。尙追加議定書に於いて、相互援助は兩國の領土が侵犯せらるゝ場合にのみ適用すること及び互援の義務は現存條約（ロカルノ條約）の義務に背反することとあるべからずと斷つてある。

形からいへばこの條約は一種の防禦同盟であるが、軍事同盟ではない。また國際聯盟の機構內に於いて效力を有し、他國の參加を認めてゐる等、極力同盟條約たる形をさけることに苦心した跡が見える。條約技術の上からいつて近代の條約上最も精巧細緻を極めたものと評せられる所以である。

越えて五月十六日、これに關聯して同趣旨の條約がソ聯邦とチェッコスロヴァキアとの間に締結せられた。尤も追加議定書に定めた如く、侵略の犧牲者がフランスから援助を受けた場合に於いてのみ相互援助の義務が發生するとあるから、一種の條件つきの義務といふべきである。

佛・ソ相互援助條約が締結されたことは、ドイツに反擊の機會を與へた。ドイツがこの條約を以つて聯盟規約に反し、不當にドイツを挾擊する約束なりと稱する理由は、大體次の如き根據に依るものである。

該條約は國際聯盟の決定なき場合にも、佛・ソが行動を起しうることを定めてゐる。從つて兩國が攻擊を受けたか否かの決定權は、國際聯盟を離れて全く兩國の決定に依ることとなつた。もともと國際關係の緊迫した際に、孰れが攻擊を始めたかの決定は頗る困難な仕事であるが、この條約に依つて、國際聯盟が戰爭を防遏する任務は抛棄されて了つた。更にドイツが脅威を感ずるのはロカルノ條約との關係に於いてである。ロカルノ條約はドイツとフランス及びベルギーとの間に結ばれた不可侵條約であつて、雙方の紛爭は國際裁判若しくは調停委員によつて解決し、解決不能の場合に初めて國際聯盟が侵略の有無を判斷し、妥當な援助を與へることを規定して

ゐる。この場合に侵略の有無を判定する權利は當事國に與へられてゐない。然るに佛・ソ條約の成立により、假りにフランスがドイツより侵略を受けたと稱して武力に愬へる時には、ソ聯邦も亦當然この戰爭に引き込まれる。ソ聯邦がドイツと爭ふ場合にもこれと同樣の結果を生ずるのである。かくてはロカルノ條約による相互の不可侵は意味をなさないこととなる、とドイツは主張するのである。この趣意はベルリン政府からロカルノ關係國に送付した五月二十五日付覺書に詳細に披瀝したところである。

佛・ソ條約の内容が知れ渡つた日、即ち五月二日、イギリス議會に於いて首相マクドーナルドは、『東ヨーロッパの安全組織に重要な貢獻をなすのは、特にドイツの力に俟つことが多い』と述べた。彼は東歐ロカルノにドイツが參加しないことを遺憾とし乍らも、ベルリン政府が不侵略條約を個別的に結ぶ提案をしたことに論及して、この提案は佛・ソ條約と毫も抵觸しない許りか、兩者は互に補足しつゝ東歐に集團的安全組織を創り出すことが出來ると思ふと結んだ。その翌日に、外相サイモンはドイツ大使ヘーシュと會見して英國の意嚮を傳へ、ドイツが速かに個別的な不侵略協定を東歐諸國と締結するやうに勸告した。

これに對してヘーシュは五月十日にサイモンを訪ねて本國政府の意中を披瀝したが、その際彼は『佛・ソ間の互援條約は、侵略者の何者たるかを明記してはゐないけれども、議定書を見ればそれがドイツを指すことは明白である。而も表面上はドイツに對する軍事同盟でないとの印象を世界に與へようとした同協約の文句は、確かに僞善的と評すべきである』といひ、更に個人の意見として『同協約はロカルノ條約と兩立しない』との見解を述べた。サイモン外相は『佛・ソ協約とロカルノ條約とは孰れの點に於いても衝突しない』と考へる旨を答へ、とにかくドイツから西歐空軍協約の案文を提出して貰ひたいと督促に及んだ。

かゝる應答の行はれてゐる中に、ヒットラー總統は五月二十一日に議會に於いて長時間に亙り外交方針を宣明

した。それは軍備に關するドイツの平等權を要求し、國際聯盟の決議（四月十六日）を排擊し、オーストリーに對する內政干涉を痛罵したけれども、同時にロカルノ條約の遵守を約束し、空軍協定や不侵略條約を結ぶ用意ありといひ、或る一定の軍縮に參加する意嚮あることをも示唆した。

英國外相ザミュエル・ホアー（ジョン・サイモンの後を襲うた）は七月五日の聲明に於いて、佛・ソ互援條約の內にはロカルノ條約に背反するものなく、またこれが適用を修正した點もないと述べたが、イタリー、ベルギーの兩國もこれと同意見である旨を發表した。それにも拘らず、ドイツに與へた衝擊については、イギリス政府もドイツの態度に『慨嘆すべきもの』ありといつた。

フランス總理ラヴァルは、エチオピア事件の進行中である事情に鑑み、ドイツをも東方ロカルノ中に抱擁せんことを企てたが、ヒットラー總統は、未だエチオピア事件の終了しない今日、フランスの提案を討議し得ないとの理由を以つてこれに應ずる色は無かつた。

一九三五年十二月に入つて、英國外相イーデンはドイツとの關係を整調する方向に動きつゝあつた。翌年二月二十七日、ドイツ大使との會談に於いて、ドイツは佛・ソ條約を餘り悲劇的に取扱つてゐるといひ、下院に聲明して集團的安全保證とは決して包圍政策ではないと述べた。

ドイツがこの機會にロカルノ條約を廢棄するかも知れないとの風評は、西歐諸國に不安の念を與へ、ベルギー政府はフランスに勸告して、時機を逸せずドイツと交涉の上、ライン沿岸の再武裝を認め、せめて空軍制限だけでも認めさせてはどうかと注意した。ラヴァルが內閣に据つてゐる間は、佛・ソ條約の批准が延引されたが、一九三六年二月に佛國下院は、多數を以つて條約の批准を決定し、上院は三月十二日に少數の差を以つてこれを可決した。

フランスのダラヂエ内閣は佛・ソ條約とロカルノの條約とが矛盾するや否やの點を國際司法裁判所の判定に一任する案を決定し、ドイツ政府に向つて、フランスが念願するドイツとの妥協につきドイツ側の基礎案を承知したき旨を申入れたが、三月二日ヒットラー總統は佛大使フランソワ・ポンセを引見して、既に右條約が批准された以上、情勢はそれ以前に比して著しく變化したといひ、ドイツは近く詳細なドイツ提案をフランス政府に送付するであらうと述べた。

間もなくベルリン政府は、三月七日を以つてロカルノ條約廢棄の通告を行つた。この措置は歐洲の均齊に重大な影響を與へ、ライン沿岸のドイツの防備は金城鐵壁の堅きを加へることとなつた。

六　英・獨海軍協定

一九三五年三月下旬、サイモン外相がベルリンを訪問した際、ヒットラー總統はイギリス外相に向つて、ドイツは英國海軍の優勢を承認するに異議なく、フランスと同等の海軍力、即ち英國勢力の三十五パーセントを保有しうれば滿足する意嚮を開陳した。續いてヒットラー總統は五月二十一日の演說に於いて次の如く述べた。『ドイツ政府は英國が海上に於いてその世界的帝國を保護すること、そして同時にドイツがその生存のためにまた大陸に於ける自由を保持するために必要なる手段をとることが、同樣に重要なことを認める。吾が政府は英國とかかる關係を結び、且つこれを維持し、また今日まで唯一度だけ起つた兩國間の戰爭再發を防止するため、誠心誠意、凡百の方法を講ずるであらう。』

この演說の後二週日にしてリッペントロップは數名の海軍專門家と共に六月四日ロンドンに到着したが、その

任務はいふ迄もなく、三月下旬の會談に依つて基礎の出來上つた英・獨間の海軍協定を具體化するためであつた。その結果、六月十八日に至り、外相サミュエル・ホアーとドイツ特使リッベントロップとの間に交換公文の形式を以つて英・獨協定が成立した。

（一）ドイツの海軍兵力は英國の三割五分とす。

（二）右原則の適用に關し、英國はドイツ代表の右の説明に同意する。

（イ）比率三割五分とは條約に定めた英國海軍保有量によつて定める。條約の無くなつた場合は、現實保有量の三割五分とす。

（ロ）將來一般軍縮條約の成立する場合には必ずしも比率を定める必要は無いが、ドイツは事實上この比率以下では滿足しない。

（ハ）右比率は他國の建艦に依つて影響せられないが、他國が異常の建艦をなし、均衡を破るに至つた場合は改めて協議する。

（ニ）ドイツは艦種別制限の方式に贊成する。將來の一般軍縮條約に於いて艦種別制限の方式が採用せられない場合には、各艦種に付き三割五分の比率を變更するには英・獨間の協定に依つて決定する。

（ホ）潜水艦に就いては、全海軍力に於いて三割五分を超えないことを條件として、英國と均等量を保有する權利をもつ。但し、特別の事情の發生しない限り、全海軍量の四割五分以上を保有しない。

この協定はフランス・イタリー・ソ聯邦を始め、小協商國からも驚異と失望とを以つて攻擊された。英國議會に於いても、上院は六月二十六日、下院は七月十一、十二の兩日に亘り盛んな論戰が行はれた。

英・獨協定に就いて、イギリス政府を非難する者は、これを政治上の理由と、海軍勢力の均衡の見地から論難

を加へるのである。

この協定がヴェルサイユ條約の正文を兩國限りの合意を以つて變更したものであり、平和條約に背反するものであることは、イギリス自身もこれを認める。然し英國政府の主張は、ヴェルサイユ條約は死文であつて、歐洲の平和は實情の變化を認容することに依つてのみ維持することが出來るといふのである。イーデンは六月二十一、二日兩日に於けるラヴァル外相との會見に於いて、フランスが一九三四年四月、陸軍軍備に關するドイツの提案を拒絶したのは重大な錯誤であつたと指摘し、『フランスは汽車に乘遲れたのである。如何なる政策も、これ以上に高價なものはない。海軍の領域に於いてイギリスはフランスの例に倣ひ、實際的解決を試みることに決定した』と明言した。それにしても佛・伊等の反對は、今日まで條約改訂に就いて共同の態度を執つて來た國々に一言の協議もなくして、英國が條約の改訂を單獨に行ふ權利をもつてゐるかどうかといふ點に在る。現にイギリスはストレーザ會議に於いてドイツが國際條約を一方的に廢棄することを非難し、その三日後には國際聯盟理事會に於いて公式にドイツを非難する決議を支持したのである。然るに二ヶ月後に至つてイギリス自身に平和條約を廢棄する共犯者となつた。それはドイツに對する共同戰線の破壞なりとフランスは憤るのである（註3）。

實際問題として英國がドイツに對し三割五分の艦隊比率を認めたことは、歐洲の海面に於いてドイツ海軍の勢力を著しく優勢なものとする結果になつた。その理由は、當時の英國海軍兵力は概約百二十四萬噸と計算せられてゐたから、ドイツ海軍の兵力量は四十二萬噸となる譯である。それ許りではない。英國が新しく建艦を行はないとすれば一九三六年の末には戰艦十五隻の中十一隻、巡洋艦十五隻の中十四隻、驅逐艦百二十隻の中五十隻は海軍軍縮條約に定めた艦齡を超過する筈であつた。

これに對しドイツ海軍は防禦すべき唯一つの海岸線を持つのみであるが、英國海軍は全地球表面に亘つて廣い

海洋を防衛しなければならぬ。そしてドイツは一九三五年中に十一萬五千噸の建艦を完成する計畫であり、一九三九年にはその最大保有量の四十二萬噸に到達するであらう。その時に至つて英國は概ね艦齢超過の老朽艦を抱いて、比率は數字以上に不利益となることも明かである。ヴェルサイユ條約がドイツに認めた海軍兵力は十四萬四千噸であつたのに比べて、新協定は聯合諸國に大なる脅威を與へる結果となるといふのが、反對論の眼目であつた。フランスとイタリーはロンドン條約の第一篇の規定により主力艦の兵力量を十萬五千噸または七萬噸に減ぜられたに拘らず、ドイツは英・獨協定により最大限十八萬三千噸を與へられたものであるから、遠からず佛・伊の主力艦勢力はドイツの下位に立つこととなる。かゝる協定は必然的にドイツ對佛・ソの軍備競爭を刺激する外はないとする論も大陸諸國に於いて强調された。

七　ロカルノ條約の廢棄

一九三六年に入つて、ドイツが近くロカルノ條約を廢棄するだらうとの風評が歐洲の首都で傳へられた。一月二十七日、イギリス外相イーデンはジョージ五世皇帝の葬儀に參列するためロンドンに來合はせたノイラート男爵（ドイツ外相）と水入らずの會談を遂げた。その時にノイラートは、ドイツが飽迄ロカルノ條約を尊重する決心である旨を述べたので、イーデンも亦ロカルノ條約は西歐洲の平和を維持するに極めて重要なものであるから、イギリス政府も苟しくもこれを破棄したり、弱體化する如き行動はしないと確言した。

イーデンの言葉に耳を傾けてゐたノイラートは言葉をついで『ドイツの憂へるところは西部ではない。佛・ソ相互援助條約が批准される曉にはこれと並行したソ聯とチェッコスロヴァキアとの協定があるから、ドイツは空

中より兩聯合軍に包圍される狀態に陷るであらう。さうなると、空軍協約や空軍制限等は、一層困難となる虞れがある』といつて、『固より協定が不可能なりと斷定する譯ではない』と、彼は沈痛な態度で話したのである。その際に彼は佛・ソ協約の批准によつて、ドイツはロカルノ條約を破棄するだらうとは、おくびにも出さなかつたと傳へられる。

その後に於いても英・獨の間には、互に釋然としない乍らも、東歐ロカルノ案や空軍協定について會談や文書の交換が續けられ、ベルギー・フランス等はドイツがラインランドの再武裝について畫策してゐるとの噂に對して、切りに自己保全の策を考慮しつゝあつた。

三月二日、國際聯盟理事會（これはイタリーに對する石油輸出禁止問題を討議した日）に於いてフランス首相フランダンは、イーデン外相に對し、ドイツがラインランドに進駐し、イタリーがロカルノ條約を否認した場合に、英國は果してフランスを援助するであらうかと質問した。英國に對するフランスの要求はイーデンが歸京して後、三月六日の下院に於いて討議の題目となつたが、確然たる意見の一致はなかつた。然しその間にも形勢は次第に緊迫しつゝある如き感を與へた。

イーデンは尙最後の努力を試みる考から、三月六日の夕、ドイツ大使フォン・ヘーシュを招いて、遲蒔き乍ら、西歐空軍協約の商議を開く餘地があるかどうかを檢討した。ヘーシュはこの問題をヒットラー總統に傳達しようといつて、將に席を去らんとする時、重ねてイーデンに向ひ、ヒットラー總統の重大な宣言を託された特使が到達することになつてゐるから、明朝再び會見してそのメッセージをお傳へしようと語つた。その特使こそロカルノの廢棄と、二十五ヶ年間の不侵略條約提案とを關係國に齎したものであつた。

一九三五年三月六日、ヒットラー總統は翌七日正午に國會を召集する旨を布告し、ベルリン駐在の英・佛・伊

及びベルギー大使に對して國會開會前にウィルヘルム・ストラーセに參集を求めると申し送つた。これらの外交代表者はノイラート男から一通の覺書を手交せられ、同時にライン沿岸の非武裝地帶の再占據が早朝から開始されたこと、然しその占領軍の數は表徵的な小部隊に過ぎない旨を言明かされた。この時フランス大使フランソワ・ポンセはドイツ外相に向つて、何故にドイツは平和的方法に依つて非武裝地帶問題を解決しないで、か丶る方法に愬へたのであるかとの質問を發したが、充分の返辭を與へられなかつた。

ドイツの覺書は曩に記述した佛・ソ協定に對する異議と、ロカルノ條約に矛盾するとの理論を强調し、ロカルノ體制は事實上解消して了つたから、ドイツはライン沿岸非武裝の責任より完全に解除されたと解すると誌してゐる。ドイツはこれに關聯して次の諸點に就き關係各國に提議して平和維持に協力する意嚮を表示した。

(イ) 佛・ソ兩國政府が、各國の國境線附近に、新たな非武裝地帶を設定することに同意すれば、ドイツ政府に於いても、改めて非武裝地帶を設定するに吝かでない。

(ロ) 更に安全保障に關する佛・白兩國政府の要請に考慮を加へる用意あり。英・伊兩國政府に於いて、保障の任務を引受ければ、ドイツ政府は西部國境線に就き、二十五ヶ年間に亘る不可侵條約を締結する。この不可侵條約にはオランダ政府をも當事國として參加させるに吝かでない。

(ハ) 更に西部國境線に於いては、空軍相互援助條約を締結し、東部國境線に於いてはリチュアニア政府を加へ別個に不可侵條約を締結することを提言す。

(ニ) 關係各國政府が以上の諸制限に應諾すれば、ドイツ政府は國際聯盟に復歸する用意あり。但し聯盟規約はヴェルサイユ條約より截然分離することを前提條件とする。

(ホ) ドイツ政府は、相當期間中に、各國政府と交渉を遂げ、植民地問題を友好的に解決することを希望す。

ロカルノ條約廢棄に先立つて、三月六日にベルリンで重要な會議が開かれた。ヒットラー總統主宰の下に軍部首腦部と内閣員とが一堂に參集して、前回に引續きラインランド進駐の問題を討議した。洩れ傳へる處によればゲーリング元帥とゲッベルス宣傳大臣は積極論であつたが、シャハト、ノイラート男及びブロンベルグ將軍は、それぞれ經濟、外交及び軍略上の見地からこれに反對したといふのである。ヒットラー總統は三人の反對論に深い印象を受けて、決斷に躊躇したとも傳へられる。然し國際情勢は確かにドイツの電撃的行動に有利であつた。エチオピア戰役の紛糾から、イタリーは必然的にドイツを支持するであらうし、フランスは樞軸二強國を向ふに廻しての戰爭を遲疑して專ら英國の支援に依賴するに相違ない。その場合に英國の輿論がフランスの實力行使を支持するかどうかは多分に疑の餘地ありと見えた。

イタリーがこの問題に就いてドイツから誘ひを受け、而もこれを斷つたのは、曩に佛・ソ條約がロカルノ條約と矛盾しないとの立場を宣明したためであるといはれる。或る一部にはイタリーの示唆によつてドイツ軍のラインランド進駐が決行されたと唱へる者もあるが、これを證明すべき事實は見當らない。それにしてもイタリーは英・佛を牽制する手段としてこの事件を歡迎したであらうことは間違ないと思ふ。

ドイツがこの際にラインランドに兵を進め、ロカルノ條約を廢棄した理由は、『東歐と西歐との連絡の遮斷』、或は『ドイツ包圍網の粉碎』、『西歐ブロック成立の防止』であり、軍事的にいへばフランスのドイツ攻撃を封じて、事實上フランスが小協商國やソ聯邦に救援軍隊の派遣を阻止するにあつた。

フランスとイギリスがこの事件を如何に受取つたかは稍〻詳細にこれを叙述しなければならぬ。何となれば、ロカルノ條約の廢棄は英・佛を疎隔するにかなりの效果を奏したからである。

ドイツ軍のライン左岸進駐に依つて最も深刻な衝撃を受けたのはいふ迄もなくフランスであつた。世界大戰後

の平和會議に於いて、フランスがその國境安全のために要求した最大の條件はライン左岸の併合であつた。殊にフォッシュ元帥はライン河が萬事を解決すると唱へて、最後までこの點を固執したことは有名な事實である。然るに英・米兩國は領土の併合がウィルスンの十四綱領に反し、他日紛爭の因をなすものであるとして强硬にこれに反對した。その結果、英・米はフランスに對してライン國境の安全を保證する責任を引受け、ヴェルサイユ條約と同時に保證條約に調印したのである。ところがアメリカ議會が條約の批准を拒否したために、保證條約は消滅してヴェルサイユ條約のみが殘つた。それは一九二五年に至つて、更めて獨・佛・白三國が國境不可侵を約束するロカルノ條約を造り、相互に平和的意見を確認することとした一半の理由である。だからフランス人もこの條約ばかりはドイツが嚴守するだらうと最後まで信じてゐた。

かゝる心境に於いてロカルノ條約の廢棄通告を受取つたフランスは、直ちに東方國境の不安に戰慄を禁じ得なかつた。ロカルノ條約に背反するドイツの行動に對して、武力を以つて對抗す可きや否やが當面の問題となつたのである。サロー內閣は直ちに閣議を開いて對策を議したが、ライン保證條約（ロカルノ）の第四條第三項に該當する侵略であることには一致したけれども、それには英國が實力を以つてフランスを支持するや否やが不明である限り、武力行使に反對する意見もあつた。政府は取敢へず一部の軍隊動員を下令して然る後に關係國と交涉を開く說に左袒した。それはドイツの武力は未だフランスに拮抗しうる程度に充實されてゐないとの見透しに基くものであつて、ドイツを屈服させるには究竟な機會であると考へたからであつた。それにしても英國の態度がこの際に於ける重要な鍵であつたことはいふ迄もない。

パリ政府は三月七日の午前の閣議に於いて、直ちに問題を國際聯盟に提起すると共にロカルノ條約關係國の會議を開くことを決定し、午後の閣議には軍部首腦者もこれに出席して對策を議した。その日の夕刻、外相フラン

ダンが問題を國際聯盟に附議する旨の聲明を發したことは、ベルリンとロンドンに安堵の色を與へた。

イギリス大衆の感覺はフランス人とは全く別の方向に動いてゐた。彼等の考へたことは、『フランス人は恐獨病に罹つてゐるために常にドイツを實力によつて抑へつけようとしてゐるが、それは無理な仕事である。ライン左岸への進駐は敵對行爲であるにしても戰爭行爲ではない。それ故に英國は沈着と決意とを以つてドイツ人の神經過敏を鎭靜することを必要とする』と。換言すればドイツ人は自國の版圖を占領したものであつて、それが戰爭の原因とはなり得ないとするのがイギリス輿論の大勢を成してゐた。

英國政府の態度を明かにした第一聲は三月九日、イーデン外相の下院に於ける聲明であつた。『ドイツが自由意思を以つて調印したロカルノ條約の義務を廢棄し、恰も何物も存在せざるが如く行動することは、國際關係を複雜化し且つ重大化するものであつて、條約神聖の原則に對する痛撃である』と述べ、『然しドイツの行動は敵對行爲の開始なりと想像すべき理由はない』と一轉して、『若しフランス乃至ベルギーに對し、ドイツが攻撃を加へる場合には、英國政府はライン相互保證條約に基き被侵略國に對し援助を與へる義務を負ふに至ることは勿論である』と明言した。イーデンはその演説の末尾に於いて、歐洲の平和が崩壞の危機に在りとせば、これを再建することが何よりの急務であると力説し、『この精神に基きドイツより新に提示した案を冷靜に檢討する用意をもつ』と結んだ。

英國政府が佛・白兩國に對して、侵略の場合にこれを救援する義務あることを認めたことは、佛・白方面から歡迎されたけれども、ロカルノ條約が廢棄された以上、ドイツと新しい條約を結ばうとする方針は、ロカルノ精神と矛盾するものとして非難された。

パリに於いては首相アルベール・サローが三月七日の夕、自らマイクの前に立つて政府の態度を放送した。彼

は今回のドイツの提案を受諾する餘地はないといひ、その理由として『第一には過去一年内にドイツは二回迄一方的に條約を廢棄した經過に鑑み、今回の提案にも信を置くことが出來ない。第二にドイツは條約の規定に反し非武裝地帶に兵力を進め、而も平和的交渉を試みようともしなかつた。吾等はかくして既成事實に當面したのであるが、かゝる行動が例となるに於いては、最早歐洲に平和はあり得ない』と述べた。

ソ聯邦と小協商國とは強くフランスを支持する如く見えた。國内の輿論も當初は國境の安全に不安を感じた跡は歴然たるものがあつたが、ドイツがフランスの國境を犯す意圖をもたないことが判明するに及んで、ロカルノ條約廢棄が專ら集團的安全保證の精神に及ぼす影響を顧慮するやうになつた。

ソ聯邦大使はフランス外相フランダンと會談の際、ロシアの意嚮として、フランスが强硬の態度を以つて臨むことを希望し、この問題を有耶無耶の裡に過す場合には、ドイツは更に次の條約破棄を行ひ、而もこれを制止することは益〻困難となるべく、所詮ドイツとの戰爭が不可避なりとすれば、歐洲全般に利害の緊切な問題について起上ることが佛・ソ兩國に取つて有利であらうとの意見を述べた。それが大使一個人の見解でなかつたことは、これと同一の見解を以つて三月十日にソ聯邦の在英大使マイスキーが英國外務次官に會談したことに依つて略〻明白である。

ベルギーはロカルノ關係國として強い衝撃を受けたが、政府は努めて愼重な態度を執つた。然し一九一四年の辛い經驗をもつ民衆は、ドイツが再びその國境に進入するのではないかとの危惧に依つて、三月七日より八日に亘り多少動搖の色を示した。三月七日の朝、ドイツ代理公使が、ベルギー首相ファン・ゼーランドを往訪して、ベルリン政府の覺書を手交した際、首相は全然その態度を留保する旨を答へた。軍部は兵卒の休暇を取消し、パリとロンドンとの接觸を緊密にすることに努めたが、間もなくフランス政府が事件を國際聯盟に附議するとの決

定を知つて、ベルギー政府は聯盟理事會を急速に開會するやう三月八日に電報を以つて請求した。首相ゼーランドが愼重な態度に出たことは、ロンドンとパリの意見が必ずしも一致しないこの事件の處理に際して頗る有效な取次ぎ役となつた。然しまたこの經驗に依つてベルギーが一九一四年以來持續した同盟政策のために、他日佛・獨間の戰爭に捲込まれる危險の增大しつゝあることも明白となつたから、この國の政治階級は、ベルギーが純中立の立場に返り、ベルギー獨自の政策を堅持することを賢明と考へるやうになつた。その結果が一九三六年十月十四日の聲明となつたものである（註十）。

イタリーの態度は一貫して頗る愼重であつたけれども、ローマ政府が、これを利用して經濟封鎖の撤廢、エチオピアの既成事實承認に有利な空氣を造らうと苦心したことは掩ふべくもなかつた。パリ駐劄イタリー大使は外相フランダンに對し、イタリーはロカルノ條約を忠實に守るとの言質を與へたに拘らず、當時の情勢から見てフランスはその支持を期待し得ないと觀測してゐた。

間もなくパリに於いて關係五ヶ國の會合が催された際、會議の決定に對してイタリー代表は直ちに贊意を表せず、ローマ政府も遂にこれに參加することをさけた。かくてイタリーは漸次ドイツとの握手を進め、秋季に入ると共に獨・伊の協力は益々明瞭となるに至つた。獨・伊樞軸結成の傾向はこの頃から姿を見せ始めたのである。

三月十日からパリに開かれた關係國會議（ドイツを除く）には英國からハリフアックス卿とイーデン外相、ベルギーから首相ゼーランドが出席した。この會議に於いて直ちに明白となつたことは英・佛の見解が餘りに疎隔して或は兩國間の協商が決裂に陷るのではないかとの點であつた。フランス外相フランダンは、

（一）ドイツはライン左岸に進駐した兵力を全部撤退すべきこと。

（二）右要求の容れられざる時は、ドイツに對し制裁を加へること。

（三）撤兵の完了する迄はドイツと新協約の交渉に入らないこと。

（四）英國がフランスを支持すべしと議會に聲明した以上、進んで英・佛の間に同盟を締結すべきこと。

を主張してフランスの輿論は斷じて讓歩を肯んじないであらうと述べた。

ベルギー首相はライン非武裝地帶は白國に取つて唯一の安全保障であつて、同國が永久中立の地位を捨てたこともこの保障あるがためであつた。然るにベルギーの關係しない佛・ソ協約を理由としてロカルノ條約を廢棄することは承服し得ないところであると主張した。

英國全權はパリに來て始めて空氣の容易ならぬことを發見し、ゼーランドの意見にも深く動かされた。そして今日まで英國政府の考へてゐた方向に問題を解決することの頗る困難なことを看取した。イギリス政府は善後策として聯盟理事會の開會後ドイツと新しい協定を結ぶことを方針としてイーデン外相を派遣したのであつたが、フランダンはラインの原狀恢復までドイツと新しき交渉に入ることを欲せず、また入ることは不可能であるといひ放つた。英國側はドイツをして撤兵を承認せしめることの困難を豫想してゐたし、さりとて制裁を課することも容易でないと考へた。そこでイーデンはフランスの態度がかやうである限り結果に於いては當分行詰りの狀態が繼續する外ないであらうと指摘し、一の妥協案として、ドイツの進入軍は單なる表徴的の少數に止めること、またドイツとの交渉續行中はラインランドの築城を行はないこととする案を提示したが、フランスはこれにも贊成を留保した。

かくして問題は國際聯盟理事會に移されることとなり、今回は特にロンドンに於いて十三日から會議を開くこととなつた。尤も五ケ國の會議はこれと平行して十二日からロンドンに催された。この間にもドイツ軍の相當兵力がライン沿岸に到着しつゝあるとの情報によつてフランスの空氣は硬化する一方であつた。英國に於いてもド

イツの新提案に興味をもち、ドイツ側に好意を示す如き傾向は、時間の經過と共に是正せられ、三月十一日の英國閣議に際して、イーデンは、ドイツがライン左岸に進めた兵力の一部を撤退させるやう說得の必要あることを主張して閣議の贊成を得た。十一日夕刻、イギリス外相はドイツ大使を招き、ドイツ政府の說明の通り、ライン左岸の軍隊は表徴的目的を達するに必要な小部隊を除き殘餘はこれを撤退すること、またドイツの新提案に就き交涉中は駐屯部隊を增加せず、且つこの地方に新要塞を構築しないことを要望する旨を述べた。これより曩、ベルリンに達した報道は、五ヶ國會議がロンドンに開催せられる由を傳へたので、ドイツ政府は英國が決してフランスの出兵を支持しないものと判斷した。若しイーデンの提案を幾分にてもドイツが認容すれば、英國の仲裁役割は頗る勢をうること必然であつたが、ヒットラー總統は、眼前に迫つた選擧對策として、一層强硬な態度を國民に示す必要に迫られ、イギリスの申し入れを一蹴して了つた。ヒットラーは三月十二日カールスルーへの演說に於いて『吾等がライン地域で取戾した主權を何者かよく減殺するを得んや』と叫んだ。但しドイツ政府は同日附の覺書を以つて英國政府に對し、『新提案につき交涉の繼續する間はライン駐屯軍を增加しない』旨を回答した。

ロンドン會議は十二日午後から英國外務省で開かれ、イーデン(英)、フランダン(佛)、グランヂ(伊)、ゼーランド(白)の代表はパリ以來持越しの論議を繰返した。この間英國政府は努めてドイツ側と連絡を取り、出來うる限りの讓步を期待したが、それが却つてフランス側の不滿を煽り、英國はロカルノ調印國として佛・白を援助する義務を負ふに拘らず、これを忘れて恰も調停者の如く振舞ふとの非難を浴びせた。

四國會議は連日討議を重ねたが、容易に意見の一致を見るに到らず、フランダン外相はドイツが適正な賠償を行はないならばフランスは國際聯盟を脫退するかも知れないと迄極言したが、それにはソ聯邦と小協商國との支

持あるものと推測された。かゝる曲折を經て三月十九日に至り漸く四國協定案と稱するものが成立し、翌二十日英國政府から白書を以つて發表された。

四國協定案を纏めるため、結局英國は左の諸點に於いて佛國に同意を與へたのである。即ち（一）ドイツに對し常設國際司法裁判所の判決に服從することを要求すること、（二）國境より二十粁の非武裝地帶に國際軍を派遣すること、（三）國境の佛國側及び白國側には非武裝地帶を設けざること、（四）佛・白國境を防禦するため、英・佛・白三國參謀本部間に實行協定を作成すること、而して佛國は制裁條項を引込め、またドイツ軍隊の撤退を交渉開始の先決條件とするといふ主張を撤回した。

四國協定の內容を要約すれば、同協定は二部より成つて居り、第一部は今回のドイツのロカルノ條約違反に對處する手段を規定し、第二部は集團的保障制度の再組織を目的とする將來の國際會議の議題に就いて規定して居る。

第一部は先づドイツの一方的廢棄を非難し、ドイツの一方的行爲は、ドイツに何等新たなる法律的權利を與へざるのみならず、歐洲の安全に對する脅威たるを認むとなし、

（一）ドイツ今回の行動に拘らず、ロカルノ條約は依然效力を存すること。

（二）條約の相互援助規定の執行を確保するため、締約國參謀本部間に直ちに對策を協定すること。

（三）佛・ソ相互援助條約がロカルノ協定に違反するや否やに就いて、常設國際司法裁判所の判決を求め、ドイツがその判決に服從することをドイツ政府に要請すること。

等を定め、右判決の確定に至る迄、左記方法に依り、ライン非武裝地帶の秩序と安全が維持せらるべしと定めて居る。

(イ) ラインランドに於けるドイツ軍隊數（三萬六千五百）ナチス黨の軍隊數及び要塞に關する現狀維持。

(ロ) 獨・佛國境の東方二十粁の地帶をライン保障條約の保障國軍隊に依り占據すること。

(ハ) 以上の措置の實施を監督するため、國際委員會を設立すること。

四國協定は更に、若しドイツが以上の條項を承認すれば、四國はロカルノ條約に代はるべき新相互援助協定の締結を目的とする商議にドイツを招請すべく、右商議は、ヒットラー總統の提案を基礎として討議せらるべきことを定めて居る。

第二部は二ヶ條より成り、第一條に於いては國際會議の召集を勸告し、右國際會議に於ける議題を大要左の如く定めた。

(一) 集團的安全保障機構の組織。

(二) 聯盟規約第十六條の適用に關し、聯盟各國の義務を一層明確に規定すること。

(三) 軍備縮小。

(四) 國際經濟關係の改善。

(五) ドイツの國際聯盟復歸の條件及び東歐不侵略條約に關するヒットラー總統の提案に對する審議。

第二條に於いては聯盟理事會に對し、規約第十一條の實施及び一九三五年四月十三日の理事會決議の實施に關し、適當の方法を決定することを要求した。

四國協定には右の外二箇の附屬書があり、その第一は聯盟理事會の採擇したドイツ問責決議を掲げ、第二は佛・白兩國政府の書面に對する英・伊兩國政府の回答を掲げて居る。右回答は大體左記内容のもので、ドイツが四國協定を拒否した場合に、英・伊兩國は適當の手段を講ずべきことを約したものである。

（イ）ドイツ政府が四國協定を拒否した場合に、英・伊兩國は適當の手段を講ずべきことを約束する。

（ロ）英・伊は、ライン保障條約の規定に準據して佛・白を支持し、共同に決定せらるべき一切の方策に基き行動する。

（ハ）佛・白兩國が挑發せずして侵略を受けた場合に兩國の安全を保障するため、英・伊は有效適切な措置を講ずる。

（ニ）右目的のため、四國協定所載の參謀本部間の折衝を繼續すべく、また今後聯盟理事會に於いて、平和維持及び國際法の尊重のため、必要な勸告案が採擇せられることを共同に努力する。

四國會議と並行して、三月十四日からセント・ジェームス宮殿に開かれた國際聯盟理事會は、濠洲代表スタンリー・ブルースを議長として佛・白兩國からの提訴を審議した。この會合に於いては佛・白兩代表から、ドイツの行動はヴェルサイユ條約を侵犯する行爲であり、ロカルノ條約の規定に從つて、英・伊兩國は佛・白を援助する義務ありと主張した。越えて三月十六日にはベルギー代表から次の如きドイツの問責案が提出せられた。

聯盟理事會は……第一にドイツ政府がヴェルサイユ條約第四十二條、第四十三條、並びにライン保證條約の公約を無視し、ライン非武裝地帶に正規軍を派遣して上記の各條項を侵犯したことを確認する。第二に聯盟事務總長に對し、右事實の認定をロカルノ體制參加各國政府に通達することを命ずる。

この決議案に附帶してそれぞれ各理事から發言があつたが、イーデンはその演說に於いて英國が武力制裁を不必要とする趣旨を敷衍し、ドイツが新らしく提唱した平和機構案を取上げて充分審議する必要あることを主張した。

三月十九日に至り、ドイツのリッペントロップ代表は理事會の招請に依つて出席し、詳細にドイツの立場を闡

明したが、その演説の後、問責決議案の採決に入り、チリ代表が棄權し、エクアドル代表が缺席した外、理事會は滿場一致を以つてこれを可決した。然しこの決議案に從つて行動を執ることは四國會議に一任する諒解を以つて理事會は三月二十四日に閉會した。

イーデン外相は三月二十六日、下院に出席して四國協定案を說明し、イギリスの立場を表明して世界の注意を惹いた。この演說に於いて彼は、四國協定案は最後通牒ではなく、ドイツがこれに代はる建設的提案を行へば、英國がこれを考慮する用意をもつ旨を明かにした。また英・佛・白三國の間に參謀本部員の協議を行ふ筈であるが、それは毫末もイギリスの政治的義務を加重するものではないと述べた。然し、彼が强調したことは、英國がロカルノ條約調印國としての義務を忘れたものではなく、『余は條約上の義務を怠る最初の英國外相たることを欲しない』と附加したことである。

かくして四國協定案はベルリン政府へ發送せられたが、ドイツはこれに對して三月二十四日に長文の回答を寄せて來た。ドイツの覺書は頗る長文であるが內容は原則的のもので、ライン左岸へ進駐の理由を詳細に繰返し、四國協定案はドイツ國民を屈辱的地位に置くものであるから、これを基礎として歐洲の平和を確立することは到底不可能なりといひ、總選擧終了後に改めて具體案を提出すると結んでゐる。

ナチス黨は三月二十九日の總選擧に於いて絕對的優勢を占めたが、越えて三十一日、ベルリン政府は第二回の回答文を四ヶ國政府に送付した。この覺書は、軍縮、經濟、新條約案の各項目に亙り詳細を盡したものであつたが、既にライン進駐が既成事實となり、政治的解決から條約技術の議論に入るに及んで西歐諸國の足並は完全に崩れて了つた。結果に於いて佛・白兩國の慘敗に歸したことはいふ迄もない。殊に獨・英間の海軍協定以後、英・佛間の感情の疎隔が一層目につくやうになり、フランスの國內情勢が金融財政の行詰りと共に左右兩派の對立

を激化する形勢となつたことは、獨・伊樞軸の威力を益々痛感せしめる狀態に導いた。

英國側の見解は次の如くに要約される。卽ちエチオピア問題とライン左岸進駐の問題とは殆んど相前後して西ヨーロッパに波瀾を惹起したのであるが、これを集團的安全保障の見地から見れば、イタリーの遠征は餘りにも明白に侵略行爲であり、國際聯盟規約の背反であるとし、これに反してドイツのライン左岸進駐は、情狀に於いて遙かに諒とすべきものがある。然るにフランスも隱密の裡にイタリーと妥協し、國際聯盟の立場をも無視し乍ら、事一度自己の國境に關係する場合には、打つて變つて國際聯盟規約を固守せんとする態度に出ることは、尠からぬ矛盾なりと責めるのである。

然るにフランス側は、エチオピアの如き沙漠に均しき熱帶の瘴地のためにイタリーの友情を失ひ、對獨問題に不利を招くが如き英國の態度は、歸するところ植民地的利害の打算から生じたものであり、ライン問題について冷淡な仲裁人の如き素振りを敢へてするのは、フランスを支持する熱情を失つたためであつて、イギリスが口に大陸の平和を維持すると唱へ乍ら結局は孤立政策に歸るのであらうとの疑念を深くした。孰れにしてもライン左岸にドイツ軍が復歸したことは、著しくフランスの威力を弱くし、歐洲の勢力均衡が決定的に獨・伊に有利となりつゝあること掩ふべからざる事實であつた。英・佛の政治家もこれに氣が附かないではなかつたが、英・佛ともに軍事的に無準備であり、輿論は前途の見通しについて色盲に罹つてゐた。

その頃イギリス政府が一九三四年五月から一九三六年三月に亙る對外交渉の一切の顚末を靑書として公表したのは、識者をして歐洲紛糾の原因が何處に在るかを悟らしめるためであつたらう。さうして一方に國防を强化しつゝ、國內の輿論の健全化を計らうとしたのである。フランスの評論家が、ライン進駐の敎訓としてフランスは自ら守る實力を養へと叫んだのも現實に目覺めた者の聲であつたと見て誤ないであらう。

（1） Royal Institute of International Affairs; —Survey of International Affairs, 1937.
歐洲事件の公文書、聲明書等に就いては現在まで細大漏すところなく蒐錄してゐる。

（2） Foreign Affairs. New York. vol. 14-No. 1. p. 51; —France and the Anglo-German Naval Treaty. André Géraud.

（3） 註2論文參照。

（4） 『國際聯盟の慘敗とロカルノ條約の解消に依り、歐洲は勢力均衡の政策に還つた。それが自動的にベルギーの中立を恢復したのである……ベルギーは歐洲の鍵であつて、それ故にまた十九世紀に於けると同じ役割を再び演ずることになつた』と、エミール・カムメール教授は誌してゐる。同教授の左の著書は近代ベルギーの立場を諒解するに最適の書冊である。
Emile Cammaerts; —The Keystone of Europe, London, 1939.

エチオピア征服

一　エチオピア事件の意義

暗黒大陸の一隅に二十世紀の今日まで獨立の命を繋ぎ得たものにエチオピアがある。それが新鋭イタリーの進出の目標となつて俎上に乗せられることとなつた。イタリー人に取つては、四十年來の宿怨の凝るところであり、多年熟慮の結果でもある。千年以前からソロモンの明君を出し、明眸の女王シェバを産んだ王國として、エチオピア人はローマの强兵も、十字軍の騎士も、近代の植民地的遠征軍をも天嶮に據つて撃退して來た。

イタリーが立ち遲れて、一八九六年にこの國に攻め入つた時には、アドウァの原野に無慙な敗戰を喫したのである。

元來イタリーがパリ平和會議以來、英・佛に對して含むところは、一九一五年のロンドン密約の履行が一向に行はれてゐない點である（それにはウィルスンの十四ヶ條の綱領に依つて、すべての密約が反古に歸した理由もある）。それにしても既に一九〇五年のアルヘシーラス會議の時に、英・佛はイタリーに對して取殘された北阿弗利加の土地に自由な行動をとることを認めた。この默認に基いて一九一一年の伊・土戰爭が始まり、トリポリを併合した事

は周知の事實である。ロンドン密約はすべての戰時條約の例に洩れず、その取極めは極めて漠然たる文句ではあつたが、パリ會議がフユーメ問題で紛糾したためイタリーの取分は殆んど顧られなかつた。イギリスはこれに酬いるため一九二五年の條約を以つてイタリーに對し、エチオピアに於ける特殊利益を承認し、同年英國はジユバランドをイタリーに讓ることとした。一方フランスは頗るけちな考へ方からイタリーの期待に副はなかつたが、英國の關する限り、エチオピアがイタリーの勢力範圍に屬することは一九〇六年、或は遡つて一八八四年の條約以來引續きこれを認めて來たのである。

イタリーがエチオピア征服を決心するには凡そ三箇の有利な條件がこれを推進したと認められる。その一つはローマ政府と法王廳との和解である。法王の勢力は數億のカトリック信者に君臨する許りでなく、政治的にも決して輕視することは出來ない。よつてファシスト政府と法王廳との關係を改善することがムッソリーニの年來の希望であつた。一九二九年にラテラン條約を締結して多年の懸案を解決し、法王も亦忠實なイタリー臣民であることを認めしめたことはその外交的成功といはなければならぬ。かやうにして和協協約の成立したためにムッソリーニの地位は內外に對して著しく强化された。北阿及び近東に散在するイタリー居留民は尠からぬ數に上るのであるが、その大部分がファシストではないにしても、略〻例外なくカトリック信者である。

その頃のイタリー國內は、一九二九年の紐育恐慌の餘波を受けて、輸出貿易は減退し、トリポリの駐屯軍は叛徒に惱まされ、リラ貨の相場を人爲的に高く維持したために物價騰貴と同時に財政上の負擔を增した。獨裁政治家の立場は國民の注意を外に向はしめることを有利とするのであるが、執權以來不斷に戰勝の光榮を國民に說き乍ら未だ一度も凱歌を擧げた事實は無かつた。時機は漸く熟したのではないか。

ローマ政府は一時アフリカのポルトガル植民地を狙つたこともあつたが、これには南阿聯邦の強い反對があつ

て實行を躊躇させた。然しエチオピアに關しては英國政府も充分納得濟みであつたから、結局これを選んだものであらう。イタリー軍のエチオピア攻略に就いては英國官憲、殊にスーダンに駐在する官吏が豫ねてからこれを承知してゐたことは、英國の秘密文書——中途に盜まれて一九三六年にイタリー新聞に暴露された——マッフェー報告書に依つても明白である。

今回の事件の發端は一九三四年十二月五日に、エチオピアの南國境に近きワルワルに於いて、イタリー兵とエチオピア軍との間に小競合が起り、雙方の間に百三十餘名の死傷者を出したことに始まる。事件そのものは頗る些細な衝突に過ぎなかつたが、これに依つて惹起された餘波は遂にイタリーをドイツの盟邦に追込み、國際聯盟の無力を暴露する契機となり、英・佛兩國の優柔性を發揮して、一九三九年の第二歐洲大戰を惹起する原因となつた。

ワルワル（オーアシス）はエチオピアの國境から六十哩の地にあり、儼然たるエチオピア領に屬するとアヂス・アベバの政府は言明して、その證據品としてイタリー出版のアフリカ地圖を擧げるのである。これに對しイタリーは實際問題として過去五ヶ年間エチオピア政府はワルワルを放棄してゐるのみならず、邊境の酋族が屢〻イタリー植民地ソマリーに侵入して治安を害するために、この地方を管理することが必要であると答へた。

エチオピアはアフリカに於いて珍らしく列强から取り殘された土地であつて、とにもかくにもアヂス・アベバ政府の政令の下に獨立國の形を維持して來た。然し一八九一年から一八九四年の間に英・伊兩國は、この國に關して三回も條約を結び、その版圖の大部分をイタリーの勢力範圍と定めたが、一八九六年にイタリー遠征軍がアドウアに破れて以後、條約の改訂が行はれ、著しく英國の勢力が進出した。

一九〇六年に英・佛・伊三國はエチオピアに關する新なる條約に調印した。この條約は三國がこの國の領土保

全のために全力を盡すこと、及び條約所定の權益を保全するために共に協力することを約束したものである。

エチオピアは一九二八年にイタリーとの間に友好仲裁條約を締結して、相互に獨立を損傷する如き行動を執らず、兩國の間に發生することあるべき紛爭にして普通の外交的手段により解決し得ない問題は、これを仲裁調停の方法に委託すべき旨を約束した。

以上の條約に照らしてエチオピアに關するイタリーの地位を考へる時、一九三四年末に紛爭が起つた際の立場は、

一、エチオピアが主としてイタリーの發議に依つて一九二三年に國際聯盟に加入したことから、イタリーは國際聯盟規約に拘束せられる。

二、一九二八年のパリ調印ゲロッグ協定の義務を負ふ。

三、一九〇六年の英・佛・伊條約の義務。

四、一九二八年の仲裁條約の規定に拘束せられる。

固よりイタリーはこれを知らない筈はなかつたが、ロンドン及びパリの空氣はイタリーのエチオピア征服に根本的な異議を挿まないことが略〻確實であり、國内の準備も一九三三年以來着々整へられつゝあつたことから推測して、一度イタリーの兵力がエチオピアを席卷すれば、海外の輿論は速かに既成事實を認めるであらうとの觀測の下に、出兵が行はれたことは略〻疑のないところである。

一九三四年末のワルワル事件から翌年九月末までの情勢は頗る不安定なものであつた。イタリーがその植民地兵力を充實しつゝあつたのは事實であるとしても、前揭の諸條約に背反した行動もなく、戰爭に愬へた譯でもなく、事件を仲裁に附することさへ容認したのである。恰も國際法と條約に抵觸するとの非難を危惧するかに見え

たローマ政府は、一九三五年の秋に入つて初めて活潑な軍事行動を執るに至つた。

英・佛としてはイタリーに對して實力を以つて爭ふ氣持は無いにしても、エチオピアの重要性を閑却してゐる譯ではない。今日までこの國が獨立を維持し得たことは數多の帝國主義の鉢合せの結果であつたともいへる。即ち英國は紅海の兩端に於いて、スエズ運河とアデンとを掌握し、アデンの對岸にソマリー、その西南にケニア植民地、エチオピアの北と西とは埃及とスーダンに接壤してゐる。埃及を潤ほす綠ナイルの水源は、實にエチオピアの森林地帶にあるタナ湖に發するのである。

フランスのもつソマリーには要港ヂブウチがあつて、マダガスカル、印度支那への要路を扼してゐる。ヂブウチの背後をなすエチオピアはその唯一の鐵路に依つて首都アヂス・アベバに繫がれてゐる。殊にフランスは條約の尊重と國際聯盟の强化を年來の政策として世界に臨んだのであるから、二十年後の今日と雖ども、その國家的利益は第一の方向を指してゐると見て誤ないであらう。かやうな主張は國際政治の表面のみを見る場合には一應の理窟であつたけれども、ムッソリーニはその裏面を讀まない程に世界知らずではなかつた。

イタリーの首腦部が計算したところは、英國に對しては、直接にその利益に手をふれない限り保守黨内閣がイタリーと事を構へる虞れはない。尤も英國の輿論がどう動くかは別問題であるけれども、民主主義の國民は常に臆病であつて平和第一主義であるから、他國の戰爭渦中に入ることをさけようと努める。一時の輿論の昂奮は政府の手によつてこれを籠絡することもさして困難であるまい。フランスはドイツを怖れること虎の如き狀態にあるから、獨・佛の爭に際して、ドイツを援助しないとの約束を與へさへすれば、イタリーのエチオピア進出に反對する筈はないと。

かゝる精確な洞察の結果、ローマ政府は一九三三年以降、エチオピア攻略の準備を進めつゝあつた。エミリオ

・ボノ將軍の誌すところに依れば、彼は一九三二年からエチオピアに入り、各方面の事情を視察した。同年九月にはイタリー皇帝に從つてエリトリアに往つた。一九三三年の秋には征服に關する一切の準備が整つた。『宰相はアフリカの事件については何人にも語らず、自分と二人のみが萬事を飲込んで居り、その間世間の臆測を刺激するやうな事件は何一つ起らなかつた』とボノ將軍は誌してゐる。一九三四年はその計畫の下準備に費され、アヂス・アベバに駐在武官として派遣されたルッゲロ大佐は、現地に於いて地方の酋長等と深く結託した。それから間もなく彼はエリトリアの長官に轉任して他日の機會を待つた。

ボノ將軍に宛てたムッソリーニの書簡に依れば、『萬一イギリスと事端を惹起さば、吾等は積極的態度を捨てて、暫く既得權を守るに止めなければならぬ。この事は味方の勢力消耗を減ずるためにも極めて必要であつて、スエズ運河が英國の掌中にあり、イギリス艦隊が優勢であることから考へて、充分に警戒すべきである』といふ意嚮から見ても、ムッソリーニの危惧は推測するに足る。その際イタリーをして敢然所信に邁進させたのは專ら英・佛の内政事情がイタリーに有利に變展し、ナチスの再軍備が歐洲の勢力均衡に一大變化を來たした理由に依るものである（註1）。

二　ラヴァルとボールドウィン

一九三四年の春バルツーがマルセーユに倒れて後、フランスの臨時外相として登場した者は、今尙有名なピエール・ラヴァルである。彼は一九一四年の選擧に初めて無產派の代議士として當選したが、一九一九年以來、右翼に轉向し、間もなくブリアン首相の下に法相に就任した。豐富な資金を撒いて左右兩派に『渡り』をつけて

ゐた。或は親獨派と見られ、親伊派とも罵られたが、イタリーの援助を確保してドイツに備へることを最善の政策と考へてゐたことは事實である。そのために佛・ソ互援條約の批准を抑へ、國際聯盟に不信を重ね、後來のフランスの立場を弱くする結果を招いたが、彼はアフリカに於けるイタリーの自由行動を認め、中歐に於いてはドイツの覇權を認めることに依つてフランスの安全を圖らうと企てた。これを平和第一主義と評するにしても敗戰的退嬰政策に墮した點は明かであつて、結局に於いて小協商諸國は固より英國、ソ聯、國際聯盟の憤激を沽つたことも當然の結果であつた。

ラヴァルは一九三五年一月初旬、ローマを訪問して歡迎せられた。その產物として一月七日に調印せられた佛・伊協定は、條約の規定から見て何等重要なものではなかつた。その概要は次の如き諸項である。

(一) アフリカに於ける佛・伊の經濟提携を約束し、アヂス・アベバとヂブウチ間の鐵道株の七％(三萬四千五百株中の二千五百株)をイタリーに讓渡す。

(二) 佛領ソマリー及びエリトリアの海岸十三哩半、面積三百九平方哩の土地、リビア南方チベスチ山系附近四萬四千平方哩をイタリーに割讓す。

(三) チュニジアに於いてはイタリー人の國籍問題に就いて、一九四五年より一九六五年の間にチュニジアに生れたイタリー人の子供に就き國籍の選擇を許す。

(四) オーストリーに關しては、同國と關係國との間に互に不干涉協定を結ぶことを勸告し、佛・伊は差當り同國の領土保全に就いて、臨機執るべき措置を協議する。

(五) ドイツの再軍備問題に就いては、佛・伊兩國共に軍備制限條項を一方的に廢棄することに反對の意を表し、かゝる事情の發生したる時は互に協議すること(註2)。

以上の合意は條約の正文よりも、その背景となつた政治的雰圍氣に重きを置くべきものであつて、若しこの精神が完全に維持せられるならば、佛・伊がドイツに對する共同戰線の基調とも目すべき重大な協定であつたといひうるであらう。實際この約束に依つてフランスがイタリーに與へた讓步は極めて僅少であるが、公表されない約束の內に、フランスはエチオピアに於けるイタリーの自由行動を認めることを約し、イタリーはフランスに對しドイツに對抗する場合に佛國を援助することを約したと、ラヴァルの側近から吹聽された。尤もラヴァルはフランス議會に於いてとの協定が何等エチオピアに關係のないことを言明し、同國に關する一九〇六年十二月の英・佛・伊三國條約や、國際聯盟規約の尊重を力說したが、世間は早くも言外の機徵を察して、佛・伊の妥協が成立したとの印象を受けた。

ラヴァルの政策は誰が見ても、ヴェルサイユ平和以後フランス保守黨の執り來つた政策の脫線であつた。前任外相バルツーはポアンカレの遺した對獨包圍政策、國際聯盟强化の方針を踏襲して、小協商國に對する工作とソ聯邦索き出しの外交行脚のさ中に倒れた。これを相續したラヴァルが却つて反對の方向に趨つたことは、一體どういふ理由であつたらうか。

最初に考へられることはラヴァルその人の個人的要素である。ラヴァルは右黨の多數から支持を受けつゝも、右黨のフランクラン・ブイヨンから親獨派なりと攻擊され、タルヂューからは親伊派なりと攻められた。新聞紙上に於いては右翼に屬するペルチナックスから、小協商國に裏切るものとして激しい反對を活つた。尤もバルツー一派と雖ども、ドイツに對抗するためにはイタリーを冷遇することの危險を悟つて、暗殺せられる以前からローマ訪問の計畫を立ててゐたのである。然しバルツーがローマに旅行すれば、一月七日の協定の如くにユーゴースラヴィアを離反させる程の條約は結ばなかつたに違ひない。

ラヴァルの外交は、一時イタリーとの關係を改善し得たとしても英國を怒らせ、小協商國を離反させ、殆んどフランスを孤立無援の境涯に突落して了つた。唯問題はラヴァルの外交政策がフランスの內政に對する考慮から出發したことを想はせるもののあることは、當時の事情からして一應首肯されるところである。

フランスに於ける左右兩派の對立は次第に激化の徵候を示して來た。ソ聯邦との互援條約の如きも多分に左翼の動向に支配せられた傾向を認められる。その際イタリーと接近することに依つて議會以外の勢力をもつ極右派を中央の民主派と協力させる可能性ありと考へたことも、ラヴァルの動機をなしたものであらう。右黨の政治家は、イタリーと妥協することによつてドイツを孤立せしめ、國內に於いてはファシスト的勢力を强化しうると計算したのであるが、實際に於いては、フランス極右黨の勢力は一九三五年の末期を以つてその全盛期を終つた。そしてラヴァル內閣も遂に一九三六年の初頭に倒壞の運命に陷つた。かくしてフランスは暫く人民戰線の全盛期に入つたのである。

ボールドウィンは誠實篤行の君子人であると評せられてゐるけれども、イギリス人にとつても一箇の謎である。一九三三年春、ヒットラー執權以後の英國外交は不斷に動搖を繰返したが、就中エチオピア事件の起つて以來、ボールドウィンは前後三回に亙る聲明に於いて、最初に彼は『制裁が戰爭を意味する』といひ、次に『余は決して英國を戰爭に導かざるべし』と述べ、更に『英國政府はイタリーに制裁を課するに決した』と發表した。常人の論理からいへば、それは明かな矛盾であり、スカンダルにも等しい撞着であると見える。だが『頭腦で考へず、心臟で考へる』イギリス人からいへば其處に一貫した統一性があるとして眉毛も動かさない。イギリス外交の當時の政策は『何としても戰爭を避ける』といふことであつた。一九三五年の二月にドイツの再軍備に反對す

るフランスを支持したのは戰爭をさけるためであつた。その年の六月にフランス案を斥けてドイツの再軍備を支持したのは、矢張り戰爭をさけるためであつた。その年の暮にエチオピアを援助する決心をしたのも亦戰爭を避けんがために外ならなかつた。即ち手段と形式に於いて矛盾だらけであつた英國の外交も、心の內には一貫した方針があつたと解釋しうるのである。

從つてムッソリーニが判斷した如く、英國は直接その權益を損傷されない限り、エチオピアに於けるイタリーの進出に實力を以つて爭ふ意嚮はなかつた。ロンドン駐在のイタリー大使が、オースチン・チェンバレンを訪問して、イタリー進出の場合に於ける英國政府の反嚮を質問した際、彼は『一刻も早く、そして出來るだけ靜かに』と忠告したと傳へられる。

恐らくチェンバレンの答は、保守黨政治家の僞らない心境であつたらう。然るに玆に思はない二つの事件が政界の動きを複雜にすることとなつた。一は一九三五年六月に行はれた英國國際聯盟協會の平和投票（註3）であり、二はこの年の十月に行はれる總選擧であつた。

英國に於ける國際聯盟協會は、ロバート・セシル卿を筆頭として、エチオピア事件に於ても極力聯盟規約を尊重することを主張したが、制裁論強調の一方法として『平和投票』を施行することとした。一九三四年十一月十二日に擧行された平和投票は一千百五十六萬の投票を集め、五項目の質問に對して贊否を表示したものである。

（一）英國は聯盟に踏留まるべきや。
（二）國際協定に依る一般軍縮に贊成なりや。
（三）國際協定による軍用航空機の廢止に贊成なりや。
（四）同樣の方法により個人の武器製造または販賣を禁止すべきや。

（五）或る國の侵略ある場合に他の聯盟國は、

（a）軍事的手段によらざる經濟手段を以つて、

（b）または必要の場合には武力を以つて、

侵略の防止に協力を與ふべきや。

この投票の結果は一九三五年六月二十七日に發表されたが、（一）、（二）、（四）、（五）の（a）に就いては賛成論が過半數を占め、（三）及び（五）の（b）に就いては反對論が多數を占めた。この投票總數は英國に於ける年齢十八歳以上の選擧有權者の三七・九％に相當する數であり、終始世間の注目を惹いた行事であつた。英國に於ても制裁に反對の分子は尠くなかつたが、不思議にそれは最左翼と保守黨の右派とであつた。政府は力めて投票の示唆を輕視しようと努めたけれども、セシル卿等の一行がボールドウィンに會見して、平和投票はいはゞこれ一つの國民的宣言であると述べた際に、總理大臣も亦これを肯定するといつた。そして保守黨内閣はこれを不可抗力として受取つたのであるが、その政界に及ぼした影響は極めて大なるものがあつた。

英國の保守黨がファシズムを以つて共産主義に對する障壁と考へることは、恰もナチスの場合と同一であつた。ウェストミンスター寺院の大僧正の如きは『率直にいへばファシストの政治には不正の點も在るけれども、然しより以上の不正を阻止するには止むを得ない。萬一ファシズムが敗れたとすれば、世界は益〻混沌となり、神の主張も共に沈むであらう』とまでいつた。保守黨の一派は、その外に、エチオピアの勝利、即ちイタリーの敗北が、有色人種に與へる影響を顧慮し、アフリカ、アジア方面の植民地統治に困難を加へることを痛心してゐた。それ故にラヴァル内閣と内々調子を合はせ、一九三五年六月以來、エチオピアに對する武器の供給を中止した。

それにも拘らずエチオピア事件が歐洲の和平に直接關係ある大問題となり、國際聯盟に對する試煉となるに及んで、これに道義的な性質を附與せんとすることは、イギリス國民性の必然の傾向であつた。久しく躊躇した英國政府も遂に一九三五年九月の聯盟總會に於いて强硬に聯盟の集團的安全保證制を支持する聲明を行ひ、やがて十一月十四日の總選擧はエチオピア事件に對する政策を題目として爭はれる結果となつた。選擧の結果は大多數を以つて國民政府（ナショナル・ガヴァメント）の勝利に歸し、政府は國民に對して平和投票の指示する方向に行動するの約束を與へたと同樣の姿となつた。彼等はかくして拔差しならぬ一大ヂレンマに陷つたのである。

三　國際聯盟の混迷と英・佛

エチオピア政府は問題を國際聯盟に提起し、萬一公平なる調査の結果が、エチオピア側の挑發によること明白とならば、これが賠償金を支拂ふの用意ありと述べ、一九三五年一月三日の覺書を以つて、聯盟規約第十一條の規定（註4）を適用せんことを求めた。

同年一月十一日に召集された聯盟理事會はこの問題を正面から討議することを避けたが、エチオピア代表は公開訊問を要求して止まないため、イタリー側は讓歩の態度を示し、遂に一九二八年の仲裁條約に依つてこれを裁定することに同意した。この理事會の空氣は、大國の態度が常に不徹底であるに反して、小國代表は熱心に侵略者に對する集團的措置を希望した事情に顧み、イタリーの進退は一時の便宜としての駈引とも見られた。

仲裁手續は進行を始め、現地の司令官は中立地帶を劃定して衝突を防止する方法を講じたけれども、イタリーはアフリカ植民地への兵力增强を續行し、動員兵力二十五萬と報ぜられた。但しイタリーは四月を過ぎてもその

仲裁官を任命しなかつたので、エチオピア政府は更めて仲裁の促進を理事會に要求した。

五月二十四日、イタリーは漸く正式の仲裁官を承認し、事件に對する理事會の權限をも認めた。然し一九二八年の條約によつて仲裁の進行中は、理事會の行動は當分中止することとして妥協が行はれた。その時の條件は七月二十五日までに第五人目の仲裁官が任命せられない場合、また任命があつても八月二十五日までに雙方の合意が成立しない場合には再び問題を聯盟理事會に於いて取上げるといふのであつた。

イタリーはワルワルがエチオピアに屬するや否やを問題外として衝突事件のみを裁定することを提議して、第五人目の仲裁官の任命を遲らせた。そして七月九日にエチオピア側代表がワルワルはエチオピア領土であると主張した機會にイタリー側は會議から退席した。中立國の言論機關はイタリーの意圖が英・佛兩國との衝突、延いて聯盟脱退の時機を出來る限り引延ばさうとするに在ると臆測した。

七月三日、エチオピア政府は北米合衆國へ一通の覺書を送つて、不戰條約の調印國としてその條約履行の方法を考慮ありたしと申し入れた。それは一九二九年のソ聯と支那との事件、一九三一年の滿洲事變に際してワシントン政府が執つた措置に倣ふことを求めたものであつた。然しアメリカ政府は道義的支持を表明する以上に問題に深入りすることを避けようとしたことは、その回答書(七月六日)の調子によつて明かであつた。『仲裁官は事實を審理して當事國雙方に滿足なる決定を下しうるであらうし……イタリーもエチオピアもケロッグ・パクトの調印國である以上、この條約と相容れない如何なる狀態をも認容せず、また平和的手段以外の方法に愬へないとを信じたい』と述べてゐる。然るに七月十日にはハル國務長官がイタリー大使ロッソーを引見し、十一日には英・佛兩大使と意見を交換した後、十二日に聲明書を發表して、『不戰條約は締結當時と同じく、今も尙拘束力をもつものである……合衆國政府は平和の維持、並びに平和增進のために爲された國際條約の神聖を重大視する

ものである」旨を明かにした。越えて八月一日、ローズヴェルト大統領は、エチオピア事件處理のため、國際聯盟理事會が考慮しつゝある際、アメリカ合衆國の政府及び人民は友好的方法の發見と、平和の維持とを切望するものなることを表示する」との聲明を出した。

國際聯盟の調停委員は六月六日に第一回の會合をミランに開き、關係國の代表者と共に協議を重ねたが、七月九日には早くも行詰りに陷り、イタリー委員アルドロヴァンチは堅くワルワル事件の責任をとることを拒絕した。この間に在つて最も熱心に仲介の勞をとつた者はイギリス樞相イーデンであつたが、折衷案として英國はエチオピアに海口を與へるため英領ソマリーのゼイラ港と、これに達する陸地、幅十五哩、長さ五十哩の廻廊を與へる旨を提議したが、ローマはこれをも一蹴した。

八月三日、聯盟理事會はイタリーの態度に顧み、調停委員會に向つて、國境問題を討議すべからざる旨を命令し、エチオピア顧問ガストン・ゼーズをして『エチオピアは暗殺か自殺かに依つて滅びる外に途がない』と嘆息させた。これ等の紛糾を經て調停委員會は更にギリシャのニコラス・ポリチスを加へ、數回の會合の後、九月三日に至り、『ワルワル事件にはイタリー、エチオピア共に責任なく、從つて孰れにも賠償の義務無し』との議決を行ひ、兩國共にこれに承服した。

一九三五年八月十五日、ロンドンに於いて英・佛・伊三國會議が開かれた。この會合に於いては英・佛雙方からイタリーに對し、『武力に愬へないとの約束』、及びエチオピアに對する要求の緩和を求めたが伊全權はこれを承引しなかつた。そこでイーデンとラヴァルは直接ローマ政府に向つて『三國共同してエチオピアを援助し、特にイタリーの利權には大なる考慮を拂ふ』との案を示したが、ムッソリーニは承諾を拒んだのみならず、駐伊フランス大使に向つて、『たとへ諸君がエチオピアを銀盤に載せて持參しても、予はこれを受けず、唯武力によ

つてこれを征服することを望む』と述べた。

ムッソリーニは英國內の輿論の傾向を知らないではなかつたが、これらはすべて總選擧前の一の擬裝に外ならずと見て、重要視しなかつた。八月十六日に聲明して『何國にもあれ、イタリーに制裁を加へんとするものあらば、吾等は國の全力を擧げてこれに拮抗すべし』と大見得を切つた。

國際聯盟理事會が九月四日にジュネーヴに開かれた頃には、英・佛を始め第三國の空氣も次第に緊張の色を示しつゝあつた。開會直後ラヴァル外相とイーデン樞相から仲裁手續失敗の事情を報告し、雙方からこの際理事會として行動する必要を力說した。その際イタリー代表アロイジ男爵はイタリー側として最初の公式陳述を行ひ、エチオピア人の文化と生活の低度なること、國境侵犯の度重なること、これを聯盟に參加させたことの誤、イタリーはエチオピアを同列に取扱ひ得ないことを述べた。これに對してエチオピア側は簡單に、然し語氣鋭く反駁したが、理事會は事件を平和的に解決するため五人の特別委員を任命して、全面的にエチオピアとイタリーとの關係を審査することとした。

聯盟總會は九月九日から開かれたが、空氣は毫も緩和されてはゐなかつた。イタリーはエチオピアにある全領事館を撤退し、續々兵力をスエズを經て增强しつゝあつた。英國外務大臣サミュエル・ホアーは總會の演說に於いて今日までイギリスの曾てなさなかつた大膽な意見を表明した。

國際聯盟並びに英國の立場は聯盟規約を全體として保持し、挑發されないすべての侵略に對しては斷乎として集團的抵抗をなすことにある。若し聯盟參加國がその明白なる義務を履行するために强硬に起上るならば、歐洲諸國はその問題の解決に際して英國の協力を期待しうるであらう。萬一聯盟規約の定むる義務を盡すことに失敗すれば、英國は大陸の問題から手を引いて、前時代の孤立政策に立歸るの止むなきに至るであらう。

この演説の後二日にして、フランス首相ラヴァルは全然イギリスの見解に同意の意を表し、『吾等はすべて連帶的に義務づけられてゐる。その義務は規約に定めるところであり、フランスはこれを忠實に履行すべし』と述べた。

かやうにして鬼面人を威かす態度の中に、非常な虚僞が匿されてゐたのであり、英・佛兩外相はこもごもその國民に對し、また聯盟總會席上に於いて、英・佛の强硬方針を言明し、兩國が聯盟規約に忠實なるべきことを强調し、世界はこれに傾聽し且つ信用した。只ムッソリーニは逸早くこれを知つてゐたので一向に驚くことなく彼も亦その國民に向つて次の如く言つた。『殆んど世界を我が有としてゐる國が、伊太利に向つて彈丸黒子の一小土を與ふるを拒むとは、奇怪至極である。今に及んではたゞ進むあるのみ、吾を妨ぐる者は須らく一戰を覺悟せよ！』と。

九月十八日以後、聯盟は幾度か總會及び理事會を重ねたが、その態度はエチオピアを擁護するよりは、イタリーをして武力を行使せしめずしてエチオピアを占領せしめんとするかに見えた。ハイレ・セラッシェは勿論この情勢を怪しんだに相違無からうが、尙英・佛に棄てられることを恐れてそれに追隨して來た。九月末に至つては聯盟會議は何れも休會し、エチオピアはエチオピアの動員が已むを得ざるに至れること、然し尙これを國境より遠ざけ、平和維持に努むることを宣言した。

その間にラヴァルは、一旦ドイツの侵襲を生じた場合に、イギリスがフランスを助けることを確約せしめんとし、十月二日ロンドン政府は佛國政府に對し、『ヒットラーが現在の危機に於いてイタリーと聯合して佛を攻撃する如き行動に出でざる旨』を駐獨イギリス大使フィリップスに言明せることを報じ、同時に駐佛イタリー大使ツェルーチはラヴァルに對し、『イタリーは決して經濟制裁に武力を以つて應酬する措置に出でず飽迄防禦的に止

めることを通報した。魚心あれば水心でこれに酬いる例に倣ひラヴァルとホアーとは『制裁が決してイタリーのエチオピア征服を阻止する程度には實行せられないこと』を約し、互に歐洲の現狀維持を誓ひ、英・佛兩外相とムッソリーニ、ヒットラーの間では旣に充分の意志疏通を見て、事實上の四國條約が成立してゐるのであつた。

この工作の終了せるを見澄まして、デューツェは十月一日、ローマ市民を廣場に集め、例の熱烈な口調を以つて次の如き演說を試みた。

革命の子よ、イタリーの男女よ、山の彼方、海の彼方の全世界のイタリー人よ！ 聞け！ 史上の重大時期を劃する警鐘は今響かんとする。二千萬のイタリーは今こそ全イタリーの名に於いて合一し、二千萬人が一つの意志を有ち、一大決心をするのである。イタリーとファシズムが渾然として一つであり、完全に絕對に離すべからざることを世界に示すのだ！…

吾人を窒息せしめんと希望する者共の手が、吾人の周圍を鐵桶の如く包圍しつゝあるこの十三年の間、吾人は實によく辛抱して來た。それにもまして、吾人は實に四十年間エチオピアに對して忍耐を續けて來た。併しもう澤山だ！ 國際聯盟は吾人の權利を認める代はりに、吾人に制裁を加へるといふのだ。けれども眞摯なるフランス人が果してイタリーに對する制裁に加盟してゐるといふことは、暫らく確證の擧がるまで吾人はこれを信ぜずに置かう。

また眞摯なる英國國民が、彼の文明國の口にすることを恥づる野蠻國の爲に、その國家の存亡を賭してまでも尊き國民の血を流さんとする醉狂を演ずるといふことも、暫らく確證の見えるまで、吾人はこれを信じないとにして置かう。經濟制裁に對しては吾人は節制と犧牲と從順とを以つてこれに堪へて行かうではないか！ 武力的制裁に對しては吾人は武力を以つてこれに處することを知つてゐる。戰爭に對しては唯戰爭あるのみで

ある。

群集は熱狂し、デューツェは七回までもバルコニイに呼び歸された。十月二日聯盟書記長アヴノールはハイレ・セラッシエから、イタリー軍が國境を越えてアウッサ地方に侵入せる通知を受け、聯盟よりオブザーヴァーを派遣するやうに請求された。同日イタリー側から『挑戰はエチオピア軍から行はれ、イタリー軍はそれに應じて反撃したに過ぎない』と通報して來た。

一九三五年十月五日、イタリー代表を除く聯盟理事は集會を開いて、即刻この聯盟規約違犯を停止すべきことを議決し、六名の委員を任命した。その間エチオピアよりの訴へは櫛の齒を引くが如くである。七日午後四時理事會は委員會の議を採擇してイタリーに侵略國の烙印を捺したが、イタリー代表アロイジは『イタリーの措置は正當で、その行動は聯盟規約の範圍内に於いて爲せるに過ぎぬ』と抗辯して止まなかつた。九日チェッコ代表者ベネシュが議長となつて聯盟總會が開かれ、イタリー委員は論辯甚だ努めたけれども、これに追隨する者は僅かにアルバニアがオーストリー、ハンガリーと共にイタリーの行爲を認容すべしと主張したのと、スイスがその中立を危くするの故を以つて決議に加はらなかつたのみで、十一日議長ベネシュは五十箇國が遂に制裁適用に一致した由を宣言するに至つた。依つて一箇國一委員の下に委員會が組織され、即日また十八名の小委員會がそれから選出され、葡萄牙のヴァスコンセロスが議長となつて議事を進め、（一）イタリーに對する武器禁輸、（二）あらゆる信用の停止、（三）幾分の例外を以つてイタリー品の輸入禁止、（四）動物性食料品、アルミニウム、護謨、鐵鑛、鐵屑、錫その他軍用材料品のイタリーへの輸出禁止、（五）經濟制裁適用に必要なる相互援助の條項等が議決された。

十一月二日五十箇國委員會は、十一月十八日を以つて制裁を實行すべし、との十八箇國委員會の提案を議決し

たが、オーストリー、ハンガリー、アルバニア、パラグァイ等は一向之を實行せず、グァテマラ、サルヴァドル、リュクセンブルグ、スイス等は進んで除外例を要求し、合衆國は兩交戰國へ等しく武器禁輸を適用した。十一月に入つてファシスト大會議は激烈極まる口吻を以つて聯盟を攻撃したが、然し、識者は既に周圍の形勢より、二、三の大國が聯盟を操つて道化芝居を演じつゝあるので、結局は戰爭を惧れて小羊を犧牲にしつゝある事實を洞察して居た。

聯盟規約を忠實に行ふとすれば、先づイタリーの侵略を停止せしめ、エチオピアに有力な援助を與へねばならぬが、英・佛の手を以つてすればこれをなすは易々たることとであつた。スエズとジブラルタルを抑へ、紅海の運輸を杜絶せしめ、石油の供給を停止し、チブウチからアヂス・アベバの鐵道をイタリーに使用せしめなければ、懸軍長驅せるファシスト軍は立往生する外は無いのである。

ところが英・佛はすこしもこの效果的方法を執らうとしない。イタリーの貿易は四、五割を減じ、正貨準備も半分になつたけれども、石油は禁止品に加へられず、スエズ運河から公々然と化學戰の兵器までが入つて行くに反して、エチオピアは全く武器を得る方法を絶たれて了つた。而も聯盟當事者は揚言して曰く、『エチオピアにしてよく久しきを保たば經濟制裁は徐々に效果を現はしてイタリーは屈服を餘儀無くされよう』と。

フランスの首相ラヴァルは三つの目的を考へてゐた。第一はイタリーの征服を見逃し、制裁を緩めることによつて佛・伊の協調を保たんとしたこと、第二は制裁に協力することによつてドイツに對する場合英國の援助を期待し得るやうにすること、第三、將來ナチス侵略の場合に處すべき動員計畫の實地練習である。ところがラヴァルはこの目的を三つとも悉く失敗した。ボールドウィン内閣は總選擧に利用すること以外何事も考へて居らず、イタリーとの戰爭を避けるのは自分が敗けるからではなく、イタリーが敗けては實は甚だ困却するからである。

イタリーの敗北はファシズムの沒落を來して共産主義を進出させ、社會革命を惹起するに相違ない。この點よりしてもファシズムは如何なる手段を以つてしてでもこれを支持する必要がある。この點は英・佛ともにその支配階級の一致せるところであつた。

ムッソリーニは固よりこの消息を裏の裏まで知つてゐたので、制裁を空吹く風と聞き流して了つたが、當時何人も氣付かなかつたのは、これによつて最も有利な狀況に立つものがドイツであつたことだ。即ちドイツはその間に犇々と工作を進めてラインランドを武裝し、オーストリーの運命を封じ、ムッソリーニを藥籠中のものとして了つた。更に英・佛は制裁實行に就いて相當の擬勢を張らねば聯盟を操縱して行けないことを知つてゐるから、ボールドウィンは一方では『制裁を强行すれば戰爭になる』と繰返し國民に聲明すると共に、他方では地中海艦隊を增强し、本國艦隊から若干隻を割くのみか、態々支那方面から二隻を呼戻してこれに加へ、また地中海諸國に向つては、イタリーが攻擊して來る場合には英國を援けてこれに當るやうに勸說した。ラヴァルはこれに對して、かやうな援助は相互的たるべしと唱へ、確然たる成文無くば一艦と雖ども動かし難しと言ひ、十月二十六日より英・佛の協議會がロンドンで開かれ、ホアー外相は議會でこれを誇大的に吹聽した。

一九三六年一月二十二日、英、佛、チェッコ、ルーマニア、ユーゴースラヴィア、ギリシャ、トルコ諸國の委員はジュネーヴに會合してイタリーの攻擊に對する共同防禦の條約を結び、これを諸國に通知したが、スペインは今日イタリーと事を構ふるを好まず、といつて拒絕して來た。ムッソリーニはこれら諸國に對して『何れ他の方法を以つて報復する』旨を聲明したが、內心はさして心配して居ないことが明白であつた。

然るに他方ではカナダ代表リッデルが十八箇國委員會に於いて石油及びその抽出物を石炭、鐵等と同じく禁止品目中に入れることを唱へ、一九三五年十二月十三日にはイタリーに大部分の石油を供給しつゝありし諸國、即

ちアルジェンチン、印度、チェッコ、イラク、フィンランド、オランダ、ルーマニア、暹羅及びソ聯がこれに賛成した。ラヴァルはこゝに於いて他の諸國が生眞面目に制裁を考慮しつゝあることに狼狽し、何とか表面を糊塗せんと苦心せる末、十八箇國委員長ヴァスコンセロスに對し『該委員會には是非自分が出席したいから、十二月十二日迄延期されたい』と申し込み、ヴァスコンセロスは怪訝の心地でこれをロンドンに圖つたところ、ロンドンでは一も二もなく承知したのであつた。

すると忽ち風聞があつて、ラヴァルがエチオピアをしてチグセ、オガデン、ハラール等の諸地方をイタリーに割譲させ、その代はりに英領ソマリランドを通じて海への出口を與へて、平和解決を圖らんとする由が傳へられたが、英・佛兩政府はこれを否認した。けれどもやがて段々とこれが根據ある如くに聞え、ボールドウィン英首相は『目的は平和にあつて戰爭にあるのではない』と述べ、ホアー外相も下院に於いて『イタリーは尙聯盟の一員であるから壓迫を加ふる前に有らん限りの平和工作を講ずるは至當である』と演說した。

英國內に於いては制裁論者が政府反對の旗を用意してロバート・セシルの統率の下に控へてゐたし、これに內心同意のイーデン樞相はホアー反對の策動を續けた。アメリカ國務長官ハルも亦遙かに制裁の全面的適用を支持すべしとの聲援を送つて來た。然しイギリスは固よりイタリーと鬪ふ準備なく、その決心を缺く點に於いてフランスと大差は無かつた。

間もなく英外相は隨員を從へてパリに來り（十二月六日）、諸國委員とこの石油制裁のことを議したが、席上ラヴァルは『若し十八箇國委員會がこれを實行せば、ムッソリーニは英艦隊を攻擊すべく、これに對して佛艦隊は二週間以內には英艦隊を援助するは至難である』と說いた由である。併しホアーは他に一案を祕めて居るので、少しも狼狽せず、それを出してラヴァルと協議し、その贊成を得てこれをローマとアヂス・アベバに通告した。

これは無論伊・エ兩國間の平和的解決の根本となるものであるが、英本國政府は未だこれを知らず、またこれが實行には聯盟總會の議決を必要とする。この故に英國外務省隨員はこの極祕の草案を携へてパリよりロンドンに急行し、ホアーはスイスに向つた。すると翌十二月九日のフランス諸新聞には意外にもこの極祕の案が麗々と公表されてゐた。英內閣はこれについて卽刻閣議を開き、十二月十日の英下院に於いて英首相は一切この問題に觸れることを避けた。

ホアー・ラヴァル案はエチオピアをしてチグチ州の東部、ダナギル州のエリトリアに接近せる部分及びオガデン州の大部分等を割かしめ、その代りにエチオピアはエリトリア南部を佛領ソマリランド迄、細長い土地を與へられ、アッサブ港にその出口を得る案であつた。卽ち英・佛はその勢力を利用してエチオピアの半分の領土をイタリーに割かしめ、イタリーはこゝに政治、經濟上の獨占權を確立し、ハイレ・セラッシエはイタリー人の顧問を入れてその忠言の下に行動し、他の顧問は伊・エ兩國に境域を接せざる國人の中から採用することとする、というのである。換言すればムッソリーニはこの莫大な進物によつて聯盟から、『是非ともその軍事行動を止める』ことを要請され、イタリーはこれによつて刄に衂らずして、エチオピアの過半をその所領とし、餘れる半分をその保護國となし得るのであつた。

エチオピア王の回答は十二月十九日を以て聯盟に到達した。これによると英・佛案はエチオピアを解體せしむるものと斷じ、併せて聯盟が却つて侵略國に荷擔して、その忠實なる加盟國に滅亡を強ふる非義非道を糾彈せるものであつた。

十八箇國委員會は豫定の如く十二月十二日を以つて開かれ、ラヴァルはその席上伊・エ兩國が今や英・佛の新提案を考慮中なるにより、石油制裁の適用を延期せんことを述べ、ポーランド委員がこれに贊成して斡旋せる結

果、委員會は十三日を以て休會し、十八日を以つて再開されたが、この時既にホアー・ラヴァル案は黒人王の一蹴に遭つて滅亡して居り、ラヴァル、イーデンの兩人は度々その席上に於いて辯じた結果、委員會は平和斡旋に對する英・佛兩國の勞を多とする旨の決議をなして散會した。

英國に於いては、保守黨員ヴィヴィアンが十二月十一日の議場に於いて伊・エ調停に關する政府の方針を攻撃し、聯盟規約に不忠實なことを詰責した。彼はこの決議案を後に撤回したけれども、公衆は頗る動搖した。十七日英國議會は一致してホアーを支持することとなり、ホアーはその演說を用意したが、然し公衆の憤激は甚だしきを加へて、その投書が机上に山積するに至つたので、ボールドウィンは遂にその外相を犧牲にして內閣の運命を持續するに決し、ホアーは十九日の下院に現はれて訣別の辭を述べ、『平和への關心の爲に一切のことを宥恕せられたき』旨を述べた。彼の後任としては新進氣鋭にして、衆望を擔へるアンソニイ・イーデンが撰ばれた。

佛下院に於いても十二月十三日ピエール・コットがラヴァルを彈劾し、ラヴァルは信認投票に於いて一旦これに勝つたが、これがために急進社會黨は分裂し、それが蹉跌を招來して一九三六年一月二十六日に內閣は倒潰した。

四　伊・エ紛爭と歐洲の勢力均衡

一九三五年十月三日から開始されたイタリー軍の攻勢は、地中海の港を基地として、紅海より印度洋に亙る渡洋作戰を給養線とし、北緯で計算すれば七十度に餘り、經度にしても十度に上る廣袤な戰線であつた。イタリー軍はエチオピアの南北に保有する植民地、ソマリーとエリトリアとを根據として同時にエチオピアに攻め入つ

た。地勢からいへば、南北は全く形相を異にし、北部山岳地帶はセミエン山脈の高峯が一萬五千呎を超える如き峻險な地帶であつたから、戰爭の勝敗は專ら北部戰線で決せられる狀況に在つた。

イタリー軍の使用する機械力、殊に空軍とこれによつて散布せられたマスタード瓦斯とは山岳地帶に立籠つたエチオピア兵の士氣を崩壞させ、交戰約七ヶ月にして戰役は終了を告げた。皇帝ハイレ・セラッシエは一九三六年四月三十日アヂス・アベバに歸還し五月二日には首府を捨ててヂブウチ港に向ひ、五月四日其處から英國軍艦に搭乘してエルサレムに赴いた。その翌五月五日はイタリー軍總司令官バドリオ將軍がアヂス・アベバに入城し、ローマに於いて戰役終了の大示威運動がとり行はれた。

五月九日、イタリー政府は、エチオピアを併合する勅令を發布し、イタリー皇帝は同時にエチオピア皇帝を宣することとなつた。間もなくバドリオ將軍はエチオピア副王の職に就き、占領地の總督に任命されたが、この制度は一九四一年の夏季ハイレ・セラッシエがアヂス・アベバに歸還する迄繼續した。

エチオピア事件が國際聯盟に於いて採擇せられ、聯盟總會がイタリーに侵略者の烙印を捺し、これに經濟制裁を課するまでは、或る意味に於いて集團的安全保證論の勝利とも見られた。然しすべてこれらの反對にも拘らず、イタリーの攻擊が現地に繼續せられ、英國が一九三五年の秋季に試みた地中海の艦隊示威運動もイタリーの行動を拘束すること不可能となるに及んで、國際聯盟の威信は地を拂ひ、集團的安全保證主義は影を潛めた形となつた。それが英帝國の敗北として世界に映じたことはいふ迄もない。

これを歐洲の勢力均衡の上から見れば、英・佛の關係は一時頗る疎隔せられ、ラヴァルの策した佛・伊接近も何等實質的效果を擧げないのみならず、却つて獨・伊の接近を助長し、獨・伊樞軸の力は全く英・佛を壓迫する情勢を呈した。而もこの事件を通じて最も顯著な現象は英・佛兩國の間に横はる不信猜疑の根深いことである。

伊・エ抗爭を續つてイギリスとフランスは全く從來の立場を換へた觀が在つた。か〻る急激な變化は兩國の民心に混迷と失望とを與へ、延いては誤解と國交の緊迫感を與へる結果となつた。もともとヴェルサイユ條約以降、歐洲は再び勢力均衡の政策に歸る外に安全感をうる途は無かつた。從つてフランスは大陸の小國を連衡して同盟政策に入り、英國はドイツの復興を援助しつ〻經濟再建の政策を立てた。然し一九二三年のルール駐兵事件に依つて英・佛の情誼は著しく冷却されて了つた。この小競合はナチスが政權を握つて再軍備に驀進する時まで繼續された。

イギリス人の眼から見れば、ドイツにナチス勢力の勃興したのは專らフランスの外交が消極的で彈力性を缺いたことに基因すると映ずる。從つてナチスが强力になればなる程英國輿論のフランスに對する惡感情は募らざるを得ない。一九三五年に伊・エ戰爭を契機として兩國の行動に疎隔を生じた際に於いても、何等ドイツと關係なき事件であるに拘らず、ヒットラー主義を恐れる英國はイタリーに阿諛するフランスを嘲笑する氣分を抑へ得なかつた。この反感は主としてフランスの政治家に向けられ、ラヴァルに對する不人望はルール事件當時のポアンカレと大差なき程度に達した。

フランス側から見れば、曾てドイツの條約違反をせめて兵をルールに進める際、イギリスの執つた態度を想ひ合せて、エチオピア事件にフランスの强硬態度を求める英國に大きな矛盾を發見せざるを得なかつた。英國にして最初から國際聯盟を支持する熱情を示したならば一九二〇年以後の歐洲政局は全く別の方向に動いたに相違ない。尠くとも一九三三年の頃にイギリスが決心すればドイツのナチス勢力上昇に有效な對策を執り得たと彼等は考へるのである。然るに英國政府は、フランスがイタリーと妥協し、モスクワと手を握る大陸合縱政策に乘出すまで傍觀して、フランスが最も窮地に陷る機會を利用して國際聯盟に忠實ならんことを强要して來た。而もその

結果は最も新しいそして機微の關係にあるフランスの友邦イタリーを窮境に陷れ、エチオピアの如く歐洲の均衡に無關係な地域のために戰爭の危險さへも冒さんとするのである。か〻る非現實的な政策に出る英國政府の眞意は、表面に集團安全保證を振り翳しつ〻、內實その植民地的利益を擁護するためであらうとフランスは考へるのである。

孰れにしても英・佛の疎隔が所謂民主主義國の連鎖を弱め、樞軸側の攻勢に有力な立脚地を提供したことは疑の餘地はない。或る意味に於いて獨・伊は來るべき決戰に對し、その最初の試驗に成功したものといふべきであつた。

(1) エチオピア事件の詳細な經緯は左の文獻が最も詳細を極めてゐる。
Royal Institute of International Affairs,—Survey of International Affairs, 1935, part II. London, 1936.

(2) 前揭書、第一部一〇三頁以下參照。

(3) 前揭書、第二部四八頁以下參照。

(4) 國際聯盟規約第十一條の規定

一 戰爭マタハ戰爭ノ脅威ハ聯盟國ノ何レカニ直接ノ影響アルト否トヲ問ハス總テ聯盟全體ノ利害關係事項タルコトヲ茲ニ聲明ス仍テ聯盟ハ國際ノ平和ヲ擁護スル爲適當且有効ト認ムル措置ヲ執ルベキモノトス此ノ種ノ事變發生シタルトキハ事務總長ハ何レカノ聯盟國ノ請求ニ基キ直ニ聯盟理事會ノ會議ヲ招集スヘシ

二 國際關係ニ影響スル一切ノ事態ニシテ國際ノ平和又ハ其ノ基礎タル各國間ノ良好ナル了解ヲ攪亂セントスル虞アルモノニ付聯盟總會マタハ聯盟理事會ノ注意ヲ喚起スルハ聯盟各國ノ友誼的權利ナルコトヲ併セテ茲ニ聲明ス

スペイン革命と歐洲

一 革命の原因

一九三六年七月に起つたスペイン革命の戰亂は歐洲の政局に深刻な影響を與へた。この戰禍は歴史の上から見て二つの面をもつ。マドリッド又はブルゴスから眺めた場合には、國內政治の上に相容れない主義政策の血腥い衝突であつたし、ベルリン、パリ、ローマ又はロンドンから觀る時は、歐洲乃至全世界に亙つて潛在する國際不安に先行的示唆を與へる武力衝突であつた。

旣に久しい以前からイベリア半島は、近代政治の風潮に取殘された孤島として、恰もレーニン以前のロシアのやうに、早晩政治的颶風の吹荒ぶべき舞臺と考へられてゐた。その歷史的因緣、經濟上の素因、そして權力階級の傾向等、一として變革を喚び起す原因をなさないものは無かつた。それがスペイン革命の必然性である。

これを國際政治の上から見れば、現代世界の表面に相對立する二箇の潮流が、イベリア半島を舞臺として、マドリッド政府對フランコ革命軍の戰となり、共產主義とファシズムの爭鬪である如く映じた。世界の知識階級が共產主義打倒のためにはファシズムに依賴することも止むなしと考へるやうに馴致せられてゐることは東西を通

じて一貫する傾向である。この間に立つて、所謂民主主義國は歐洲戰爭の火蓋を切ることを恐れ、ファシズムと共産主義の孰れにも荷擔することを嫌ひ、事件の推移を凝視しつゝ、内亂の焰がすべての可燃燒物を燒盡す迄手を拱いて待つ態度を執つた。かくしてスペイン革命戰は三ヶ年の久しきに亙り、國民生活を破壞し、文化を荒廢せしめ、互に相爭ふ氣力さへも消盡させる程の困憊を惹起して大詰の幕を下した。然し窮極に於いてフランコ革命の勝利に歸したことは、やがて來るべき歐洲の全體主義攻勢を豫告する役割を努めたものであつた。

すべての革命は國民の不滿をその根柢とすることに變りはない。百年以來スペイン人は不斷に擾亂を繰返して來たが、それはこの半島の國民性に興奮し易い不穩な性質を備へてゐることが根本の理由であるとしても、一面にはスペイン人をかく傾かしめる社會的・政治的原因の伏在してゐることも與つて力あるものである。

二十世紀のスペインは依然として封建時代その儘の生産と分配の方法を踏襲し、政治的には貴族卽ち大地主と教會とを中心とする寡頭政治を續け、その上にカタロニアとか、バスク地方は完全にカスチラの中央政治に悅服しない地方割據の精神を保持して來た。これらはすべて革命の暴風を必然的ならしめる原因をなしたのである。以下簡單に革命の原因を述べよう（註1）。

一　農業土地問題

スペインは農本國である。その輸出品の大宗がオレンジやオリーヴ油や葡萄酒であることを見てもこれを察知しうる。農民の數は全人口の五割七分を占めてゐるが、耕地面積は全國面積の約半數に上る。だから農耕地の少いことを憂へるよりも、耕地利用の甚だしく時代に遲れてゐることが農民窮乏の原因である。この國は概して雨量の少い國であるから專ら乾燥農作を營んでゐるが、灌漑方法さへ講ずれば、現在の收穫を二倍にすることは困

難でない。然し小麥の價格が高いため、國産の小麥は外國品と競爭が出來ないから、生産力を高めることは直ちに國内價格を壓迫することになる。現在一ヘクタール（一ヘクタールは我が國の一町二十五歩に當る）當りの小麥收穫が、歐洲諸國の平均十五キンタールに對して、スペインは僅かに九キンタールの貧弱さである。にも拘らず一方小麥の生産過剩に惱みつゝ、その消費量はフランスの三分の二に過ぎないのである。

土地問題の最大の癌は耕地分配の不平均な點に在る。統計によれば僅々十萬人の地主が一千二百萬ヘクタールの廣大な土地を持つてゐるに拘らず、百萬人の自作農は合せて六百萬ヘクタールの耕地を有するに過ぎない。更に或る地方では千四百四十四名の大地主が一人平均一千ヘクタールの土地を所有してゐる傍らに、五十萬人の農家が一人平均一ヘクタール以下の土地で滿足しなければならぬ狀態にある。この狀況はスペイン南部に於いて殊に甚だしく、少數の大地主がその地方の全耕地の五割乃至七割を占めてゐる個所もある。

これらの大地主は曾てスペインがアラビア人を驅逐した際に功勞を樹てた武人の子孫であつて、世々相傳へて今日に至つたものであるが、近年は多く不在地主となつて、自身はマドリッド又はバロセロナに居住しつゝ、耕地はカシークと呼ばれる管理人の手で差配させてゐる。地主の土地は小作人の手で耕されるのでなくて、多くの場合極めて低廉な農業勞働者を雇傭して農耕に當らせる。農業勞働の賃銀は革命前に平均一・二五ペソタ乃至二ペソタまで引下げられたのであるから、農村は飢餓に陷り、バロセロナは失業者で溢れる慘狀に在つた。これは正しく一九一七年以前のロシアと同じく革命の主たる原因をなしたものといふべきである。

二　教會の專橫

スペインではローマ正教が壓倒的勢力を握つてゐる。僧侶は政治的には保守派であり、教會は最大の地所と建

物を所持して久しく富を蓄積して來た。殊にジェスイット派の僧侶は各種の產業に巨額の投資を行つてゐるが、十九世紀以來マドリッド政府がモロッコ保有に多大の努力を惜しまなかつたのは、アフリカの鑛山に投じた教會の資本を保護せんとする政策に基因するといはれた。尤も教會の投資は多くの場合に慈善事業に關係ある企業に限られてゐるけれども、その結果、例へば孤兒院所在地の洗濯業が教會の獨占事業となる如き不都合をも生じた。

教會が巨額の富を抱くに至つたのは、富裕な信者が爭つて喜捨を行ひ、權力階級が教會を保護した結果であるけれども、過去の歷史を顧る時は、國民大衆の貧窮と教會の富力との間には、頗る密接な關係が存することを否定し得ない。從つて舊教派の教會は現代產業文明の進步につれてその勢力を失墜し、延いて物質上の損失を蒙る組織であるために、出來る限り產業文明の侵入を阻止し、社會改革に反對する態度を執つて、スペインを半封建國家として維持しようと努めたのである。從つてまた、この國の共和主義者や社會黨が教會と僧侶を蛇蝎の如く憎み、無產階級も亦ジェスイット教會を仇敵視するに至つた。それが教會勢力失墜の因をなしたことは明かである。

帝政時代のロシアがギリシャ正教とツァールとを一體不可分の制度として、保守的勢力の中心とした如く、スペインに於いても權力階級と教會僧侶とは極めて密接な關係を結んだ。だから舊政權の沒落と共に軈て暴力の手が僧侶と教會に及んだことは驚くに當らない。リヴェラ獨裁官の如きは教會と僧侶とをその手先としてこれを利用したのであるから、國民大衆が教會の沒落を以つて革命の一手段と心得たことも必然の勢であつた。

三　民　族　問　題

ロシア革命の一支柱が國內異民族の自立解體の精神であつた如く、スペインに於いても第十五世紀の末葉から

試みられた國民的統一運動が不成功に終り、十九世紀末に至つてもカタロニア、ヴィスカヤ等は半ばスペインから分離して反スペイン民族主義の中心地をなす狀態であつたことは、過去百年間に屢〻革命の蜂起した一つの理由であつた。かゝる地方の自主的要求は勢ひマドリッド政府の權力を弱め、その指導的立場に在つた地方の中產階級を中央から離脫させる結果をなした。

スペインの地方獨立運動の中で最も强力なものはカタロニアの民族運動である。カタロニアは三方山に圍まれ、一方のみ地中海に面してゐる關係から、西曆一千年頃より比較的純血を維持し、固有の文化を發達させることに成功した。それに伴つてカタロニアは自主獨立を希求する念に燃え、自由に憬れる熱情を抱いて、時にはアラゴンやスカチレと聯合したこともあつたが、その際に於いても或る程度の獨立を保持することを忘れなかつた。現に一六四〇年から十二ヶ年續いた戰爭に當つては、フランスの援助に依つてフィリップ四世の軍と鬪つた。第十八世紀の初頭には、獨立のために一揆を起したが、畫餅に歸して以來、マドリッド側から抑壓を受け、第十九世紀の前半に入つては、僅かに保存されたカタロニアの法律や自治行政まで撤廢された。

一九三二年の革命共和政府は一時カタロニアの自治を認めたけれども、レルウ內閣に入つて再びその自治權を剝奪しようと試みたため、バロセロナを中心としての獨立運動は再び火の手を擧げる形勢となつて來た。

この國が西歐諸國の文化に遲れた一つの理由は、明かに教育の普及が他國に比して著しく劣つてゐることである。一部の富裕階級と特權階級の外には中等教育を受ける者がなく、勞働階級の八割以上は全くの文盲である。教育の普及は政府も教會も共に好まないところであつたが、それでも一八五九年以來義務教育制が施行されて、就學兒童の五〇パーセントは普通教育をうけ、その內二五パーセントは國家教育、他の二五パーセントは教會教育を受けた。尤も僧侶による教育が中世の寺小屋式のものであることはいふ迄もない。從つて無智なる國民大衆

は單に眼先の利害に捉はれ、或は國政に無關心であり、直ちに政治の推進力となる素質をもたないことは止むを得ない命數である。

四　軍　閥

革命以前のスペインに於いては、教會、地主と相併行して軍閥が勢力を揮つてゐた。スペインの軍閥は特殊な存在であつて、外國と戰つて多く勝つた例は無いが、國民生活の上には孰れの國の軍隊にもまして重要な役割を演じて來た。

一八九八年にアメリカと戰つて大敗を喫して後、スペインは南北アメリカ並びに極東から後退して、植民地としては僅かにアフリカの一角にモロッコとカナリー群島とを維持するに過ぎない。その結果、國内に共和運動が擡頭し、工場が勃興して、社會不安と經濟變革とに脅かされるに至つて、時の權力階級は益〻軍閥に依賴する外はなかつた。卽ち軍閥の隆興は王室、教會、地主、資本家等が、農民、共和黨、庶民階級の不平を恐れて軍隊と結託したことによるものである。

スペインの軍隊に著しい特色は、士官の數が兵卒に比して不釣合に多いことであつた。一九一三年の數字に依れば本國に在る兵卒八萬七千五百人に對し、士官は一萬一千三百五十名であり、又一九三一年まで軍事費の三分の二乃至四分の三は將校の俸給と恩給とに充當されてゐた。これを具體的にいへば一九三一年の軍事豫算六億五千萬ペソタの內、四億九千萬ペソタが士官の俸給費である。そして士官の大多數は貴族と大地主の子弟であることも注目に値する。

一九一七年以降、スペインの軍閥は政治上の決定的勢力として國事に干涉して來た。スペイン將校聯盟は常に

王制擁護のために存在したのである。王政が亡び左翼勢力の擡頭するに際して、軍閥が反動勢力の中心となることは頗る自然のゆき方であつた。從つて一九三一年の共和革命政府樹立以來、軍閥の動向は絶えず注目の的となつてゐたが、人民戰線政府の成立と共に武力鬪爭は必至の勢となつたのである。

二　共和革命直前の政情

一九〇二年から二十ヶ年の間にアルフォンゾ十三世は、三十三回の內閣更迭を經驗した。よつてスペイン內閣の平均壽命は七ヶ月半といふ計算になる。

國王は議會の勢力を殺ぐことに依り、獨裁的權力の擴大に成功したけれども、政府の權限を縮小することに依つて、政情の安定に失敗した。かくして一九二三年には軍隊と實業家に強要されて、國王はプリモ・デ・リヴェラ將軍を獨裁官に任命したが、事こゝに至つた理由は、一九二一年七月のモロッコに於ける軍事上の不成功が、國民の間に知れ渡つて、重大な國內の危機を招く虞のあつたためだといはれてゐる。

獨裁政治に對するスペイン人の態度は大いに不平の聲が揚るかと思ひきや、豫想以上に無關心であつた許りでなく、一部の者は却つて熱心にこれを歡迎した。ファシストに屬する中產階級は、舊來の政治の腐敗を嫌惡する念から中立的立場を執り、社會民主黨は『軍隊を背景とする獨裁政治を否認するに拘らず、現在の境涯に於いては自己の理念を實現することが出來ないから、暫く隱忍して時期を俟つ』との態度であつた。スペイン名物の無政府黨員に至つては、元來政治に無關心であり、また政府の彈壓と黨內の內紛のために意氣沮喪して、何等の手出しも出來なかつた。

リヴェラ將軍の政治は、祖國、國王、宗教の三者を信條とするもので、三人の軍人と五人の文官とよりなる執政官內閣であつた。これよりさき一九二三年以來、政府は頻りにムッソリーニと通謀して、事實上種々の指圖を受けたのであるが、スペインのファシズムは、イタリーの黑シャツ隊やドイツのナチス突擊隊の如き整然たる組織を缺き、その宣傳方法も拙劣であつたことは爭へない。

リヴェラ將軍の獨裁政治は國內の統制を或る程度に保つて、モロッコ問題の結果をつけるだけの功績を擧げたが、財政上の困難、信用の缺乏、腐敗事件の頻發、民權思想の昂揚等は政府を難局に陷れ、その上、一九二九年末の紐育恐慌の餘波に搖ぶられた機會に、リヴェラ將軍は遂に退却を決意し、一九三〇年一月末を以つて辭職した。アルフォンソ十三世は、王政維持のため百方手段を盡したけれども、一も功を奏せず、物價騰貴による國內不安に伴つて共和運動は各方面に浸潤した。

一九三一年四月の自治體選擧は陰に『王國か？ 共和國か？』の問題を中心として行はれた觀があつた。全國を通じて八萬四百餘名の議員を選擧することになつてゐたが、その結果は五百四十四萬六千の有權者が王政を忌避することを明白にする結果となつた。

國王の周圍は極めて少數者を除く外、王の退位を餘儀なしと觀察し、その決斷を求めたため、四月十四日夕刻、國王は閣議を開いて自らの退位を決定した。

然しアルフォンソ十三世はこの場合にもその子孫の享有する統治權を棄てようとはしなかつた。退位に關する國王の布告によれば、後日右黨又は王黨が勢力を恢復する迄の一時的退位であつて、『他日スペインが必ず余の命に聽從するの日あるべく、余はスペイン人にして、且つスペイン人民の國王であり、斷じてその權利の一割をも放棄するものに非ず』と宣言してゐる。

こゝに於いて、スペインは共和黨と社會黨の聯合を以つて臨時政府を組織し、アルカラ・サモラが初代大統領に選擧せられた。サモラは元來が王黨の出身であるけれども一九二三年、リヴェラの獨裁時代に共和黨に轉向したものである。アンダルシアの辯護士で富裕な地主であつたから、その思想も穩健と目せられ、法王廳の如きも彼が大統領の地位に在る限り枕を高くし得るといつた程であつた。

けれどもスペインの内政は、單に王制とか共和制とかの政治革命のみを以つてしては解決の出來ない複雜な狀態に在つた。假りに土地問題のみを考へても、封建の遺風のまゝに存續する地方農民の生活は、地主の權力が徒らに強くして、農業に從事する下層階級は、共和國の自由臣民たる實を得てはゐない。フランスが一七八九年の革命によつてなし遂げた事業を、これから手を着けようといふのである。土地問題が順調に解決されなければ、教會、國家機構、軍隊、産業等の緊要問題は到底解決を見るに至らない。

從つて、王朝が倒れて政治の變革が一應成就した以上、必然的に社會改革にまで及ばなければ、革新の波は停止するところを知らない形勢に在つた。だから一九三一年のスペイン革命は、一滴の血をも流さずして成就され、教會と地主は途方に暮れ、軍隊は驚愕したが、舊制度は依然として殘存したまゝ徐ろに反動の波を待つてゐたのである。

共和國政府が組織され、新憲法も制定せられたが、これに依つて保障せられた言論集會の自由は、王黨や貴族や教會等の保守派をして新政府の攻撃に廣い土俵を提供する形となつた。

成程共和政府は成立しても、人的組成の更新したのは上層部のみで、舊組織はそのまゝに存し、軍隊は縮小されても、將校は殆んど全部職に留つた。即ち新政府は舊勢力の武裝解除を行はずして、徒らに彼等を激昂させたに過ぎないのである。

かやうな混亂の中から右翼の鬪士が續々と擡頭し、勞働階級は革命の成功に陶醉して同盟罷業が頻發した。共和政府の『春の夜の夢』は、多少の波瀾は在つたとしても、先づ二ヶ年半にして醒めた。それ以後のスペインは左翼と右翼の對立、動揺常なき政情の反覆、反對黨迫害、投獄、暴動の連鎖劇であつた。

革命政府は一應土地問題の解決に手を着けたけれども、その實行に當つては無秩序、亂脈の不體裁を暴露した。例へば法律の規定に依つて大地主が土地を政府に提供する際、價格の四分の一は現金を以つて支拂ひ、その殘餘は年賦を以つて支拂ふことになつてゐたが、事實は無償で土地を徴用し、農耕地の分配を行ふといつた如き、或は社會黨に屬する農民は肥沃な土地を分配せられ、これと緣のない農民は荒蕪地を充當されるために、農民の間に絶えず爭鬪を惹起する狀態であつた。

スペインの革命がロシアの革命と趣を異にするのは、ロシアに於いては、少數乍ら革命を遂行するに必要な政策を有つた人間が勞農黨として團結し、これを率ゐるレーニン、トロツキー等の指導者が先頭に立つてゐた。これに反しスペイン革命に於いては、ロシア共產黨の如き具體的な政策もなく、これを指導すべき出色の人物も居なかつた。共和革命以後に勢力を占めた社會黨、共產黨及び社會黨分派はそれぞれ政策を發表したけれども、その間に幾多の意見の對立があつた。その外にサンヂカリストと稱する無政府主義者の勢力も決して侮る可からざるものであつた。

元來スペイン人の如く自我の强い、名譽を重んずる國民の間に於いて、社會黨の如き方向に民衆を團結させることは頗る難事であつて、教育の普及しない民衆に對して、議會政治の圓滑な運用を求めることは、當初から無理な注文であつたともいへる。

かゝる無力な革命政府に對して反動的勢力の擡頭するのは自然の勢であつて、一九三一年の革命以後も國内の

動搖熄まず、一九三四年の總選擧に際しては、共和革命に反對の立場に在つた右翼及び中央の政派が多數を占めることになつた。固より革命共和政府の政策は豫想された程に過激なものではなくて、新憲法も亦ドイツのワイマール憲法と同じく、空疎な文字を以つて粉飾された自由主義的な折衷論で一貫したものであつた。從つて革命直後の人氣は必ずしも惡くはなかつたが、一九三二年末頃からは共和黨政府の難關が加速度的に加はり、殊に世界的經濟不況はスペインに於いて最も深刻な影響を與へた。

左翼政黨は勞働階級のストライキを聲援し、ために一九三三年には罷業數一千三十九に上り、一九二七年の數字に比べて十倍の多きに達した。就中一九三三年の凶作は農民を苦境に陷れ、これらすべての不吉な事件が政府の責任に歸せられ、失業者の數は同年末に至つて六十二萬人と稱せられた。

一九三四年六月にアサニア內閣倒れ、共和黨右派のレルウ內閣が成立したけれども、これまた十ヶ月にして挂冠し、その後に出現したサムペル內閣は、カタロニア地主の反抗、マドリッドの同盟罷業、ファシスト派(ロブレス一味)の騷擾等に直面して益々難航をつゞけた。それ以來一九三六年二月の總選擧に至るまで、善良なるスペインの市民は一日として平安無事の生活を送り得ない境涯に陷つた。

恰もその頃フランスに於いては、ファッショ反對の標榜の下に急進社會黨、社會黨及び共產黨の大同團結が結ばれ、その結合は一九三四年十月下旬に成立した。共產黨總務モーリス・トレスはこの團結に人民戰線の名を與へたが、彼の說明に依れば『人民戰線はファシズムに對する戰鬪と、勞働階級の勞働及び生活程度の向上を計るために結成されたもので、これに參加する者はその獨自の主義政策を捨てる必要はない。唯共同の敵に對抗する場合には、互に小異を捨てて大同につくことを誓約する。』といふのであつた。

かやうな情勢がピレネーを隔てたスペインに對して多大の波紋を與へたことは免れ難いことである。果然社會

黨はファシズムの危險を防遏するためスペイン人民戰線の結成を提唱し、モスクワ國際共產黨がこれを支持するに至つて益々その氣勢を添へ、一九三六年一月十六日に人民戰線誓約書が調印せられた。

スペインに於いて人民戰線に參加したものは、共產黨、社會黨、左翼共和黨（アサニア派）を主力とし、これにアルチネス・バリオの共和同盟、コムパニイのカタロニア左黨及び勞働マルクス黨を包含したものであつた。

三　フランコ將軍の革命

一九三六年二月十六日はスペインの歷史にとつて最も重大な日であつた。この日の總選擧に依つて、王黨、右翼、中央諸政黨は人民戰線派のために全敗を喫した。議員總數四百七十三名の內、人民戰線は二百六十八の多數を占め、右黨と中央諸黨は、百三十七の議席を失つた。

人民戰線內閣は政權を執ると同時に、反對黨の彈壓に着手し、右翼政治家は或は牢獄に投ぜられ、或は國外に亡命した。それ許りではない。選擧戰に勝利を得た勢に乘じて、社會黨と共產黨に屬する不逞分子は、國內各地で教會を燒き、僧侶や地主を迫害し、ために放火、殺人、暴行等が間斷なく行はれた。

一九三六年四月七日、議會は內閣不信任の決議を可決し、これに代はつてキローガが總理の地位に据わつた。然し國內の情勢は惡化の一路を辿る許りで、その年の六月に入つて國內の危機は愈々切迫したかに見えた。ファシスト派の士官團體たるスペイン軍事聯盟は着々とクーデターの準備を進め、多數の武器がナヴァラ港に密輸入され、反對にまたコミンテルンが左翼を支持し指導してゐる證據も各地で認められた。

六月十七日、ロブレスは議會の演說に於いて、二百五十一の教會が燒打され、二百六十九名の死者、千五百名

の負傷者を出し、二月以降同盟罷業件數が三百四十に上ると述べた。七月十二日にはファシストの鬪士カスチロが暗殺され、それから六時間の後には左翼の領袖ソテロがその報復として殺された。かくして情勢は日一日と險惡を加へつゝあつた。

一九三六年七月十七日、革命の火蓋はスペイン領モロッコに切つて落された。革命軍の主力は正規軍であつて、その統領はフランシスコ・フランコ將軍である。フランコの父は海軍將官であり、その兄も弟も共に海軍、空軍の士官であることを見ても、家代々武人の血を受けついでゐることが判る。

フランコ將軍の勇氣、軍人としての才能、行政的手腕は、多くの人々の一致して賞讃するところであるが、人間としてのフランコは敬虔な實踐的キリスト教信者である。彼の統率する革命軍が南スペインから北上してマドリッドに入り、バロセロナを攻略して、革命の旗擧げ以來三ヶ年の苦戰を經て漸く國內統一の事業をなしとげた歷史はこゝにこれを省く。然し革命の歷史としては近代稀に見る慘澹たる記錄であつたといへよう。

誠にこの革命は近代に於ける大なる社會鬪爭の一大事變であつて、保守的勢力と特權階級とが、左翼政府に對して干戈に愬ふる以外に手段がなかつたために起つたものともいへる。そしてマドリッドの人民戰線政府と革命軍とが三ヶ年に亙つて流血の鬪爭を續けたことはスペイン特有の事情と、中流階級の中立的態度と、雙方の陣營に對する外國の援助とに依るものである。かくして、一九三九年一月二十六日、人民戰線政府はその最後の根城たるバロセロナを棄て、フランコ軍が終に最後の勝利を得たことは專ら獨・伊兩國の物質的精神的支持に負ふことは疑ひを容れる餘地がない。

四　革命と列強の立場

一　スペインの地理的條件

フランコ革命軍とマドリッド政府との戰爭は、スペイン人同志の爭闘であつたと同時に、一面に於いて歐洲列强の格闘であつたことは前に述べた。それは十八世紀の初頭に闘はれた王位繼承の爭に於いて、ブルボン家とハプスブルグ家との勝負がフランス軍と反フランス同盟軍との戰爭に依つて決したと同じ形を以つて行はれたものである。然し一九三六年の革命が起るまで約二世紀半の間、スペインは全く西歐羅巴の歴史の本流から疎外されてゐた。それがスペインに於いて絶えず内亂が行はれ、宗教上の衝突が起つた原因であり、また他の列强がこの國の内爭を自己に有利に利用せんと試みた理由であつた。

フランコ革命の勃發した一九三六年七月に、既に外國の武力干渉が行はれた證據は明白であるが、それ以前に於いても隱密の裡に内亂を使嗾した證跡は、尠くも一九三〇年以來各地に擧つてゐる。尤も革命以來發表せられたマドリッド側とフランコ側との文書は互に相手の行動が外國の援助に依ることを摘發せんとする宣傳を交へたものであつて、その眞僞を判斷することと頗る難事であるが、それにしても、この革命にソ聯邦と獨・伊兩國が武器、技術者または軍隊を送つてそれぞれの側を援助したことは廣く常識として世に認められてゐる。

二十世紀の黎明と共に、スペインは第十六世紀の世界的帝國の地位から第二流國家に顚落して了つた。それは恰もオットマン・トルコが歐亞とアフリカに跨る大帝國から、大戰後のトルコ共和國に顚落したのと相似の形に在

る。然しトルコが今尙黑海と地中海との咽喉を扼してゐると同樣に、スペインは今以つてジブラルタルの背後を抑へ、地中海と大西洋とに面して、戰略上重要な地位を占めて居るのである。從つてこの國が歐洲の勢力均衡に大きな役割を持つことは何人の眼にも明瞭であつて、殊に獨・伊樞軸と英・佛勢力との對立が激化するにつれ、イベリア半島の去就は英・獨・佛・伊の緊急問題と化した。スペインが獨・伊の手に支配せられる曉は、フランスとイギリスとの戰略的地位が絕望となることは明かであり、そのためにこそスペインの內亂が歐洲爭覇に緊密な關係をもつこととなつたのである。殊に地中海に散在するスペイン領のバレアレス群島（マジョリカ島、ミノリカ島）と、大西洋にあるカナリア群島とは、戰略的に極めて緊要の位置を占めてゐるために、十九世紀以降絕えず列强の覬覦するところとなつてゐた。就中イギリスは、印度、濠洲に達する交通路確保の見地から、スペインのアフリカ植民地の向背にも多大の關心を抱いてゐるのである。

イタリーがスペインを制壓して、これらの地點に軍事基地を持つこととなれば、英・佛兩國に極めて困惑すべき狀態の發生することは明瞭であるが、假りにドイツが英・佛との戰爭に際して、スペインの本土及び屬領を自由に使用することが出來るとすれば、フランス及びイギリスの戰略上の立場は頗る危殆に瀕することはいふ迄もない。

スペインの地形が歐洲諸國の戰略に死活的な地位を占めることは、略〻上述の通りとして、その經濟的要素も全然閑却することは出來ない。この國の特產品たるオリーヴ油と柑橘類は暫く數へないとして、國防資材の重要たる數種を產出することを指摘しなければならぬ。就中鑛物類に於いては特殊の地位を占め、水銀の生產量は全世界產額の四割乃至四割五分、硫化鐵鑛は世界市場に五割を供給してゐる。しかのみならず、數量にしてさ程に多量に上らないバスク地方の鐵鑛石はその品質の關係から製鋼業者の爭つて入手を希望するところであつた。

スペインの鑛産物が、多く海岸に近い土地から採掘されたことも、海外諸國への輸出を容易にする原因であつたし、また近年バーター・システムの採用によつて、輸出國が限定された結果、相手國に取つてこれらの鑛石輸出が一層重要性をもつこととなつた。即ちソヴェート聯邦、獨・伊等が率先してバーター・システムを採用したために、スペイン物資の輸出がその數量以上に重要性を增し、戰略とイデオロギー的觀點と相並んで諸國の政策を動かす要素となつたのである。

二　思想的對立

一九三一年の共和革命以後、スペイン內部に鬪はれた左右兩極の思想的爭鬪は、歐洲列强內に於ける二つの陣營の對立を反映するものであつた。

スペイン革命が思想的觀點からスペイン人の熱情を燃え上らせてゐることが明白になつた時、最も强き衝動を受けたものは、いふ迄もなく英・佛兩國の民衆であつた。過去二百五十年以來、自由思想の影響の下に、功利的外交政策を以つて唯一の方策と考へて來た英・佛國人には、思想的對立を基調とする鬪爭を以つて世紀末の混亂である如く印象された。

一九三六年の革命が起つた刹那、全體主義國家たる獨・伊・ソの三國に於いても、熱情の火は搔き立てられたに相違ないけれども、その方向と形態に於いては全く英・佛兩國と異つてゐた。全體主義國家に於いては世界政策を實行する場合に强き行動能力を與へる二箇の有利なる力が存在する。その一は全體主義そのものが容赦なく反對の思想を彈壓することを前提とするから、國內に政府反對の意見または行動の存在を許さない。從つて第二に、政府の意見が唯一の國家存在の理由である。獨・伊・ソの如き全體主義國家に屬する國民はその黨派たる國

家社會黨又は共産黨に忠實であることが、直ちに國家に忠實なる所以である。

かやうな全體主義國家の特色が、英・佛の如き民主主義國に於いては、直ちにその弱點となつて現はれる。先づ第一に國内に於いて互に相對立する思想の存在が認められ、自由にこれを表示することを許されてゐる。從つて政府は、革命を行ふに非ずんば反對黨の意見と行動を彈壓することが出來ない。當時の政治家が反對黨の彈壓と、不利益乍ら反對黨の存在とを天秤にかけて、國家全體の利益から直ちに後者を擇んだことは諒解に容易なところである。その結果は政府も在野黨も、それぞれの政策を徹底的に行ふことが出來ず、いはゞ萎縮の狀態をつづけて來た。手近い處ではボールドウィン―チェムバレン内閣にしても、ブルム―ショータン内閣にしても同一であつた。

ロンドンでもパリでも、かやうな政治的麻痺症の狀態の外に、歐洲戰爭に對する軍備の缺陷が著しく政府の氣力を殺いだ。英・佛はその權益の擁護のために止むを得ずして戰ふ程度の意氣込であるのに反して、獨・伊はその多年の政策實行のためには戰爭を賭するの準備を整へて居た。これが十八世紀か十九世紀の出來事であれば、英・佛兩國はもつと不利益な狀況に於いても戰爭に愬へたであらうと思はれる程の境涯に追込まれ乍ら、戰爭に導く虞れある一切の行動を差控へる態度に出た。尤もこの政策は、反對黨の囂々たる非難攻擊に拘らず、國民多數の意嚮を反映するものと見て誤りないのであつた。

その結果は英・佛ともに不干涉政策を堅持するに苦心し、獨・伊・ソの三國は、屢、不干涉政策を無視して顧みなかつた。時としては英・佛の威信が危殆に瀕するかと思はれる程に、不干涉政策の破綻が暴露されたこともある。何故にかゝる事態を惹起したかは、スペインに關係をもつ國の利害を詳述することに依つて一層明白になるであらう。

三　フランスとスペイン

フランコ革命の勃發に依つて、最も直接の利害を感ずるものはフランスであつた。ピレネーの國境を隔てて大
規模の戰鬪が行はれ、而もバスクとかアストリア（スペイン北西部）とかの、いはゞフランスの鼻先で砲聲が轟く
のであるから、戰鬪行爲の擴大を防止せんとするパリ政府の動機は容易に了解しうるところであつた。
然し人民戰線内閣の首長たるレオン・ブルムの地位は決して簡單ではなかつた。國際法の建前からいへば、正
統政府たるマドリッド政權に武器を供給することは、フランスとしても何等非議せらるべき行動ではない。フラ
ンス商人は適法な商賣としてこれに携りうるのである。左翼に屬するフランス人は、同じ思想系統にあるマドリ
ッド政府を援けることを希望し、軍需品製造業者も亦純粹の取引として利益ある仕事に熱中するのが自然であ
る。況んやフランス議會に絶對多數を占める人民戰線派が、合法的にスペイン政府を援助する希望を抱いてゐる
際に、これを抑へ付けようとする政府の立場は頗る微妙なものであつた。
然し、ブルム内閣の閣員の多數は急進社會黨（ラヂコー・ソシアリス）であつて、必ずしもマドリッド政府に思想的聯繫をもたず、これ
を支持する結果が右黨の反對を刺激することを危惧した如く見える。また社會黨の一部には平和論を主張するセ
ーヌ縣支部の幹部の如く消極的の態度を維持する者もあつた。在野黨、即ち右翼政黨は、人民戰線の結成以來、
勞働階級に瀰漫して來た革命思想に戒心の眼を瞠り、マドリッド政府の支持に絶對反對の意を表明した。
ブルム政府は一方には當時頻發した同盟罷業を鎭撫しつゝ、他方には雇傭者に對して、勞働條件の改善を目的
とする新立法に贊成せんことを要求しつゝあつた。かゝる際に戰爭が勃發すれば、すべての社會改革は水泡に歸
するのであるから、極力歐洲の平和維持に努力する外なかつたのであるが、マドリッド政府を支持する政策は明

かに歐洲戰爭を誘發する結果となり、在野黨の內閣倒壞運動に油を濺ぐ虞れも充分あつた。

フランコ革命が起つて間もなく、パリの右黨新聞にはブルム政府がマドリッド側に武器を供給しつゝあるとの記事が見え始めた。然し一九三六年七月二十五日の臨時閣議に於いては、航空大臣ピエール・コットが反對の意を表したに拘らず、多數は不干涉政策を支持して、政府としても、個人としても軍需品をスペインに輸出すべからずと決定した。この方針に基くブルム政府の措置は後段に於いてこれを詳述するであらう。

ブルム首相は七月三十日に上院外交委員會に出席して、不干涉政策を言明し、更に八月三日の聲明書に於いて佛國政府は關係列國に不干涉政策に左袒することを申入れた旨、並びに取り敢へずフランスが一方的にこの政策を堅持すべき意嚮を表示した。

然るにスペインからの報道は、フランコ側に對して獨・伊兩國が援助を與へてゐることを傳へたために、政府與黨たる人民戰線の不滿は次第に表面化して來た。例へば勞働總同盟書記長ヂューオーの八月五日の演說の如きは、明白に『スペインの現狀に照し、良心ある勞働階級には中立の問題は存しない。スペインの勞働者の敗北は、單に社會的見地から許りでなく、フランス國家の敗北である……』と述べた。共產黨首領トレスも亦これと前後して、マドリッドに對する積極的支持を强調した。越えて八月二十一日、第二インターナショナル大會がパリに開かれ、英・佛・白三國の領袖が參加して不干涉方針反對を表明した。それ以後に於けるフランス國內の左翼の活潑な動きはこゝに詳述することを省略するが、この間に處してブルム首相の立場は頗る困難な事情に在つた。それは恰も一九三一年の財界の危機に當つて、ラムゼー・マクドーナルドがイギリスの政局を擔任したと同樣の苦境であつたといへよう。

尤もフランスの社會黨、共產黨も亦この問題に就いてヂレンマに陷つてゐた。といふ理由は、不干涉政策に對

する政府反對を極度に押進める場合には、人民戰線内閣は倒壊する外に途はない。そこでそれぞれの主張には變りはないが、政府を支持することは否定しないといふのである。尤も共産黨は外交委員會に於いてブルム内閣のスペイン政策を變更することを要求したが、この時には社會黨と同一歩調をとることが出來なかつた。

他方スペインに於ける軍事行動の進捗につれて、獨・伊兩國の援助も次第に表面に現れ、革命軍勝利の曉にフランスの蒙るべき不利益は測るべからざるものあるやの危惧を生ずるに至つたため、フランス參謀本部は不安の念を強め、一九三七年一月にはスペイン本土並びにモロッコに於けるドイツの措置に對し、パリ政府から強硬な抗議を提出した。同年九月初旬ダラヂエ陸相は黨大會の演説に於いて、『吾等は不干渉政策を忠實に守ることを希望するものであるが、これがために死の陷穽に捕へられること、詳しく云へばフランスと北アフリカとの交通路やピレネー國境の脅威せられることは甘受すべき限りでない』と述べた。同年九月十八日、フランス外相デルボスは國際聯盟總會に於いて、各國の義勇兵をスペインより撤退すべきことを要求したが、その效果は一向に見られなかつた。

この間にパリ政府が不干渉政策を繼續したのは、一方には國内右黨の掣肘により、他方イギリス政府の強壓に依るものであつた。イギリスの在野黨は、ロンドン政府がフランス政府を抑へて、不干渉政策を堅持せしめてゐると攻撃したけれども、實際にはこの政策の火元がパリであつたことは、英・佛兩政府の一致して聲明したところである。然し現實の問題として、屢〻フランス國境から軍需品や義勇兵の送られた事實に顧み、不干渉政策は却つてイギリスの主張であるかの如き感を與へ、不干渉委員會がロンドンに開設せられた後は一層かやうな觀を呈したのである。

フランスの右翼政黨の態度にも、割切れない分子を多分に含んでゐた。ヴェルサイユ條約以降、フランス政府
…つて、この政策を極度に押し進めたものはフランスの右黨であ

の一貫した方針はドイツの再起を妨げることであつて、その政策を極度に押し進めたものはフランスの右黨であつた。ところが一九三六年のフランコ革命の進行につれて、フランス人の惡夢がどうやら現實の事態となつた觀を與へた際に、右黨は急に閾の前で停つた。曩にエチオピア事件の紛糾が頂點に達した時、右黨政治家は集團的保障主義を擁してイタリーに拮抗することを躊躇したが、然し萬一集團保障政策が崩潰すれば、直ちにドイツに對して行動の機會を與へることになるのである。一九三六年三月、ドイツ軍のラインランド進駐に興奮の色を示したフランスの政客が、その後六ヶ月にしてドイツの飛行機とその技術者がイベリア半島に姿を現はし、イタリーの海軍と空軍がバレアレス群島に出沒した際、意外に晏如として手を拱いてゐたことは不可思議な矛盾といふべきであつた。當時ドイツはライン地方に防備工事を築造し、他方獨・伊樞軸の結成正にならうとする形勢に在つたが、この際イベリア半島に樞軸國の勢力が樹立せられたならば、王位繼承戰爭當時に劣らないフランスの危局が出現したといつても過言ではない。

以上の理由は如何に說明せらるべきであらうか。その頃のフランスは國內に於けるイデオロギーの對立が激化して、右黨は人民戰線內閣に對する嫌惡の感情から、マドリッド政府の勝利を望まなかつたに違ひない。そしてフランコの勝利が、フランスの國際的地位に如何なる波紋を與へるかに思ひ及ばなかつたものと結論する外はない如く思はれる。尤もスペインに於ける赤色革命の情景は、殺人、强奪、無秩序の縮圖として、ナチス再軍備の脅威以上に强く神經を刺激したことは人情の免れ得ない傾向ともいひうるであらう。

四　英國の利害とその政策

英帝國のスペインに對する關心は前に述べたフランスの利害と略〻同一の理由に基礎をもつものといへよう。

そして地中海に死活的利害を持つ英國(獨・伊樞軸の結成一三八頁以下參照)は、スペインの南岸を地中海の戰略上、またビスケー灣を大西洋制海權の關係から頗る重大と考へることは明瞭な事實である。

だからスペインの内亂に對しても、英・佛兩國の執つた態度に何となく差異ある如き觀を與へたのは、一つにはフランスに政權を握るものが人民戰線派のブルム内閣であり、英國に於いては擧國一致内閣といひ乍ら、事實は保守黨政府であつたことである。それにも拘らず兩國の政策が略、同一の方向に歸結したのは、階級や黨派を超越しての氣分の問題であつた。卽ちこれをきつかけにして歐洲戰爭の火蓋が切つて落されることを回避せんとする國民多數の心構へであつたともいへる。

かくして構成されたブルム―ボールドウィン政策は、スペイン内亂への對策に關する限り、或る部分は國境安全を固執するフランス國民の感情と、常に論理的結論を追求するフランス人の性格とに反對なものであつたが、英國に取つてはうつて附けの待機政策であつた。イギリス外交の特長は、實行に移る前に早まつてはならぬと警戒を嚴にし、妥協の可能性を失ふことを虞れ、行詰りが眼の前に現れるまでは行くべき道を明確には決定しないのがその常道である。だから不干涉政策がイギリス側の創意に依らず、却つてパリ政府の發起にかゝることが世人を驚かしたのである。

英國國内の傾向は、スペインに於いて相對峙する二つの陣營に對し、それぞれのイデオロギーからその同情を異にしてゐた。勿論色彩の程度は、フランスに於ける如く顯著ではなかつたにしても、イギリスの如く一六六〇年の變革以來、絕えず外交政策から感情の分子を排除することに努めて來た國に於いて、權力階級の制斷の中に思想的好惡の感情が加はつたことは注意すべき現象であつた。

勞働黨がマドリッド側に同情し、保守黨がフランコを支持したことは論の無いところとして、言論機關も亦兩

派に別れて論戰を重ねた。これと全く動機を異にする慈善團體が、例へばバスク地方の罹災兒童を汽船に收容して英本國に引取つたり、戰爭による被害民に藥品、物資等を補給する等の仕事を行つた際にも、これに對して思想的立場から非難を浴せる者があつた。孰れにしても英國の對外政策の根本を離れたかゝる論爭が對外的に無用の混亂を惹起したことは否定し得ない事實である。

　この間に在野黨は、政府が不干涉政策の名に隱れて、戰略上、政治上の利益を閑却し、イデオロギーの反感のために國益を犧牲に供するものと難じ、內閣不信任案を提起して、保守黨政府を困難な地位に追込んだ。然し一般の見解はかゝる在野黨の攻擊が誠意を缺いた行動であつて、假りに勞働黨が政權の地位に在れば、矢張りブルム政府と同じく、不干涉政策に終始したであらうと難じた。イギリス政府の態度についても同樣の非難は認めざるを得ない。それは保守黨政治家の見通しとして、他日內亂の終熄した曉に、スペイン大衆の信賴を博するものは、誠實に不干涉政策を維持した國であること、また孰れが最終の勝利を博するとしても、內亂後の復興にはイギリス資本の助力に俟つ外なきこと、更にスペイン人の性格から見て、獨・伊に對し後日政治的干涉を許すが如き約束を與へ得ないことを縷說した。然しこの見通しは多く希望的觀測に屬するものであつて、冷靜なる政治的打算よりも寧ろ平和維持若しくは思想的立場よりする政策を糊塗せんとするために用ひられた口實とも見られるのであつた。

　英國保守黨の立場からいへば、勞働黨の熱烈な要求に拘らず、マドリッド政府が必ずしもデモクラシーの牙城に非ずして、寧ろモスクワの支所であり、デモクラシーの根據地は英國自身に在るから、スペインに於いて相爭ふ二箇の陣營は共に英國式の思想に屬しないものと考へてゐた。平和維持の見地から保守黨は差當り西ヨーロッパの戰爭をさけることに汲々とし、勞働黨は更に廣い見地から人類社會の平和のためにマドリッド側を支持すべ

しと唱へたのである。

戰略上スペインの占める重要性に鑑み、上下兩院は戰爭の推移に伴ひ屢〻政府の注意を喚起した。一九三七年一月十九日の下院に於いて、外相イーデンは議員の質問に答へ、『スペイン内亂の結果、或る外國が政治的に軍事的にスペインを左右すると考へるのは誤である。スペイン人の如く自尊心の强い民族は、干渉を行はなかつた國民に對して最少の反感をもつものである。永い眼で見れば、干渉政策は惡しき人道主義であるのみならず、また惡き政策でもある……』と述べた。更にフランコ革命成功の曉に於いても、英國外相の言に依れば、『英・西兩國の關係には通商と經濟と地理的條件の離るべからざるものがある』と信じてゐた。さりとてスペインの領土保全にイギリスが無關心でないことは、その後イーデン外相の口から、『領土保全は英國政府の直接利害關係ある問題であり、スペインの兩陣營は最少限この點について一致してゐる』と繰返し聲明された(註2)。

戰略上の問題に就いて最も重要な點は、ジブラルタルの確保とその海峽の通航に在る。この問題は、ジブラルタル對岸の西領モロッコ、即ちジウタ並びにメリラ地方に獨・伊の管理權が及ぶや否やの問題をも包含するのであるが、英國政府は議會の討議に際して、不安の原因となるべき著しき變化なき旨を聲明して來た。

スペインに對する英國の經濟的利害は專ら貿易と投資とに關するものである。内亂の始まつた一九三六年にスペインから英國に仕向けられた輸出品は鑛石、葡萄酒並びに柑橘類であつた。その中でも鑛石と葡萄酒は事業として英國人の干與するものが多數にあり、投資總額四千萬磅と推算された。この投資の中でめぼしいものはバロセロナの發電會社、鐵道經營、織物工業等であつたが、内亂勃發と同時に幾多の障害をうけた。

戰禍のために事業の中止を止むなくされたものの外、革命軍の占據地帶に在る事業は、フランコ側とロンドン政府との間に外交關係の存在しないために多くの困難に遭遇した。例へばアンダルシア地方の銅鑛リオ・チント

の如く、バスク州内の鐵鑛山の如きものである。

その頃英・西兩國の貿易は一九三六年一月に結ばれた清算協定によつて決濟されたものであるが、内亂のために實行不能に陷り、間もなく適用中止の外なきに至つた。然るにフランコ軍占領區域に於いても、獨・伊兩國は革命軍に對する武器供給の代償として、地方物資を手に入れることを有利と認め、着々その實行に着手した。それがためフランコ將軍は、英・佛人が鑛石を輸出する場合には、現品を政府に引渡すか、若しくはその代金に相當する磅又はフラン貨を政府に供託すべき旨を公布した。その後關係國政府との交渉により、鑛石代金の八割迄をスペイン貨により供託し、殘餘の二割はクレヂットを供與すべき條件に改めた。

他方英國からスペインに仕向けた商品の數量も内亂の進行につれて減少したために、英國はフランコ將軍の假政府と交渉に入る必要を認め、一九三七年十二月に入つて、スペイン側からアルバ大公を、英國側からはロバート・ホヂソンを非公式の代表として、それぞれ任地に派遣した。この措置は英國政府とフランコ革命政府とが交渉に入つた第一歩であつて、どこ迄も萬一の場合に處する保險政策の現れと云ふべきものであつた。

五　イタリーの利害關係

全體主義國家の態度を記述することは、英・佛等の場合に比して頗る單純である。それは政府反對の意見は表示せられず、宣傳相の發表を以つてその全部と見做しうるからである。大陸に於ける三箇の全體主義國家の中、イタリーはフランス程にスペインと近接してゐないとしても、英國よりは近密である。ドイツにとつてスペイン問題は望外の拾ひ物であり、ソ聯にとつては一種の道樂仕事であつたともいへるであらう。

イタリーがエチオピア戰役の直後にも拘らず、スペイン内亂に干渉の決心を固めたのは、一は地中海に於ける

自己防衛のためであり、一は他日を期する攻勢の準備であつた。自己防衛とは、マドリッドに人民戰線の桃色政權が基礎を据ゑることは、ファシスト政權に對する脅威であるとの見解から來るのである。獨り中央政權のみならず、地方政權であつたにしても、地中海沿岸のバロセロナ若しくはヴァレンシアに共産主義的勢力の樹立されることは、ジェノア、ネープルスに對する影響を顧慮しない譯にゆかない。

更に對外的にいつても、トルコとソヴェートとの親善關係に顧み、マドリッドに共産政府が成立して、モスクワと相呼應する場合には、イタリーは共産主義國に依つて半ば包圍せられる結果となると考へた。この見解は一九三六年十一月二十日のジョルナーレ・チタリア（半官報）紙上にガイダ氏の發表した論文に指摘することができる。

然るに一九三七年一月二日に行はれた英・伊共同宣言は地中海の現狀維持を支持したものであつて、イタリーの解釋に依れば、スペインに赤色政權の樹立せられることは現狀打破となるといふのである。

かやうな自衛的目的の外に、スペインへの干渉はローマの政治家に一層積極的な計畫を實行する道具となつた。成程エチオピア討伐は一九三六年五月を以つて、第一期の事業を終つたけれども、エチオピア開發は長期の忍苦を要する仕事であり、ファシスト民兵を植民地の治安維持に使用することも不適當であつて、もつと華々しい事業に國民の耳目を指向ける必要を痛感してゐた。イタリーが、スペインに於いてどの程度の犧牲を覺悟して仕事に取り掛つたかは不明であるけれども、一九三六年十一月十八日にフランコ政府を承認して以後は、革命軍の成功と不成功とがムッソリーニの威信と結びつけられることになつた。その結果、從來隱密の裡に行はれてゐたイタリーのフランコ援助は、その頃からファシスト政府の名に於いて堂々と行はれるやうになつた。イタリーの新聞紙に義勇軍の戰爭通信が現れたのは一九三七年二月、フランコ軍がマラガを攻略した時に始まるのである

が、ついで六月二十一日に革命軍がビルバオに入るに及んで、ムッソリーニ首相はフランコ將軍に祝電を送つて、その全文を新聞紙に發表した。八月には當時スペイン革命軍と協力して戰闘に加はつた十二名のイタリー將官の姓名を公表し、八月十四日より二十三日に亙る十日間にイタリー側の受けた損傷が戰死士官十六名、兵卒三百二十五名、負傷者としては、士官六十名、兵卒千六百十六名に上る旨を發表した。

イタリー國の威信と、共産主義撲滅の外に、ローマ政府としては地中海に於ける敵手、英・佛兩國に對する戰略的考慮から、スペインへの干渉を決心したことはいふまでもない。『ローマ帝國再建』の熱望が、どの地域までを含むかは暫く別としても、イタリーが地中海を以つて『吾等の海』nostro Mare となさんとする念願は頗る諒解し易いところである。ムッソリーニの海洋的野心はアウグスッスやトラヤン皇帝を凌駕するものといへるであらう。ローマ時代の世界は歐洲とアジア、アフリカの限られた一部分に過ぎなかつたに拘らず、今日の世界は地球表面の全部に擴がるのであるから、イタリーがこれに伴ふ世界政策を思ひ立つたのは、極めて自然の數といふべきである。そこで、英・佛の海軍力を向ふに廻して闘ふと同時に、地中海の關門を扼するジブラルタルとスエズ運河の支配を敵から奪ふことを何よりも急務と考へた。

フランスは地中海の南岸に植民地をもち、本國との海上交通に重大な利害を感じてゐるに拘らず、地中海の入口を支配する威力を備へてゐない。これに反して、英國は地中海に領土をもたないに拘らず、その東西の入口を制扼するに足る海軍力を常置してゐる。だから、イタリーは地中海の中央、シシリーとチュニジアとの水道を固めても、直接に英國領域にふれることなくして容易に地中海の交通路に致命的損傷を與へうるものと觀た。例へばアフリカ東岸にソマリーとエチオピアとエリトリアを包含する植民地を樹てる場合には、その對岸に英領アデンとペリム島の根據地が存在しても、バベルマンデブ海峽を脅威するに足る態勢に在る。

ジブラルタルになると問題は更に複雜化してくる。イギリスがこの海峽を掌握して、地中海を扼することとの出來るのは次の三箇の理由に基くものである。

(一) イギリスが歐洲に於ける最强の海軍力を保有すること。

(二) 英國がジブラルタルの突角を所有すること。

(三) ジブラルタルの背後と對岸とが、武力の弱い中立國、即ちスペインの領土であること。

從つてスペインが武力的に强國の列に入り、イタリーと提携する場合には、英國の領有權がスペインの王位繼承戰以來の合法的領有にかゝるものであると否とを別として、事態はイギリスにとり極めて困難なものとなるであらう。

例へばスペインのフランコ政府が獨・伊樞軸に荷擔して、ジブラルタルの背後と對岸のアフリカ領とを要塞化するとか、若しくはイタリーに對してその軍事基地を提供する如き事が起れば、イギリスは頗る窮地に陷ることとなるであらう。かやうな事情を熟知してのイタリーの政策は、他日、英・佛の海軍力がイタリーに對して不利益に傾くこととあるべきを考慮にいれて、フランコ援助に乘出したものと想定し得るのである。

フランスは第一次世界大戰以來、不斷にイタリーの要求しつゝあつた海軍力の均勢を拒否して來た。それは一旦有事の日に、アフリカ植民地から多數の兵力を輸送する必要あるフランスに取つては、地中海交通路の安全が死活の問題であつたからである。それ故にこそイタリーはまたとの交通路の遮斷を重要視して戰略的にスペインと協力することを企圖した。財政と產業力の上から見れば、佛・伊の建艦競爭はフランスに有利と見られた。然し海軍根據地の獲得によつて、これを補ふことも出來る。だからイタリーの希望は地中海のバレアレス群島をスペインから租借することにあつた。

實際フランコ軍が容易にマジョリカ島(バレアレス群島の一)を占據したのはイタリー空軍の援助に依るものといはれ、後にバロセロナの爆撃に際して、獨・伊空軍の根據地となつたのもこのマジョリカであつた。イタリー側の熱心な援助に對して、フランコ政府は、內亂鎭定後に至つても、物質的にこれに酬いようとはしない。スペイン人民の感情も亦必ずしもイタリーに良好といはれない狀態にある。それはスペインの大衆がイタリーの內意を何處まで承知して居るかどうか不明であるが、一般的に見て干涉政策の招來する止むを得ない結果であらう。

六 ドイツの立場

ロンドンに設置された不干涉委員會(註3)に於いて、ドイツは終始イタリーとその態度を一にした。それはスペインの革命戰に當つてフランコを援助する立場が歸せずして一致したからである。然しスペインの向背について、ドイツの利害はイタリー程に直接ではなかつた。といふことは、赤化革命に反對することも、またスペインに戰略上の有利な地步を占めることも共にドイツの重大な關心事であつたけれども、地理的に見てイタリー程に死活的影響を持つてはゐない。尤も經濟上の見地からいへば、工業化の程度に於いてイタリーよりも遙かに高度に達してゐるドイツは、スペインの生產する原料品に多くの關心をもつてゐた。その外にスペイン戰亂を利用して新式武器の威力を試めさうと考慮してゐたとも傳へられるが、一九三七年四月二十六日のグエルニカ市空爆、翌年三月十六日から十八日に亙るバロセロナ市の爆擊はこの點について貴重な材料を提供したといひうるであらう。勿論、これらの科學的、經濟的利害は、戰略上若しくは思想上の立場に比べて微々たるものであつたから、スペイン內亂に對する干涉政策に就いては、イタリーに於けるよりも、ドイツ國內に於いて遙かに多くの批判を

惹起した。

スペインの赤化を傍觀することにつきドイツ・ナチスの領袖が國内の反響を憂慮するのは當然のことであつたが、それとても、赤化防止を政治的必要と見るよりも、一種の贅澤な行動と解す可き程度であつた。ドイツが世界的强國としての威信を示すには、防共樞軸國が世界の如何なる地域の赤化をも傍觀しないとの決意を示すことが必要であつた。そしてドイツは一九一八年の休戰條約以降、こゝに初めて世界的强國としての示威を行つたのであつて、これが國内の大衆とナチス黨の躍進派に滿足感を與へたことはいふ迄もない。

スペイン内亂の前後を通じて、ナチスの新聞紙は屢ゝソ聯邦の行動と佛國の人民戰線内閣と、更に英國勞働黨とを並べて非難したが、一九三七年九月のニューレンベルグに於けるナチス黨大會では、ゲッベルス宣傳大臣の口から、スペイン内亂はボリシエヴィキーの世界革命煽動の發露なりとして攻撃の火蓋が切られた。この演說に於いてゲッベルスは、ドイツがスペインに對して何等の領土的野心を持たず、また政治的支配の意圖なく、單に赤化に對する防衛的態度に出るものに過ぎないと述べた。

こゝに注意すべき點は、この黨大會に於いてヒットラー總統が、フランスと小協商國とが提携してドイツ包圍政策を執らんとする點を痛撃したことである。包圍の危險を豫知する以上、これに對抗する方略として、フランスの背後にフランコ政權を樹立する政策に出ることは首肯されうるところである。

スペインに對する干涉を增强すべきや否やについては、ドイツ國防軍の幹部とナチス黨領袖との間に意見の懸隔が在つたと風說された。然し一九三七年末から翌年一月初頭にかけて、首腦部會議の結果は、大體消極論が勝を占めたものと見え、一九三八年一月十一日にフランスの駐獨大使フランソア・ポンセがヒットラー總統と會見した際、ドイツ側の意嚮として、スペイン並びにその屬領に對し領土的野心のないことを確認したと傳へられ

る。外交的にはベルリンの消極的態度が確認せられたに拘らず、ドイツ新聞紙は筆を揃へてフランス攻撃の火蓋を切つた。

この憤激は、フランス側からドイツ國防軍の主張を『自重論の勝利』と批評されたことに對するナチス急進派の意嚮を代表するものであつたが、一般大衆は干渉の放棄に依つて安堵の念を高めた如く見えた。國内感情の動向に敏感なヒットラー總統が、これを觀てとつたことはいふまでもあるまい。

前回の世界大戰後に於いて、ドイツ民衆が外交條件に對する關心は次の二點に要約せられてゐた。その一はヴェルサイユ條約の課した拘束——軍事的、政治的、財政的の束縛をふり切ることであり、その二は民族自決主義の適用に依つて、當然ドイツ國境内に收容せらるべき邊境のドイツ民族統一を完成することとである。

この二つの目的に邁進する場合には、ドイツ國民が死を賭してもヒットラー總統の指導に從ふことは疑ないとしても、ドイツ國民の死活の問題と考へられない事件について、再び大戰爭に愬へることは熱情を沸き立たせるに至らなかつた。それは恰も英・佛兩國に於いて、ドイツ包圍政策が國内全部の支持を得なかつたと同樣に、ドイツに於いてもフランス包圍の政策の故にスペインに干渉することが、民衆の積極的熱情の對象となり得なかつたのである。

それ故に一九三六年の下半期に、義勇兵としてスペインに送られたドイツ兵に對するナチス政府の心遣ひは察することが出來る。然し義勇兵は政府に取つても考慮の價値ある問題として取上げられ、義勇軍の派遣は一九三七年の初頭以來中止せられた。そして派遣軍は專ら技術者卽ち飛行士、タンク操縱者若しくは高射砲の射手等が武器試驗のために派遣されるとの名目に變更された。

それにも拘らず、フランコ援助の意嚮が決してドイツ首腦部に薄らいだといふ譯ではなく、人員の少數であつ

たことが却つて多數の歩兵部隊を送つたイタリーよりも、スペイン國民に好印象を與へた。といふ理由は、一つにはドイツ人技術者が謹直であり、能率的であつたのに反し、イタリー部隊がスペイン人との間に摩擦を生じたことにも依るものであつた。

スペインに對する干渉の物質的報償としては、ドイツの原料品獲得を數へることが出來る。この點は盟邦イタリーと競爭の立場に在つたに拘らず、ドイツの方が遙かに實益を納めた。一九三六年の末葉にセヴィルの街と伯林とに店を開いた西獨通商會社は專らスペインの鐵鑛買取りを目的としたものであつたし、一九三七年七月十九日に伯林で發表された西獨協定はその內容が具體的ではなかつたが、翌年夏季に入つてからアンダルシアの織物工場をドイツ人の手に管理させる案が成立したとも傳へられた。要するにイタリーは數箇師團の兵力をスペインに派遣して、その經費は大部分本國の負擔になつたが、ドイツから輸入した新式兵器の代金は、概ねスペインから原料品その他の實物を以つて支拂はれたことになつてゐる。

七　ソ聯邦の態度

一九三六年の夏、スペインに內亂が起つて以來、ロンドンの不干涉委員會に於いては、絕えず不干涉協定違反の問題が論議せられた。獨・伊側は屢・ソ聯邦のマドリッド援助の事實を指摘し、モスクワ政府は獨・伊のフランコ援助を非難したが、この爭は結果に於いて明白にソ聯の敗北に終つた。それはモスクワ政府が獨・伊に比して極めて不利益な地位に立つたことが原因であり、殊に次の二點は掩ふべからざるハンディキャップとして殘されたのである。

ソ聯邦は地理的にスペインを援助するに不利な地位に在る。ドイツと雖も必ずしもスペインに接近しては居ないけれども、ロシアはそれ以上に不便な地位にあるために、戰略的に危險を冒さなければならず、武力干涉それ

いけれども、ロシアはそれ以上に不便な地位にあるために、戰略的に危險を冒さなければならず、武力干涉それ自身がいはゞ贅澤な行動でもあつた。假りにフランコの國民黨が勝利を占め、延いてスペインが獨・伊樞軸に參加したとしても、ソ聯邦は直接に戰略的若しくは政治的危險に曝される虞れはない。若しありとすれば、當時ロシアの盟邦となつたフランスに對する脅威が加重する點に止まる。殊にスターリンの政策が次第に孤立主義に傾いてゐる場合に於いて、その關心はチェッコ問題に對する英國の立場と多く異るところはない。從つてモスクワの政治家としては、フランコ全勝がフランスに對する弔鐘となつても、ソ聯の政策の埋葬にはならないと打算したに違ひない。

スターリンが武力干涉の熱意を失つたのは、主として武力干涉を有效に行ふに大なる技術的困難に逢着した點に在つたことは想像しうる。例へば軍需品、食糧等をオデッサ若しくはレーニングラードよりヴァレンシア又はバロセロナに送るにしても、地中海を經由する場合には、途中イタリーの海軍力を潛らなければならず、バルチック海よりすれば、ドイツの監視を免れることは不可能である。それは恰も獨・伊の武力干涉が英・佛の注目を免れ得ないと同一の事態に在つた。但しこの場合の危險率は理論と實際との間に懸隔がある。といふことは、英・佛共に平和第一主義の政策から、獨・伊の干涉に對して眼を閉ぢて居たのに反し、獨・伊の大膽なる行動の前にソ聯は多大の危險に曝されてゐたからである。その實證は一九三七年八月に起つた潛水艦の活動と爆擊機の盲爆に依つて察知することが出來る。革命勃發當初の船舶被害は專らマドリッド政府所有のものに限られてゐたが、八月に入つてからは英・佛・ギリシャ・パナマの國籍に屬する船舶にして爆擊又は魚形水雷の犧牲となつたもの十六隻に上つた。併も八月末日には英國驅逐艦ハヴォックが、スペイン南岸に於いて潛水艦攻擊を受けた事件が起り、所謂怪潛水艦事件として世間に衝擊を與へた。これはやがて英・佛等の諸國に於いて海賊船對策のためニ

オン會議（一三二頁參照）を開く原因となつたものである。

ソ聯邦がスペインに武力干渉を試みることは、當時のモスクワ政府に取つて内政的に困難な事情があつた。曾てムッソリーニは『ファシズムは輸出商品ではない』と聲明したけれども、一九三六年に入つては次第に海外にも適用する傾向となつてゐた。これに反してモスクワに於いては、トロツキー一派の世界革命論者と、スターリンの一國社會主義論とが、激しい鬪爭を繼續して、數十萬に上る肅淸工作の犧牲者を出したことも生々しい眼前の事實であつた。國內的に孤立主義の宣傳を行ひつゝ、海外に於いてトロツキー的政策を實行することは、スターリン政權の大なる矛盾である。スペインに對する干渉それ自身がトロツキーの主張を是認することとなる。

けれどもスペインの如く舊帝政ロシアと酷似した社會狀態の下に在る國は、共產革命に對する絕好の溫床であつて、この機會を逸することは、恰もレーニンがインフレーション時代（一九二三年）のドイツに對して機會を失したと同一の非難を甘受しなければならぬ。またスペインの革命を契機として、西歐列强の間に大規模の戰爭が開始されることは、ソ聯邦に取つて忌避すべき事件ではない。だからこの際モスクワ政府が嚴格に中立政策を執つてマドリッドの人民戰線を見捨てるならば、コミンテルン崩壞に一歩を踏出すものと謗られる虞れもあつた。素より一國社會主義の主張からいへば、モスクワの中立政策はその當然の歸結であるけれども、スターリンの政略から見て、かゝる事實をソ聯の大衆に見せつけることの可否は頗る疑問の餘地がある。

一九三六年八月三日、モスクワで公表せられたところに依れば、スペインの人民戰線は國民主義を相手にする鬪爭であるから、これを援助するためにソ聯の官公吏及び國營工場の從業員はその月給の一パーセント半を出捐してマドリッドに送ることを決定し、同日赤色廣場に於いて大規模の示威運動を擧行することを命令した。翌八月四日には全國各地に示威行進が行はれ、又集團農場でも義捐金を募集することとした。

スペインに對するソ聯邦の武力並びに物資援助が如何なる程度に行はれたかは、今日に至るまで公表せられない。然しソ聯邦から歩兵部隊が到達した證據は何處にも擧つてゐないから、恐らく軍事教官、飛行士、參謀及び砲兵士官等を派遣した程度と推測される。尤もソ聯製の飛行機、大砲並びに多量の軍需品がマドリッド側に供給されたことは疑の餘地がない。唯、一九三七年の末に至つて供給が激減したのは、輸送の危險が增した上に極東方面の形勢が急迫を告げたことに依るものと判斷する外はない。その外に國內肅清工作のため、赤軍の素質が低下したことも一の理由であらうが、孰れにしても不干涉委員會に於けるソ聯代表の態度の變化と、フランコ側の軍需品に比べて、マドリッド側の貧弱さとは、一九三七年末に至つて著しく眼に着いた。但し、スペイン南部殊にバロセロナ方面に對する食糧品の供給は、その後に於いても引續きソ聯の援助の下に行はれ、そしてスペインに在るソ聯の代表機關がフランコ軍の勝利を妨害するために凡百の努力を試みたことは隱れ無き事實である。

就中ソ聯外交官は、人民戰線に與するスペインの無政府主義分子を使嗾して、その一味の自由主義的ブルジョアを排擊し、權力を獨占する方策を奬め、他方には共和黨の內部に存在するトロツキストを抑壓する方法を執らしめ、かくして數に於いては少いながら能率的な共產分子を指導することに努めた。その結果人民戰線團體は、フランコ軍と交戰のさ中に於いて二つの分派が相爭ふ醜體を暴露したが、一九三七年の終期に至つて、マドリッドの政權は、スターリン派の手に握られる狀態となつたのである。

八　ポルトガルは革命派を支持す

スペインの政治的變革に依つて、最も深刻な波紋を受ける國がポルトガルであることは、地理的條件からも、言語と傳統との上からも見易きところである。ポルトガルがスペインと隣接する國であるといつても、フランス

の如く同時に六ヶ國と接壤する國と異り、陸續國境として唯一のスペインをもち、その國境を通じなければ他の歐洲諸國とは交通の方法を有たないのである。地理的にいへばポルトガルとスペインとは同一の政權の下に統治されることが自然であるともいひうる。

一九三六年にスペイン革命の起つて以來ポルトガルは島國になつたと同じく、外國との交通は專ら海路による事となつた。そして隣邦スペインの革命は國內の政治狀態が頗る機微な徵候を呈してゐる際に起つたのである。

歷史的に見てポルトガルの過去はスペイン歷史に併行の形に在る。第十五世紀に富と權力と榮譽の頂上にあつた西・葡兩國は、十九世紀と二十世紀に亙つて困窮と衰弱の底に落ちた。ポルトガルは一五八一年以降六十年間、スペインの屬國に墮した記錄をもつてゐるが、その獨立を恢復して後も、アジアの植民地はオランダの手に奪はれるに至つた。そして南米の植民地も亦獨立の旗を飜して本國を離れ、僅かに手に殘つたアフリカ植民地さへも、第一次歐洲大戰の前宵に外國の闇取引の對象となつたことは英・獨政府の公文書に明白に殘つてゐる。

かくして蕞爾たる小國家の內に惰眠を貪つて來たポルトガルも、大戰以來次第に再生の機運に向ひつゝあつた。一九一〇年以後十六ヶ年間に十六回の革命を經、四十回の政變を繰返したこの國が、一九二六年の革命に依つて偶然强力な獨裁政治の形を以つて現れた。それはカルモナ將軍の執政である。スペイン革命前十ヶ年の歷史に比べてポルトガルの國情が著しく安定したのは專らサラザール博士の力であつた。

オリヴェイラ・サラザール博士は農民の子に生れて、經濟學教授となつたが、一九二八年に選ばれて大藏大臣の椅子についた。間もなくカルモナ將軍の職を嗣いでポルトガルの獨裁官となつたが、それ以後に於ける政治改革の業績は頗る見るべきものがあつた。財政の建直しを初め、組合國家の組織、即ち强權的ではあつても全體主義とは異る國家の創造を眼目として、他國より何等の妨害をも受けずに、專心國內の安定を圖ることが出來た。

それがスペイン革命勃發當時のポルトガルの政情であつた。

然るに隣國に於いては右黨と左黨との對立が激化して、その孰れか一方が倒れなければ國內の安定が圖れないとあつては、ポルトガルへの波紋は測り知るべからざるものがあるのみならず、人民戰線が勝利を得て政權の基礎を固める如き事態に立到つたならば、獨裁制政治への反動はおほよそ想像に難くなかつた。實際その頃のポルトガルにはまだ國會や地方議會が存在し、他方には言論拘束の手が嚴しく國民の自由を制限して居たので、在野黨は隣邦の援助を賴りとして暴力革命に愬へる危險も豫想された。

然しフランコ革命の旗擧げから間もなく、西・葡國境には國民黨軍が勢力を占めたために、この國の政府は、イデオロギーを共通にするフランコ軍と緊密な關係を持續することが出來たのである。それにも拘らず、一九三六年八月にはリスボン沖に於いて、スペイン巡航から歸航した二隻の軍艦に暴動が勃發し、この騷擾は間もなく鎭壓されたけれども、海軍內部に潛在する人民戰線の同情者が、マドリッドと連絡して計畫した事件であることが判明するに及んで、リスボン政府の不安は濃化せざるを得なかつた。

それと同時にサラザール政府の色彩は強權政治から全體主義的傾向に推移し、制服を着た青少年の組織までが、ナチス、ファシストとの共通性を想はせるのであつた。尤もカトリック教會は概してナチスに反對の方向に動いてゐたけれども、これらの情勢については、本篇に於いて詳説することをさける。

孰れにしてもスペイン革命戰を契機として、ポルトガルは三百年來の傳統的外交政策を轉換する必要に迫られた。といふことは、この國がスペインの覊絆を脱すると共に、植民地に對するオランダの侵略を防衞するために英國と同盟したのは、第十七世紀のことであつたが、それ以來ポルトガルは常に英國的秩序の裡に生存を維持して來たのである。それ故に前回の世界大戰の際には、アフリカ及びフランスに於いてポルトガル軍はドイツ軍と

鬪ひ、ヴェルサイユ條約の調印國ともなつた。然るに國境を隔てたスペインの政情が、サラザール政權に對して脅威を感ぜしめた刹那から、リスボン政府の政策はマドリッド政權に反對してフランコ軍に同情を表する方向に向つた。その事實はロンドンの不干涉委員會に於いてポルトガルが幾多の難問を提起したことから見ても明瞭である。尤も、リスボンの政治家は不干涉委員會で明白に約束した點は最後まで嚴守する誠意を示したし、英・佛兩國も亦出來うる限りこの國の好意を繫ぐことに腐心した如く見える。殊に英國は昔の同盟を楯にポルトガルとの情誼を恢復することに全力を盡したが、獨・伊兩國の競爭を前にして、その企圖は摧かれ勝ちであつた。

五　外交ゲリラ戰

一　不干涉委員會の紛糾

スペインの內亂が始まると同時に、歐洲の列强はその利害關係とイデオロジーの立場から陰に陽に干涉の手を延べようとする形跡が顯著となつた。殊に獨・伊兩國はこれを動機として戰爭をも辭さない强硬な態度を示したから、如何なる犧牲の下にも平和を維持せんとする英・佛兩國は、不干涉政策の保持に精力を集中した。內亂の烽火が擧つてから六週間にして、フランス政府の提起した不干涉政策は英國の同意を得た。この政策の目標がスペインの獨立と領土保全にあることは論のないところとして、同時に干涉の結果が列强の戰爭を招來することを回避せんとすることに在つたことも疑ない。

不干涉委員會で決定された約束は、關係國に依つて必ずしも嚴守されたとはいはれない。然し終局に於いては

スペインの獨立が確保せられ、干渉を動機としての大戰爭が防止せられたことは、歐洲戰爭を二年間延期するの結果となつた。

スペイン内亂に際してフランス政府はこれに軍需品を供給せず、またこれに干渉しないとの趣旨の提案を英・伊兩國に示した。それは一九三六年八月一日のことである。これに對して英國はフランス案に贊成の意を表すると共に、ソ聯、ドイツ、ポルトガルの三國にも勸誘を試みること、並びに他の歐洲列國の參加を求めることを提議して、八月二十四日に前記六ヶ國の合意が成立した。引續いて他の歐洲諸國も不干渉委員會に參加することとなり、その最初の會合が同年九月九日にロンドンで開かれた。

最初の會合に於いては、主として不干渉協定に違反ありとの事實が討議の題目として取上げられ、ソ聯と獨・伊との行動が指摘せられたけれども、孰れも實證なしとの結論に到達した。

そこで不干渉政策の勵行には監視委員を現地に派遣することが必要であると主張され、委員會はこれを十一月中旬に至つて採擇した。ところが十一月十八日に至つて獨・伊兩國は、フランコ政府の承認を發表し、フランコ政府は直ちにバロセロナ封鎖を布告したために事態は一層紛糾した。

英・佛側はフランコ政府を交戰團體として承認することを拒否し、また自國商船の保護に就いても適宜の措置をとることを明かにした。問題は翌十二月に入つてジュネーヴの國際聯盟で討議されたが、その際マドリッド政府は、獨・伊兩國の武力干渉に對し、聯盟規約第十一條を援用して（註4）、理事會の介入を要求した。

そこで國際聯盟理事會は十二月十二日に一つの決議を採擇して左の如き意味を公表した。卽ち各國は他國の領土保全を尊重する義務を負ひ且つ他國の内政に干渉すべからざる立場に在ることを想起し、スペイン内亂に就いては不干渉協定に有效な協力を行ひ、この内亂を調停に依つて終熄せしめる方針を容認する旨を明かにした。然

し英・佛兩國が十二月四日より提唱した調停はスペインの對立する雙方の政權が受諾せず、不干涉協定も屢〻不履行のまゝで一九三七年を迎へたのである。

一九三七年二月に入つて、義勇兵の募集、派遣を禁止する約束がやつと成立した。それを契機として漸く西・葡の國境に英國委員を監視員として入れることが出來る程度であつた。

スペイン海岸に列國の監視船を派遣する問題は更に一層の紛糾を見たが、同年四月二十日に至つて英・佛・獨・伊の間に監視區域が決定され月末に愈〻巡邏が開始された。

これよりさき三月初旬に不干涉委員會は、スペインに入り込んだ外國義勇兵を撤退して、戰鬪を地方的に縮減すると共に、内亂の國際的波及を防止することを討議に附した。これに對してドイツもイタリーも問題の重要性は充分認めたに拘らず、撤退の實現について種〻の難色を示した。現に三月二十三日の討議に於いてイタリー委員は、恐らくガダラハラ戰爭（註5）の直後であつた理由からでもあらうが、義勇兵撤退問題の討議を拒否した。然し五月に入つて國際聯盟理事會が撤兵を勸告する決議を採擇する等の事もあり、委員會はその促進に努力したのであつたが、時偶・獨・伊の軍艦に對するマドリッド派飛行機の投彈事件が起つて、再び討議中止の止むなきに至つた。

内亂の進行に伴ひ、スペイン近海の航行は多くの危險に曝された。それはフランコ派の軍艦と飛行機、並びに船籍不明の潛水艦に依るものであつたことは前に述べた通りである。ところが一九三七年の五月二十四日に、地中海巡邏のイタリー艦船がパルマ（マジョリカ島）に於いて、マドリッド側の飛行機から爆擊を受け、數名の死者を出した。續いて五月二十九日、イヴィツァに於いてドイツ軍艦ドイッチランドが爆彈に依つて相當の死傷者を出した。これに對してドイツは報復のため五月三十一日にスペインの港アメリアを砲擊した。それと同時に獨・

伊兩國は、前記の如き不詳事の防止について保證を得るまで、不干涉委員會並びに海岸巡邏から撤退する旨を聲明した。

この問題は六月十二日に至つて英・獨・佛・伊の四ヶ國の間に妥協が成立ち、今後巡邏艦船の攻撃に對して保證を與へ、事件發生の際は直ちに四ヶ國の間に協議すべき旨を約束した。

然るに六月十九日にはドイツ軍艦ライプチッヒが潛水艦から攻撃せられた事件が起つた。前記四ヶ國は直ちに協議に入つたが、ドイツ側は四ヶ國海軍に依つてスペイン領水内に示威運動を行ふことを提議し、英・佛の方では事件の取調が終了するまでは示威運動に同意し得ないと答へた。そこで獨・伊の兩國は沿岸巡邏から撤退することに決定した。

英・佛はこれが對策として、獨・伊兩國に振當てられた區域を自ら擔任することを提議したけれども、これには獨・伊側で異議があつたため、獨・伊では對案として、沿岸巡邏制度の廢止を提唱した。そして内亂の當事者雙方を交戰團體として承認すべしと主張した。不干涉委員會の多數は獨・伊の提案に反對であつたから、英・佛案と獨・伊案とに調和點を發見するため英國委員の盡力を求めることに決定して、行詰りの打開を策することとした。その間にフランス政府は、ポルトガル側が國境監視制度を中止したとの理由に依つて、佛・西兩國國境の國際監視委員を廢止すべしといひ始めた（七月十三日）。

そこで七月十四日に、英國委員は次の如き折衷案を發議した。それは巡邏制度と義勇兵撤退及び交戰團體承認を關聯させて、實質的に撤兵の完了した際には制限付きの交戰團體承認を行ふことにしようといふのである。

この英國案は、討議の基礎として採用せられたけれども、ソ聯邦は交戰團體の承認は、義勇兵の完全なる撤退後にのみ考慮すべしと主張して讓らず、意見の一致は八月末に至つても見られなかつた。

二　ニオン會議以後

一九三七年九月に入つて地中海の航行が益、危險に瀕する事實に鑑み、英・佛は所謂海賊行爲の取締に就いて、地中海に利害關係の多い國を招請して會議を開くことを提議した。その機會にソ聯邦委員がイタリーに責任のある如き言辭を弄したため、會議間際になつて獨・伊は不參加を表明した。

地中海關係の九ヶ國は九月十日にニオン(瑞西の小さな町)で會議を開いた(註6)。この會議は九月十四日協定に調印する迄に進行したが、その內容は地中海沿岸國は自國の領海に於いて巡邏を行ひ、英・佛は公海に於いて、巡邏の責任を取るといふ點であつた。そしてこの協定は潛水艦の行動に疑ある場合にのみ限定せず、飛行機並びに水上艦に就いても同樣の措置をとることに定めた。ニオン協約の內容は左の如き諸點に要約することが出來る。

前文に於いて締約國が海賊行爲、殊に潛水艦よりする攻擊を防止する共同措置を執ることとするも、これがためにスペイン內の兩派に交戰團體の承認を與へるものでないこと。

スペイン國海軍以外の艦船が一九三〇年のロンドン海軍條約に定めた規定に反して攻擊を加へた場合には、締約國海軍はこれを反擊し、出來うればこれを破壞すること。

從來屢、商船が攻擊を受けた場所の附近に於いて容疑の潛水艦を發見した場合にも前項と同樣の手段をとること。

西部地中海及びマルタ海峽に於いては、英・佛海軍共同して會議の決定を實行すること。

東地中海に於いては沿岸諸國がその沿海を警備し、公海に就いては英・佛海軍の擔任とすること(但しアドリア海を除外す)。

締約國は天災の場合の外、外國潛水艦の入泊を許さないこと。

これより曩、英・佛兩國は、會議終了以前にイタリーを招請して、海洋巡邏の役割に參加することを奬めた。イタリーは當初難色を示したが交渉の末に、英・佛と均等の立場でこれに加はることを承諾し、九月三十日に圓滿な妥結を見た。英・佛側はこの機會にイタリーをしてスペインから義勇兵の撤退を承諾させようと種々手を盡したけれども、結局その努力は無效に歸した。その後この問題はロンドンの不干渉委員會に移され、幾度か論議を繰返したけれども、實際に於いては内亂の終熄するまで獨・伊の義勇兵撤退は實現するに至らなかつた。

一九三八年の末葉に入つて、スペインの革命軍は國土の大部分をその征服圏内に納めた。マドリッド政府は頽勢を挽回する方策盡きて都をバロセロナに移し、各方面の調停を斥けて、こゝに最後の抵抗を試みることとなつた。

同年十二月二十三日、フランコ將軍は冬季攻勢の鋒をカタロニアに向け、延長百二十五哩に亙る戰線に於いて、到る處にマドリッド軍を撃破し、苦もなくバロセロナを席卷した。人民戰線派の政客は敗殘兵と共に東に落延びてフランスへ亡命して了つた。僅かに殘された場所はマドリッド市とヴァレンシアとのみであつたから、内亂は事實上この時を以つて終結を告げたのである。

獨・伊兩國は熱心にバロセロナの陥落を祝賀した。ヒットラー總統は一九三八年一月二十七日にフランコ將軍に慶祝のメッセージを送り、ムッソリーニ首相は時を同じくして、ヴェネチア宮の露臺からローマ市民に呼びかけ、『吾等の名譽ある義勇軍の援助に依つてスペインは完全に赤色の不名譽から救はれた』と叫んだ。

この報道は英・佛側から不機嫌な氣分で受取られた。佛國のダラヂエ首相は内亂終熄の曉になつて、尚イタリーが義勇軍撤退の約束を履行しなければ、英・佛兩國に於いて必要な手段をとるに一致してゐること、並びに英

・佛艦隊は倚バレアレス群島とモロッコ沿岸を警備しつゝあることを聲明した。

これに引續いて、外相ボンネが佛國議會の演説に、戰爭の場合には英・佛兩國は互に援助するため全力を傾倒することに一致したと述べ、これに對應してチェムバレンも亦同一の趣旨を聲明したことは、歐洲の風雲がスペイン內亂の終熄に依つて毫も消散せられなかつたことを物語るものであり、樞軸國家群の注意は西歐から一轉して中歐及び東方に集中せられつゝあつた。

（1）スペイン內亂については多數の文獻が刊行されてゐるからその中の一二のみを摘記する。
Harry Gannes and Theodore Repard; —Spain in Revolt. New York, 1936.
Yoaqtin Arraras; —Le Général Franco. Paris, 1937.

（2）內亂事件の經緯を詳述したものとしては次の書册を推す。
Royal Institute of International Affairs; —Survey of International Affairs 1937. Part II, London, 1938.

（3）前掲書册二二三頁以下參照。

（4）九〇頁註（4）參照。

（5）ガダラハラの戰爭は一九三七年三月八日、九日兩日に亙りマドリッド東北地區で鬪はれた。マドリッド派はこの戰鬪に於いてイタリー義勇軍二ヶ師團を殲滅的に擊破したと宣傳した。

（6）ニオン會議の詳細は前掲註（2）の書册二二八頁以下參照。

獨・伊樞軸の結成

一 イタリーの外交

歐洲のファシズムに先鞭をつけたものはイタリーである。それがドイツ・ナチスの擡頭に依つて、ファシスト全體主義が歐洲に於ける唯一の能動的政治勢力と化し、いつの間にか民主主義國を無力な防禦陣地へ退却させ、世界革命の重大な役割を引受けることになつた。ファシズムは舊來の自由平等觀に根柢から挑戰する思想であるが、それとても歐洲以外から輸入されたものではなくして、矢張りヨーロッパの發展にその根を張つてゐる。換言すれば歐洲の發展と離るべからざる關係に於いて、既存の政治機構や、社會組織に根本的變革を持來らせる革命の一種である。一九二二年のローマ進軍がイタリーに行はれた無血革命であつたことは、何人も異論の無いところであらう。

この革命以後、殊にドイツとの接近が實現してこの方、イタリーは歐洲問題の調整に就いても、國際聯盟に對しても、從來の秩序立つた國際生活の基礎となつてゐた一切のものは『活力』の名の下に絶えず再檢討せらるべき運命にあると主張する。それは萬物流轉を說いたヘラクリトスであつて、永久持續を說いたパルメニデスでは

ない。

この際に於いてイタリーが國民的希望とも見るべき問題は地中海問題の調整であつた。國の地理的條件から見て、イタリーを養ふものはいふ迄もなく地中海であつて、これに依つて呼吸し、これを以つて榮養吸收の途としてゐる。然るにその地中海の關門はイギリスの手に握られ、英國海軍の制海權によつて押へられてゐるのである。

試みに一九三八年の統計を見ると、イタリーが外國より輸入した物資は總計二千四百萬噸に上る。その中、陸續國境より輸入したものは四百萬噸で、殘餘の二千萬噸は海上から輸入された。この海上輸入の八〇%はジブラルタルを經由し、五%はスエズを經由したものである。周知の如く、イタリーが戰時に際し國內に於いて自給自足しうる物は、亞鉛と水銀と硫黃のみであつて、その他の物資、例へば鐵、石油、羊毛、棉花、石炭、その他非鐵金屬の大多數は海外に依存する。これだけの數字を見ればイタリーにとつての地中海の重要性は直ちに諒解される譯である。そこでイタリーは地中海を指して『我等の海』Nostro mare と呼ぶ程に、遠き昔から地中海を重要視して來た。ローマに据わる權力者が誰であらうとも、この點に於いては毫末の變化もあり得ないのである。

然しファシストの政權が一九二二年十一月にローマに確立してより今日までの步みを檢討して、こゝにもナチス・ドイツの勃興と相似の經路を發見する。ローマ進軍の直後に於けるムッソリーニの努力は、イタリーの全勢力を結成することに集中された。イタリーの統一は地理的には一八六〇年に出來上つたけれども、內部情勢は最近に至るまで尙ナポリ人、ローマ人、サルジニア人、トスカナ人等々の集合であつて、首府ローマでさへも純粹にイタリー化されてはゐなかつた(註1)。

過去一千五百年間、統一イタリーの觀念を失つてゐたイタリー人に國家觀念を與へるためにムッソリーニは祖國愛を强調し、外敵に對する憎惡を國民の頭腦に注入した。祖國愛と同時に外敵の脅威を强調することは、ソ聯邦やナチス・ドイツに於いても同樣に採用せられた戰略であつた。

世界大戰後のイタリーは、戰勝國でありながら失望と憤懣の情とに充ちてゐた。ヴェルサイユ條約以下の數々の平和條約は、一九一五年四月二十六日のロンドン條約に依つて、舊聯合國がイタリーに約束した戰勝の果實を與へなかつたのみならず、戰後の經濟・財政的疲弊は、對米移民禁止の打撃と相俟つて、イタリー半島を經濟的・人種的に監禁の狀態に陷れて了つた。それが舊聯合國に對する不平となり、殊に隣國フランスに對する憎惡の念となつたのである。然しファシスト政權の樹立される迄のイタリーは、社會黨の水腫的擴大、殊に共產主義の擡頭と政界の動搖とに禍されて、外に向つて威力を發揮する準備は整つてゐなかつた。だから一九二二年十一月十六日、ムッソリーニは下院に於ける演說中に『吾等は平和主義を執るも自殺主義を採らず』といひ、その數日後、上院に於いて『冒險的な外交政策は吾人の嚴に戒むるところであるが、然し諦め主義は吾人の排斥するところ……我が政策は强ひて難きを遂げんとする帝國主義に非ざる』旨を聲明したのである。

然しムッソリーニの演說の中で注目に値する點は、『條約は永久的でもなければ不變なものでもなく、要するに歷史の一頁であつて、その結論ではない』との一節である。この辭句は當時世間の注意を惹かなかつたが、次第に實際行動の裡に現れて、イタリー外交の積極的動向を示唆する文字となつた。

もともとイタリーには、外交方針に關して相反する二つの傾向が存在した。一は世界大戰以來の英・佛との親善關係をその儘に維持しようとする論であり、他はドイツと結んで英・佛の抑壓に對抗せんとする一派であつた。

エチオピア事件の直前、即ち一九三五年四月のストレーザ會議（前出、三九頁參照）に至るまでの間、イタリーは依然英・佛と協調してドイツの條約遵守を監視する方向に動いた。その頃に於けるイタリーは中歐、バルカンを進出の方向と定め、一九三四年三月にローマで調印せられた議定書に依つて、オーストリーとハンガリーとを自國に牽きつけ、この二國を通じてダニューヴ沿岸に進出する意嚮であつたことは疑ふべくもない。

然るにナチス・ドイツが再軍備を完成して、大陸の勢力均衡が英・佛側に不利に傾く形勢を示すと共に、イタリーはその外交方針を再檢討する必要に迫られた。殊に一九三五年から始まつたエチオピア事件は明かにファシスト外交の一轉機をなすものであつた。イタリーは歐洲に於いて全く孤立の狀態に陷りつゝも、東地中海より紅海に通ずる海上權力の爭覇のために、英・佛との鬪爭を止むなくされた。この際イタリーが當面した問題は、英・佛の共同戰線に拮抗するため、地中海の防衞を如何にすべきかであり、更にまたオーストリー、ハンガリーを含む沿ダニューヴ樞軸が必然的にドイツの躍進と衝突する情勢に對處して、何人と共にドイツに當りうるかの問題であつた。換言すれば、イタリーは國防的にも、經濟的にも、英・佛かドイツか孰れかを擇ばなければ、安堵し得ない地位に在ることを痛感したのである。

ローマ政府は十九世紀の中葉以來、イギリス反對の陣營に投じた例はない。嘗て三國同盟の一連鎖であつたに拘らず、一九一五年に協商側に投じて獨・墺と戰つたのも、その地理的・經濟的條件が然らしめたものであつた。然しドイツの威力が英・佛兩國をライン河の沿岸に釘附けにした結果、歐洲大陸の均衡が破れ、空軍の發達が地中海の戰略を一變して以來、ファシスト政府は英・佛の威力に對抗する自信を抱くやうになつた。英國の地中海布陣はジブラルタルの要衝から中部地中海のマルタに連なり、更に東して亞歷山港、ハイファ、サイプラスの海空軍基地を擁してゐるけれども、シシリー水道はパンテレリア島、ラムペドーサ、トリポリの線を以つて、

東西に通ずる地中海航路を中斷すること必ずしも困難ではない。その目的のためにイタリーは空軍と輕艦隊との充實に全力を濺いだのである（註2）。

義に一九三四年の夏、ウィーンにナチスの暴動が起つて、宰相ドルフスが暗殺された際（一九四頁參照）、ムッソリーニは自ら軍隊を指揮してブレンナー峠に陣を布き、獨・墺の併合に強く反對の意を表明した。然るに一九三七年にはオーストリーをドイツ勢力に一任して顧みない政策をとつた。卽ちこの年七月、ドイツとオーストリーとの間に成立した條約を認めたことはファシスト外交の一大轉換であつて、獨・伊兩國の接近を推知すべき興味ある憑證であるとも見られる。かくしてイタリーはその主力を東地中海とアフリカとに向け、バルカン殊にダニューヴ沿岸に於いてドイツの優越權を承認する方針をとつた。これが獨・伊樞軸の結成を容易にした第一の理由である。

素よりイタリーに對するドイツの期待は、ファシストの進出を中歐とバルカンからアフリカへ轉向させることであつた。イタリーの植民地進出が多くはフランス領に向けられてゐる事情から、英國の宥和政策が繼續する限り、フランスは終にイギリスの後援を失ひ、全然孤立するであらう。さうなれば戰爭を須ゐずして西歐の問題は解決できるとする點に在つた。

かやうな計畫から、ドイツは必ずしも、東歐又は西歐に大戰爭を鬪ふことを不可避とは考へなかつた。解決の容易なところから手を着けさへすれば足りるのであつて、その最終の目標はフランスとソ聯とを擊破することにある。然しその方法は飽迄用心深く且つ奇襲に出なければならぬ。それがナチスの特異性たる外交上の電擊戰術として祕せられてゐたのである。

二　イタリーと英・佛

世界大戰以後、イタリー膨脹の最初の障碍をなすものはフランスであつた。ロンドン密約による戰勝の果實、詳しく云へばダルマチア及びオーストリーの一部、小アジアの南部、ドイツ舊植民地の一部を手に入れることになれば、イタリーは地中海上の大帝國たるべき積年の望が成就する可能性ありと期待してゐた。然るにパリ平和會議の空氣は前記の約束を反古同樣にし、ウィルスンとクレマンソーは毫もイタリーの宿望に滿足を與へなかつた。それ許りではない、フランスはアフリカに於いてイタリーの多年垂涎するリビアの奧地を奪ひ、チュニスに對するローマ政府の要求を拒否し、更に一九二六年以後、イタリー移民の最後の出口たる東南地方を閉鎖し、バルカンに於いてはイタリーの向ふを張る政策を執つたために、この兩國の關係は頗る圓滑を缺くものがあつた。

然し一九三三年―三四年に入つて形勢は次第に變化した。近東方面に於いては帝國主義的政策の失敗に拘らず、通商貿易は漸次に增進の傾向を示して來たし、イタリーの鋒先が主として東アフリカに向けられるやうになり、オーストリーに於いては、ドイツに對抗するためフランスと提携する必要に迫られた等の事情から、佛・伊關係は面目を一新したかに見えた。ムッソリーニは一九三四年三月十九日の演說に於いて次の如く述べた。

『イタリーの宿望は二言にして竭く。曰く、アジアとアフリカである。卽ち東と南が最もイタリーの關心を惹くのである。北にも西にも、將たヨーロッパにも吾人のなすべきことは何も無い。これは吾人の地理が示して居り、歷史が教へてゐる。領土的征服は無論問題でない。イタリーの自然的發展は、イタリーとアフリカ諸民族との協同により、將たイタリーと近東及び極東の諸國民との握手によつて成就さるゝであらう。地中海はよ

く東西を結び、南北を連結するの歴史的使命を果すべく、イタリーはまたよくこれを實現するの能力を有つのである。』

この政策は翌一九三五年一月七日にローマに於いて佛・伊協定を結ぶ程度にまで進展した（七一頁參照）。然るにエチオピア事件は急角度にイタリーをしてドイツに接近せしめることとなり、ドイツがロカルノ條約を廢棄する頃に至つて殆んど決定的となつた。

その頃のフランスは左翼政黨の大同團結、即ち人民戰線が國政を左右し、ソ聯との相互援助條約が成立して、イタリーに反對する政治的動向は極めて濃厚になりつゝあつた。ムッソリーニの眼にはブルム內閣の出現と共產分子の進出がフランスの凋落と映じたであらうし、イタリー國民の憎惡はすべてフランスに向けられる貌となつた。この感情は組織的にイタリー新聞紙のフランスに對する攻擊となり、ローマ政府もこれに呼應して反佛的の聲明を繰返すやうになつた。

その結果一九三七年の十月以降は兩國とも大使を引揚げ、互に非友好的な言論戰を繼續した。いふ迄もなくフランスは國內の事件に忙殺せられ、態度は常に防衞的であつたのに反し、イタリー側はエチオピアを征壓し、スペインに優勢を示し、樞軸の結成による盟邦の支援を受けて、眼中殆んどフランス無き有樣であつた。

一九三八年二月二十五日にパリの下院に於いて行はれた外交論戰は、フランスの對外政策について依然二つの相反する潮流あることを示した。フランダンの率ゐる民主同盟は宥和政策を强調し、英國と提携して獨・伊との交渉に依り國交を調整すべしと唱へ、左黨はイデオロジーの上からファシズムに反感を持つが故にソ聯邦との提携を重視して獨・伊に對する强硬政策を支持する傾向であつた。宥和論者は英・獨・佛・伊の四國協商を以つてソ聯との接近に代へんことを求め、左翼政黨、殊に共產黨はチェムバレンの外交方針を變節なりと攻擊し、ソ聯

との連絡を强化してデモクラシーの擁護のために集團的安全保障を推進し、スペイン及びチェッコスロヴァキアを見捨てるなと主張した。これに對するデルボス外相の見解は、一方にソ聯との互援條約を忠實に履行すると同時に、他方英國と協力して宥和政策を支持する方針を闡明し、かくして左右兩黨の反對を緩和することに努めたが、それは要するに不徹底な便宜主義に過ぎないものであつた。

その後間もなくショータン内閣が倒れ、これに續く第二次ブルム内閣は短命に終り、ダラヂエ内閣が四月十日に成立して、外相の椅子にボンネが据わつた。丁度これと前後して英・伊協定が締結せられ、フランスもこれと調子を合はせてイタリーとの交渉を開始することとなつた。然るに四月二十二日からチアノ伯とブロンデル佛國大使との間に開かれた佛・伊交渉は順調な進捗を見せず、荏苒日を過してミュンヘン會議に至り、交渉の妥結を見ない間に十一月三十日事件に逢着した。

十一月三十日、イタリー外相は下院に臨んで外交政策を闡明した。それはズデーテン事件に對するローマ政府の貢獻から說き起し、英・伊協定の實施に及び、イタリーが歐洲の平和に寄與するところ絶大なる所以を力說した大演說であつた。ところがチアノ伯が植民地問題について『イタリーの利益及び希求は斷乎としてこれを貫徹すべし』と述べた際、議員の一部は口々に『チュニス、コルシカ、サヴォイ』と連呼して喝采した。それが甚だしくフランスの神經を刺激し、パリ政府は十二月二日正式に抗議書を提出したが、ローマに於いては十二月六日に大學生の反佛示威運動となつて氣勢を揚げた。

越えて十二月十八日、イタリー政府はフランスに對し、一九三五年一月七日の佛・伊協定を無效とし、更めてフランス側よりその代案を提出すべきことを要求する通牒を發した。パリ政府は十二月二十四日の閣議に於いて回答案を決定し、イタリーが協定を無效なりと主張することの理由なきを反駁し、兩國の交渉が遲延した責任は

フランスのみの負ふべきもので無い旨を聲明した（註3）。

もともとイタリーがフランスに對して何を求めるかは具體的に明かにされたことはない。所謂『チュニス、コルシカ、……』の叫びが領土の割讓を意味するのか、乃至は限られた權益を指すかは何人にも捕捉することが困難であつた。そしてフランス側としては、一九三五年一月の協定以上にイタリーに讓步の意嚮なき旨を繰返して遂に第二次大戰の前宵に至つたのである。

イタリーの膨脹は孰れの日にか地中海に於ける英國勢力と衝突すること必然の勢であつた。唯その機會が何時到來するかは、イタリーの實力と政治家の決心に依つて定まる。英帝國は過去二百年間、地中海に於ける支配的地位の完成と維持に努めて來たが、何故にイギリスが地中海の覇權を重要視するかの理由は左の三點に歸着するといひ得るであらう。

（一）　政治外交上の理由として、英國は傳統的に歐洲の勢力均衡を眼目とするのであるが、地中海に於ける均勢はこれと不可分の關係に在ると考へる。從つてヨーロッパの諸國、殊に英國と他の部面で衝突の危險ある國が、地中海に優越權を掌握することに絕えず反對して來た。嘗てスペインと爭ひ、ナポレオンに拮抗し、更に二十世紀に入つてはドイツと鬪つた。すべてこれらはヨーロッパの勢力均衡を眼目とした係爭であつて、クリミア戰爭の如く遠く離れたロシアと戰爭に入つたのも、專ら地中海の均勢といふ見地から出發したものであつた。

（二）　地中海は英國通商の大動脈であるとする主張は、多分の誇張があるに拘らず、英國民の腦裡に深く刻まれてゐる。數字的にいへば、イギリスが海外から輸入する原料品及び食料品の數量は、地中海を經由するものが、その總量の五分の一程度に止るのみならず、その中スエズを經由して輸入される數量は總量の八・七

%内外に過ぎない。また地中海沿岸諸國に對するイギリス人の投資は總額に於いて約五億磅と評價されてゐる。これで觀れば、地中海を以つて英國通商の大動脈と呼ぶことに誇張のあることは明瞭である。そしてかかる誇張は地中海の戰略的考慮をカムフラージュするために使用せられたことも推測に難くは無い。

(三) 戰略的に見て、地中海の重要なことは誰の眼にも明かである。地中海の交通路を擁護し、安泰にすることが英帝國保全の根本條件であるとは、イギリス國民の不拔の信念である如く見える。尤も近年に至つて英國内にも、イギリスは一時地中海を撤退しても英帝國は必ずしも崩壞しないと主張して、止むを得なければそれも一つの方法であらうとの論が現れた(海軍評論家バイウォーターの如き)。その論據とするところは、全體として英帝國の戰略的地位が著しく不利益となつて來た現時の情勢の下に、地中海に於いて新なる重責を引受けることが果して賢明であるかと疑ふのである。これを前大戰當時と比較して、今やイギリスの責任は遙かに廣い範圍に亙つてゐる。一九一四年には英國海軍は二國標準を維持し、多くの同盟國を持つてゐた。空軍の威力は今日に比して徵々たるものであつた。然るに最近に至つて英國海軍は辛うじて一國標準を維持し、兵員も不足勝ちであるから、北海と地中海の外に就役せしむべき主力艦の持合せが無い。從つて英國が七つの海洋に於いて有力な地位を占める限り、地中海の運命に關して決定的な發言權を失はないのであるから、英國の眞の運命を左右する場所たる東大西洋と西太平洋に艦隊を集中して、一の補助舞臺たる地中海は一時これを放棄しても差支ないといふのである(註4)。

成程イギリスは有事の際に一般商船の地中海經由を斷念して、印度、濠洲に通ずる航路に依る決心を定めてゐる。それは前大戰に於いても商船の損失が四割まで地中海で起つた經驗に鑑みても、將來の危險は遙かに多大であると推算したのであらう。それにも拘らず、英國は近年地中海に次々と重大な責任を引受けて來た。パレスタ

インの委任統治、ハイファ港に達する石油輸送管の權益、エヂプトとの防禦同盟の地位等は地中海撤退と同時に一掃されるのであるから、英國民にとつて、地中海は依然政治的大舞臺と映じてゐるに違ひない。

曩にエチオピア事件が英・伊の關係を緊張させた一九三五年の秋季には、地中海の英國艦隊が北海艦隊の增援を受け、イタリーはこれに對抗してシシリー島と南部イタリーに飛行機を待機せしめ、空氣は著しく緊張した。英國海相サミユエル・ホアーは八月下旬から地中海を巡察して、イギリス根據地の威力が毫も減殺されてゐないとの聲明を發し、イタリーの新聞紙はこの聲明に對して非難と焦躁を混へた評論を掲げた。

イタリーの英國に含むところは、エチオピア戰爭に際して、イギリスが反對論の先頭に立つたことである。との政策のために、英國はイタリー民衆の憤りを買つたのみならず、その輕侮をさへ招いた。英帝國がエチオピア事件に敗退したためにその鼎の輕重を問はれ、イタリーは內政的にファシスト政權の基礎を固めることが出來た。換言すれば、經濟制裁の適用はフランス革命當時のヴァルミー砲擊よりも一層有效に、ファシストをイタリーに確立せしめたのである。

イギリスはエチオピア問題のために獨力戰爭を賭する決心をもたず、況んや强敵ドイツの勃興を眼前に控へて一日も早くイタリーとの友好關係を恢復することを希望したから、エチオピア遠征が旣成の事實となるに從ひ、この事件から發生した兩國間の不快な空氣を一掃するに努力する方向に進んだ。依つて一九三六年に入つてイギリスは地中海に派遣した增援部隊を引揚げたのみならず、フランス、ギリシア、トルコ、ユーゴースラヴィアとの間に結んだ相互援助協定も、制裁の撤廢と共に自動的に消滅した（一九三六年七月十五日、廿七日下院に於けるイーデン外相の聲明）。

國際聯盟がイタリーに課した經濟制裁も亦間もなく撤廢されて、世界の注意はスペイン內亂に集中され、地中

海の低氣壓がビスケー灣に移行した形であつた。依つて一九三六年十一月五日、英國外相イーデンは下院に聲明して、『ムッソリーニ氏は地中海に於てイギリスの交通路を脅威する意思なきことを明白にしたが、英國としても素よりイタリーを恫愒する如き意嚮は毫末も念頭にない』と述べた。

これより嚢、ローマに於いてもイギリス政府の意嚮を參酌して、政策の方向が次第に轉換せられつゝあつた。ムッソリーニ首相は十月二十四日、ボロニヤの演説を以つて、不和的意嚮を表明し、十一月一日ミランで行つた演説にもこれを繰返し強調した。そこで英國側も十一月五日に外相イーデンより、十一月九日に首相ボールドウィンよりこれに呼應する演説を行ひ、世間は英・伊關係の明朗化を喧傳した。

在ローマ英國大使ドラモンドは十二月初旬から頻々と外相チアノ伯を往訪し、紅海より地中海に亙る廣範圍の地域について兩國の意見を交換した結果、十二月三十一日に交換公文の形を以つて一の紳士協約が成立したのである。それは英國に對してイタリーが西部地中海に於いて現狀を維持すべき約束を與へ、英國政府がこれを諒承する旨を答へた簡單な文句に過ぎないけれども、十月二十七日にイタリー軍がマヂョリカ島を軍事基地に使用し始めた事等から英國が不安を感じてゐた際であつたから、『スペインの領土保全を尊重する』との約束に依つて多少の安心を得たものの、英國の輿論は案外冷淡にこれを受取つた。然るにフランスが英國以上にこれを歡迎した理由は、英・伊の紛爭がドイツの乘ずるところとなり、佛國の安全に脅威を與へると考へたからである。

イギリスにとつては、歐洲の現狀が安全に維持せられる限りイタリーと爭ふは何の利益もない。寧ろ之と親善の關係に留る事が自己權益の保存に有利なりと考へる。唯イタリーがドイツと提携する場合に於いてイタリー問題は俄然重要性を加へる。ドイツの再軍備が英・佛の威力をライン沿岸に釘附けにして、地中海を顧る餘力の尠い時にイタリーが英・佛に向つて強い發言權をもつこととなるのは自然の勢である。かくて一九三七年に入つて

獨・伊の接近は次第に具體的に進行する傍ら、スペインの内亂を繞る樞軸國と英・佛との對立が激化し、歐洲の政情は一層不安と動搖との裡に暮れたが、偶〻ローマを訪問した（五月九日）ランズベリー（社會事業家）の仲介によりムッソリーニとチェムバレンの間に意思の疏通が行はれ、引續いて兩者の間にメッセージの交換が行はれることとなつた。それはチアノ伯の言葉を藉りていへば『兩國の關係に新紀元を劃するもの』であり、そして英・伊間に諒解の成立する可能性が多分にある旨が風評に上つた。然し八月二十日パレルモに於いてムッソリーニの口から獨・伊樞軸の實現性が說かれてから、英・伊關係も再び浮動の狀態に陷つた感を與へた。殊に十一月に入つて以後、イタリー新聞紙はチェムバレンに對して讃辭を呈しつゝも、外相イーデンに向つて惡評を浴せる奇觀を呈したために、デーリー・テレグラフが指摘した如く、イタリー人はチェムバレン首相とイーデン外相との間に喰違ひがあるとの感想を抱いてゐたことは明かであつた（註5）。

事實イギリス内閣に於いて、チェムバレンの心境とイーデンの見通しに相當の懸隔が存在したことは隱れなき事實である。チェムバレンはドイツの政策は東方進出にあると見て、これを西歐から東へ廻轉させる場合にはソ聯との衝突が必至となり、西歐は武裝の餘裕を見出すことが出來る。故に時間の上からも宥和政策は唯一の賢明な政策であると考へてゐた。これに反して、保守黨の一部、例へばイーデンやチャーチル等の政治家は、樞軸國の進出には一定の限界が無いのであるから、これと妥協を圖る場合には英・佛は朝に一城を奪はれ、夕に一角を奪取せられて、その度每に屈辱を受ける。故に軍備擴充に邁進すると共に、獨・伊に對して强硬な態度を執るべしと主張したのである。

かやうな意見の相違から、チェムバレンは一九三七年の下半期に入ると、公然イーデンを措いて外交の指導に乘出した。七月三十日にムッソリーニ宛の親書を發送し、十一月には腹心のハリファックス卿を非公式使節とし

てドイツに派遣した。一面から見ればイーデン外交に對する不信任の表示ともいふべき措置であつた。それが一九三八年二月二十日にイーデン外相の辭職となつた譯である。

イーデンの辭職は、イタリーとの間に國交調整を行ふべきや否やの問題が直接の動機となつたこと當時既に傳へられたところである。卽ちチェムバレンは英・伊關係の暗雲――例へばイタリー新聞記者がロンドンから退去したり、ジョージ六世の戴冠式記事をボイコットしたりする事件に現れた如き――を一掃するために一日も速かに協定に達すべきであると主張し、イーデンは英國側からのみ讓步の形を示すべきでないとして、イタリーがスペインより撤兵することを先決要件としたことがその因をなしたといふのである。

然しイタリーとの交涉よりも一層差迫つた事件は獨・墺併合に對應して執るべき英國の政策であつた。それが二月十九日の閣議に於いてチェムバレンとイーデンとの意見衝突となり、遂に袂を別つこととなつたのを見ても、原因がイタリー以外に在ることは窺ふに足る。

二月二十一日の下院でイーデンはその辭職の理由を演說して、『余が辭任したのは、イタリー兵がスペインの革命軍を援けて鬪つてゐるこの際に、イタリーと外交交涉に入ることが適當かどうかといふ如き狹い問題に由るのではない。それよりも、將來の見通しとその方法に就いての實質上の意見の相違である。』『過去數週間に亙つて、イタリーに關係のない最も重要な外交政策の決定に就いて、根本的の見解の相違があつたためである』といつた。

首相チェムバレンがこれに答へて述べたことは大體次のやうな趣意であつた。

今日までイタリー側から脅迫がましい言葉を聞いたことはない。その點はイーデンのいひ分は公平でない。英國政府の望むところは四國協定であつて、歐洲の平和は英・獨・佛・伊の態度によつて定まる。これらの諸國が

相互の目的を諒解して互に尊重すれば歐洲の平和は當分救はれるといふのであつた。

この際にイーデン外相の辭職したことは、恰も一九〇五年にフランス外相デルカッセの沒落と同一の形態を執つたものであつて、イタリーの新聞紙は『好い氣味だ』との口吻を洩し、ドイツの新聞紙は、集團保障の表現者であるイーデンの退場に祝意を表したのに見ても、全體主義國の意中は略〻推測しうるものであつた。

イーデンの辭職後間もなく三月八日からローマに於いて英・伊交渉が開かれ、四月十六日に至つて兩國の間に協定が成立した。これに依つてイタリーはスペインより兵力を撤收することを約束し、且つスペインに對して領土的野心をもたないことを聲明した。イギリスも亦エチオピアをイタリーに併合することを承認したものである。この條約には紅海沿岸のアラビア及びイタリー植民地等に關する詳細の取極め、地中海の現狀維持に關する諒解等につき數多の附屬文書を伴つてゐるが、玆には煩をさけて省略することとする（註6）。

三　日・獨防共協定の成立

一九三六年十一月二十五日、日本とドイツとの間に調印された日・獨防共協定は、日・獨・伊三國同盟の先驅として極めて意義深きものであるが、條約の成立が世の意表外に出たために、內外に於いて多くの批判を喚び起した。

條約そのものは僅かに三ヶ條より成る簡單なものであつて、同盟に非ず、政治的軍事的協定にも非ず、單なる思想協定に過ぎないと說明せられたに拘らず、海外諸國の反響は豫想以上に大なるものがあつた。日・獨兩國はこの條約により共產インターナショナル（コミンテルン）の活動につき（一）互に通報し、（二）防衛措置につき

協議し、（三）緊密なる協力をなすことを約束したものである（第一條）。そしてその第二條に於いて、第三國に對しその參加を勸告することを定めてゐる。

防共協定の成立に就いて最も衝撃を感じたものはいふ迄もなくソ聯邦であつた。條約の締結が近いとの風評を氣に病んだソ聯邦は調印の一週間前、即ち十一月十六日に東京駐劄大使を我が外務大臣の許に遣はし、噂の眞僞を確めさせた。その時有田外相の答へたところとして、十一月十七日モスクワで發表されたところに依れば、『日本政府は現在第三國と共産主義防衞の方法につき協議を重ねてゐるけれども、その交渉は直接にも間接にも日本とソ聯邦との關係に影響を與へる性質のものではない』といふのであつた。然しモスクワ政府はこの説明に滿足せず、折返して十九日附を以つて、日本政府の説明は不滿足なりと通告させた。

防共協定がベルリンで調印された時には、丁度モスクワでソ聯新憲法の討議のため、ソヴェート臨時大會が開催中であつた。會議の席上、スターリンは協定に言及してファシズムの脅威を高調し、ウクライナ首席委員ルブチェンコまでが野卑な言葉を用ゐて、『豚は靑天を仰ぐことを得ず、アドルフ・ヒットラーは吾等の庭ウクライナを見ることを得ないであらう』と演説した。

ソ聯政府の機關紙はリトヴィーノフの演説を支持する論説を揭載し、ソ聯の政策は平和に在り、ファッショのそれは侵略にありといひ、ファッショの脅威を感ずるはソ聯邦のみには限らない。故に平和を希求するものはソ聯と協力することが有利であるが、さりとて吾等は同盟を懇願するものではない。ソ聯の資源は豐富にして、兵力は强大であるから、押寄せるファッショの波は、唯粉碎すべきのみといきまいた。

防共協定に對して反對の氣勢が强かつた國は、ソ聯に亞いでは支那と英國とであつた。反對熱の豫想以上に高かつたのを見て、十一月二十六日、ヴェルキッシェ・ベオバハター紙（世間ではこれをナチスの機關紙と唱へる）は多

少辯明的な記事を掲げた程であつた。

十一月十八日、タイムス紙は逸早く、日・獨の防共協定は、その目的と相反する結果を生むのではないかと論じ、條約文發表後の十一月二十六日には、再び論說を以つて次の如き意味を記載した。

公表された限りでは、反共協約は思つた程恐ろしいものではない。ソ聯邦は資本主義が自己崩壞の途を辿るものと信じてゐるやうであるが、友邦に對する陰謀幇助を捨てると保證すれば、歐亞大陸の緊張を緩和するに役立つであらう。然しコミンテルンの活動が如何に卑劣且つ厄介であらうとも、日・獨兩國の反共ブロック構成は遺憾でもあり、不必要でもある。同盟の主たる效果は、日・獨軍部の行動の自由であつて、後者に就いては イギリスの利益にも關係がある。

この間に在つてイタリーの新聞紙は擧げて贊意を表し、日・獨兩國の立場を支持した。それはやがて一九三七年十一月六日になつてイタリーがこれに參加の決定をなす前觸れをなしたものであつた。

日・獨防共協定は思想協定の範圍を超えなかつたけれども、その後に結ばれた文化協定と相俟つて、日・獨・伊三國の精神的交流諒解に寄與したことは掩ふことが出來ない。一九四〇年に日・獨・伊三國の間に同盟の締結せられたのは、この協定が基礎工事をなしたともいひうるであらう。

四　獨・伊の情意投合

ベルリン・ローマ樞軸の結成は、エチオピア事件の紛糾に依つて促進せられたが、具體的の接近は一九三六年一月の頃から開始せられたと信ずべき理由もある。殊にフランスの國內情勢と、佛・ソ相互援助條約の批准が一

層この趨向を促進せしめたやうに見える。卽ち、孤立の地位に立つたイタリーは同盟を求める必要に迫られると同時に、中歐に於いてドイツに讓歩する代償として、英・佛を目標に攻勢を企圖することになつた。

その最初の現れは一九三六年三月に始まつたライン進駐事件に於いて、イタリーがドイツを支持した態度である。これに引續いて、佛・ソ互援條約の調印を契機とする獨・伊兩國の新聞攻勢が一時に熱を揚げ、そのさ中にローマ駐剳のドイツ大使フォン・ハッセルはムッソリーニ首相と五月十八日會談の後急遽ベルリンに向ひ、ヒットラー總統と協議の上で再びローマに歸り、五月二十四日にムッソリーニと會見した。その時ローマで噂されたことはイタリー政府がドイツと共にロカルノ條約を廢棄するかも知れないといふことであつた。

孰れにしてもその頃獨・伊兩國の要人は交互に頻々としてその首都を訪問した。四月二日にドイツ農相がローマを訪ね、六月にはチアノ外相がドイツを訪問して滯在四週日に及んだ。その頃イタリー航空省大臣兼空軍參謀長ヴァルレ大將はベルリンに於いて航空協定に調印し、そしてイタリーの諒解の下に七月十一日の獨・墺條約が成立したのである。この條約はドイツがオーストリーの獨立を確認し、兩國は互に內政に干涉せず、そしてオーストリーはドイツ國家なることを承認して之を基調とする方向に對獨政策並に一般政策を決定する約束を定めたものである（註7）。そしてイタリーが進んでオーストリーに對しベルリンとの妥協を勸告した結果であることはいふまでもない。

スペイン內亂の勃發した當時、獨・伊兩國がフランコ革命軍を援助する協定は逸早く成立した。これがために英・佛兩國は絕えず獨・伊の共同戰線に强壓せられる結果となつたことは、スペイン內亂の敍述に於いて見られる通りである。

同年十月二十日より二十五日に亙るチアノ外相のベルリン訪問は、樞軸結成の第一礎石を据ゑたものである。

この際に兩國政治家が討議した問題は（一）ロカルノ條約に代はるべき五ヶ國條約、（二）中歐及び南歐、殊にオーストリー問題、（三）國際聯盟に對する態度、（四）スペイン內亂に對應する措置、等に亙つたのであつたが、オーストリーに關しては根本的な意見の一致を見るに至らなかつたけれども、對スペイン政策に於いては、全く符節を合した如くに一致したと、チアノ伯がミュンヘン市で新聞記者に語つたのである。この訪問中、十月二十四日チアノ伯はベルヒテスガーテンの山莊にヒットラー總統を訪問したが、その機會にドイツはイタリーのエチオピア合併を正式に承認する旨を通告し、アヂス・アベバのドイツ公使館を即日撤退することに決定した。

越えて十一月一日、ムッソリーニはミランに於いて次の如く獨・伊の親交を强調した。

近來、一の偉大な國家がイタリー國民の至大なる同情の的となつた。それはドイツである。近頃の難關として知られた二三の問題は最近のベルリン會談によつて諒解が成立した。この諒解――それはベルリン・ローマ議定書として調印されたが――は決して障壁に非ずして寧ろ樞軸であり、全歐洲は平和の希望を以つて、これを中心に協力すべきものである。

更に又ラヴァルとの間の佛・伊協定に就いては、

十七年間の論戰と誤解と、停頓との後にフランスとの和解が一九三五年一月に成立した。これは兩國の國交に新時期を劃するものであつたが、不幸にしてイタリーに對する經濟制裁の問題が起り、友情はこゝに第一回の凍結を見るに至つた。

と述べた。然しドイツが英・佛對イタリーの決鬪にどの程度までイタリーを援助する決心をもつかを見通し得ない間は、ローマの政治家の態度も頗る愼重であつた。

一九三七年五月初頭、ドイツ外相ノイラート男がローマへ答禮のために旅行した。五月五日に會談の終ると同

時にコンミュニケが發表されて、獨・伊兩國の利害と見解は全く平行するものであると强調された。亞いで六月二日にはドイツ陸相ブロムベルグ元帥の來訪があつて、兩國の軍事關係に就いて協議した。然し獨・伊の間に何等軍事同盟に類する計畫の無いことが注意深く附加へて聲明された。

その年の夏はスペイン内亂に伴ふ不干涉委員會の紛糾、フランコ軍の不振、ニヨン協定の締結等により次々と國際事件が起つたが、ドイツがスペイン援助に消極的な態度を執り始めたこと、英國がイタリーとの國交調整に熱心であること等が世間に傳はるやうになつた。

かゝる空氣の裡にムッソリーニはドイツ訪問を行ふこととなり、一九三七年九月二十五日、ミュンヘンに到着、ヒットラー總統の出迎へを受け、ついでベルリンに入つた。ヒットラー總統はその歡迎の席上で『今回の歡迎は決して一片の外交的儀禮ではなく、獨・伊兩國協力の有力な示現であり、この協力とそは共に生存と自己實現との不撓の意思より出づるものであり、內的な力と國家存立の根本基礎をなす政治的理念に依るものである。更にまた獨・伊兩國の重要利益は決して相反撥するものに非ずして、相互に補足し合一する性質のものたるが故である』といつた。

この會談の結果が具體的に如何なる內容であつたかは判斷すること困難であるけれども、世間は獨・伊樞軸がこの時初めて確乎たる存在として國際政局に現示するに至つたものと解釋した。

明けて翌年、卽ち一九三八年五月、ヒットラー總統はムッソリーニに對する答禮として、またオーストリー併合の際に於けるイタリーの好意に謝意を表するためローマを訪問した。その歡迎の壯大、慇懃を極めたことは今更詳述するまでも無いが、兩國の間に存在する同盟關係から見て、この會談は前年のベルリン會談程に世間を驚かさなかつた。

ナチス・ドイツとファシスト・イタリーとの關係を瞥見する場合に、利害の衝突は東南歐洲に對する貿易競爭の外に殆んど見付からない。同時にまたその共通利害はフランスに對抗する場合の外に大問題は殘されてゐない。然しイデオロジーの立場より、ローマとベルリンの指導者は同一の政治哲學の上に立つ。殊に共産主義、民主主義反對の旗色は共に頗る鮮明であつて、兩國の盟約を一層效果的ならしめることに役立つてゐるのである。

一九三七年二月十二日に『ラ・トリビュナ』に掲載された『システムの反テーゼ』と題する論文に於いて、マラヴィダリアがイタリーの立場を闡明したのはその代表的傾向と見ることが出來るであらう。

彼はイタリーの立場を次の如く要約してゐる。

ボルシェヴィズムは民主主義政府の二、三の豫言者共の言ふやうに單なる政治的運動または反ファッショ革命ではない。それは反ヨーロッパ革命である。ヨーロッパとは何か？　文明組織としてのヨーロッパは三つの要素の上に立つ。宗教的要素、政治的要素、社會的要素、これらの要素がそれぞれ衝突し、轉變し、或は行過ぎ或は遲れつゝも大體に於いて十數世紀の間ヨーロッパの精神的機構を構成した。然るにソヴェートが現に變革しようと、その根柢を脅やかさうと覗つてゐるのは、まさにこの三つの要素である。

基督教的ヨーロッパ――信仰的な意味でなく道德及び習慣の上から言つて――に對し、社會の基本と看做さる個性の尊重に對し、ボルシェヴィズムは、平板にして不遜なる無神論と、舊來の理念を斥け混沌と物質に執着し、以つて人類を原始宗教の所與物以下に引下げる信仰を持ち込む。

父から子、子から孫へと傳へて時處を異にする先人の協力により出來上つた國民精神を基調とする歷史的產物たる國家に對しては、ボルシェヴィズムは、各國民間の平衡を保證するが如き國際制度ではなく、所謂個人の場合にさうであつたが如く、此處でも國民性なるものを全然無視した統一の夢想を持つて來る。

又個人の權利を表示し、實現する私有の原則の上に立つ社會制度に對しては、ボルシェヴィズムは、勞働の義務を主張し私有權を否認する。換言すれば全體的奴隷性の上に立つ經濟、社會組織の樹立を要求する。この理論はドイツ・ナチスと全然その揆を一にするものであり、これがためにモスクワの共産政府と、これに相似する西歐の人民戰線とに共同戰線を執ることを容易ならしめた。現實の利害の外にもイデオロギーが世界の外交を支配する限り、獨・伊樞軸はこの據點に依つても當分その盟約を維持することが出來るであらう。

（1）Anton Zischka ;—Italien in der Welt. Leipzig, 1937.
（2）G. T. Garratt ;—Gibraltar and the Mediterranean. London, 1939.
（3）前掲、Survey of International Affairs. 1937. p. 554.
（4）Hector Bywater ;—The Changing Balance of Forces in the Mediterranean. International Affairs. May-June, 1937.
（5）一九三七年十二月二十三日發行デーリー・テレグラフ紙（ロンドン）ローマ特電。
（6）赤松裕之編、昭和十三年の國際情勢、五三一頁以下參照。
（7）前掲、Survey of International Affairs. 1938. p. 450.

オーストリーの滅亡

一 オーストリーの特異性

物古びたるウィーンに來て、シューベルトやストラウスの名曲に耳を洗ひ、リング街の高樓や王宮のたゝずまひに膽を奪はれる旅人は、ウィーンが歐洲文明の主要中心地の一であり、典雅なる藝術の都であると考へがちである。確かにこれはオーストリー人の生活の一面を正しく捉へてゐる。然し乍らオーストリー歷史の基本的な事實からいふならば、オーストリーは寧ろ逆に、歐洲文明の邊境地方に位する一の植民地的國家なのである。オーストリーの建國は、紀元第十世紀の頃、ハンガリー人に對抗するためドイツ西部からの移住者によつて創設された。當時のハンガリー人は異教徒であり、幾世紀もの間彼等にとつて怖るべき强暴なる敵であつた。中世末期、ハンガリーが漸次基督教化せられ、開化せられるに從つて、オーストリーは一時平和を保つたが、紀元第十六世紀、ハンガリーがトルコによつて征服されて以來、再び新たなる形に於いて昔ながらの脅威に曝されるに至り、この脅威は第十八世紀の末まで續いた。かやうに、ハンガリーからの絶えざる壓迫は、西部ドイツを衰微せしめると共に、東部國境地方に避難した人々によつて、オーストリーといふ政治的統一と勢力を得しめる結果となつ

た。丁度北方に於いては、スラーヴ人との抗爭が、プロシア國家なる政治的統一を生ぜしめたのと同樣である。

然し乍らイタリーやフランスは兎も角として、プロシアにしろ、オーストリーにしろ、一つの大きな文明の邊境地方であるだけに、そこには西部ドイツに於ける程に、より一層高度の文明は決して擴まらなかつた。オーストリーに於けるかゝる歷史的運命の最も重要なる痕跡は、恐らくウィーンと他地方との對照と反目であらう。尤もザルツブルックとインスブルックを訪れる外國人は、オーストリーの首都と田舍とが同じ氣持で密接に接觸した生活を營んでゐるかの如き印象を受けるかも知れない。然しこれらの町は何れも長い間ドイツ領であつた所で、寧ろ地方獨立の感情を有し、獨自の生活を營んでゐる。更にリンツ、グラーツ、或はクラーゲンフルト等の典型的な地方都市に於いては、首都集中の傾向が他の國程に顯著ではない。オーストリーの田舍町が眠れるが如く精氣を缺いてゐるのは、その活動力を首都に吸取られたからではなくして、幾世紀もの間、西洋文明の邊境地方として、昔ながらの狀態に留まつてゐるからである。

ドイツの東部國境地方の自然的中心はボヘミアであつた。其處は、背後の山が自然の要塞をなし、南北接觸の要地であつたから、プラーグが、自ら地方の中心として、第十四世紀の間ドイツの帝都となり、最も富裕な且つ文化の最も進んだ町となつた。然しながら、ボヘミアに於けるドイツ人の生活は、チェッコ語を話すスラーヴ民族の農奴を基礎としたものであつて、第十五世紀の初め、チェッコ下層階級、農夫及び職工等は、下級貴族と共に、ドイツの領主竝びに商人に對して叛亂を起した。この運動はジョン・フスの教へる宗教的異端とも結びついてゐたが、然し所謂フス教なるものは、實際上一つの宗教運動であるよりは、むしろ國家的社會的なものであつた。チェッコ人こそは、近代國家主義竝びに典型的な社會革命の先驅者であると謂ふことが出來る。

打續く內亂はボヘミアを荒廢せしめた。住民の大部分は依然として異教徒であり、ボヘミアは最早歐洲の東部

國境を守らんとする一帝國の中心ではあり得なかつた。當時、オーストリーを除いては、ブランデンブルグ國境地方も、後にプロシアとなつた地方も、未だ開化してゐなかつたので、ドイツ東部の政治的中心は、自らブラーグよりウィーンに移つた。フス教徒の亂以前のボヘミアは富強であつて、國王が大規模の政策を遂行する爲に充分な資材を有してゐた。また既に長い間次第に衰へつゝあつたとはいへ、野心滿々たる國王達の強い憧憬の的であつた所の、神聖ローマ帝國皇帝の王冠も、一三四七年より一四三七年に至る間は、主としてボヘミアの國王が保持してゐた。然るに一四三八年以降、皇帝の王冠は、ハプスブルグ家（一二八二年以來オーストリーを支配してゐた）に移つた。確かに第十五世紀後半、フレデリック三世の御代、オーストリーは旭日昇天の勢で發展し、ウィーンは素晴しく繁榮した。オーストリーに於けるゴシック藝術の傑作、特にウィーンのセント・ステファン寺院の如きは、この時期に出來たものである。それにも拘らず、この邊鄙な國境地方、その瘦せたるアルプス溪谷は、國王に全歐を支配せんとする野心的な政策を實行するためには充分の資材を與へず、これがためフレデリック三世の統治は悲慘な失敗に終つたのである。

ハプスブルグ家はこの缺陷に對する救濟策として婚姻政策を用ゐた。第十五世紀の間のハプスブルグ家の婚姻政略は、ハンガリー及びボヘミアの相續を目標としたが、當初は思はしくなかつた。然るに、フレデリック三世の子マクシミリアン一世と、バーガンデイ公チャールスの娘マリアとの婚姻は思はぬ結果を齎らした。即ち一四七七年チャールス王の歿後一人の嗣子もなかつたので、マクシミリアンがバーガンデイ公國を繼ぐことになつた。當時バーガンデイ公國は、ヨーロッパの最も富強な且つ最も近代的な組織をもつた國家であつて、その版圖はバーガンデイ公國の本土以外に、北フランスの大部分と、全ベルギー及びオランダを保有し、既にギルド組織の殼を脱した各種產業と比類なき軍事力の外に、有給の官吏による中央集權政治を行ふことによつて、所謂近代

國家の形態を具へてゐた。

オーストリーとバーガンディイ公國との結合は、全く人爲的なものであつた。地理的な接觸も、言語上の類縁も、兩文明の間の關係も何もなかつた。約一世紀の後にはバーガンディイ公國の多くがハプスブルグ家に叛いて、ネザーランド獨立共和國を建て、更に一世紀の後、フランスがその領域を征服し始めた。然しともかく、バーガンディイ公國との結合を達成したオーストリーは、第十五世紀の末に至つて著しく國力を增した。といふことは、豐裕な富、强い軍隊、强力な中央集權政治、すべてこれらはバーガンディイが提供したものであつて、卽ちオーストリーは、バーガンディイの資力及びその人的資源を以つて、第十五世紀當時に於ける近代國家の態樣に近づいて行つたのである。

かくしてオーストリーに於いて、中央集權的權力が擡頭すると共に、地方貴族の權力が衰退し、ウィーンを除いて他の地方都市の發展は、ドイツ西部のそれに比べて遲々として進まなかつた。この二つの事實は、オーストリーの國家的發展にとつて、最も重要な意味をもつものである。都市の脆弱性は、インテリ階級の無力、產業的發展の不充分、個人の權利及び自由の感覺の薄弱を意味する。また地方地主の弱いことは、プロシア精神における如き、峻嚴なる階級精神の缺如を意味する。プロシアに於いては、ユンケル貴族が農民に對して冷酷な壓迫を加へてゐた時、オーストリーの農民は、領主に對して地代を支拂つてはゐたが、事實上土地を自分の所有としてゐた。從つてオーストリーに於ける都市と貴族の脆弱性は、社會組織の相對的な安定と、激烈な社會爭議の缺如とを齎した。一五二五年の有名なドイツ農民一揆に參加したのは、オーストリーでは、唯上部(アッパー)オーストリー一州だけであつた。然し乍らこの上流階級の無力は、同時に、一國家としてのオーストリーの無力を招來した。そして、この王朝をして近代國家の諸要素を外國から採り入れることを餘儀なくせしめた。こゝに今日までのオース

トリー問題の根幹があるのである。

豊富な富と強力な軍隊とを基として中央集權的官僚國家を建設せんとする企圖を抱いたのは、オーストリーのハプスブルグ家だけではなかつた。第十五世紀以來のイギリスのチューードル家、竝にフランス、更に短い間ではあるがバーガンデイ公國も同じ政策を執つたものの一であつた。唯これらの諸國はそれぞれ自國の資力を基礎にして立つてゐたのに對して、オーストリーの場合はこれをバーガンデイから借りたといふ點に相違があつたのである。而もこのバーガンデイとの關係はハプスブルグ家の結婚政策に依つて出來たといふだけのものであつた。

やがてこの結婚政策は、マクシミリアンの子、フィリップと、スペインの嗣女ユアナとの結婚によつて、殆んど夢物語の如きものにまで進展した。當時スペインは、群小の諸領土から漸くにして統一國家としての形を整へ、世界征服政策に乘出したばかりであつたが、一五〇九年、マクシミリアンの孫チャールス五世が、スペイン王位を繼承した時には、その所領はスペインのみならず、南イタリーの全部、シシリー、ロンバルデイ（當時のミラン公國）及び中南米に於けるスペインの領土にまで及んだ。かくして今迄不毛なアルプス溪谷の一領主に過ぎなかつたハプスブルグ王朝が一躍して『日沒する所なき』一大帝國となり、その版圖は兩大陸にまたがり、ヨーロッパに於いてはオーストリーのアルプス本國の外に、スペイン、オランダ、ベルギー、イタリーの大部分及び今日のフランスの北部竝びに東部を抱擁するに至つた。

然るにこゝに事態を一變せしめる一大事件が突發した。それは一五二六年モハッチの戰に於けるトルコのハンガリー征服である。ハンガリーとオーストリーとの間には、若しハンガリー王朝が滅びた場合にはハンガリーはオーストリーに歸するといふ興味ある關係があつたが、今やボヘミアとそのモラヴィア、シレジアの諸州がオーストリーの領有となつた。ハンガリーの大部分はトルコに征服され、唯西部國境地方のみがオーストリーに歸し

た。然しその領有はオーストリーにとつては有利な資產といふよりはむしろ荷厄介であつた。蓋しハンガリーの貴族は、オーストリー本國のそれと非常に異つて、依然として勢力がありハプスブルグ家のハンガリー支配の企てに對して絕えず頑强な抵抗を企てたからである。彼等は屢〻トルコと協力したし、トルコも亦これを利用することを忘れなかつた。モハッチの戰後三年にして、トルコはウィーンを包圍したが、オーストリーは歐洲諸侯の援助を得て辛うじてこれを擊退することが出來た。

トルコに對する防衞はオーストリー本國のみならず全歐の關心事であつた。同時にボヘミアを領有したことはハプスブルグ家に大きな力を添へた。といふ理由は、ボヘミアに於いてはフス敎徒の亂以來チェッコ語を話す異端的地方貴族の增長が募り、ハプスブルグ家の中央集權的政策に强硬に反對してゐたから、チャールス五世は、その東部諸州、オーストリー本國、ボヘミア及びその諸州、ハンガリーを皇帝フェルディナンド一世に讓ることを決意した。このことは一九一八年に至る迄の近代オーストリーの生誕とも看做すべき事實である。

これによつてオーストリーは、厖大なハプスブルグ帝國の版圖內にありながら、能くその國民性を保持することが出來た。然しチャールス五世の歿後、ローマ皇帝の王冠はやはりオーストリーのハプスブルグ家にあり、その世界政策と對トルコ防衞の要求は、益〻外國の助力を必要とし、多くの外國人がこの國に流れ込んでは舊オーストリー貴族に代はる社交界を形成した。その中にもスペインとイタリーの要素が特に著しく、ハプスブルグ王朝を取圍んで、スペインの例に倣つた絢爛たる宮廷生活が展開されるやうになつた。宗敎も、スペインから發し、スペイン的な性格をもつたジェスイット敎が擴まり、言語も時々異樣に響く位にスペイン化されて來た。

かくの如くしてオーストリーは二つの文明をもつ國となつた。根源的にはオーストリーはドイツの邊境地方である。然しこの邊境地方の上にハプスブルグ宮廷を中心とした國際的文明が築かれた。それはスペイン的觀念を

核心としカトリック教會によつて結ばれたところの、スペイン的、イタリー的、フランス的及びオランダ的な種種様々の要素を含んだラテン的、地中海的、カトリック的文明であつた。この絢爛にして同時に淺薄な國際的貴族文明と、オーストリーの地方都市農村に深く根ざしたドイツ的要素とは、オーストリー全史を通じて絶えず相爭つてゐる。前者はカトリック・オーストリー獨立運動に、後者はオーストリー・ナチ運動に現れて最近の事件に主たる背景を務めたのである。

然し、オーストリーには尙このドイツ及び地中海的文明の傾向に對して、默々たる抵抗を續けてゐる今一つの傾向がある。それは邊境地方としてのオーストリーに自然的に生れたものであり、ボヘミア、ハンガリー―の領有によつて强められたところのスラーヴ的、バルカン的或はトルコ的傾向である。一口で言へば、オーストリー人の氣質は、常にスラーヴ農民の簡素な生活に傾いてゐる。これを要するに地中海的、ドイツ的及びスラーヴ的なる三つの文明の十字路であつて、地中海的な要素は主として上流階級即ち貴族、軍隊、教會、官僚に、ドイツ的要素は中流階級即ち市民及び農村の富裕なる分子に、東方からのスラーヴ的忍從性は下層階級に屬するものといふことが出來る。これをナチス化する運動がどれ程に成功するかは、將來の中歐の運命を左右するものと觀るべきであらう（註1）。

二　世界戰後のオーストリー

戰爭は政治體制の受ける最大の試煉であつて、國家は一般市民にその祖國の爲に死ぬ覺悟ありや否やを問ふ。若し國民の大多數が行爲を以つて然りと應へるならば、一國の運命は尙未だ確かである。然し若しその答が否定

的であるならばそれは最後の宣告である。世界大戰に於いてオーストリー人の大多數は最早オーストリーのために死ぬ覺悟を有つてゐなかつた。彼等は唯ハプスブルグ帝國を憎惡しつゝ、彼等の意志に反して祖國の爲に死ぬことを强ひられただけであつた。オーストリーに於いては、大戰の最初から市民の大多數に神聖な目的のための悲壯な犧牲の觀念を與へなかつた。彼等にとつてそれは單なる殘虐であり恐怖に過ぎなかつたともいへよう。

オーストリーの士官にして愛國者たるヨゼフ・ロートは、大戰の約十年後出版した小說に、死に瀕せるハプスブルグ帝國を敍していふ『オーストリーに於いては、戰爭は死刑執行から始まつた』と。ハプスブルグ帝國にとつて敵對者と認められる者は、裁判も審理もなく手當り次第死刑に處せられ、就中最も多くの犧牲を拂つたのは市民であつた。ギリシャ正教派教會の僧侶も、同宗たるロシア人及びセルヴィア人に同情をもつとの嫌疑を受けた。概括的に言へば、この國の八分の五が敵國と言語系統を同じうするの故を以つて國事犯の嫌疑を受け、裁判も宣告も受けずして死刑に處せられた。卽ちロシアに同族を有するウクライナ人、セルヴィアに同族を有する南スラーヴ人(特に所謂正統派敎會に屬する人々)、ルーマニア人、南チロール及びトリエスト地方のイタリー人、更にチェッコ人等がこの不幸な迫害の對象であつた。

かくの如く世界大戰はオーストリーに於いては先づ市民に對する宣戰であつた。信賴し得る國民はたゞドイツ人とハンガリー人及びポーランド人だけであつた。然るにポーランド人の忠誠は、一九一六年、プロシアがロシアに於けるポーランド領を併合せんとし、その地に傳統的な反ポーランド政策を採用した時に終つた。ドイツ人及びハンガリー人の忠誠は最後迄完全には崩れなかつたが、然し事實上これら國民の間にも苦惱の種は次第に熟しつゝあつた。結局大戰の危機は、ハプスブルグ帝國に對する憎惡の念を、大多數の市民に吹込んだだけであつた。而も尙一層悪い事には、最も忠實な臣民さへ概してこの帝國の運命には無關心であつた。戰爭に對する民衆

の態度は、少くとも最初の間は上層階級の態度に隨從してゐた。多くの武官や戰時內閣の高級文官を選つたのはこの上層階級であつたが、然しオーストリーに於いてはドイツ、ブルガリヤ、トルコと異なり、彼等は身分を保障された特權階級であつた。勿論この判斷には二つの制限が必要である。第一にそれは專門的武官には適用されない。オーストリー帝國に於いては軍隊は常に一般民衆の趨勢から隔絕されてゐた。彼等は軍人としての名譽を堅持して忘れなかつたが、然し中流の上層階級の子弟にして軍隊に召集されたものは別であつた。彼等は民衆の感情にも觸れて居り單純に戰を欲しなかつた。高位にある者程率先して國家の爲に奉仕せねばならぬといふ觀念は、舊オーストリーの大多數の支配階級から忘れられてゐた。こゝに戰後ハプスブルグ王朝竝びに君主制に對する不人氣の主なる原因がある。彼等上層階級は自らを完全に庇護して他を死地に逐へるものである。下層階級のこれに對する忠誠は、大戰に臨んで完全に打碎かれた。然して第二に、かゝる結果はハンガリー人及びポーランド人よりも、ドイツ人の間に於いて遙かに不幸であつた。ガリシアやハンガリーに於ける上層階級は大部分なほ地方地主より成り戰鬪意識をもつてゐたのに反して、ドイツ人中の上層階級は、官僚、實業家及びその他の事務家より成り、少しも戰鬪意識をもたなかつた。かゝる上層階級の威信の喪失はウィーンに於いて特に甚だしかつた。スチリアやボヘミアのドイツ人の間には、それ程甚だしくなく、チロール地方に於いては依然として聲望を繫いで居た。大戰後のオーストリーの政治的機構は、上層階級の態度がかくの如く地域的に相違したことに深く影響されてゐる。卽ちオーストリーはかゝる大試煉に遭遇して失敗したのである。ハプスブルグ帝國の崩壞は、單にチェッコ人や南スラーヴ人の叛亂の結果ではなく、先づ第一に祖國の防衞者たるべき人々の祖國に對する無關心の結果であつたといふべきである。

一九一八年十一月、皇帝カール一世が退位して社會民主黨が政權を握り『ドイツ系オーストリー共和國』なる

名稱の下に、民主共和制が宣言された。翌一九一九年、社會民主黨のザイツが大統領となり、カール・レンナーが首相に就任し、九月には聯合國側とサン・ジェルマン條約が締結されて『オーストリー共和國』の領土的構造が決定された。國内少數民族はハプスブルグ帝國と縁を切つて、ポーランド人、南スラーヴ人、ルーマニア人、イタリー人はそれぞれの國家に合體し、ハンガリーもオーストリーから袂を別つた。チェッコスロヴァキアは獨立を宣し、ボヘミア及びその諸州のドイツ人居住地を統治することとなつた。オーストリーは、結局ウィーン、ダニューヴ溪谷、アルプス諸州のみに還元された。

この國が獨立國としての物質的要件を缺いてゐたことは、今更これを繰返す必要はない。孰れにせよ、新オーストリーが事實上獨立的生命を保持し得たのは、一九一九年より一九三八年迄の僅々二十年である。凡そ國家には、その獨立を維持するために、絶對的に必要な最低限度といふものがある。然しかゝる絶對的限度よりもむしろもつと決定的なものは、その國の生活水準と隣國竝びに前時代の標準との關係である。換言すればオーストリーの狀態が危殆に瀕したのは、多くの失業者が飢ゑてゐたからではなく、かなり良い暮しをしてゐた國が、唯一撃にして貧窮に陷つて了つたからである。

この國の經濟的活動が衰頽した經緯を述べることは本篇の目的ではない。戰後オーストリーの國境は、戰前のハプスブルグ帝國のそれと何等の關係もない。それまでハプスブルグ帝國の諸州であつたものは、今は獨立國家である。從つて今まで國内通商であつたものが、今は對外輸出入となつてゐる。だから戰前と戰後の正確な比較は不可能である。唯失業者問題と國庫の歳入のみがこの國衰頽の漠然たる示唆を與へる。

オーストリーの農業は戰後農耕地の缺乏でひどく惱まされた。それはハプスブルグ帝國の崩壞と共に、その東部農業地帶たるハンガリーが獨立したからである。穀類の約半分は輸入に仰がねばならなかつたから、アルプス

山地の農業さへも重要缺くべからざるものとなるに至つた。この間にあつて外國觀光客の增加のみがオーストリー農村の興隆に寄與することとなり、それが後年ナチ運動の主要なる資金の一つとなつた。

然しオーストリーの工業は農業に比べて一層怖るべき困窮に陷つた。戰前の國內市場及びバルカン市場が全く失はれた許りでなく、戰勝諸國は互に自國產業の保護のため出來るだけ高い關稅障壁を設けた。これは何よりも工業的獨立といふ政治的必要性によるものであつた。大戰後のオーストリーは工業國となつたのであるが、僅か六百五十萬の人口(その中の半分は工業地帶に屬してゐた)を以つて國の獨立を支へなければならない際に、その市場を奪はれて大戰直後には失業者の數が十八萬に上つた。尤も當時の通貨膨脹はオーストリー經濟機構の內的缺陷に一つの緩和劑を與へたが、然し一九二二年には、このインフレーションは工業の發達を刺激せずして却つてそれを妨害する程度に達した。國際聯盟を通じて國際借款が提起され、インフレーションは止んだが、その後オーストリー工業は復活してゐない。一九二七年―九年の好景氣も獨りオーストリーには巡り來ず、失業者は依然として十萬を超えてゐた。それが世界恐慌の襲來と共に、百二十萬の工業人口の中、失業者三十萬を超えるに至つた。而もこの數字は決して正確なものではなくて、實際は失業保險や仕事にあぶれた十萬以上の落伍者達を加へ、危機の絕頂に於いては五十萬を超えたものと推定される。かゝる狀態の下に、人口の死亡率に對する出產率の超過は四パーセントに低下し、而もオーストリーは自殺率の最も高い國の一つとなつた。

ウィーンは工業の中心である以外に、曾て貿易及び金融の中心であつた。これらの職業も當然生產の趨勢に從ふ傾向を示し、次第にチェッコスロヴァキアに移つて行つた。通貨膨脹が終ると、これまで東南歐洲の金融の中心であつたウィーンの大銀行が次々に破產した。一九二九年秋にはボーデン・クレヂット・アンシュタルトが、更に一九三一年五月にはオーストリー最大の市中銀行たるクレヂット・アンシュタルトが破產した。その結果今

まで密接に依存してゐた大銀行を失つて、工業はその活動の繼續が不可能となり、各地方に於いてセメントや鐵の工場までが殆んど賣り拂はれる始末であつた。

三　歐洲の勢力均衡とオーストリー

一九一八年から一九三八年に至るオーストリーの歴史は、パリ平和會議に提出された問題に對する決定的な解答を與へる。卽ちオーストリーは經濟的には獨立することが出來なかつた。然し經濟的狀態のみが決定的なのではなく、國家の獨立のためには、その市民の大多數が喜んでこれに忠誠を誓ふ積極的な祖國愛が必要であるに拘らず、舊オーストリー帝國は反對にその臣民の積極的な敵意を受けた。そして新共和國は異民族を切離して後も國内市民の積極的な忠誠の念慮さへもつかみ得なかつた。防禦に難い國境を有し、軍隊も小麥も石炭もなく、傳統的な支配階級も市場もなきこの小戰敗國の現狀に誰が滿足し得られようか。そこで一方には舊ハプスブルグ帝國復辟の要望があり、他方にはドイツとの結合を求める者を生じたのである。

この二つのコースの中、最初の『ダニューヴ聯合』の形に於ける舊ハプスブルグ帝國の復辟は、多くの觀點から見て有望の如く思はれた。ダニューヴ委員會は、新しき政治形態に於ける舊ハプスブルグ帝國たらんとした。それは舊秩序の繼續を意味したが、然しダニューヴ流域の舊經濟單位の再組織は、オーストリーを初めこの地方の經濟事情に適合してゐたから、この案にはイタリー以外の歐洲諸强國は決して反對しなかつた。大戰後間もなくチェッコスロヴァキア、ユーゴースラヴィア、ルーマニアは、フランスの指導の下に所謂『小協商國』を形成したが、この聯繫はパリでもロンドンでも歡迎せられた。イタリーはオーストリー帝國の再現を怖れて反對の意

嚮を示したが、然しこれと交渉の用意は有つてゐた。かゝる好條件にも拘らず、ダニューヴ委員會案は計畫だけで失敗に終つた。この新しき形に依るハプスブルグ帝國の再現に反對したのは、主として墺・匈帝國の分裂によつて獨立した戰勝國であつた。それは換言すればハプスブルグ帝國に對する諸民族の反對の繼續であつたとも言へる。然るにこれと反對の解決即ち獨・墺合邦（アンシュルス）を理解するためには、この案の失敗した理由を概觀することが必要である。

舊墺・匈帝國は、その種々の部分の協力を基本とする共和國ではなかつた。それは彼等の協力に基くと同時に種々の民族の階級性にも基因せるものであつた。如何なる國民も單なる協力に對して反抗しようとはしなかつたが、然し彼等が抑壓された場合にはその當面の階級に對して反抗した。例へばハンガリーの貴族は、南スラーヴ族、ルーマニア及びスロヴァキアの農民を多年抑壓して來たから、平和條約がハンガリーからこれらの諸民族の多數を占める地域を奪つた後に於いても、ハンガリーのダニューヴ委員會に對する第一の條件はスロヴァキア、クロアティア、トランスシルヴァニアに於けるハンガリー大公達の財產沒收を承認せしめることであつた。チェッコ人は、ウィーンに集中せられてゐる舊帝國の銀行及び通商上のかなりの特權を彼等の國に移すことを希望した。然るにダニューヴ委員會が出來上ると貿易も金融も再びウィーンにその自然的中心を据ゑることになる。それではチェッコ人の新しく獲得した優越權を斷念せしめることになるから聽き入れる筈がなかつた。ハプスブルグ帝國の東半は農業地帶であつて生活の標準は非常に低かつた。處が今やルーマニヤ、ユーゴースラヴィア等々はそれぞれ自國の產業を建設せんとしてゐた。彼等は引續いてその小麥を輸出するが工業製品を大戰前のやうに輸入しようとは思はなかつた。然しかゝる一方的基礎に於いては如何なる經濟協力も出來るものではない。要するにハプスブルグ帝國の崩壞は、この帝國の支配民族を突落し被抑壓民族を押上げたのであるから、大戰後間も

なく組織せられたダニューヴ委員會は、次の二つの中の一つを意味するに過ぎなかつた。即ちそれは空虚な殼か或は舊オーストリー帝國を支持せる經濟的連鎖の眞の再組織か何れかであつた。然るに後者は帝國內諸民族の舊階級制の再構成を意味するのであるから、大戰の結果から利益を得たこれらの諸民族は、ダニューヴ流域の經濟的聯繫を復活するために、その得たすべての利益を拋棄することを肯じないのも當然の歸結であつた。

ダニューヴ流域ほど經濟的必要と國家的熱望の著しく背馳するところはない。ヴェルサイユ條約の解決は明らかに經濟的必然性に反してゐた。然しハプスブルグ帝國の解體は必ずしもヴェルサイユ條約によつて人爲的になされたものではなかつた。ハプスブルグ帝國は、その軍隊がマケドニア及びヴェネチアの戰場で潰滅した時に、潰滅したのである。ダニューヴ流域の統一は、疑もなく經濟的必然性である。然るにこの必然性は、この統一の中心たらんとするウィーン及びブダペストの要求と一致しない。この地域の統一に向はんとする自然的趨勢は、今や統一の新しき中心を求めなければならない。然るにかゝる統一を完成し得る力は、ダニューヴ流域それ自身の中には何處にもなかつた。オーストリーは最早かゝる統一のイニシァティヴを取りうる立場でなく、ダニューヴ委員會は一片の空しき夢想以上の何物でもなかつた。それ故に大戰直後、結局、オーストリーのあらゆる眼はドイツに向けられた。恰もウィルスン大統領が民族自決の權利を世界に約し、オーストリーにとつては彼等の祖國ドイツ帝國に復歸すべき時期到來せるかの如く思はれた。

ところがオーストリーの各政黨はこの解決に對してそれぞれ態度を異にしてゐた。小都會の非ユダヤ知識階級及び官僚のかなりの部分を代表してゐたドイツ國民黨は、明らかに獨・墺合邦（アンシュルス）を目的としてゐた。然しオーストリーに於けるドイツ國民黨は、大戰中ルーデンドルフの過激な政策に與し、所謂『ジーグフリーデン』即ちドイツのすべての敵に對し復讐と破壞を齎すべき平和條約を要求怒號し、旣にその望が失はれて後も大戰の繼續を要

求して闘つたので、國民の信用を失つてゐた。有產階級と知識階級が常に無力であるオーストリーに於いては、非ユダヤ有產階級の黨派國民黨も、ユダヤ有產階級の黨派自由黨と運命を共にして消え失せた。

殘れる二つの勢力はカトリック黨と社會黨とであつた。この兩派の勢力は略〻互角であつたが、一九一九年、カトリック黨は農民の完全なる信頼を受けた。社會黨は全勞働階級を組織化し、これに次ぐ數年の間に人口僅か六百五十萬の國で七十萬といふ驚くべき黨員を獲得した。そこで全有產階級は、ユダヤ人も所謂『アリアン人』も、ウィーン人も地方民も、カトリックも異端も、カトリック農民の大軍を背後に、悉く結束して社會黨防衛のために團結した。

カトリック黨は、ハプスブルグ帝國に絶對的忠誠を捧げる舊帝國内の唯一の黨派であつた。舊貴族及び軍人は舊オーストリー最大の特權階級であつたが、ハプスブルグ家の沒落と共にそのすべての特權を喪失し多くは極度の困窮に陷つた。然し勞働者や農民は、チェッコ人やユーゴースラヴ人と共に舊體制に反抗し、ホーフブルグの王をば彼等が新に獲得した國家的獨立に對する脅威と考へた。然し舊帝國に對する愛惜の念は昔日の社會的優位を惜しむカトリック僧侶や、或る程度迄舊オーストリーの社交的支配階級に屬してゐたウィーンの實業家や銀行家にもあつた。オーストリーに於ける貴族、軍人、僧侶、銀行家、ウィーンの實業家——要するにオーストリー『社交界』——は、最後まで獨・墺合邦（アンシュルス）に對する强力な反對者であつた。

然し農民の感情はこれに呼吸を合はせてはゐなかつた。オーストリーの愛國主義はウィーンに於いては、殊にアルプス諸州に於いて地方主義の色彩を幾分かもつてゐた。ハプスブルグ帝國復活の夢想はアルプス農民に殆んど何等の關心をも持たせなかつた。カリンチアはその領土の削減を免れたが、スチリアは大部分をユーゴースラヴィアに割讓され、南チロールはイタリーの領土になつた。この深い屈辱の念から、ドイツと合體する希望が生

じた。が他方に於いて、オーストリー農民は、母國語を忘れ、所謂プロシア風に威丈高に吸鳴る北ドイツの新教徒の官吏にこづき廻されることを嫌厭した。一九一九年から一九三八年に至る迄オーストリー農民は、この二つの感情、即ち政治的經濟的支持を與へ得るやうな强力な國に對する魅惑と、北方人に對する嫌惡との間に常に動搖してゐたが、農民はその心境を一再ならず變へた。一九二一年、チロールの無記名投票に於いては投票者の九〇パーセントが獨・墺合邦に贊成の投票をした。またチロールは一九三四年に反獨『護國團』の强い支持者であつた。唯ウィーン、下オーストリー、バーゲンランドのみがこれと異つてゐた。下オーストリーは最後までカトリック黨の支持者であり、ウィーン及びその近傍の產業地方は最後まで社會黨の支持者であつた。

かくの如く『社交界』は强硬に獨・墺合邦に反對し、小都市の下層中流階級は概してこれを支持し、農民は動搖してゐた。然し獨・墺合邦のために活動した決定的な勢力は社會黨であつた。一九一六年に至る迄オーストリーに於けるドイツ社會黨はドイツ・カトリック黨と共に、ハンガリーを除き、舊王國の唯二つの信頼し得る政黨であつた。若し社會黨がこの儘で行けば、大戰の終了する頃最も烈しき打擊を蒙つたであらう。然るに社會黨は時期を誤たず方向を轉換した。大戰を無制限に支持することは、彼等が以前宣傳したあらゆる平和主義的理想を抛棄することを意味する。然しかゝる理解は彼等の指導者の間には見出されず、永い間大衆に接することも出來ず、傳統的な綱領に從つてゐなければならなかつた。遂に絕望してフリッツ・アドラー博士は一九一六年十月首相シュテュルク伯を暗殺した。驚いたことにはこれが勞働者及び國民の大部分に非常な反響を惹起し、大戰休止といふ一般的感情が、こゝにその捌け口を見出したのであつた。一九一七年三月ロシア革命が勃發し多くの著名な社會主義者がロシア軍の俘虜から釋放されたが、その中にオットー・バウエル博士がゐた。彼は勞働者の漠然たる左翼運動に理論的根據とより廣い見解とを與へた。一九一八年一月、彼がウィーンに歸ると、勞働者達は大

戰反對の大ストライキを直ちに中止した。バウエルは極めて明瞭に自己の所信を述べて、オーストリーの最後は不可避であるから社會黨は崩壞せんとするハプスブルグ王朝と運命を共にしてはならないし、また社會黨は諸民族の獨立國を形成せんとする企圖に反對してはならないといつた。結局社會黨は大戰が濟んでもそれによつて威信を喪失するどころか、誰も皆大戰を呪詛するに至つた以上彼等は平和主義の成果を獲得することが出來た。

一九一八年、社會黨は完全にハプスブルグと絶緣してゐた。そして彼等は斷乎として獨・墺合邦のスローガンを揭げた。勞働階級の運動にとつては、近代的產業國に屬するといふことは死活問題であつた。その上社會黨は、自由黨の急速な衰頽によつて多くの自由主義的或は『ブルジョア』民主主義的要素を繼承してゐた。大ドイツの理想は、一八四八年以來のオーストリー民主主義の底流であつた。今や社會黨はこの古き旗幟をば再び生き生きと翻へした。社會黨の壓力の下に、一九一八年十一月十二日オーストリー州議會は共和國の宣言と共に獨・墺合邦を滿場一致を以て決議した。

若し一九一八年に、一九三八年の如く電光石火の早業を以つて獨・墺合邦が成就せられたならば何等の抵抗もなかつたであらう。尤もその事實が聯合國の間に不滿を增したかも知れないが、然しこれは想像である。確かなことは、當時ドイツは獨・墺合邦を複雜な感情を以つて眺めたことである。プロシアの舊支配階級は、ドイツ國內に南方のカトリック的民主主義的要素の增大するを喜ばなかつた。ドイツ人が、獨・墺合邦によつて平和條約に負擔が重なることを怖れたのも無理のない所である。ともかくオーストリー州議會の決議は一片の死文となり、その實現の一步も踏出されない中に平和條約は獨・墺合邦の形式的禁止を規定して了つた。

この規定は、平和條約の他の多くの殘忍な規定と同じくクレマンソーの力によるものである。サン・ジェルマン條約第八八條（獨・墺合邦の禁止）の目的は、明らかに達せられてゐない。獨・墺合邦は事實となつた。唯これ

を實現する方法のみがこの條項に左右されただけである。若しこれがなかつたならば、獨・墺合邦は民族自決の原則の輝かしき勝利であつたであらう。そしてこの勝利を行使する機會をドイツ少數民族に與へることによつて民主主義、民族自決、國際紛爭の平和的解決、の原則は一層重きをなしたであらう。オーストリーに於いては、民主主義、民族自決、法の支配のために起てる政黨、が益〻力を得て、オーストリーに於けるナチ運動の最も有力な支柱は事前に取除かれたであらう。またオーストリーの社會主義運動はドイツ社會民主黨のプロシア主義とドイツ共產黨の無責任なる亂暴に對して適度の裁決力となつたであらう。

クレマンソーの對獨政策は、ドイツに如何なる政體が出來ようとも、ドイツは所詮フランスの敵である。それ故にドイツは出來るだけ弱くして置かねばならぬといふ確信に基くものであつた。然しクレマンソーが實際に採用した政策は彼のかゝる見解と一致しないものであつた。フランスは人口四千萬足らずの國であり、これに對しドイツは六千萬以上であつた。增加率もフランスよりドイツの方がかなり高かつた。この半世紀以内に、ドイツは平和條約のあらゆるハンディキャップにも拘らず工業的にフランスよりも優勢になつた。要するにドイツはフランスよりも強いといふことが出來る。このことをクレマンソーはよく悟つてゐた。然し彼はドイツとの和解を求めず、さりとてドイツを粉碎しようともせず、ドイツの潜勢力の根本に觸れることなしに、飽迄も抑壓しようとした。然し間もなくドイツはその屈辱に對して復讐し始めたのである。クレマンソーは平和條約が歐洲情勢の永久的な不均衡を意味するものであることをよく知つてゐた。にも拘らず歐洲大陸に於けるフランスの優位を維持するための唯一の保障條件として、政治的にも經濟的にも獨力を以つては到底その獨立を維持し得ない國を創るにあつた。然しドイツとイタリーが大戰によつて突落された困窮の狀態から新しい力を以つて起上るや否や歐洲の均衡は忽ちにして崩れた。東南歐洲の現狀は干涉や政治的壓迫に依つて漸く維持され得るやうになつた。平

和條約の不自然なる解決を作つた者は、當然自らの力を以つてこの解決を維持しなければならぬ。然るに合衆國は既に歐洲の舞臺から引退き、イギリスは常にヴェルサイユ條約の解決を喜ばず、從つてこれを擁護する義務を感じなかつた。そしてフランスは、その人爲的創造の結果を單獨で維持するには餘りにも弱かつたのである。

四　ザイペルよりドルフスへ

戰後に出來上つたオーストリー共和國の歷史は極めて些々たる社會問題に關する實に多くの烈しき鬪爭に充されてゐる。それは戰後オーストリーの國際的勢力の缺如、大なる政治的理想、根本政策に對する指導力の缺如等から、一片のパンのために鬪爭を餘儀なくせしめるこの國の貧窮の當然の結果であつた。かゝる些細な鬪爭に於いてこの國は相反する二つの陣營――カトリック黨と社會黨――に分れてゐた。大戰後の最初の二年、未だ飢饉狀態が續いてゐた時勞働者は屢〻法律を振廻して强壓的に徵發令を發布した。その時から農民は彼等がこの國を奪ひ去らうとしてゐるのだと眞面目に信じて勞働者との間に深い溝を生じ、地方農民の防衞團體である最初の『護國團』が組織された。カトリック僧侶が農民の信賴を繫ぎ得たのは全く社會黨のお蔭であつた。

社會黨は、大戰の最後の年に於ける平和主義の宣傳、大戰後の獨・墺合邦（アンシュルス）の主張及び戰後オーストリーの悲慘な經濟狀態を救ふには、あらゆる現狀の徹底的な建直しのみが將來への希望を繫ぎ得たが故にかなりの威信を獲得してゐた。現在の機構に依つては獨立を維持し得ない國に於いて、急進主義（ラディカリズム）が起るのは驚くに當らぬことであつた。舊上層階級はオーストリーに於ける『赤色專制』を非難するのであるが、多少の行過ぎは認めるとしてもかゝる專制があつたとは斷言し得られない。

戰後オーストリーに於ける社會黨の政策は戰前に引續き勞働階級には全體主義的で、その他には民主主義的であり、實際政策は穩健にして妥協的なものであつた。社會黨は勞働者を代表する唯一の機關であり、從つて社會黨員に非ざる勞働者は殆んどあり得なかつた。然し同時に社會黨は戰後最初の年に於ける共產黨の叛亂に際しては武器を執つてこれが鎭壓に協力した。

オーストリー共和國成立の日以來、社會黨はカトリック黨との聯合內閣に協力した。然し隣邦ハンガリーのソヴェート共產黨沒落後カトリック黨の勢力が優勢となるに及び、社會黨はオットー・バウエルの指導の下に一九二〇年以來この『ブルジョア』內閣への參加を拒絕した。而もそれによつて社會黨は選擧の度每に素晴しき成功を收めた。中央政府を去つても、社會黨は、議會に於ける反對黨であるに拘らず、政治に對する勢力を喪失した譯ではなかつた。國家の實權の多くは州政府や自治都市に在つた。オーストリー共和國の全歷史を通じて社會黨は九つの州政府に參加し、ウィーンの州政府は完全に彼等によつて支配された。のみならず彼等はオーストリーの全人口の四七%を支配した。長い間彼等は軍隊や警察に對しかなりの勢力をもつてゐたのみならず中央政府に對する勢力も侮り難きものであつた。如何なる政府が成立しても社會黨の同意なしには重要な政策の決定をなし得ない程强力であつた。故に社會黨は不滿ある每に政府に對して政治的ストライキを行つて威嚇する立場にあつた。オットー・バウエルはこれを『反對の立場にある政府黨』と言つた。社會黨は反對黨が實力を以つてこれを粉碎せんとする危險を慮つて、デモクラシーと社會黨の擁護のため『民主防衞同盟』といふ武裝團體を結成した。

かくして社會黨は貧窮と失業の時代に相變らず全投票の四〇%以上を獲得し、バウエルは完全に民主的手段によつて多數を獲得する日の來らんことを指摘した。然しかゝる期待以外に、黨員の信賴を保持するための手段が他にもあつた。それは都市の統治であつた。

オーストリー社會主義の最も强い魅力はその都市政策にあつた。殊に彼等が常に投票の三分の二以上を獲得したウィーンは最も重要な都市であつた。特に一九二〇年、彼等が政府を去つた際に、ウィーンはカール・ザイツ市長の下に社會黨の行政的活動の本據であつたが、その市政は唯支配的勢力がカトリック黨から社會黨に移つたといふ相違だけで、全くリューゲル市長の傳統を引いたものであつた。舊君主國の下に於ける都市の權力は微弱であつたが、オーストリー共和國となつてからはそれが著しく擴大され、ウィーンは單に下オーストリー州の首都からオーストリー共和國の下に於ける自由市となり、市税の外に州税をも徵收し得るやうになつた。あらゆる種類の贅澤品及び家屋所有者に對する『ブライトネル』の課税政策は、ウィーンを財政的に獨立且つ强力ならしめたが、それは社會黨に對する富者の憎惡を高め、反社會黨をして次第にファシズムの線に沿はしめるに至つた。

ウィーンに於ける私有家屋の家賃は馬鹿々々しい程高かつた。家屋を買ふことは下流中層階級の小所得者にとつては恰好の投資であつた。リューゲルはかゝる下流中層階級に信賴してゐたのであるが、今やウィーンの社會黨は實際上彼等の財産を沒收した。即ち市有家屋建造の政策を樹てたのである。それは世界中の保守的改革の稱讃を博したものであり、同時にウィーンの反社會黨派から、正に『潜行ボルシェヴィズム』の最も良き實證と見られたものである。デモクラシーの沒落後、ウィーンの市政を支配せるカトリック黨は直ちにこの建造案を中止したが、オーストリーに於けるナチスは我物顏に再びこの建造案を採用した。

社會黨は、かくの如く低廉にして健康な家屋建造等、あらゆる種類の特權の平等分配をなさんとする都市政策によつて、その地位を殆んど確乎不動のものとした。この勢力の進出は一面に於いてはその行政的手腕にも歸せられるが、他方に於いては反對派の無力にも基因するものであつた。反對派の無力は大戰前に於けるが如くオー

ストリー社會黨の最も有利な點であり、又ナチスの進出に至る迄もさうであつた。オーストリーの社會主義運動にかうした一種のラディカリズムを與へたのはかゝる特殊の事情に依るのである。然るに社會黨の壓迫の下に於けるかゝる民主主義的政略は實際勢力の變化を反映するものではなかつた。工業は衰退しつゝあり、勞働者は幾十萬となく失業し、軍隊と警察は再び次第にブルジョア化しつゝあつた。その當然の結果として、社會黨は勢力を失ひ、カトリック黨がこれに代はらんとしてゐたのである。

オーストリー共和國はイグナス・ザイペルの名と切つても切れない因緣に立つてゐる。敗殘の國を提げて、獨立再建に努力したものは實にこの敬虔な牧師ザイペルであつた。カトリック黨の首領として政權を握つたけれども通常の意味に於ける黨首とは全く趣を異にしたものであつた。彼は經綸抱負と共に、强い政治的な熱情をもつてゐたから、國際聯盟の政治家を感激させて、その援助により外債を募つて一九二二年に通貨整理を斷行することが出來たのである。牧師としての彼は政治運動も宗教活動の方向に沿ふべきものと信じてゐた。教會の利益は現在の社會秩序と密接に結合するとの信念の下に『カトリック教會は資本主義の形態の下にのみ生存する』と考へてゐた。この信念は社會主義の夢想を斥け廣汎に亙る社會改革に反對し、從つて社會主義的組合を排斥した。實際運動として彼を支持したものはウィーンの銀行家であり、工業家であつたけれども、その衷心の動機に於いてはザイペルと財閥との間に全く相異るものがあつた。財閥は專ら社會立法の改革に執着したに拘らず、ザイペルはこれらの物質的利害を以つて第二義的のものとしか考へてゐなかつた。彼はオーストリーの復興が精神的再生にあると信じ、教會の力を强化して、いはゞ中世の宗教國家を再現する如き夢想を抱いたのである。

然し戰後に於けるウィーン市の勞働階級は本來の意味に於いて既に舊教信者ではなかつた。だからザイペルの勢力に對抗して逸早く教會反對の運動を起したが、この二つの反對勢力は墺國滅亡の最後の瞬間まで殘つてゐ

た。勿論ザイペルの社會黨反對運動は彼の死後にも繼續せられ、一半の目的を達成したけれども、これがために教會の勢力が復興した譯ではなく、後に述べるが如く却つてカトリック黨の支持者を失ふ形となつた。

ザイペルはオーストリー政界に於ける例外的な型である。社會黨首領オットー・バウエルとその政策の大綱を同じくし、大局の見通しについても多くの異見は有たなかつた。然しバウエルはボヘミアのドイツ種であり、ザイペルはウィーン人である。だからカトリック黨員に鬪志を燃え立たせ、その敵を憎む感情を植付けることに成功したけれども、ザイペルの股肱の參謀としては、田舍のキリスト教社會黨員の中から有力な分子を糾合することが出來なかつた。從つて、終始ザイペルの周圍に在つたものはウィーンのブルジョアたるジーグハルトの一味であつて、社會主義を憎惡する共通の感情に燃えてゐた。だが、この點はオーストリーのカトリック黨に頗る不利益を招く結果となり、終には財閥と運命を共にする始末となつたのみならず、ザイペルが豫定の如くオーストリーの社會黨と民主主義とを打破した曉に、この大勢に乘じて擡頭したファシズムのために却つてカトリック黨が擊破せられる結果となつて了つた。

オーストリー共和國の最初の十年間は案外に國内の平和を維持することが出來た。それは黨派的分裂と憎惡の念が解消したといふのではなかつたが、大戰と革命とのまざまざとした記憶から、何人も一九一八年の憲法を顚覆しようと企圖し得なかつたためである。

ところが一九二九年の初頭に地方の一都市シャッテンドルフで社會黨員が暗殺された事件が起り、それが遂に社會黨討伐の慘劇にまで發展した。事の起りは、他の多くの政治的暗殺と同じやうに、陪審員が無罪を主張したためにウィーンの法廷が被告を釋放した事に始つた。憤激したウィーンの社會黨員――多くの勞働者――は七月十五日に街頭デモを行ひ警察員と衝突した揚句、群集は猛り狂つて大審院を燒討ちしようとした。社會黨首領は

群集鎭定のために共和國防衞團を繰出したが、時偶、現場に馳せつけた軍隊が群集に向つて發砲したことから、混亂は遂に頂上に達して二日間に亙る市街戰が展開され、死者九十名、負傷者一千名を出す騷ぎとなつた。

この事件はオーストリーの政治的均衡を破る端緒を開いた。ザイペルは峻烈な手段に出ると聲明して社會黨員を軍隊及び警察から驅逐したが、地方では、ウィーンに於ける『ボリシェヴィキー暴動』と稱する報道が傳へられ反社會主義運動に點火した。一九二〇年以來各地にぽつぽつ行はれてゐたハイムウェーレンの運動が忽ちにして政治舞臺の上に登場して、社會黨の總同盟罷業に對抗して、ハイムウェーレンが實力を行使し、總同盟罷業の失敗に乘じてファシスト運動は急速に勢力を占めることになつた。

ハイムウェーレンは主として農民の組織體であつて、これを指導する者は村の上層階級、地方貴族、辯護士、學校教員等であつたが、『赤』を撃滅する以外には特にはつきりした目標を掲げてはゐなかつた。殊にオーストリーの右翼運動を理解するに忘れてならないことは、この赤色反對の運動さへもさ程眞面目には考へられてゐなかつたといふ事實である。元來オーストリーの農民は勞働階級を疑つてはゐたけれども、私有財産を敵としての相手とは考へなかつた。だからボリシェヴィキーの暴動と聞いて漠然と蹶起したものゝ、間もなくその熱情は冷却したのである。これがハイムウェーレンの熱心な運動にも拘らず、遂に農民大衆を獲得し得なかつた理由である。ザイペルは直ちにハイムウェーレンを利用して、その指導精神を與へ、赤化分子に對抗させたのみならず民主主義運動の壓迫に用ゐた。『議會を驅逐せよ』、『强力政府を樹てよ』とのスローガンがそれである。その結果は、ザイペルの率ゐるカトリック黨自身を破壞することに落着くのであるが、效果の顯れるまでには相當の年月を必要とした。ハイムウェーレンを組成する農民は社會黨と相容れない爭點をもつ譯でもなく、況んや議會だのカトリック黨との間に紛糾を生じた次第でもなかつた。だから二ヶ年後に總選擧に臨んだ際にはカトリック黨が

六十六、ハイムウェーレンは僅かに六の議席を占める程度の勢力しか示し得なかつたのである。

ドイツ、イタリーに於いてはカトリック教の農民が社會黨の勞働者を憎惡したに拘らず、オーストリーでは事情が全く異つてゐたために、オーストリーのファシストは力を得ることが出來なかつた。そして都市の下級中產階級が極めて微力であつたことも獨・伊と異る點であり、また次第に興隆しつゝあつた獨・伊の產業がファシストの支持者であつたのに反して、オーストリーに於いては銀行家も產業家もすべて凋落の一途を辿つてゐたから、ハイムウェーレンは有力な支持者を缺いてゐた。他日オーストリーのナチスが擡頭した際に於いてさへ、ドイツの如き中產階級の强力な運動と比べて、農民の態度は頗る微溫的なものに過ぎなかつた。だから、ハイムウェーレンの活動分子は却つて戰前のドイツ國民黨の殘存者、換言すれば地方のインテリ階級、辯護士、敎師、醫師、藥劑師等の年若き一群、また下級中產階級の中では商店主、小工業家等も民主主義に反對し、ファシスト陣營に投ずることとなつた。その外に舊帝政時代の權力階級、貴族や士官は、民主主義反對の立場からファシストに同情した。尤もこれらの舊體制に憬れる連中は必ずしもファシスト制を好むといふのではなく、概して民衆運動を嫌惡するのであるが、王制復古、軍治獨裁の樹立を要望した點に於いてファシストと共通の點を持ち、後に現れたフェイ少佐の如きはその代表的典型であつた。

地方に於いてハイムウェーレンの指導者に適する農民を見つけることは殆んど不可能であつたから、偶〻出色の人物としては田舍貴族か軍人かの外に求め得られなかつた。從つて運動の首腦者として逸早くフェイ少佐やハイムウェーレンと農民との繫りは益〻稀薄なものとなつた。尤も前記の指導者等も俊敏な人材で無かつた許りでなく、彼等の胸に描いてゐる夢想は近代的なすべての勢力を一掃することであつて、實際的な經綸は全く持合せがなかつた。

スターレンベルグ公は一九二〇年以來ドイツの志願兵となつてシレジアでポーランドと戰ひ、一九二三年にはミュンヘンに於いてナチスのクーデターに參加した經歷をもつてゐる。それがハイムウェーレンの黨首となつて後は、ナチス反對、反獨派の統領と仰がれることになつた。世界も彼自身も、彼がナチスであるのか、ファシストか、王朝派か、乃至は獨・墺合邦論者であるか鑑定がつかない狀態にあつた。恐らく彼自身は、同時にすべてを兼ねたものと考へてゐたのであらう。

これをヒットラーの立場と比較して考へてみると、ドイツ・ナチスは他のすべての黨派を打倒し、他の團體を無視してヒットラー自らの黨のみを擴充したのであるが、オーストリーのハイムウェーレンは絕えず各方面の政治家と交涉して合同を策し、苟合を謀り、時には同じ黨派の領袖を排斥してナチスとの握手を企てるものさへあつた。この批評は固有のハイムウェーレン領袖に當嵌まるのみならず、ザイペルやドルフスの如き政治家の場合にも亦その通りであつた。すべてこれらの一群は、時にムッソリーニと通謀し、時に社會黨とも妥協を試みた。かくてハイムウェーレン運動が失敗以外に何物をも齎さなかつたことは理由無きことではない。

それはとにかく、一九二七年以降、ハイムウェーレンは社會黨と民主主義との攻擊に全力をあげた。翌二八年には全國の黨員を動員して武器を帶びた示威運動を行つた。一九二九年春には遂にザイペルを强壓して首相を辭任させ、その後任をも引込ませる程の勢力を揮つた。

五　ドルフスの獨裁制

ザイペル宰相の後を享けて政局に立つたシェーベルも決して幸運には見舞はれなかつた。國內の憲法問題は何

とか片附いたけれども、外交と經濟との兩面からする重壓はそれ以上に急迫した場面を展開した。先づ表面に現れたものは獨・墺の關稅同盟案に對するフランスの反對である。この案は平和條約に規定する獨・墺兩國の義務に背反するものとし、その根據として一九一八年十一月十二日の決定を援用するのである。フランスのかゝる態度は、ドイツとオーストリーとに於いて民主主義の殘壘を維持せんとする政治家に致命傷を與へたことが、後に至つて次第に明白となつた。

その間にハイムウェーレンの陰謀に依つてシェーペル內閣は閣內の意見對立の結果退却を餘儀なくせられ、副總理であつたカール・ヴァウゴインが宰相の地位にせり上つた。然し新內閣も亦社會黨とシェーペル派とに挾擊せられて議會の多數を占めることが出來なかつた。政府が議會を解散した機會にハイムウェーレンは獨裁政治の樹立を要求し、新政府に二名の閣員――スターレンベルグとヒューバー――とを送り、ザイペルを外相に据ゑて聯立內閣の形をとつた。然し社會黨の態度は依然强硬であり、總選擧は政府の敗北に歸したために、英・佛兩國の政府も、オーストリーが一日も速かに立憲的政府を確立することを希望する旨を通告して來た。かくなつては聯立內閣も退陣の外なきを悟つて、ヴァウゴインはカトリック黨に後事を託して退いた。

走馬燈の如きオーストリー內政の紛糾を通じて、後に殘つた結果は爭鬪そのものよりも更に危險なものであつた。それは民主主義者と、反民主主義者との三ヶ年の爭鬪によつてオーストリーの政治組織が全く廢墟となつたことである。この爭鬪の以前に於いては、カトリック黨が最も絕大な黨派であつて、これと傾向を同じくする國民主義者と小會派の支持を得れば、いつも議會に絕對多數を占めることが出來た。社會黨は有力な反對黨として終始し、融通の利かない乍らに、出所進退は明かに計算に入れうるものであつた。ところが三ヶ年の戰の後に政界は全く混亂に陷つて了つた。

社會黨は案外に黨員を減じなかつた。尤もスチリア地方の鑛業區に於いては次第にドイツ・ナチスの勢力が浸潤したけれども、これとても意外に社會黨と歩調を合はせて共同して政府に反抗する狀態であつた。そこで反動的政治家は窮極に於いて次第に立場を失ひ、却つてナチスに脚を掬はれることになつた。カトリック黨はその幹部の多數がハイムウェーレンと深い關係を結んだために、大なり小なり民主主義反對の陣營に偏する結果となつた。しかのみならずザイペルがハイムウェーレンと妥協したためにシェーベルの率ゐる立憲派を見放すことになり、オーストリーのデモクラシーは運用の出來ないものになつて了つた。換言すればこの國のデモクラシーは社會黨の敗北に依つてに非ずして、反社會黨分子の分裂に依つてかゝる狀態を招いたのである。

ザイペルは墺國最大の銀行クレヂット・アンシュタルトの支拂停止に直面して、社會黨の聯合內閣をもくろんだけれども、社會黨はこれを拒否した。ザイペルは擧國一致內閣によつて墺國の危急を救ふ方法を考慮したのである。

アメリカに起つた經濟恐慌が歐洲に波及して、先づ以つてオーストリーを脅かしたのであるから、この急場を切拔けるには、賃銀の切下、俸給の減額、失業手當の削除等は止むを得ない措置と考へられた。これが實行には社會黨をしてその責任を分擔させることが何よりも必要である。然るに社會黨は、その責任をさけて、自由に政府を批判する立場を擇んだのであるから政府は所詮議會の多數を味方とすることが不可能であつた。その時まで社會黨は巧みに妥協を策しつゝ、自己の主張を維持することを忘れなかつたのであるが、とゝ迄押し詰められては自ら犧牲となるか、さもなくばデモクラシーの顚落を見守る外に往く途はなかつた。然し社會黨が犧牲を忍んで責任を取る場合には、黨員たる勞働階級は、幹部を以つて叛逆者と見做し、ファシストの乘ずるところとなることは明白であつた。これに反して萬一社會黨が黨員の鬪志を搔立て得ないとすれば如何にしてその力を維持す

ることが出來るであらうか。それはいふ迄もなく致命的なヂレンマであつた。そしてオーストリーのデモクラシーは終にその底をついたのである。

デモクラシーの埋葬式以前に尙爲すべき行事が殘されてゐた。ヴァウゴイン內閣の倒壞後間もなくハイムウェーレンは崩壞の運命を辿つた。一九三〇年の總選擧に於いてドイツ・ナチスは著しく勢力を擴大したに拘らず、オーストリーのナチスは一の議席さへも占め得なかつた。そこでナチスはハイムウェーレンの死屍の上にその力を築かうと試みた。

ドイツからの要求は三ヶ條から成つてゐた。

一、獨・墺合邦、王政復古反對。

二、議會政治反對。

三、ヒットラーの指導に聽從すること。

この要求を受けてスターレンベルグはフェイ少佐と共に王黨に趨り、少數派はスチリアのハイムウェーレンと共にナチスに合流した。

一九三二年四月二十四日の地方選擧はナチスの擡頭を告げる曉鐘であつた。社會黨は依然その勢力を維持し得たけれどもカトリック黨の受けた打擊は甚大であつて、ウィーン市に於いては三十四箇の議席から十五箇に顚落した。ザルツブルグと下オーストリーに於いても過半數から三分の一の勢力に成下つた。

かくしてカトリック黨の落潮は疑ふべからざる趨勢となり、民主的社會黨とファシストの最後の決戰は次第に近づきつゝあつた。その際に登場した政治家がエンゲルベルト・ドルフスであつた。

ドルフスは農村に生れた不過の私生兒であつたが、不具に生れついたために彼は具さに辛酸を嘗めた。幼少に

して僧院に入り、教會に身を捧げる方針であつたが、十九歳の時にウィーン大學に入學して以來、僧職に就くことの不適當であることを發見して方向を變へた。このことは當時の社會情勢からいつても勇氣を必要とすることであつた。何となれば農夫の家に生れて不具の身に育ち、教會の給費生として大學に入つたものが、中途に方針を變へて給費生たる資格を失ふことは、近隣に對しての面目問題である許りでなく、自活の途をも顧慮しなければならないからである。

間もなく世界大戰が勃發して世相は一變したが、ドルフスは大學に於いて經濟を專攻し學位を獲るために懸命の努力をつゞけた。その後ベルリンに行つて、其處で結婚した。

ドルフスはやがてカトリック學生團體の役員に選ばれ、次で南オーストリー農業會議所の書記に任命された。この地位は彼が終生を通じて努力を捧げた仕事であつて、孜々として農家の利益を擁護することに專念した。

ドルフスは當初カトリック黨の民主主義派であつたけれども、後には次第に右傾して、暫時にもせよ獨裁者となつた。尤もオーストリー政治家は主義に囚はれるよりも多分に實際的であつたから、彼が獨裁的政治家となつたことも政治的運命が然らしめたところである。ドルフスは典型的なオーストリー人であり、親切心の深い、然し怒りつぽい性格の持主であつた。彼が宰相の地位に就いたのはザイペルの死後であつて、いはゞその相續人として政界に登場したものである。

ドルフスが就任して以後、カトリック黨と社會黨との關係は一層氣まづいものとなり、從つてバウエルとの交情も冷やかになつた。ところが一九三三年一月にヒットラーがベルリンの政權を握つてからは、オーストリーも愈々その運命を決すべき瀨戸際に立つたのである。

ドルフスは次々に内政上の難關にぶつつかつた。國庫の窮乏は年々に度を增したし、政黨各派の態度も安定を

缺く狀態であつた。その時に勃發したのが、ヒルテンベルグ武器事件と稱する厄介な問題で、これに關聯して鐵道從業員のストライキが起り、イタリー並びにハンガリーとの國交が惡化する許りであつた。議會は鐵道罷業の問題に依つて內閣を少數に陷れたが、投票手續の誤から議長、副議長相ついで辭職した。さうなると議會を召集する權限あるものがないので、三月四日の事件以後は議會が存續するのでもなく解散せられたのでもなく、忽然として姿を隱したまゝになつたため、かくては政府が獨裁的に行動する外ないとの解釋に落着いたのである。

だがドルフス獨裁制の背後の力は決して憲法解釋の技術問題ではなくて、實はベルリンに於けるナチスの勝利であつた。元來ドルフスの議會內の勢力は約三分の一に過ぎないのであるから、西歐諸國ならば政府は一たまりもなく崩壞すべきであつたが、オーストリー流の『引延ばし』、『妥協術合』の傳統に依つて政府は餘喘を保つことが出來た。然しドイツ・ナチスが勝利を占めたこの際、議會で過半數を占めるか、さもなくんばナチスの意嚮に反して政府に立つことは不可能であつた。

一九一九年以降、オーストリーの政界はカトリック黨と社會黨との對立によつて政界が縱斷されてゐたのであるが、新たにナチスの擡頭によつて三派鼎立の形となつた。だからドルフスの執るべき途は二つの中の一である。即ち社會黨との聯立に依つて民主主義を守るか、ナチスとの提携によつて獨裁制に趨るかであつた。然るに雙方ともに重大な困難が伏在する。といふ譯は二年近く前にカトリック黨と社會黨との聯繫が問題となつた際、社會黨の拒否に依つて交渉が斷絕したからである。然し他方ナチスとカトリック黨との提携は問題にならなかつた。何となれば、獨裁制は互に排他的である。從つて獨裁的傾向の各派が集まつて協力することは當初から見込のない問題であるが、それにも拘らずドルフスはこれを試みようとした。

ドルフスが社會黨と聯繫すれば、ドイツ及びイタリーの壓迫を覺悟しなければならぬ。この場合には、チェッ

コスロヴァキアは極力支持を與へるであらうけれども、英・佛の決心がつかない限り、プラーグの支持はいふに足りないものである。かやうな外交上の考慮と同時に、一方には年來の社會黨嫌ひの感情も手傳つて聯立を強行すればカトリック黨の分裂さへも覺悟しなければならない狀況にあつた。しかのみならず、社會黨は依然一方の勢力には違ひないにしてもその趨勢は下り坂であるから、カトリック黨と社會黨が提携すれば、與黨の一部を反對黨に奪はれてナチスの進出は一層拍車をかけられる虞があつた。尤もかゝる情勢は過去六年間カトリック黨が民主主義攻撃に精力を傾注した當然の收穫といふべきである。

　ドルフスはナチスの壓迫を緩和するためにも獨裁制度の繼續を有利であると見た。然しオーストリーの獨裁はドイツ流のナチズムではなくて、一層緩和された形で實行せられたのである。一國一黨の形に依るものではないが、政黨はすべて解消して政府は國內各種の組合に依つて支持せらるべきものと考へた。ユダヤ人反對ではあるがドイツ國內程に壓迫されず、新聞は檢閱を嚴重にするも、政府自らこれを編輯するには至らない。政府に反對する政治運動は五ヶ年間の禁錮に處せられるけれども、實際には短期で釋放される。一言にしていへば人情味を加へた獨裁であつて、純オーストリー流のものと稱しうるのであるが、それだけにドルフスのレジームは緩慢な非能率的なものであつた。

　ドルフスとその一黨は、最初の程は、ナチスがオーストリーの獨裁的政治形態を好意を以つて迎へるであらうと信じた。然るに三月の暴動に於いて、ナチスはユダヤ人に爆彈を投じ、政府の役人を虐め、軍隊、橋梁までも攻撃したので、政府もこれに對して强硬な手段を執らざるを得なかつた。そこでナチスに解黨を命じ、その首領を拘禁した。それと同時に地方では內密に政府とナチスとの間、またナチス領袖とカトリック黨やハイムウェーレンの首領との間に引續き交渉が行はれてゐた。

然し舞臺裏の取引は何等の結果をも生まなかつたのみならず、一指を得たナチスは更に腕を得んことを求めた。ドルフス政府の立場は闘ふ外に途のないことになつたが、その結果はナチスと社會黨とを向ふに廻すこととなつて、明白に政府側に勝味のない戰爭であつた。

ナチスは一部分の讓歩に滿足しないことが明瞭となるに及んで、ドルフス政府は『オーストリーの獨立』といふ旗を翳したが、これはさして新しい旗印ではなかつた。カトリック黨の領袖は古くから獨・墺合邦に反對であつたけれども獨立オーストリーの思想は新しい重要性を帶びた。といふことは、世界恐慌の眞唯中に於いて、オーストリーはその經濟的政治的孤立に惱むものの最大な國であつたから、獨・墺合邦の要求は自然の聲といふべきであつた。だからオーストリー人の愛國心を掻き立てるには今が最も不適當な時機であつたのである。

この際ドイツが執つた報復手段はナチスらしい辛辣な方法であつた。それは避暑地として近年ツーリストの集まるアルプス谿谷へドイツ人の旅行を禁止する命令であつて、チロール地方に取つては致命的の打撃に均しい。

ドルフス政府の擇ぶべき途は二つしか無かつた。一はオーストリー固有のファシズムを採用してドイツ流のナチスに對抗するか、或は全くナチスと異る形態を執るかであつた。ハイムウェーレンは前者を擇ぶことを主張したけれども、スターレンベルグとフェイとを統領としては國内の多數を糾合し得ないことも明かであり、ナチスはドイツから必要に應じてタンクでも機關銃でも持込むであらうことが豫想された。そこでカトリック黨の領袖はこの案に賛意を表さなかつたから、閣内の意見は益〻不統一を來し既に勝味の少い闘が一層不利益に轉回した。

カトリック黨はその本來の面目に立返つて、カトリック教擁護の旗を押立て、舊教の牧師をその勢力の中心に守り立てようとした。然しそれは僧侶の肩で支へるには過重な負擔であることが間もなく判明した。西歐の評論家はドイツ・ナチスに對抗する勢力として、舊教教會の力に期待する傾向がある。だが、相繼いで起つたオース

トリーの事件はかゝる期待の全然無駄であることを證明してゐる。

社會黨の勢力は夙にオーストリーの勞働階級を教會の勢力から引離して了つた。勞働者以外の都會生活者も略〻同樣の心構であつたが、ザイペルは教會が全然財閥と同樣の意見を抱くかの如き認識を抱いてゐた。のみならず、政府が社會黨を彈壓し、勞働組合に解散を命じた際には、教會も亦この政策を支持したのであるから、勞働階級が教會を離れるのは當然の仕儀であつた。

以上の理由の外に、更に重大な點は、地方の農民が教會を見捨ててナチスに趨つたことである。それがナチス擡頭の最大の原因をなしたともいへる。何故にオーストリーの農民が教會を捨てたかの理由は、恐らくスペインの內亂に際して、農民が突如として教會を燒き、僧侶を殺したのと同じ原因に依るものであらう。オーストリーに於いてもスペインと同じく、教會は常に或る政治制度と密接な關係をもつてゐる。然るにオーストリーの農民は教會が政治といふ俗事に立入つて支配することを好まない。僧侶の仕事は贖罪や福音の傳道に在ると考へられてゐるから、彼等は僧侶が政治的指導者になることは行過ぎだと見るのである。

更に注意すべき點はドルフスの執政以來、ハプスブルグ王朝の傳統と舊貴族の復活が著しく眼につき始めたことである。チロール地方は例外とするも、スチリアとフォールアルベルグ地方では、槪して農民は貴族を排斥してゐたから、教會が貴族の手先となるなどとは以つての外だと考へたのである。

農民達がプロシアの役人が村へ入込むことを好まないのは當然であつたが、左樣な光景は眼前に現れて來ない。ナチスとは村の獸醫や教員で代表されて居り、或は近境の村落では、隣のドイツ村の辯護士や醫者を意味するのであつた。これらの人々はドイツの偉大さとその經濟復興を語り聽かせる。ドイツが復興しつゝあるに拘らず農民達は國境の閉鎖によつて飢ゑなければならぬ。何故に國境が閉鎖されたかといへば、牧師達が政權を渴望

するからだとナチスは教へるのである。さういはれて見ると農民達も決心せざるを得なかつた。

もともとナチスの擡頭はオーストリーの一九三四年後の狀態のみから基礎附けられたのではなくて、教會反對、キリスト教反對の思想をその勢力の根源としてゐる。この國に於けるナチスとカトリック教の農村に於ける鬪爭は、教會の牧師と地方のインテリゲンチアの反教會熱との爭、農村と小都市との爭であつて、情勢は地方に依つてかなり相違してゐた。然しウィーン市ではナチスの勢力は社會黨に壓せられて極めて薄弱であつた。之に反して地方殊にスチリア、カリンチア、ザルツブルグ及びフォールアルベルグの四州では優勢であつたといへよう。

西ヨーロッパでは數百年以前に影を潛めた啓蒙運動がオーストリーの農村では今頃に結實してゐた。村の青年達はナチス運動によつて明瞭に宗教を離れることになつた。農民の間には昔からの偏狹なカトリック主義が勢力を占めてゐて、僧侶が家畜の疫病を祈禱で全治させる等といふ迷信が行はれてゐた程である。そこで村の若い農民が當然に推理することは、祈禱で疫病が癒るならば獸醫は不用であるし、癒らないとすれば獸醫のいふことが正しいといふのである。舊教から新教に改宗することは、時として一層啓蒙的であり、ドイツ的であるとされた。官憲はナチスの宣傳を處罰するに、それは新教への改宗であるからともいつた。かゝる政略が農民に與へる反動は想像に難くないところである。

大戰前の農村は近代文化から緣の遠いものであつたが、戰後の變遷は眼まぐるしい程に迅速に行はれた。農產物を近所の町に賣つた農民は鐵道に託して遠方へ賣ることになつたし、保守的な風潮をすてて、キリスト教社會黨が支持を受ける時代になつた。大戰後に至つて衣服からラヂオ器械、蓄音機、自轉車等が都市から輸入され、映畫館が建てられた。產兒制限は舊教からいへば罪惡であつて、風習としては行はれなかつたものであるが、近年はカリンサア州内で私生兒の數が六割も增加した。村のインテリは教會に反對して產兒制限を辯護する傾向に

なつた。或る地方では産兒制限を是認するがためにナチス陣營に投ずる者が續出した所もある。オーストリーでは外客の誘致が次第に地方產業の一となつたが、僧侶は遊覽客が日曜日に教會へ出席しないといふ理由でこれを好まない。然し村の旅館は、次第にホテルに改善されて、外客相手の商人の反教會の策源地となつた。そしてこれらが最初にナチス宣傳の役割をつとめた。

かやうにしてカトリック黨政府が、社會黨を壓迫するために教會の力を利用しようとした刹那、宗教的、社會的勢力の中心であつた教會の威信が地に墮ちた。ナチスの擡頭を抑へようとしても亦同樣の破目にぶつつかつたのである。獨・墺合邦の後に教會の僧職がヒットラーの威風に慴伏した事實は、以上の如き背景を理解することに依つて初めて釋然となるのである。

かやうな情勢を前にしてドルフス政府は決然たる覺悟なくして社會黨の彈壓を繼續した。それはムッソリーニの援助を得てナチスに對抗する必要から、またハイムウェーレンの協力を求める要件であつたからに外ならぬ。然し社會黨自身は實力を以つて對抗すべきや否やに就いて久しく躊躇した。といふのは決然として民衆が起上るには民衆を奮起させるだけの大きなイッシューが無くてはならない。それでなければ死鬪を行ふに正當な名分が立たないからである。

偶、一九三四年二月十一日に警察官がリンツ市の社會黨本部を占據した。そこで社會黨の幹部は鬪ひを覺悟して、ウィーン本部の決定を促したが、本部は僅かに一票の多數を以つて總同盟罷業の決議を行つたけれども、そのスローガンは大衆に行渡らなかつた。共和防衞團はウィーン、リンツ、上部スチリアで蹶起したに拘らず、失業と敗退で意氣沮喪した黨員達はこれにつゞかず、同盟罷業は失敗に終つた。僅か數百名の武裝團が起上つたが、それも大衆から何等の聲援をも受けることが出來なかつた。それでも四日の間、社會黨はウィーンで市街戰

を續けて、旣に敗北と決まつた主義のために鬪つた。

政府は極刑を以つてこれに對處した。捕へられた武裝團は絞殺される外なかつた。中には重傷のため擔架から絞首臺に乘せられる者もあつた。七人目の處刑が終つた際、外國の干涉によつてやつと絞殺を中止することになつたが、然し政府の勝利には違ひなかつた。オットー・バウエルは流刑に處せられ、本部は閉鎖を命ぜられて了つた。

二月事件以前に、彼等はドイツ社會黨が無抵抗でナチスに降つた光景を見た。そして奮然として起上つたが、オーストリー社會黨のあへなき最後と、政府の殘酷な處罰とを眼の前にして、黨員の不滿と消極的抵抗は各方面に現れて來た。政府も亦勞働階級の好意をつなぐために努力する必要を認めて、豫ねて勞働運動のシンパサイザーとして知られたウィンター博士をウィーン市の助役に任命した。それにも拘らずハイムウェーレンの主張に依つてあらゆる社會立法を廢止することとなり、遂にはウィーン市の市營住宅建築事業まで中止を命じて了つた。

社會黨の勞働組合に代はつた官製の組合、通常T・U・Cと呼ばれるものが頭を擡げることになつたが、社會黨の地下組織は巧にこれを利用して、四ヶ年の獨裁政治を通じてT・U・C中に勢力を振つた。その結果との國の勞働運動は一面に革命的であり乍ら反面には妥協的であつて、それが合邦の瞬間に至るまで續行された。

政府は心密かに社會黨壞滅後にはナチスも好意を寄せることと期待し、ドルフスはナチスから閣僚を採ることにも異存は無かつたのであるが、飽迄オーストリーの獨立を維持することを主張する點に於いてナチスと相容れず、ナチスも亦政府顚覆の策謀を繰返した。

六　ナチスの躍進

一九三四年七月二十五日にナチスの暴徒がドルフスを暗殺した事件は餘りにも著名である。だがこの事件の背景は恐らく完全に世に發表されないで了るかも知れない。とにかく、この時の暴徒は首相官邸に程遠からぬ場所に集合して武裝することを默認されたのである。折柄官邸に集合してゐた閣僚は、暴徒襲擊の報を受取つて四散し、後にはドルフスとフエイ少佐のみが殘つてゐた。

七月廿五日午前十一時四十五分、閣議の開會中、フエイ少佐はドルフスと別室に入つて密談した。暴動の噂は頻りに傳へられたが、ドルフスも半信半疑で、宰相官邸には警戒手段が執つてなかつた。午後零時卅五分頃、警察電話で『多數の平服の壯漢達が武器を携へてトラックでギムナジウムに入つた』と報告して來たが、電話は中途で切れて了つた。

暴徒の一隊はラヂオ放送局を占領し、アナウンサーに拳銃を突付けて『ドルフス内閣が辭職してリンテレンが之に代つた』と放送させた。時は午後一時であつて、之を合圖にナチス黨は所在に起つた。

首相官邸に暴徒の闖入したのも丁度此の時刻で、彼等は門内に雪崩れ込み、直ちに警官隊を武裝解除し、閣議の室へ闖入して居合せた約百五十人を捕虜として了つた。ドルフスは背後の戸口から私室に逃れ、更に錠を外して次室のホールに出でんとした時怪漢が短銃を手にして現はれた。時に、一時を過ぐる數分だつたが、怪漢は無言の儘、机を廻つて戸口に出でんとするドルフスの背後から二彈を放つたのであつた。一彈は擦過傷を負はせただけだつたが、一彈は脊椎をつらぬいて腋下へ拔けたので、ドルフスは助けを呼びながら床上に打倒れ、其の儘

靜になつて了つた。暫らくして後、側近の者がドルフスを扶け起したが、彼は最早失神して居たので長椅子の上に乘せて繃帶した。氣付いたドルフスは先づシュシュニックを呼び、次ぎに醫師と牧師とを求めたが何れも間に合はず、ドルフスは始めて其の僚友に欺かれたることを知り、リンテレンが已れに代ることを察した。彼が最後の言葉は妻子への遺言であつて、其の小さき體軀はやがて出血の爲に冷くなつて了つた。時に四時十五分であつた(註2)。

官邸を遁れた閣僚は他の場所に集合して軍隊を召集した。軍隊は政府に忠實であつた。民衆もナチスに同情をもたなかつたため暴徒は降伏して處刑せられた。尤も上部スチリアとカリンチヤに於いてはナチスが武裝して起つたが、政府軍に壓迫せられてユーゴースラヴィアに遁入した。イタリーは直ちに國境へ二箇師團を動員してウィーン政府を支持する決心を示したから、ドイツは未だその時機に非ずと見て靜かに形勢を見送つた。若しこの暴動が數時間の間に政權を掌握することに成功したならば、恐らくナチスの躍進は國際的波紋を起さずに完成したであらう。偶〻その失敗の機會にイタリー軍が動員されたことがヒットラーの手を縛ることになつた。

ドルフスの後を襲つて宰相の職に就いた者はシュシュニックであつた。彼の出現は明白にナチスの暴動を否認することを意味したものであつて、當分獨裁政治を續行するにしても、極力彈壓手段をさける意嚮であつた。ドイツも亦四圍の情勢が有利でないのを見て取つて、ナチスの暴力政略を抑制する訓令を出した。

シュシュニックの慰撫政策は稍〻その效果を示した。都市は依然として不況に惱んだけれども農村の不景氣は多分に改善されて來た。ドイツからの遊覽客は絕えても西ヨーロッパからのツーリストは續々と流れ込んだ。それがために農村に於いてはナチスの信用が衰へて次第に政府は威信を取り戻して來た。

勞働組合に對する新政府のやり口は、組合に對して稍〻獨立の地位を與へることであつたが、それが動機とな

つてハイムウェーレンと政府との關係が惡化した。そこで宰相はフェイ少佐を政府から驅逐し、ついでスターレンベルグを逐ひ、ハイムウェーレンを國防軍の內へ編入したが、スターレンベルグはこれを契機としてオペラ役者と結婚して政界から影を沒することになつた。かくしてシュシュニックは政界を自由に左右する立場に在つた。彼はチロールの貴族に生れ、熱心なカトリック信徒であつた。その內心は王黨であつたけれども、王政復古がオーストリーを救ひ得ないのみならず却つて外交的の紛糾を招くことを虞れてゐた。一言にしていへば、彼は主義の男であり、敎養の深い典型的な舊式の紳士でもあつた。オーストリー人の眼から見れば、その最後の支配者がオーストリーにふさはしい美德を備へ——音樂に長じ、溫雅な、そして誇張を排斥する上品な人柄であつたことは、せめてもの慰安とするに足るであらう。けれどもこの危急の際に、最も必要とする性格は高貴な貴族的素質ではなかつた。殊にナチスを向ふに廻して鬪ふことは彼に取つて極めて不幸な運命であつた。

シュシュニックの政府は舊いオーストリーの樣式を維持し、宰相の風格そのものを表現したともいへよう。もともとオーストリーは貴族政治の時代に榮華の頂點に達したのであつたから、その傳統も亦貴族的であつた。然し貴族社會の衰頽と共に官僚政府がこれに代はつたために、一切の民衆運動を好まず、國民大衆が公共生活に參加することを排擊した。從つて工業勃興の時代に入つても、その弊害を受けないで終つた代はりにその利益をも享有しなかつたのである。

オーストリーが將に亡びんとする數ヶ年間再び官僚政治が威勢を揮ひ、民主主義は破壞されて了つた。ファシズムが擡頭したけれども、ナチスもハイムウェーレンも打ちのめされて了つた。カトリック敎會は影を薄くし、憲法は殘骸を止めるのみで、內容は空虛であつた。そして國家を支配した警察と官廳とは、微溫的な、活氣に乏しい、然し乍ら品位のある專制政治を續けた。

その隣にはナチスのスチーム・ローラーが現存のすべての信仰と社會制度とを押し潰して横行してゐる傍で、オーストリーは疲勞し果てて、世界の一切の恐怖の外に靜かに横はることを希求してゐる如く見えた。シュシュニックの政治は如何にもメランコリヤにとつ附かれたかのやうに、然しまた古く光輝ある文明の夕陽の如くにあでやかであつた。

七 國際情勢の急迫

一九三六年の夏頃までオーストリーの國内には、勢力の均衡を破る何事も起らないかに思はれたが、この均衡は結局外部から破壞されて了つた。それはエチオピア問題に依つて惹起された獨・伊關係の變轉であつた。孤立の哀愁に惱むイタリーは、ドイツの好意を求めるために、オーストリーをドイツの自由な處分に任せる決心をつけた。その結果ムッソリーニはドイツと圓滿な妥結に達するやうにオーストリーに勸告することにした。そして出來上つたものが一九三六年七月十一日の獨・墺條約である（一五二頁參照）。

この條約によつてオーストリーは外交政策に於いてドイツと步調を合はせることを約束したのであるから、一旦戰爭となればドイツ側に加はるものと一般に推測された。尤も墺國内でナチス黨は禁制されてゐるけれども、事實上國民黨として結社を認められて、その黨派の一人ホルステナウ大佐が内相に任ぜられた。それにも拘らずナチスの黨勢振はず、警察の監視が嚴重に行はれてゐたし、外交方面に於いてはチェッコスロヴァキアとの國交は舊に依つて變らず、ドイツの計畫は思ふやうに進行しなかつた。ドイツ側に於いてはエチオピア遠征がイタリーの行動を掣肘してゐる間は、オーストリーの事態に急變を與へない方針を執つたが、スペインの内亂が進捗す

ると共に獨・墺合邦の計畫は次第に具體化せられるやうになつた。

一九三八年一月にドイツ・ナチスと關係の深いタウス博士が逮捕され、ベルリンとの往復書類がウィーン官憲の手に入つた。その內にはヒットラーの股肱の鬪士ルドルフ・ヘッスからタウス博士に宛てた指令もあつたが、それは四月上旬にウィーンに擾亂を起すこと、そして政府が強硬な手段を執る場合にはドイツ軍は直ちにオーストリーに進入すべき旨を約束した文書であつた。

この計畫に對して、ドイツ國防軍の司令官フォン・フリッツは反對意見をヒットラーに具申したと傳へられるが、その結果であつたか同司令官は間もなく部下十三名と共に馘首せられた。かやうな行懸りから、ヒットラーは豫定を繰上げて、速かにオーストリーの併合を斷行する決心を固めた。一九三八年二月十二日宰相シュシュニックはヒットラーの山莊ベルヒテスガーテンに呼寄せられた。宰相はタウス博士に關する押收書類を持參してゐたが、彼はこれを提示する以前にヒットラーの叱咤を受けた。この會談に於いてドイツは從來オーストリー政府が七月十一日の條約履行に誠意を缺く點を指摘し、かゝる狀態が繼續する場合には、オーストリーを殲滅（Vernichten）すべき旨を示唆した。この時にシュシュニック宰相の受取つた要求條件は六箇條であつて、その主なるものはオーストリーのナチス黨員に對する釋放、セイス・インカートを內務大臣に任命する等の項目であつたが、宰相は閣員の任命が一に大統領の權限に屬する理由を述べ、彼自身の手では如何とも爲し得ない旨を答へ、總統の申し出は篤と大統領に傳達すると應答して、前後十一時間に亙る會談を終つた（註3）。

ドイツ側に對する回答は三日間の期限が附せられてゐた。オーストリー大統領ミクラスは、ヒットラーと協力する熱意を缺いた男であつたから、セイス・インカートを內相に任命することを拒否したが、實際またインカートは豫ねてドイツと連絡をとつた七人組の一人でもあつた。そこで妥協の意味を以つてインカートを司法大臣の

椅子に据ゑ、兼ねて警察事務を執掌させることにした。

この決定に對してベルリン政府は二月十五日に最後通牒を以つて、總統の要求通りに實行しなければドイツ軍は直ちに國境を越えて墺國に進入する旨を明白にした。ウィーン政府はこの日終日ムッソリーニと電話の連絡を取らうと努めたが、とうとう出來なかつたので、ミクラスはドイツの要求を容れる外に途のないことを覺悟して、インカートを内相に据ゑる外、ナチス系の三名をも閣僚として任命した。

ドイツとオーストリーとの交渉は西ヨーロッパの各國に憂色を與へたが、イタリーはこの協定に依つて獨・伊樞軸の基礎が益〻堅固となるべき期待をかけ、英・佛は表向きには今後のドイツとの了解に一つの障害が取除かれたものとして、オーストリーの獨立維持にはかない望を繋いで居た。

オーストリーの新内閣は國民に對して國内平和の新しき時代が到來したと聲明したけれども、その新しき措置の第一は三千名に餘るナチスの政治犯人を一時に釋放することであつた。かくしてオーストリーは單獨にその途を歩まなければならなかつた。イタリーは最早三年前のイタリーではなくなつたし、英・佛の支持も望み難い狀況であつた。

フランスは人民戰線内閣の混亂の後を享けて、國内の收拾に忙殺されてゐるさ中であるからオーストリーの問題に耳を傾ける隙はなかつた。英國はエチオピア事件に伴ふ經濟制裁の失敗、スペイン内亂の紛糾、極東問題の難關等に鑑みて、政策を一轉すべきや否やの重大岐路に立つてゐた。

チェムバレンは集團的安全保證が役に立たないことを悟つて、寧ろ個別的に各國との利害を調整する方向に進まうとしてゐた。一九三七年十一月にハリファックス卿をドイツに遣はした際にも、ダニューヴ流域の問題に就いてはドイツの自由な行動を認める如き意嚮を洩したとさへ傳へられた。保守黨政治家の考へた慰撫政策(アピー

ズメント・ポリシー）も、一九三七年八月にイタリーと談合し、十一月にドイツと折衝した結果は一として成功を示さなかつた。而もこの慰撫政策は、英國外務省の頭を飛越えて首相チェムバレンが自ら采配を振つたものであるから、外相イーデンの主張と懸隔のあることは掩へなかつた。イーデン一派の少壯閣僚は、獨・伊兩國に對して酒代を提供することが却つて英國の弱體化と見られて、一層その冒險政策を奬勵する結果に終ると觀測したのである。

二月中旬、オーストリーの形勢甚だ不穩な相貌を呈した際、フランス政府から英國に對する申し出は、英・佛共同してドイツに對し、兩國はオーストリーの領土保全を擁護すべしとの通牒を出さうといふ提案であつた。

フランス案は、

(一) ドイツに對する英・佛共同提案として、兩國はオーストリーの完全な獨立を以つて歐洲の平和と均勢に死活の問題と考へることを申し入れること。

(二) 兩國はベルヒテスガーテンの協定が墺國の獨立を喪失せしめるものなりや否やを審理する權利を留保すること。

(三) 中歐の現狀維持を疑はしむる如きドイツのこれ以上の行動に對して强硬に抵抗すること。

であつた。英國外相イーデンは直ちにこれに同意を表したけれども、チェムバレン首相は獨・伊を慰撫する政策に逆行する頗る危險な遣口だとして同意せず、外相と同席の上でイタリー大使グランヂを招いてオーストリー問題に對するイタリーの立場を質問した。その時グランヂの答へたことは、ローマ政府はドイツ系の二ヶ國が緊密な協力を約束することは實際政策として至當であるのみならず、中歐の平和と安寧のために緊要事であると考へる旨を答へ、更にオーストリー問題の最終的決定は英・獨・佛・伊四ヶ國の協定に俟つことを最善の方法と思ふ

とも附加へた。イタリー大使はこの場合にも、フランスはソ聯邦を加へなければ同意しないであらうし、ドイツはまたソ聯邦の參加に同意しないから、結局かやうな案は成立の見込のないことを承知してゐたに違ひない。

その翌日、即ち二月十九日、英國政府は數時間に亙る閣議を開いてオーストリー問題を討議したが、チェムバレン案とイーデン案のいづれを擇ぶべきかに就いては決定に達しなかつた。

これと相前後してヒットラーはライヒスターハに於いて三時間に亙る演說を試みた。その中には英國・佛國に對するドイツの政策を敷衍し、オーストリーとチェッコスロヴァキアに對しても、民族自決主義の見地から問題の解決を行ふべきであるといつた。ドイツの意嚮は最早寸毫も疑ふ餘地はない。それにチェムバレンの機關紙タイムスが二月十七日、二月二十一日の兩日に亙つて、英國はドイツの東南進出を阻止すべき限りでないと明瞭にこれを是認したことは頗る注目を惹いた。

ヒットラーの演說が終つて數時間の後、英國外相イーデンは辭職の意を表明したが、彼は何故に特にこの際に辭表を提出したか、何故に辭職が直ちに受納されたか、それは他日を俟つて明白にされる事實であらう。イーデンの席は直ちにハリファックス卿に振り當てられ、フランスの提案は明白に拒否された。いふ迄もなくチェムバレンはその初志の通り慰撫政策に依つて『時に應じた平和』、實は軍備充實の時間を得るために平和の冠で頰冠りする外に途なしとあきらめたのである。

フランスに於いては、英國の囘答を受取つた後まで墺太利に對する輿論の昂奮が繼續した。二月二十五、六の兩日に亙り下院はこの問題について討議を重ねたが、各派多數の意見はフランスが飽迄同國の獨立を支持すべしといふ點に於いて一致し、總理ショータンも亦同一の見解を披瀝した。そこで再び英・佛間の交渉が試みられたけれども、英國政府は所詮フランスと緊密な行動に出ないことが明かになつた。

八　オーストリーの臨終

ベルヒテスガーテンの山莊に於いてヒットラーは二月十二日オーストリー宰相に對し、國の獨立を保證しその國內のナチスを抑制すべき約束を與へたけれども、實際の情勢は墺國のナチス活躍が顯著に眼立つて來た。

シュシュニックは尙その主張を枉げず、二月二十四日の議會に於いて、ヒットラーの與へた保證を引用し、『過般の協定は正直な平和であつて、オーストリーはオーストリー人として殘る』と述べて國內の人心を鼓舞するに努めた。彼の見る處に依れば、オーストリー人の大多數はドイツとの合併よりも獨立を希望するものであるから、その證據として問題を人民投票に依つて決定しようと考へた。そこで、三月九日に人民投票の決定を公布して、來る十三日にこれを擧行する旨を明かにした。處が獨・墺兩國のナチスは一齊にこの決定に反對し、『不公平な策動』に關與すべからずとの指令を出した。ウィーン市を始めとして、國內到るところにナチスの反對運動が擧行されたが、インカートの率ゐる警察官は拱手して傍觀してゐた。

三月十一日、ウィーンの町は二日の後に人民投票――オーストリーが獨立國として殘るか、ナチス・ドイツに合併するかの重大な運命を決定する日を控へて、案外に靜かな朝景色であつた。空には陰氣な雲が垂れて、薄寒い風が吹き、やがて冷たい雨がこぼれ落ちさうな天氣であつた。その中を祖國戰線の黨員が、時々自動車の上から『シュシュニックと共に祖國を衞れ』と印刷したビラ札を撒いて通つた。街角の廣告柱にはシュシュニックの肖像を刷り込んだ宣傳文が人眼を惹き、往交ふ市民の口から口へと氣味惡い流言が傳はつて行つた。

この日の朝、シュシュニックはその閣僚たるインカートとホルステナウの兩大臣から人民投票の延期を求める

最後通牒を受取つた。その中には、若し延期の命令が午後四時半までに發せられない場合には、國境に待機するドイツ軍は午後五時を以つてオーストリーに進入すべしと記載されてゐた。宰相はこの要求を容れる外に獨立を救ふ方法のないことを知つてゐた。

午後になつてドイツ國境の中央にあるザルツブルグからの電報が形勢の不穩なことを報じて來た。この町の一角、ナチスの勢力區域からナチ派の示威運動が行列を始めて祖國戰線派と衝突したといふのである。リンツ市やインスブルック市からも、ナチスの活潑な運動が報道された。その間にウィーンの街では黑雲が吹霽らされて、早春の日の光がさし初めたが、國境方面からの急を報ずる電報によつて、市民の不安は狂燥の氣持に變つて行つた。腕に卐の印をつけたナチス黨員があちこちと姿を現してゐるではないか。政府は閣議を開いて大統領出席の上對策を論議してゐたが、的確な手段をとるまでには閣議が一致してゐなかつた。

然るに午後四時にウィーンに着陸した飛行機は更に第二の最後通牒をドイツから齎した。それは(一)同日午後七時三十分迄にシュシュニックが辭職しなければドイツ軍は直ちにオーストリーに進入する、(二)後任宰相はインカートを任命すべし、(三)閣員の三分の二はナチス黨又はその同情者たるべく、また墺國ナチス黨の活動を認許すべし、(四)オーストリー人部隊(ドイツに逃入せる約三萬のナチス青年隊)の歸國を許可すべしといふことであつた。

とかくするうちに宰相シュシュニックは、電話のベルのけたゝましい音を聞いた。呼出しはベルリンであつた。總統ヒットラーがその官邸から直接に電話をかけたのである。

『明後日の人民投票は止めるのがよからう。貴下は當然辭職すべきである。それが實行されない場合には、ドイツ軍はオーストリーに進駐するであらう。一時間以内に返事を待つ』といふ意味であつた。

シュシュニックは閣員の集つてゐる會議室に行つてドイツの要求を披露した上辭職を申し出たが、大統領は言

下にこれを拒絶した。餘すところは四十分しかない。

宰相は再び部屋を離れて電話機を取り上げた。ロンドンを呼出して英國外務省の斡旋を依頼したのである。それから暫く受話機を置いて返事を待つたが、間もなくロンドンからの返事は英國が口をきく意嚮は無いといふ旨を答へた。シュシュニックはムッソリーニに訴へようと試みたが、相手は不在であつた。イタリー政府は斡旋の勞は取れないといつた。そこで宰相は最後の賴とするフランス政府を呼出したが、パリの意中は英・伊と同樣で介入を試みる氣持はないといふ返事であつた。

餘す時間は僅かに十分しかない。

シュシュニックはマイクロフォンの前に立つた。時は午後七時五十分であつた。

オーストリー人、同胞よ。ヒットラー總統は、今、予に迫つて人民投票の放棄と、予の辭職とを慫慂して來た。若し一時間以内に予が承諾しなければドイツ軍はオーストリーに侵入するであらう。流血と破壞とを免がれんがために、予は辭職を承諾した。神よ、オーストリーを救ひ給へ！

飛行機が數臺、首相官邸――そこで前任者のドルフスがオーストリー・ナチスのために打ち殺された記憶の新しい――の上空を飛んでゐた。兩翼に卐を赤く染めた爆擊機がパンフレットを撒いてゐるのである。その表紙には『ナチス・ドイツはナチス・オーストリーを歡迎す』と誌してあつた。

シュシュニックは、短かい告別の辭を終つて、部屋から出ようとした剎那に、ナチスの一隊に包圍せられて、その儘拘留の身となつた（彼は今も尙ベルヴェデール宮殿の內に幽閉の月日を送つてゐるのである）。

シュシュニックの告別の辭が終らない間にウィーンの廣場はナチスの一隊に依つて占據され、部隊は隊伍を整へて一觸卽發の姿勢にあつた。宰相の放送を聞いた之等の隊員は歡呼を擧げて祖國戰線本部へ押しよせて行つた。

シュシュニックに代はつて内相セイス・インカートの演説が響き渡つた。インカートは夙にナチスの有力な一員であつた。『或は起りうべきドイツ軍の侵入』に對して國民の愼重な態度を要望する旨を三度繰返して述べた。

市廳舍と宰相官邸の前には、數萬の群集が犇めいてゐる。赤・白・赤のオーストリー國旗の上へインキで畫いた卐の速製旗が到るところに見え始めた。その混雜の中を『鬪爭による勝利』と大書した長い旌幟が、電光のやうに縫つて行つた。群集を指揮する人々の中には、世界大戰當時の雄將アルフレッド・クラウスやドイツ・クラブ會長バルドルフ將軍等の顏が見えた。

午後十一時十四分、ミクラス大統領は、ドイツ軍侵入の報に鑑み、インカートに後繼内閣の組織を命じた旨をラヂオを通じて發表した。午後十一時半、ウィーンの中央放送局はドイツ國歌を繰返し鳴り渡らせてゐた。その夜の内に宰相官邸も、市役所も、アン・ホーフ廣場の祖國戰線本部も、皆屋上に卐の旗を飜したのである。

その中でも警視廳は、午後十時半に、廳内に掲げてあつたシュシュニックとドルフスの並んでゐる肖像を取り壞して、正門に卐の旗を掲揚した。間もなく――精確にいへば、午後十一時四十五分に――ウィーン市役所へ、五十餘名のナチス保安隊が乘込んで來て、居合はせた祖國戰線の自警團員を追出して了つた。それからドイツ國歌とナチス黨歌が交互に唱和され、最後に大幅の黨旗が屋根の上に掲揚されて、群集は熱狂の聲をあげた。

その夜、明けるに間のある午前一時半、オーストリー・ナチスの領袖フーゴー・ユリイ博士が、宰相露臺に姿を現して、廣場に集まつた群集に向つて、新内閣の顏觸、インカート首相を始め十一名の閣員の氏名を發表した。そして午前二時には、シュシュニック政府唯一の公黨たる祖國戰線に對して解散命令が發せられ、豫ねて用意したブラック・リストによつて、反ナチス派と目せられた政治家、官吏、財閥のめぼしい人々は續々と逮捕さ

れて行つた。かくして三月十二日の朝はウィーン市民の熱鬧の裡に明け渡つたのである。

最近のオーストリーが世界に押し上げた政治家の中に、尠くとも歴史に殘る名が三つある。それは第一にイグナツ・ザイペルであり、第二にエンゲルベルト・ドルフスであり、そして第三には、最後の悲劇の主人公シュシュニックである。

シュシュニックは前にも述べた如くカトリック信者らしい几帳面さと、冷靜であり乍ら纖細な神經の持主である。靑年時代には軍人であり、後に法律家になつた。然しその生活の官僚的であつた割合に詩的情緒に豐かな半面は、彼が不斷にゲェーテの詩に心醉し、ホフマンスタールの詩を愛したことに依つても推測される。彼はまたザイペルの弟子であり、ドルフスの弟分でもあつた。だからオーストリーはドイツ・ナチスの國家觀念とは離れて、ドイツとスラーヴと、ラテンと三つの文化を融合すべき特殊の使命をもつと信じてゐた。ウィーンの都には傳說として、思想として、文化として特異の文明を繼承すべき高貴な任務があるとも考へてゐた。

古い墺・匈帝國は廣袤二十四萬方哩の地を占めて、六千萬に近い住民を抱擁してゐた。面積に於いては歐洲第二位、人口に於いては第三位を占めて、十二の民族が雜居して居た。この寄木細工の如き團體はサン・テチエヌ王朝の末孫を皇帝として仰ぎ、フランツ・ヨゼフ王は舊王朝の代表者として、最後の騎士として、帝國の運命を一身に託されてゐたのである。第十九世紀に入つてから、近代の國家主義の擡頭がオーストリーに新しい任務を負はせた。多くの民族が住居する一地域に、この帝國はその多年の經驗と手練とによつて、帝國の思想を近代的に更生させる橋渡しの仕事を託された。にも拘らず、墺・匈國は舊帝國から新帝國への道を發見し得ずして倒れた。それが必然的に獨・墺併合の門戶を開いたのである。

誠にオーストリーは、歐洲要路の交叉點であり、東西文化の合流點として中世以來重きをなして來た。この地

方が一つの國家を形成しないにも拘らず、一つの王朝をもち、一つの文化に率ゐられ、そしてカトリック教の世界主義を基調として一つの合成的な勢力をなしてゐたのは、實にオーストリーの地理的條件とその歴史的理由が然らしめたものであつた。

三月十六日、ベルリンの郊外テンペルホーフの飛行場はミュンヘンから飛んで来る凱旋將軍ヒットラー總統を迎へるために、朝から人の波で埋まつてゐた。ゲッベルス宣傳大臣の布告は、唯さへ湧立つ人氣をいやが上に煽り立てて全ベルリンは群集と、國旗と、歡聲で割れ返る騒ぎであつた。

ゲッベルスは全國民に告げていふ、

今日午後五時、我等の總統はベルリンに歸る。歴史的の大事件は成就した。オーストリーは我等の懐に甦つた。幾百萬のドイツ人が血を流して闘ひ、苦惱した偉大なる夢、ドイツ人の大帝國が建設された。ベルリン人よ！今、總統は歸つて来る。我等はライヒの首府が未だ曾て見なかつた歡迎の宴を張らう。百萬の手は彼の身體に捲きつき、百萬の歡聲は彼に感謝を捧げよう。

ヒットラーの專用機D2600號は午後五時五分に着陸した。外相リッベントロップ、總統辦務大臣ヘッスはヒットラーにつゞいて飛行機から姿を現した。

總統は、通路に作られた二百五十萬の人垣をわけて、ウィルヘルム廣場に歸つた。熱狂した市民は夜の十時過まで總統廳の前に押寄せて、歡呼の聲をやめなかつた。かくしてドイツ人の陶醉が續き、オーストリーの滅亡の歴史が幕を下したのである。

（1）オーストリーの成り立ちから筆を起してその最後の日までを學究的に記述した文獻としては、

Franz Borkenau; —Austria and After. London, 1938.

(2) Frederic Shuman;—Europe on the Eve: The Crisis of Diplomacy. New York, 1939, Chapter IV-3.

(3) オーストリーがシュシュニック宰相の粉骨砕身の努力に拘らず何故に倒壊したかの理由を、シュシュニックの腹心の一人が、多少誇張的ではあるが、劇的に描寫してゐるものに、Martin Fuchs; —A Pact with Hitler: The Death of Austria. London, 1939.

チェッコスロヴァキアの崩壞

一　チェッコ建國の癌

マイン・カンプがドイツ民族國家論を基調として、國境外一千萬の同胞を統一すると標榜する以上は、晩かれ早かれチェッコスロヴァキアがナチス東漸の鋒先にぶつつかるのは必然の命數であつた。建國以來この國に抱擁された三百餘萬のドイツ人種、所謂ズデーテン・ドイツは舊ボヘミアとドイツとの國境に沿うて千年以上の昔からスラーヴ人の一族チェックと混住して來たのであるが、一九三四年の人口調査に依ればその數三百四十萬を越えると誌されてゐる。

西洋史家に據れば、一六二〇年の有名な白山の戰まで、チェック人はドイツ人に制治せられることなく、獨立のボヘミア王國を形造つてゐたのである。この戰爭によつてボヘミアはオーストリーに攻亡ぼされ、それ以來ハプスブルグ王朝の統治に服することとなつた。ハプスブルグ家が神聖ローマ帝國の相續者として、ボヘミア地方を領有して以來、政權を握るものはゲルマン族であり、チェック人は農奴の如き狀態で被治者の地位に立つて居たが、十九世紀の中頃から、オーストリヤ・ハンガリー帝國內に於けるスラーヴ族の自治乃至獨立の要望は次第

に表面化して來た。墺洪帝國は異民族を遇する政策に於いて比較的開明的ではあつたが、それでも時には暴動があり、テロ行爲もあつた。その意味に於いて歐洲大戰の勃發したのは、墺匈帝國がスラーヴ族を壓倒するための、乾坤一擲の戰であつたとも見られる。

然し公平なる觀察者は、ハプスブルグ家の頽勢と、民族自決の趨勢とに照して、老帝フランツ・ヨセフ百歳の後には、大帝國が崩壞すべき必然の運命を豫想して居た。それが大戰の後半期に入つて、ウィルスンの十四綱領によるチェッコ獨立の聲明となり、サン・ヂェルマン條約に定めた墺匈帝國の分裂となつたのである。

チェッコスロヴァキアは昔のボヘミア王國を中心として、チェック人とスロヴァック人とを基礎とする國であるが、ボヘミア内にはズデーテン人の外にもポーランド人が十萬許り居住し、更にスロヴァキア内には六十萬のハンガリー人、またリュテニア地方に小ロシア人をも包含してゐた。是等を計算に入れると、新共和國の千四百八十萬の人口の内には三分の一以上の異民族を含む計算である。その中でもチェッコスロヴァキア共和國の成立に最も異議を挿むものはボヘミア内のドイツ人であつて、それがズデーテン問題紛糾の根源をなしたものである。

墺匈帝國時代には、ズデーテンのドイツ人がボヘミアに於ける權力階級の地位を占め、政治も產業もその掌中に握つてゐた。當時のチェック人は一段と劣等人種の扱ひを受けてゐたけれども、然し南方スラーヴ人の中では最も古い文化をもち、進步的な分子であるから、團結力もあり、愛國心も強く、從つてドイツ人の權力に反抗する鬪爭は絕えたことが無かつた。

パリの媾和會議に於いて、民族自決主義が一貫して採用せられたら、ズデーテンの運命は自ら異つた解決を告げたであらう。然るにその頃の聯合國は、如何にせばドイツを弱めうるかの問題に焦慮した結果、フランス全權はズデーテンとドイツとの併合に反對した許りでなく、戰爭終結の當時まで同じ國境內に居住したオーストリー

との結合にも反對した。その理由は中世以來ボヘミアは常に一體をなしたのであるから、ズデーテンの工業地帶とボヘミアの農村とは經濟的に不可分であり、また國防の見地から見れば、ボヘミア、モラヴィアの國境山脈はドイツとの間に唯一の自然的國境をなすものであつて、これなくしては新共和國は防衞し得ないとの根據に依るものであつた。

かくして舊ボヘミアのチェック人と、ハンガリーの治下に在つたスロヴァック人とが合體して、チェッコスロヴァキア共和國を造り、その内に前述の如き多くの少數民族を抱擁することとなつた。この點に於いては、新興ルーマニアと相並んで、國内民族問題が國家統一の難關となり、建國以來僅かに二十年にして、兩國相繼いで一大試煉に當面することとなつたのである。

ズデーテン人の不滿は、プラーグの中央集權政治により、ドイツ系住民は官吏に登用せられず、將校となることも許されず、不平等の待遇を甘受しなければならぬといふ點に在つた。

尤も多くの新興國の中で、ポーランド、ルーマニア等に比べては、チェッコスロヴァキアは少數民族の統治に最も公平な待遇を與へた國であつたけれども、ズデーテンの不平も全く理由の無いものではなかつた。

偶〻一九二九年のニューヨーク恐慌の餘波が歐洲に波及するに及んで、オーストリー、ドイツ等はその最初の犠牲となり、ボヘミアの硝子工業、纖維工業等に與へた打擊も甚大なものがあつた。それはプラーグ政府が責任を取るべき問題ではなかつたけれども、經濟不況が政治に對する不平を誘發することは到る處に現れる現象であつて、ズデーテン人の動搖が一層激化されたことは餘儀なき次第であつた。

一九三五年に、チェッコ建國の元老マサリックの後を承けて、ベネシュが大統領の職に就いて以來、その立場はマサリックに比して著しく弱くなつた。獨り國内の情勢が變化したのみならず、隣接するドイツがヒットラー

の指導の下に興隆すると共に、所謂ヴェルサイユ體形が維持され得なくなつて、外部からの支援が弱化すると共に、國内では益〻少數民族の自主獨立の運動を刺激した。

ドイツ系三百萬の意嚮を代表する運動は、コンラッド・ヘンラインに依つて統一された。それは一九三四年にプラーグ政府が、國内のナチス運動と國民黨の結成を禁止した際に成立したズデーテン・ドイツ黨の形を以つて産れ出たものであつた。ヘンラインは中等學校の體操教師出身であつたが、チェッコ政府のいふところに依ると、ドイツのナチス黨本部から、精神的にも物質的にも援助を受けてゐたといふ。

二　ズデーテン問題と列强

プラーグ政府はズデーテンの不平を認めて、一九三六年の初めからヘンライン派と交渉を始めた。それは經濟的にも行政的にも地方の利害を斟酌して、適切な分權主義による妥協を策したのである。然し國防や外交の要位にズデーテン人を拔擢出來ない事情もあり、一時に多數のチェック人官吏を馘首し得ない實情もあつて、實際には遲々として進捗しなかつた。交渉の結果は一九三七年の法律案となつて議會に現れたけれども、ヘンライン派はこれに對しても滿足の意を表しなかつた。

この情勢は、チェッコ國にも、聯盟參加國にも不安の念を與へたが、然しチェッコと同盟の關係に在るフランスは繰返して同盟條約に忠實であるべき約束を與へた。フランスと不可分の關係に在るイギリスは尠からず當惑な氣持をもち乍ら、中歐の推移に注意を拂つた。

英國の立場としては、誠に決定的な時期であつた。所謂集團的安全保證を堅持して、歐洲の現狀維持に全壓力

を傾倒するか、さもなければ歐洲大陸の紛爭に超然として、當分全體主義國家の制覇に眼を閉ぢるかの決心をなすべき時が來たのだ。然しこの二つの方向の孰れを選ぶべきかに就いては、各黨派の主張が岐れた許りでなく、閣内に於いても意見の對立があつた。

保守黨の右翼は共產黨とソ聯邦とを嫌つて、寧ろナチスを以つて防共の障壁と考へて來たから、フランスとの協力を排してドイツとの妥協に傾くのである。在野黨たる勞働黨と自由黨は、聯盟主義の信奉者である許りでなく、保守黨の内部にもチャーチルの如きドイツ恐怖論者も居り、イーデン一派の集團的安全保證主義者もあつた。

ドイツとの妥協を說く者は、ソ聯邦の抱く共產主義の危險を强調し、ソ聯の武力を割引して、ドイツ空軍の整備に畏怖の念を禁じ得ない。タイムスやオブザーヴァー等の有力新聞紙は、不斷にこの一派の主張を理論づける努力を續けて來た。閣内の長老派とも見るべきサイモン(藏相)、ホアー(内相)、ハリファックス(外相)はいづれも妥協派の錚々たる顏觸れである。

この兩派の間に挾まれて、チェムバレンは屢々迷つた。然しその同情と打算とは自らドイツの慰撫政策に傾いてゐたことは周知の事實であつて、それがイーデン引退の原因となつたのである。尤もチェムバレンの目指すところは歐洲の全體主義國家に自由な行動を認容しようといふのではない。出來るならば僅少の讓步を以つてドイツ、イタリーの憤怒を抑へ、歐洲の戰亂を避けようと考へたのである。無論ミュンヘン會議當時のヒットラーの決意も見通した譯でなく、またその結果英・佛の全敗となつて、歐洲の勢力均衡が不利益に傾くことを豫想したのでも無かつた。若し彼にして、ミュンヘンの結果を豫想するだけの聰明さを持合はせてゐたら、恐らくチャーチルやイーデンとの間柄も他に取纏める方法があつたに相違ない。

一九三八年二月二十日、ヒットラーは歐洲列强の意嚮を探る爲に思ひ切つてナチスの新しい動向を發表した。

彼は演説の中で次のやうに述べた。『オーストリーとチェッコスロヴァキアの狀態を見ると、國民的矜持をもつドイツに取つては堪へ難いものがある』と。それがナチスの膨脹政策を表明する第一聲であつたのである。恰もその頃ドイツでは國防軍の統領と、外務省の首腦部に大異動が行はれて、國防軍も外務省も完全にヒットラーの掌中に握られた。これと相呼應して二月二十日、イギリス政府はイーデンの辭任を承認して、ハリファックスをその後任に据ゑたこと、前に述べた通りである。

イーデンの辭職後二日、即ち二月二十二日にチェムバレンは下院で國際聯盟の無力を裏書する聲明を行つた。『現在の國際聯盟は何れの國に對しても集團的安全を供與するものではない。だから吾等は自ら欺いてはならぬ。尙更また聯盟は侵略に對して保護を與へる等と弱小國に考へさせてはならぬ。吾等がそんな仕事をなし得ないことは明かである。』

この聲明はチェムバレンが、一九三五年十一月にバーミンガムの選擧區で行つた演説とは全く矛盾したものであるが、それは畢竟保守黨内閣の政策が次第に安全保障から『慰撫政策』（ポリシー・オブ・アピーズメント）に變つたことを裏書するものである。

英國政界のかゝる動向を見て意氣大いに昂つたのはドイツである。チェムバレンは聯盟を見捨て、イーデンを葬つた。ハリファックスが一九三七年十一月にドイツを訪問した時、『イギリスはダニューヴ沿岸に大した興味を持たない』と述べた言葉が實證されたものと觀て取つた。それだけに、オーストリーの獨立を擁護する決心を持つてゐたシュシュニック一派の憂鬱さは思ひやられる。これが中歐の地圖を如何に染めかへたかは前章で旣に述べた通りである。

だがこれに附加へて興味ある事實は、チェムバレンを始め西歐の政治家がまんまと一杯喰はされた事である。

といふのは、一九三六年にドイツがライン・ランドに兵を進めた時、ヒットラーは國會の演說に於いて『過去三ヶ年を顧みて今や吾等は、ドイツの平等權獲得のためにする闘爭が終了したことを知る。…歐洲に於いて最早領土的要求を提示する必要はなくなつた』(三月七日演說)と述べた。そしてオーストリー併合の兵を進める際、プラーグに駐在したドイツ公使はチェッコ政府に對して、三月十一日、十二日の二回に亙り、チェッコスロヴァキアの國境安全を保證すべき旨を申し入れたのである。ロカルノ條約に對しても、同じやうな歷史が繰返された。一九三五年五月二十一日にはロカルノ條約を以つて『歐洲に於ける相互安全を保障する最も決定的の價値ある條約』であると聲明したドイツの指導者は、その翌年の三月七日にこれが廢棄を公表した。

それはとにかくとして、オーストリー併合の完了すると間もなく、ドイツの新聞紙は、攻擊の目標をチェッコに向つて集中し始めた。同時にコンラッド・ヘンラインの率ゐるズデーテン・ドイツ黨の活動が著しく眼につくやうになつた。いふ迄もなくこの黨派はチェッコスロヴァキア内のドイツ人種の地位を擁護するために結成されたものであるが、その頃の綱領として並べた項目には全體主義やユダヤ人排斥は勿論のこと、國境改訂についてさへ何等主張するところはなかつた。『吾等は國家に對して闘ふのではない。國家首腦部の思想に對して抗爭するのだ。…吾等はチェッコ國の民主的共和政體を擁護する』とヘンラインは述べて居る。

然しドイツ本國に於けるナチスの全體主義が勢力を加へるに從つて、ヘンライン黨の綱領も行動も次第に全體主義的に傾いて行つた(註1)。

かゝる情勢に刺戟せられて、一九三八年三月二十四日、チェムバレンは有名な外交演說を試みた。通讀しての感じは、或る場合には强く、或る場合には弱く、不徹底の譏は免れないけれども、彼の哲學と經綸とが現れたものとして見れば興味は深い。

彼は、英國の負ふ決定的な義務は、フランス及びベルギーが挑戰せずして侵略された場合にこれを防衞することにある。その外にはポルトガル、イラック、エジプトとの條約上の義務を果す責任は承認するが、チェッコスロヴァキアの國境を保障することに、今から約束を與へる譯には行かないと述べた。この瞬間、保守黨の議席から喝采が起つたと新聞紙は傳へた。

其處でチェムバレンは、ドイツがチェッコ事件で過激な手段を執ることを警告する意味合から、以上の英國の態度は、平和の克復と國際秩序の維持のために如何なる場合にも干渉しないといふ意味でない旨を附加へた。『國家の政策は法律的の義務からのみ決定されるものではない。一旦戰爭が始まれば、かゝる義務を負うた國のみに極限されるとは思はれない』と云つた。彼は演説の結語に於いて、英國政府はドイツ政府の與へた保證を安く見積る譯ではないし、またチェッコ政府がズデーテン・ドイツ人の正當な希望をチェッコ憲法の範圍内で滿足させるために、實際的な方法を講じつゝあることに慶祝の意を表すると述べたが、同時にまた現在ドイツとチェッコスロヴァキアとの關係に於いて、實力の行使を想像したり、これに言及することの無用なことをも强調した。

其後チェムバレンは數回に亙つて、同じ調子の演説を行つたが、それは半ば警告的であり、半ば敗戰主義的な彼の態度を表明したものといふべきであらう。

三　危機の前觸れ

オーストリーの併合は、東歐に於けるドイツの威力を著しく强化した。殊にズデーテン地方に於いて、その波紋の最も顯著であつたことは想像しうるところである。これを契機として從來プラーグ政府に協力して、閣僚の

椅子まで占めたズデーテン穏和派（通常これを行動派と唱へる）は内閣から脱退した。ヘンラインはズデーテン内の社會民主黨に對し、他日ドイツと併合の場合に、彼等はドイツ民族群と目されないだらうといつて、ズデーテン少數派の不利益な立場を豫告した。

チェッコ總理ホヂャは、一方にはズデーテンとの交渉を進めつゝ、他方には政治的にも社會的にも立場を異にするチェック人とスロヴァック人との政派の聯立、農民黨と社會黨との妥協によつて、ドイツ少數民族問題の解決を圖らうと苦心した。この交渉は三月十九日に一應の妥結に達したために、すべての少數民族問題を一括して、成文法を發布する旨を放送したが、ヘンラインは前以つてこれを拒絶して了つた。ドイツの新聞紙がヘンラインの態度を支持したことはいふ迄もない。

四月二十四日、ヘンライン派はカルルスバッドに於いて八ヶ條の要求綱目を發表した。その要旨は大體次の通りである。

（一）ズデーテン・ドイツ人に完全な平等權を認めること。
（二）右保證としてズデーテンを一つの法的團體として認めること。
（三）國內にドイツ人地域を設定すること。
（四）右地域の自治權を承認すること。
（五）ズデーテン以外の地域に住むドイツ人保護の方法を定めること。
（六）一九一八年以來ドイツ人種の受けた不當な取扱の賠償をなすこと。
（七）ズデーテンに於いてはドイツ人の官憲を以つて行政を行ふこと。
（八）ドイツの國籍及びナチス政治思想の完全な自由を認めること。

以上八綱目の中でも最後の一項は殊にチェッコ政府の承認に難色ある點であつた。何となれば、ナチスの民族理論と全體主義とを認めることは、チェッコの國家的統一を破壞し、現存の共和政治と相容れないと考へられたからである。

それ許りではない。ヘンラインは右の八綱目の外に、プラーグ政府の外交政策の變更を要求した。即ちフランス並びにソ聯邦との同盟を廢棄することを求めたのである。プラーグはかゝる基礎の上に交渉を繼續することの不可能である旨を答へたが、然し民族法の草案は着々準備を進めて七月に議會に提出する運びとなつた。

ドイツ・ナチスにとつて情勢は次第に有利に展開された。フランスではまたしても政變が起つて國内分裂の兆が表面化して來たし、ヒットラーのローマ訪問が近づくと共に、ナチスの新聞は一齊に火蓋を切つてチェッコ攻撃に歩調を揃へた。英・佛方面では、五月にはチェッコスロヴァキアに對するドイツの行動が開始されるとの風評が流布されたので、フランス首相ダラヂエと外相ボンネは四月下旬にロンドンを訪問して、英・佛間の軍事協定について協議を凝らした。

この會談で英・佛間に意見の一致したことは、チェッコスロヴァキアが主權を拘束され、外交政策の獨立性を失ふやうな事を期待しては居ないが、プラーグ政府はヘンライン派との交渉を促進すべきであるといふ點であつた。フランス側はこの時にも、一九二五年十月十六日の條約に定めたチェッコ支持の約束を忠實に守ると繰返し述べた。

この條約は、ドイツがロカルノ條約に反して侵略を企てた時には、聯盟規約の定める處に從ひ即時に援助を與へることを相互に約束したものであつて、佛・ソ條約（一九三五年五月二日）並びにチェッコ・ソ聯條約（同年五月十六日）と共に三國の防禦同盟とも稱すべきものであるが、然し軍事協定は締結されてゐないから、實際的には

價値の乏しいものであつた。

ヘンラインのズデーテン分離運動が着々その手を國內に伸ばしてゐる間に、國外に於いても情勢は次第に變化しつゝあつた。その中でも最も重要な場所は、ローマとロンドンであつたことは疑ひない。

一九三八年五月三日、ヒットラー總統は外相リッベントロップその他多數の隨員を隨へて公式にローマを訪問した。その際に獨・伊兩國の間にどの程度チェッコ問題が討議せられたかは的確に知り得ないけれども、今までに知り得たところでは、他日ドイツがチェッコスロヴァキア問題のために戰爭に當面する場合に、イタリーの態度はどうなるかとのヒットラーの質問に對して、ムッソリーニはその場合に外交的支持を與へるといふ以上に進んだ約束は與へなかつたと傳へられてゐる。ドイツが東歐並びに東南歐洲を支配することがイタリーの利益に合致するとのヒットラーの說得には、ムッソリーニも全部贊意を表し得なかつたのであるが、然し差當りドイツの求めるところはイタリーの外交的支持であつて、强力なイタリーの聲援があれば、それを有效に利用することが出來たのである。

總統のローマ訪問は獨・伊樞軸の强化に一段の役割をなした。そして五月十四日にヘンラインはロンドン訪問を終つてチェッコスロヴァキアに歸つて來た。これと日を同じうして、ヘンライン黨の分離運動に關する宣傳書類がボヘミア各地で發見せられた。イタリーがドイツのためになしうることは、英・佛の協力を弱めることであり、歐洲の注意をスペイン問題に轉換することとであつた。五月十四日にムッソリーニはジェノアの聲明を以つて、獨・伊樞軸の連帶は益〻堅固であること、この兩國の間に摩擦を生ぜしめんと希望する者は失望するであらうことを警告した。更に進んでイタリーの獨裁者は去る四月の英・伊協定とチェムバレンの政策に對して讃辭を呈したが、フランスとの關係については、明かに佛・伊兩國がスペイン國內に於いて相對峙する陣營に在ること

を強調した。この演説を合圖としてイタリー新聞紙は、フランスがピレネー山脈を越えてスペイン政府軍に軍需品を供給しつゝある事實を攻撃し、かくしてフランスは無用にスペイン內亂の終結を妨げる許りでなく、英・佛協定の效力發生に障壁を築くものなりと評した。

これと同時にロンドンに於いてもドイツ側の工作は周密に行はれつゝあつた。ヘンラインは五月十二日に私にロンドンに到着して、專ら對獨强硬派の人々を歷訪した。最初にウィンストン・チャーチルを訪ね、次に外交顧問サー・ロバート・ヴァンシッタートを、そして豫想外なことにはチェッコ國公使ジャン・マサリックとも會談を遂げた。

ヘンラインはロンドンで面會したすべての政治家が、彼の說明を納得して、ズデーテンの要求には充分の根據があり、ヘンライン黨は法規を遵守するものであつて、チェッコ憲法を改變する企を有するものでないと思ひ込んだと信じて、この旅行の結果に滿足して歸つて來た。そのことは五月十九日に發表されたヘンライン黨のコムミュニケに明かに現れてゐる。

これよりさき四月二十七日、フランス首相ダラヂエは外相ボンネを同伴してロンドンを訪問した。その目的はいふまでもなくチェッコ問題を討議することであつた。フランス側は、チェッコスロヴァキアが攻撃を受ける場合には、直ちにこれを支援する決心であるといつたが、英國政治家は、イギリスが平和を希望する旨を明白に言明した。そこでダラヂエとチェムバレンは、ベルリンとプラーグ政府を說得して、平和的に紛爭を解決することに努力する方針に一致したのである。

五月七日の朝、プラーグ駐在の英國公使ベージル・ニュートンは、チェルニン宮（外務省）を訪問してカミール・クロフタ博士（外務大臣であり、又著名な歷史家でもある）にロンドン政府の意嚮を傳へた。公使の述べたところは英

國がチェッコ問題に友好的な關心を持つこと、及びドイツ系少數民族問題の解決についてプラーグ政府を支援する用意あること、從つてチェッコ政府に於いてもこの際、ズデーテン・ドイツ人の要求を滿足させる最大限の讓步をするやうに期待するとの趣旨であつた。フランス公使ラクロアも亦クロフタ外相を往訪して同一の趣旨を申し入れた。これはチェッコ事件に對して英・佛の協力が始まつたことを證據だてるものであつた。

越えて五月十一日、ベルリンに在つた英國大使ネヴィル・ヘンダースンは、リッベントロップ外相を訪問して、チェッコ政府に對すると同樣の趣旨を申し入れ、ドイツ政府も亦平和的解決のために努力せられんことを希望するといつた。リッベントロップ外相は、英・佛兩國の努力は正しい方向に進められてゐると思ふが、チェッコ政府がヘンライン の要求を承認するやうに說得せられることが何よりも必要であると答へた。

五月七日にプラーグ駐在の英・佛公使は外相クロフタを訪ねて、兩國政府はズデーテン問題がチェッコ憲法の範圍内で平和的に解決されることを希望し、この目的のために助力する意嚮であることを通告した。この時英・佛公使はチェッコ政府の立案した少數民族に關する法律案以上の讓步を勸告したので、チェッコ政黨間に打合せた共同の態度は無用のものとなつて了つた。そこでホヂャ首相はまた再びズデーテンとの交涉を開始する必要に迫られたのであるが、ベネシュ大統領も首相も英・佛の友誼に信賴してその申し出を受諾する決心をした。

四　五月二十一日の危機

チェッコスロヴァキア國の地方選擧は九月二十二日（日曜）に行はれる筈で、ボヘミア、モラヴィア、シレジア並びにプラーグに亙る二千餘の市町村が一齊に投票することになつて居た。

ズデーテン地方に於いては、選擧の準備よりも『何時ヒットラーが乘込むか』といふことが、更に熱心に論議せられた。選擧の切迫するにつれて、ドイツの新聞紙とラジオはヘンライン黨に熱心な聲援を與へた。ドイツの新聞宣傳はオーストリーの併合後一途にチェッコへ向けられてゐたけれども、この頃に至つて頂點に達したかに見えた。プラーグ政府は次第にドイツ軍の侵入を危惧するやうになつた。或はズデーテンの蜂起を合圖にドイツ軍の進駐が行はれるのではないかと見てゐた。

折も折、チェッコの諜報機關はドイツが國境方面へ兵力を集中しつゝある旨を報告して來た。卽ちライプチッヒとニューレンベルグの衛兵がチェッコ國境に向つて移動してゐると報ぜられ、オーストリー地方ではクロスターノイベルグ、バイエルン地方ではバンベルグに兵力が集中してゐるとも傳へられた。ドイツの目的は單に心理的壓力を以つてズデーテン・ドイツの選擧を有利にする考であつたかも知れないが、それにしても用心するに如くはないと見て、チェッコでは國境の要塞方面へ兵力の移動を開始し、五月二十日に一應の準備を終つた。

チェッコ國内は平靜であつて、プラーグ政府とズデーテン派の交渉も繼續せられ、ヘンライン黨の委員は五月二十日の夜、會合を開いて政府からの提案を檢討してゐた。但しこの會合に於いてチェッコのテロ手段が休止しない限り交渉を再開することは出來ない旨を決議した。

然るにドイツ方面からの情報は引續きチェッコ政府に不安を與へる種類のものであつた。國境に近いザクゼンのバウツエン（約十哩の距離）では重砲がその位置についたともいひ、東の方イーゼル山脈の方向にはタンクと裝甲自動車が集中せられつゝあると傳へられ、オーストリー及びモラヴィア國境にも兵力が移動中との報告が來た。そこで國防大臣マシュニックは國内の一部動員を命令した。それが五月二十一日の早朝の出來事である。表面は特別演習のためといふのであつて、總人員は約十萬人に上つた。國民は戰爭を求めてゐなかつたが、戰爭と

ならば起上る決心は持つてゐるかに見えた。

チェッコスロヴァキアの動員は、國際的に多大の衝動を與へた。ベルリンに在つた英・佛大使がドイツ外務大臣を往訪して、ドイツの軍隊移動が眞實であるかどうかを質問したのもこれがためであつた。

英國外務省は聲明書を發表して、ズデーテン・ドイツ黨が交渉を拒否したことに關心を持つこと、フランスが戰爭に起上れば、英國も亦結局のところ戰爭に捲込まれるに至るであらう旨を明かにした。パリに於ては動員令の準備が出來てゐたが、外相ボンネは次々に英・米・ソ聯・ポーランド・チェッコ等の代表者を引見して、フランスはチェッコとの同盟を忠實に守るべき旨を披瀝した。それと同時にプラーグに對するフランスの壓力は再び加はり始めた。

五月二十日、ズデーテン黨の委員はその決議を以つて交渉の中絶を聲明したに拘らず、翌二十一日にはヘンラインの代理者フランク、領袖クント、法律顧問ノイウィルトの三名が總理大臣ホヂャを往訪して意見を交換したし、二十三日にはヘンライン自身もホヂャと會見した。

この數日間ドイツの新聞紙は、チェッコ國內に於いて數百名のズデーテン人がテロのために殺傷されたと報道したのであるから、ヘンラインは總理との會見を拒否すべき充分の理由は在つたに拘らず、何故に急角度に態度を改めたか、或はベルリンからの指令に基くものであつたか、それは今日に至るまで明確にする方法がない。とにかく五月二十二日夜、ミュンヘンに於いてはヒットラー總統が外相リッベントロップを始め軍部首腦部を召集して重要會議を開き、ヘンラインも亦この地に呼び出されたことは隱れなき事實であつて、その間に何等かの事情が伏在してゐることは疑ひ無い。

ヒットラー總統の演說に依つて見ても『五月二十一日事件から、余は幾多の結論を得た。その事件の印象より

余は五月二十八日に左の如き重大なる手段を執ることを命じた。（一）陸軍、空軍の實力を著しく强化し、（二）更に國境要塞の即時强化に着手し、それ以來着々進捗中』であつたことは明白にされてゐる。

五月の危機に際して、英國政府が何處までチェッコスロヴァキアを支持する決心をして居たかは充分明白でない。當時閣議の意見としては、ズデーテン問題で戰爭が起つても、イタリーがドイツを援助しない限り英國は戰爭に參加しないとの報道があつた。それは或る程度深刻に英國一部の輿論を代表したものである。ヘラルド・トリビューン（ニューヨーク）のジョセフ・ドリスコルがロンドンから報道した處に依ると（五月十五日）、佛・ソはチェッコのために戰ふかとの質問に對して、イギリスは、如何にして兩國は戰ひうるかと反問する。兩國共にチェッコからは遠いし、ソ聯は將軍を殺して了つたではないかといふ。ドリスコルの結論は、英國がチェッコの爲めに鬪ふ事は期待出來ず、佛・ソが實力で支援するとも考へてゐない。從つて、ドイツの要求が無理でない限り、チェッコはこれを容れる外はないといふのであつた。即ち結論としては、ズデーテン地方を半獨立の州としてチェッコ内に殘すことは實際的でないから、寧ろこれをドイツに委讓して、人種的に統一したチェッコを造るべきだとの案であつて、それが圖らずもランシマン報告の主意と合致し、またミュンヘンでチェムバレンの承認した處と符合することが後に至つて判明した。

英國大使ネヴィル・ヘンダースンの記述に依れば、同大使は五月二十一日にリッベントロップ外相に面會して『フランスはチェッコと同盟關係に在り、その義務を果すために起上る場合には、イギリス政府もこれに捲込まれないとは何人も保證できないと警告した』とある（註2）。それがどれ程の決心を以てなされた警告であるかは尙明確ではない。

五月中旬に、ドイツがチェッコ國境に兵力を集中した事實に對し、ドイツ側ではこの兵力の移動は單なる國內

限りの措置に過ぎないと打消したが、プラーグはこれを信頼しなかつた。またフランスの參謀本部はチェッコスロヴァキアを支持する決心を堅め、これ以上ドイツに讓歩すべからずと主張したのである。

大戰の危機は切迫して居た。後にゲッベルスが發表したところを見ても、ヒットラーはオーストリー併合の一週間目に、ズデーテン併合の決心をきめたといふのであるから、この時既に決意の定まつてゐたことは窺ふことが出來る。英・佛首腦部はニオン（スイス）で會合して、鞏固にチェッコを支持することを申し合せたが、ドイツ新聞紙の猛烈な總攻擊に拘らず、大事に至らずして危機は解消して了つた。

五月末になつて、チェッコ政府は軍隊を復員すると同時に、英・佛に對して、今後もヘンラインとの交渉を續行すると報告して來た。この交渉は翌六月に入つて續行され、ドイツ新聞の論調も次第に平靜に歸した。六月十四日の公表には、チェッコとヘンラインとの交渉は、政府側の提案とカルルスバッドの要求とを基礎として進行してゐるとあつた。そしてその最初の會談は六月二十三日に行はれたのである。

この交渉に依つて知り得たことは、雙方の主張に益〻間隙が大きくなつたといふ事實であつた。ズデーテン側の求める處は、ドイツ人の多數に住む地方に事實上獨立の地位を認めることであつて、いはゞチェッコ共和國内にナチス國家の存在を許すことを要求したのである。この場合に於いてもプラーグの中央國務にはズデーテンとチェッコ側とが平等の發言權を持つことを建前としてゐる。

ホヂャ首相はかゝる要求を基礎として交渉を繼續することは、政黨各派の同意を得ること至難なりと考へた。するとドイツに於いてはこれに對應する重要な措置に着手した。それは後にヒットラーがニューレンベルグの演説に洩らした如く、五月二十八日にドイツ空軍の擴充と、西部國境の要塞補強工事に着手することを命令した事實を指すのである。

七月九日にヘンラインがヒットラーを訪問した。この時から再びドイツ新聞紙とラヂオ放送とが一齊にチェッコ攻撃の火蓋を切り始めた。ヘンラインの右腕と見られるフランクがいつたことは『目下續行中なる會商は「現實」ではなくて、單に「偵察」である』と。

その頃になつて英國の態度はまた動搖し始めた。ロンドン政府はドイツの軍備擴張を知つてフランスに通告して曰く『英國の方針は三月二十四日のチェムバレン演說の範圍を出でないものと考へられたい。五月の危機に際して佛國と共同の態度に出たのは例外であつて、先例とはならぬ』と。この情勢に於いて、一般に信ぜられたところは、フランスは到底英國の支持なくしてチェッコ救援の措置を執り得ないであらうとの見透しであつた。

歐洲の二大陣營の間に挾まれた諸國では、多大の關心をもつて事件の推移を見てゐた。當時ユーゴースラヴィア政府はベネシュ大統領に向つて、チェッコ政府も自國と同じやうに、ファッショ樞軸と友好的關係に入るべき時機が來たと勸告したと傳へられる。ストイヤヂノウィッチ首相は一九三七年の春季に開かれた小協商國會議でこの意味を洩らした許りでなく、一九三八年五月の危機に當つてはベルグラードの機關紙が明白にこの趣旨を表明した程である。

ベネシュはこれに答へてチェッコ政府はフランスと同盟の關係にあり、過去に於ても借款並びに政治的支持を受けて來たが、今日も同盟國の證言に信賴の念を失はないといつた。事實七月十二日にダラヂエ總理が、フランスは飽迄チェッコとの同盟に忠實なるべき旨を繰返して聲明したのであるから、ベネシュがかく信じたことは理由のないことではなかつた。

五　ランシマンの奔走

七月中旬に英國皇帝皇后がパリを訪問された時は、兩國の同盟が益〻堅固なることを示す機會として利用された。その時にもダラヂエ首相はフランスとチェッコとの同盟に言及して水火の交を確認した。

七月十八日——それは英皇帝がパリに出發せられる前日であるが——ヒットラーの特使ウィーデマンがハリファックス外相をロンドンに訪問して密談をとげた。談話の内容は今日まで發表されないけれども、英國外相はパリへ行く前にプラーグ政府に對して、ズデーテン紛爭にイギリスの顧問を派遣することに異議はないかと尋ねた。若しこの提案が拒否された場合には、その經緯を公表しなければならぬと附加へたので、假りにチェッコ側が不承諾の意を表示したら、英國の輿論は、チェッコ事件から手をひけといふだらうとの意味も含まれて居た。

プラーグ駐在の英國公使は、この事件が內政干渉の譏を受けることを慮つて、英國のオブザーヴァーは、ドイツ新聞が非難するチェッコ人の殘虐事件を調査するために現地へ派遣されるのだと陳辯した。ハリファックス卿はパリ滯在中にダラヂエ首相、ボンネ外相と鼎座密談を凝らしたが、恐らくこの機會にランシマン卿を仲裁人としてチェッコへ派遣する問題が討議されたのであらう。尤もフランス側に於いては進んでかゝる仲裁者を送ることを拒絶したものである。

ベネシュ大統領は、ランシマン派遣の意味が慇懃な泥坊を承認する結果となりはしないかとの憂惧を抱き乍らも、これによつて、英國をズデーテン事件に深入りさせれば、延いて道義上の責任を執らせる結果になると打算したに違ひない。然し當初はランシマン派遣によつて、チェッコ政府は英・佛の意のまゝに讓歩せざるを得ない

瀬戸際に押込まれる結果に氣づかなかつたのである。

ランシマン使節派遣のことは七月二十五日にロンドンで發表されたが、下院議員シンクレアーの質問に對してチェムバレンは、この使節の任務は決してチェッコ側を抑へるためではなくて、紛爭當事者が事を急いで、取り返しの附かない行詰りに陥ることを防ぐためであると説明した。實際問題として、五月二十一日の危機に英國が强硬な態度を示したために、ドイツを抑へることが出來たといふ西歐諸國の宣傳は、チェッコに對するイギリスの發言權を强化した如く見え、それがベルリンを刺激した。

ランシマンは八月三日にプラーグに到着して、直ちに問題の調査に着手した。すると、ドイツは機動演習に名を藉りて、全國的に豫備兵を召集し始めた。西部國境には多數の勞働者を徴集して防禦工事が促進された。それ許りではない、ベルリンの軍事當局は物資の徴發や市民の役務召集に着手したとの報道も傳はつた。

これに對して英國政府は（九月二十八日のチェムバレン演説によると）ベルリン駐在の大使に訓令して、ドイツの措置はチェッコスロヴァキアを脅威するものであつて、英國政府としても萬一に備へる手段を執らざるを得ない旨を通告させた。傳ふるところに依れば、この申し入を受けたリッベントロップ外相はかんかんに憤激して、イギリス大使に激しく喰つてかゝつたといはれる。ドイツ外相は、ドイツの軍事的措置について論議することを拒否しつゝ、英國がプラーグに於いて奔走することが徒らにチェッコの態度を硬化させるに過ぎないと答へた。

八月下旬に英國艦隊は北スコットランドに集中する準備をしてゐたけれども、愈々といふ刹那に如何なる態度をとるかは決定されてゐなかつた。

ドイツではヒットラー總統の國境巡視が行はれて、西北のベルギー國境からライン河に沿うてバーゼル市に至り、更に東に向つてスイス國境迄視察した。それからベルヒテスガーテンの山莊に歸つた總統は、九月一日にへ

ンラインを引見して協議を凝らした。ヘンラインは急いで歸國し、九月二日にプラーグ當局と第二回の會見を遂げたが、協議の題目が、ランシマンの立案したチェッコ國の自治州制（八月二十八日にヘンラインが受取つた案）であつたことはいふまでもない。

ベネシュの立場は極めて困難であつた。自治州制の細目をヘンラインに話して、どれ程讓歩の餘地があるかを打明けるとしたら、後日ヘンラインに退却の餘地を塞ぐ結果となる。そこで交渉の結了するまでチェッコ案の全部を公表することを拒否したのである。

この際に於けるヘンラインの役割は、單なる走り使ひに過ぎなかつた。ランシマンはヒットラーが八月二十八日の案を受諾することを熱心に待望してゐたが、この瞬間から彼はズデーテンとチェッコとの調停を引受ける任務から、ドイツとチェッコとの調停役に變つて了つた。それがロンドンからの訓令に依つたものか、或はまたランシマンが、ヒットラーを取込まうとの發意に出たものかは明白でないが、新聞は寧ろ後者であると見てゐた。

ヘンラインの齎した返事は拒絶の一語であつた。ズデーテン側の言説もドイツ新聞の論調も一齊に強硬な態度を示して來た。然しプラーグ政府はヘンラインとの交渉を繼續することにして英・佛の顏を立てた。尤もズデーテン・ドイツの内にも――殊に代議士の仲間に――ドイツとの併合よりも、チェッコ内での自治を希望する者の尠くないことを政府は承知してゐた。だが一方には、ヘンラインに對して一歩々々讓歩しつゝ、ヒットラーに對して強硬な態度を執ることは極めて危險な遣口であることも解つてゐた。解つてゐても他に往く途のないところ迄事態は突進んでゐたのである。

チェッコスロヴァキア政府は數ヶ月前に少數民族問題の方針を決定して、出來る限り滿足を與へること、外部からのナチスの干渉に強硬な態度をとることに決めてゐた。無論ナチスに親交的態度を執るとすれば、恰もイタ

リーに對するユーゴースラヴィアと同じやうに、通商上にも對償が得られることは知つてゐたが、數世紀以來の民族的反感から、ナチスの政治、經濟、社會制度に全面的な嫌惡の情を抱いてゐるプラーグの指導階級にとつて、かゝる轉向は容易な事業ではなかつた。

ベネシュとその一黨は、ドイツがライン沿岸に築造する防禦工事の進捗につれて、フランスが迅速且つ有效な支援を與へることとの困難を知らないではなかつた。けれどもフランス參謀本部の意圖に信頼し、且つボヘミア國境の要塞が東ヨーロッパの鍵であることを信じて居た。フランスは既に百萬人を動員し、イギリス海軍も近くスコットランドに集合する豫定であると聞かされてゐたから、國民も政府も犧牲を覺悟して英・佛の支持に頼みをかけてゐたのである。而も倘プラーグ政府が一歩々々ズデーテンに讓歩したのは、一九一四年夏のセルヴィアの態度に倣つて、最後迄忍耐する決意であつたとベネシュの同情者は語るのである。勿論ベネシュはチェムバレンの心境に一抹の不安の念を抱いてゐたが、然し英・佛の勸告を容れて讓歩を重ねたならば、道義的にチェッコの立場は強くなると考へた。フランスの態度に信頼を抱いたチェック人は、ソ聯邦と英國の支持についても結局は蹶起すると打算して居た。のみならず、ポーランド、ルーマニア、トルコ、ユーゴースラヴィアも英・佛に荷擔すると計算し、イタリーは暫く中立を守つて、兩方の取引に有利な地位を占める肚だと見た。

プラーグの政治家は、ヒットラーが干戈に愬へるとは考へてゐなかつた。英・佛・ソ聯の共同戰線が成立すれば戰爭は起らないで濟むと觀測したのである。だが萬一戰爭になつても、ドイツに對する聯合軍の勝味は充分であると見て、最初の犧牲を甘受する決心をした。

チェッコ側の第四案は、九月六日にズデーテン代表に手交された。この内容は行政、産業、教育の各部門に亙る複雜なものであるから、此處に詳述することをさける（詳細は一九三八年九月十日附タイムス――ロンドン、參照）。

然しランシマンはこの第四案によつて、カルルスバッドの八ヶ條の綱目は大體滿たされてゐるものと見た。尤も『ランシマン報告』に誌してゐる如く、ズデーテンの極端派はこれでも滿足しないであらうと豫想してゐた。

英・佛兩國は、これに依つて討議の基礎が成立したものと見て雙方の受諾を熱望したが、ヘンラインは第四案の交附を待たず、倉皇ヒットラーの賓客としてニューレンベルグに向つて出發した。

恰もその時、九月七日にタイムスはズデーテン問題に關して、思切つた論說を掲げ、世界的に波紋を與へた。それは、チェッコスロヴァキアは斷然ズデーテンを委讓して、民族的に單一國家を造る方が望ましいといふ論旨であつた。タイムスは所謂クライヴドン派と稱する保守黨の一群によつて支配される新聞であり、政府との關係も淺くないのであるから、この機微なる時に、かゝる放膽な論を發表することの適否について、英國政界に論議を惹起したのは當然であつた。イギリス政府はこの論文は決して英國政府の意中を代表するものでない旨を公表するといふ騷ぎになつた。

この論文はフランスの妥協論者に元氣をつけたし、リッペントロップもこれを强氣の材料とした。ベルリンでは、チェムバレンが依然平和論と慰撫政策に終始するものとの見通しが强力になつた。折も折とて、九月七日モラウスカ・オーストヴァと稱する町で、チェック人とズデーテン人との衝突が起つた。雙方とも死傷者はなかつたが、ズデーテンはこれを理由として交涉の斷絕を聲明し、そしてヘンラインはニューレンベルグから歸國することを肯んじなかつた。

ニューレンベルグのナチ黨大會の日取たる九月十二日が近づくにつれて、種々の揣摩臆測が飛んだ。イタリーでは政府の公表を以つて、暗にこの紛爭に中立的である如き態度を公表したが、タイムス特派員は、この公表を註釋して、イタリー政府は精神的にドイツを支持するが、紛爭には捲込まれ度くない考であるといつてゐる。又

チアノ伯の演説に何といつたにしても、事實大規模の動員がイタリーで行はれた形跡は認められなかつた。

イギリスでは外務省の支持する政策と、內閣員の一部とに意見の相異があつた。前者はチェッコ政府が旣に讓步の極點に到達したことを明白に聲明すべしと主張し、後者は尙當分事態を見送ることに左袒した。

フランス政府は百五十萬の陸兵を動員して、國防の準備成れりと聲明し、英國の勞働組合もフランスの勞働組合と略〻時を同じうして政府支持の態度を明かにしたから、英・佛兩國の態度は最後の場合に備へる準備に邁進する如く見えた。

英國外務省は、九月十一日に在ロンドン外國新聞記者を招集して英國の立場を聲明したが、その調子は豫想以上に强硬なものであつた。この公表書は三月二十四日の總理の演說、八月二十七日のサイモン內相の演說から說き出して次のやうに述べてゐる。『最初の聲明以來、關係國のみならず、英國自身と雖も紛爭に引込まれるであらうこと、及びフランスの保全が害される如き大衝突が起れば英國が無關係であり得ないことは明瞭であつた』と。これと時を同じうして、チェムバレン首相はドウニング街の官邸で英國の新聞代表を引見し、彼の立場を說明したが、その語調は外務省の公表に比べて著しく軟弱であつた。その結果、外務省の發表は單に『責任ある筋』の發表といふ程度のものに見られて、寧ろチェムバレン自身の談話が大きく取扱はれることとなつた。結局總理の實際論が勝を占めて、閣內の强硬論は抑へられて了つた形であつた。

翌る九月十二日には、ニューレンベルグのナチ黨大會でヒットラーが大演說を試みた。『ズデーテンの同胞が權利を認められず、自力で滿足が得られないとすれば、我等の手によつてそれが與へられる』と述べた。この演說はドイツが民族自裁權を引用して、ズデーテン援助の決心を披瀝した最初の言葉であつた。『外國の政治家はこれが單なる言語に過ぎないとは信じないだらう』と警告した。『ドイツの西部國境には五十萬人の勞働者が築

城に從事して居るし、國民は武器をとつてその背後に立つてゐる』とも述べた。それはチェッコ並びに英・佛に對する重大な決心の表明であるとして、世界は固唾を呑んで事件の成行を凝視する姿であつた。

六　ベルヒテスガーテンと英・佛案

九月十二日を以つて危機は確實に進行を始めた。ポーランドの內閣は、その內政を反映して英・佛に傾く意見も無いではなかつたが、外相ベック大佐は明白にこれと對立した。

ドイツ人種の少數民族が自裁權を認められる場合に、ポーランド人が差別的にチェッコで取扱はれることは不都合だと、ポーランド新聞は呼號し出した。それはテッセン地方に在る十萬人のポーランド人を指すものであつた。

イタリーの態度は、ニューレンベルグ大會の時まで、ドイツ側に於いても英・佛側に於いても大體中立と觀測したが、その時以來急速にドイツに傾いて行つた。アメリカ方面に達した報道によれば、ヒットラーが黨大會に於いて強硬な態度を聲明し、英・佛の態度が案外に弱いのを見て、ムッソリーニは、戰爭起らずと看てとつた。イタリーが中立的な立場を棄ててドイツを支持する旨を明瞭に表示したのは、ドイツのみが報酬を拂ひうる情勢にあつたからである。

九月十二日にツリブーナ（イタリー新聞）が書いたことは、前に述べたイギリス外務省の公表を『外交的の駄法螺（ブラッフ）』だと見縊つたことである。『平和を維持しようと思ふならベネシュはズデーテンを讓れ』と十二日の『外交報』が書いた。ニューレンベルグに於けるヒットラー演說の效果は、ベルリン・ローマ樞軸の強化と、ポーラン

ドが英・佛側屈服すべしと推定したことであつた。

ルーマニアの立場は根本に於いては變らない。英・佛がチェッコスロヴァキアを支援する場合には、ソ聯からの援軍に版圖内の通過を許す義務を負つてゐた。ユーゴースラヴィアは英・佛を敵に廻して、ドイツ・ハンガリーに味方することを想像し得ない。若しそのやうな急轉回を行へば、總理ストイヤヂノウィッチは『ダニューヴ河へ投げ込まれたであらう』とアメリカの評論家が書いてゐる。さうなるとルーマニアとユーゴースラヴィアの力でハンガリーは動けない。ポーランドと雖も、愈〻大戰が起つたら、その態度はどうなつたか解らない。かういふのが民主主義國側の希望的觀測であつた。

九月十三日にズデーテンの混亂はその極に達した。チェッコ政府はこれを革命行爲と見做して戒嚴令を施行した。當時ズデーテン側はクント博士の手に依つてプラーグ政府と交渉を始める用意をしてゐたが、極端派はこれを妨害するためにこの騷擾を開始したとランシマン報告に誌してある。事實この騷動に民衆の支持はなかつたと米國新聞の特電は報じた。

戒嚴令の發布に對して、ズデーテン側は最後通牒を以つて、同夜十二時限りこれを廢止することを求めた。然るにプラーグ政府がこれを承諾しないのを見て、今後は民族自裁主義に準據すべく、カルルスバッドの八ヶ條の要求はこれを放棄すべしと聲明した。

ズデーテンの暴動と最後通牒とを知つて、フランス政府はイギリスに對し、何とかしてヒットラーと連絡を取ることを依頼した。といふことは、ヘンラインが逮捕を免れるためにドイツへ遁入した瞬間から、『ヒットラーはチェッコスロヴァキアの攻略を考慮してゐた』からである（括弧内はチェムバレンの演説）。九月十三日に英國首相は陸海軍大臣と陸海軍首腦とを集めて、萬一の對策を協議した。

この時になつても、パリ政府は、英國に對する自國の强い立場を自覺しなかつた如く見える。マヂノー線には防禦の態勢が整ひ、參謀本部は準備してゐたが、政府のみは躊躇して敢然と起上ることを決心しなかつた。ボンネ外相の消極説はレイノー一派の强硬な主張――それは參謀本部も支持する傳統的の政策であつたが――と對立して、ダラヂエ首相はその裁決に迷つたのである。

この際に於けるフランスの進退は最も重大な決定點であつた。フランスの逡巡したことがチェムバレンをしてその思ふ壺に事態を引きずらしめる原因となり、そして英・佛相誘うてヒットラーの要求を認諾することになつたのである。それはズデーテンの民族自裁權を認めることだけで充分だとの考へ方である。

フランスの申し入れに應じてチェムバレンはベルリン政府と交渉を始め、九月十四日の夕刻には、翌朝チェムバレンがヒットラーを訪ねてベルヒテスガーテンに往くことが發表された。チェムバレンの言によれば、それが彼の最後の手段であつた。英國大使でさへもニューレンベルグではヒットラーに會へなかつたのであるから、首相自らドイツに赴いて會談する決心を固めたのであらう。

チェムバレンはこの年六十九歳にして、生れて初めて飛行機を利用した。ロンドンからミュンヘンに飛んで、其處から自動車でベルグホッフに向つた。初めロンドンを出發する時のチェムバレンの考は、ドイツ總統に面談して妥協點を發見する意嚮であつたが、ベルヒテスガーテンの會談に於いて、彼は卓上に拳銃の置いてある事實を覺つた。相手方は民族自裁によつてズデーテンを併合することを主張し、『それを躊躇する位なら大戰を賭する準備がある』と告げた。

ヒットラーが直截に戰爭を辭せずと明言したので、チェムバレンは、然らば遙々と此處へ來たのは時間の浪費であつたと思ふがといつた。これに對してヒットラーは、英國が民族自裁主義を認めるならば、これを實行する

方法を討議するに異存の無いこと、そしてチェッコに於いて止むなき事態の發生しない限り、英國政府と協議を終る迄ドイツは武力行使を差控へることに同意した。チェムバレンは民族自裁主義による解決を、イギリスとしては承認すると思ふが、閣僚にも諮り、パリとプラーグ政府の同意を得るやうに努力しようと述べて會見を終つた(註3)。

チェムバレンは九月十六日にロンドンに歸つた。クロイドンに着くと、彼は數日の中にドイツを再訪する豫定であること、その時にはヒットラーが中途まで出掛けてくる手筈であると語つた。首相は喝釆を浴びつゝ閣議の席へ、そして又バッキンガム宮殿へと急いだ。

九月十八日の日曜の朝、佛國の首相及び外相はロンドンに飛び、終日終宵チェムバレン、ハリファックス、サイモン、ホアーの諸氏と協議した。夜中の十二時少し過ぎに、コンミュニケは採るべき方針について彼等一同の意見が一致したと發表した。との方針が何であるかは、チェッコ政府には良く解つてゐた。

月曜の朝、チェッコスロヴァキアの惧れてゐた打擊が打ち下ろされた。盟邦フランスと、プラーグで對獨交渉を指導してゐた英國が、チェッコ政府へ通牒を送つて、歐洲の平和を維持する上からも、又チェッコスロヴァキア自身の重大利害から言つても、ズデーテン地方をドイツに讓り渡す必要があると申し入れた。ヒットラーがチェムバレンに指圖したことを、今度はチェムバレンとダラヂエとがベネシュに指圖したのである。

問題の地域は直接に讓渡しても、人民投票の結果として讓渡してもよいとプラーグ當局に通告された。英・佛兩國政府は場合によつては何等かの國際機關(チェッコ代表委員を含む)によつて國境の調整を行ふことが出來ようといふ意見だつた。それからチェッコスロヴァキア政府に將來の安全のための何等かの保證を與へようといふ英國の申し出があつた。『斯くの如き保證の主要條件の一は、相互に軍事的義務を課する現存諸條約を廢止し、正

當の理由なき侵略に對する一般的保證をこれに代ふることによつて、チェッコスロヴァキアの獨立を防護』することであつた。そしてチェムバレン首相は遲くも二十一日までにヒットラーとの會談を再開したきに就き、『成るべく早く』回答を煩はし度いとのことであつた。

九月二十日、プラーグに於いては朝から晩まで、『大なる裏切り』に對する憤懣の念が、上は臺閣の政治家より下は新聞賣店の周りに渦卷く群衆に至るまであらゆる社會層に漲つてゐた。如何なる犧牲を拂つても、必要ならば單獨ででも抵抗しようといふ悲痛な決意が、政府の聲明にも街頭の叫びにも現れてゐた。翌朝の午前二時十五分に、英・佛兩國の公使は大統領に面會すべくその官邸へ急いだ。かくの如き時刻の會談は妥協の件についてではあるまい。英、佛はチェッコの敵か、然らざれば味方か。英・佛公使は何を言ふのであらうか。プラーグの市民の關心は悉く彼等の大統領と英・佛公使とのこの會談に注がれた。英・佛公使の申し入の內容は大體左の如きものであつた。

一　英・佛兩國は、人力に出來る限り、歐洲戰爭を防止し、それによつて同時にチェッコスロヴァキアの侵略をも防止する義務がある。

二　英・佛兩國政府はチェッコスロヴァキア政府に、この一事を悟つて貰ひたい。卽ち、プラーグ政府が無條件に英・佛案を受諾しなければ、チェッコスロヴァキア政府はその結果として發生する戰爭に對する唯一の責任者として世界の前に立つことになるといふこと。

三　チェッコスロヴァキアは英・佛案を拒絕することによつて、英・佛の共同一致を破壞する責を負ふことにならう。といふのは、たとへフランスがチェッコスロヴァキアの應援に赴くとしても、英國は決して軍を進めるつもりはないからである。

四　英・佛案の拒絶が戰爭を惹起することになれば、フランスはその條約上の義務を履行しないといふことを正式にチェッコスロヴァキア政府に通告するつもりである。

『即時降服』を要求する最後的申し入れが耳の中でがんがん鳴つてゐるベネシュ大統領は、急遽使を出して就寢中の閣員を起させた。三時少し過ぎに彼等は到着して、夜の明けるまで協議を續けた。彼等の協議中、外國通信員たちはチェッコの抵抗確實と見た。午前四時に、ギダイはニューヨーク・タイムス社へ電報を打つて、ヒットラーがシュシュニックに申し入れたやうな臨梅にベネシュに話をしたいと思ふなら、彼はプラーグまで出掛けて來なければなるまい。そしてプラーグへ來るまでには、戰つて進路を切り開かなければなるまいと言つた。『骰子は投ぜられた』と彼は書いた。投ぜられたには違ひないが、練達な外國通信員たちの豫想とは全く異つた振り方で骰子は投ぜられたのである。

ベネシュのやうな反撥力の强いリーダーが何故に屈伏に決したか。彼等は孤立したのである。それまで彼等の政策は二元的であつた。卽ち、一方に於いては外國からの壓迫に斷乎として對抗すること、同時にあらゆる方法を以つてドイツ系少數民族の鎭撫に努めることであつた。さて、チェッコスロヴァキアが單獨でドイツに對抗を續けることは、不可能ではなかつた。陸軍は强大な防備の背後に待機してゐたし、國民はいかなる犧牲をも辭さない覺悟であつた。おそらく暫く經てば、フランスは後悔して味方につくであらう。ソ聯も、そのプラーグ駐剳公使が言つてゐる通り、何等かの援助を與へてくれるだらう。一部の觀察者は、チェッコは獨力でも二ヶ月間ドイツ軍に對抗できると考へた。又一部の人々は、ドイツがオーストリーを併合して、國境の比較的防備の薄い部分を手に入れたから、獨・チェッコの戰は三、四週間しか續かぬだらうと言つた。が、この短時日にさへも歐洲の情勢にいろいろの出來事が起るかも知れなかつた。

が、ベネシュ及びその閣僚が大統領官邸の評議室で議論を上下してゐた時、その胸中に最も重きを置いてゐた事情は靜かな屋根の下に眠つてゐる何萬の人々の差迫つた死のことであつたらう。又、連日連夜プラーグ及び他の都會で爆撃される何十萬人の犠牲者のことであつたらう。

朝の九時には、内閣の意見は、フランスが英國の尻押で彼等を罠にかけたもので、もはやその罠から遁れる途はないといふことに決つてゐた。外相クロフタは英・佛兩國の公使ニュートン及びラクロアを招致して、政府の回答を手交した。街々では、大道演説家が群衆に向つて、大統領官邸へ押しかけよ、大統領に迫つて抵抗の命令を下させよと呼びかけ、群衆は怒氣を帶びて右往左往してゐた。女は泣いてゐた。夕方になつて降伏の報が傳はると、群衆は一齊に大統領官邸と參謀本部の方へ押し寄せた。が、閣員はこもごも擴聲器の前に立つて彼等に待つてゐてくれ、靜かにしてくれと頼んだ。最後にシロヴィ将軍が同じやうに頼んだ。群衆は眞夜中過ぎてから漸くぶつぶついつて歸り始めた。

クロフタ氏が二十一日に英・佛公使に手交した回答は發表されなかつたが、この回答書の文言には二、三注意すべきものがある。チェッコスロヴァキア政府は『兩國政府（英・佛兩國政府）がチェッコ國の死活的利益のためにあらゆる保護を加へるべく全力をつくすものと見て』兩國政府からの『非常なる壓迫の下に』その提案を受諾したと書いてゐる。これらの提案がプラーグ當局との協議を經ずに作成されたことを遺憾とし、仲裁裁判の提議が拒絶せられた事實に注意を促してゐる。それは『全體として』英・佛の提案を受諾し、約束された保證の原則に特に重點を置き、ドイツに譲渡さるべき地域は國際委員が新國境の劃定を了るまではチェッコ領として殘るべきものと諒解する旨、及び決して侵入を許さざるべき旨を陳述したものである。

七　ゴーデスベルクの最後通牒

このチェッコの投降承諾を懐にして、チェムバレン首相はゴーデスベルクに向けて飛んだ。それは九月二十二日であつた。チェムバレンの三時間に亘るヒットラーとの會見は、ヒットラーのドイツ語通譯だけを同席させて行はれた。討議はヒットラーの要求の實質には觸れなかつたらしい。その翌日チェムバレンからヒットラーに宛てた書簡によつても分る通り、これは旣に許與されてゐた。チェッコスロヴァキアに於ける『ズデーテン・ドイツ人の優勢を占める地域』をドイツが占領することは旣定の事實として、この地域について人民投票の必要はないといふことにチェムバレンは同意してゐた。

然し、ドイツ軍隊が直ちにズデーテンに乗込んでこれを占據するといふヒットラーの要求には、流石のチェムバレンも吃驚した。その晩は、この手續の問題を唯一の重要係爭問題として兩巨頭は別れた。チェムバレンの眼から見れば、これは極めて重大な問題であつた。といふのは、兵力の威嚇に屈伏したとなると、英・佛の輿論が騷ぎ出すことを彼は知つてゐたからだ。それにチェッコ政府は、新國境が國際委員の手で劃定されてから、占領の行はるべきことを主張してゐた。これは無理からぬ條件であつた。この手續を逆にしてヒットラーに即時乗込みを許せば、チェッコ國民は反抗して戰爭を招來することになるかも知れないからである。

そこで、翌朝チェムバレンはヒットラー宛に書簡を認めた。チェッコスロヴァキアに於けるドイツ人優勢地域へのナチス・ドイツの要求は承知する。同地域を越えてどういふ風に國境を定めるかについて人民投票に依らうといふ提案は、確かにチェッコスロヴァキアの受諾を得られると思ふ。が、問題の地域は、『原則上直ちにドイツ

國の一部』とし、その後間もなく正式の劃定によつて、これを實際にドイツ領とすることにして、ドイツ軍隊による卽時占領を避けることにしよう。尤も割讓を便利にするために何か別の方法を採るやうチェッコ政府に頼んでは見ようと。

ところが、この書簡への應答は猛烈な議論であつた。ヒットラーはニューレンベルグに於いても、既に決意を述べてゐるし、その後も決意を繰返し聲明してゐる事實を指摘した。形勢は『日々に刻々に益々堪へがたきものとなつてゐる。チェック人は氣が狂つた。彼等の犧牲となつたドイツ人は擧つて國外へ遁走しつゝある。自分の力でこの事態を終止せしめなければならぬ。』彼はウィルスンの十四ヶ條を例に引いて、英國が將來を保證するとしても、そんな約束は彼の眼から見れば何の値打もないことを仄かした。ドイツの求めるところは、この地域をドイツ領にするといふ原則の承認ではない。この原則の實現である。最短時間にチェッコ虐政の不幸なる犧牲の艱苦を終止せしめ、同時に大國の威嚴に副ふ實現である。ズデーテン・ドイツ人は他國の寛大な同情のお蔭でドイツに復歸するのではなく、自決の權利とドイツ國の斷乎たる決定によつて、ドイツへ復歸するのである。尤も、後になつて劃定した國境を訂正するためには喜んで人民投票を許さう。その人民投票は國際委員か獨・チェッコ混成委員の監督の下に施行しても可い。人民投票施行中は『最も國境爭議のやかましい地域』からドイツ軍隊を撤去してもよろしい。が、ドイツ領と考へなければならぬ地域をドイツ國の保護なしに放置することは出來ぬ。からヒットラーは主張した。彼はチェムバレンが武力に依らずして解決を行ふことに同意されたいと言つたのを、斷然撥ねつけた。『ドイツの權利よりも優位を占める權利を有つ國際的權力とか國際的協定』とかいふものは存在しないと彼はいつた。

一大國家の元首からその賓客である他の一大國家の首相に宛てた書簡として、誰もこれ以上の激越なものを考

へることは出來ない。チェムバレンは如何なる代價を拂つても平和を求めようとしてゴーデスベルクへやつて來たのである。が、ヒットラーは戰爭をも決心してゐるかの如き觀があつた。事態かくなつては、チェムバレンも大戰爭の危險が差迫つてゐることをチェッコスロヴァキアに知らせずに置く譯には行かなかつた。動員せよとの勸告がプラーグに送られた。面目を潰されたチェムバレンが心を落着けるには三、四時間かゝつた。彼の回答は慇懃にして簡單であつた。彼はヒットラーの要求を陳述する覺書と、人民投票の結果引渡されるべき地域を示す地圖とを求めた。そしてヒットラーの覺書は翌九月二十四日の夜、ハリファックス卿によつてロンドン駐劄のチェッコ公使に手交された。

ヒットラー總統の態度に關するチェムバレン首相の報告は英・佛の內閣を驚かした。英・佛兩國の海陸軍は非常に備へるために待機を命ぜられた。ガス・マスクは配布され、防空壕が處々の公園に造られ始めた。九月二十五日の夕方、ダラヂエ、ボンネの二人は倉皇としては空路ロンドンに到着、夜の十二時過ぎまで英國の閣員たちと密談を凝らした。

ロンドン駐劄のチェッコ公使は本國政府からの回答に副へた書面に於いて、プラーグ政府は所謂英・佛案が要求の最後であると思つて、非常な强迫の下に同案を受諾したのである。然るに今やドイツによつて新しい要求が持ち出されたのは心外千萬で、この新要求は絕對に受諾不可能であると書いてあつた。

そもそも英・佛案は、直接讓渡か人民投票の結果としてか、いづれかの方法でチェッコ共和國中のドイツ人優勢（五〇%以上）地域をドイツに編入することを提議したのであつた。而して必要なる國境調整及び住民交換の手筈はチェッコの代表者を含む國際委員の手でこれを行はうといふのであつた。然るにゴーデスベルク最後通牒はドイツの作製せる附圖に示した境界線まで、即時ズデーテンランドの軍事的占領を要求したものである。

英・佛案には、割讓が行はれた場合、新らしいチェッコ國は現行の對佛及び對ソ互援條約に代はる國際的保障（英國政府が參加する）を受けることを規定してあつた。然しゴーデスベルクの最後通牒は、保障について一言も言及しなかつた。

これがベルヒテスガーテンでヒットラーからチェムバレンに與へた條件と、ゴーデスベルクで手交した最後通牒との間の、二つの主要な相異點であつた。第一の場合には、英・佛は萬一チェッコが承知しなければ吾々は味方に立ち得ないと言つて、チェッコを威しつけて彼等の提案を無理やり受諾させたが、第二の場合には、第一と餘り懸隔が大きいので、ハリファックス卿は何等壓迫を加へずに、ロンドン駐劄のチェッコ公使にドイツの最後通牒を傳達するに止め、更に英・佛はプラーグ當局に向つて、一刻も動員を怠らぬやう勸告したのであつた。

八 劇的不安

ヒットラーは月曜の夕刻、スポーツ宮で決定的な演說を試みることになつてゐた。その準備として彼は、使をヴェネチア州のシオへ遣はしてムッソリーニ及びチアノと協議させた。ヒットラーはイタリーから即時軍事的援助の熱心な約束は得られなかつたけれども、彼がニューレンベルグで決然と方針を聲明して了つてから、ムッソリーニの最初に考へてゐた中立政策は實行困難になつてゐた。彼は援助の約束を避けることが出來なかつたが、同時にブレーキを掛けることに努力した。といふのは、彼は英國が結局フランスに軍事的援助を約束することになるといふことを、ヒットラーよりも良く承知してゐたからである。その後（十一月三十日）チアノ伯は外國通信員にかういふことを語つた。局地的の獨・チェッコ戰爭の場合には、イタリーは留保的態度を取るであらうが、

世界戰爭の場合には、自國が脅威を受けたと見て、ドイツ側に參加するであらうと。

さて、ヒットラーのスポーツ宮に於ける聲明は、列國から不氣味な豫感を以つて待ち設けられてゐたが、ロンドン當局が覺束なく思つたことは、英國を輕んじてゐるリッベントロップやゲッベルス等が、事局の重大性をヒットラー總統に十分理解させるであらうかとの點であつて、それを慮つてチェムバレンはヒットラーに宛てて、訴へと警告の親展書を贈ることに決した。

彼はこの書簡に於いて、チェッコ政府は英・佛案受諾の意嚮を飜さないけれども、割讓の條件及び限度が協定される前にズデーテン地方を明渡してドイツ軍隊の即時占領を許すことには、どうしても不承知である事情を述べ、『該地域引渡しの方法を協定する目的』でチェッコスロヴァキアの代表委員と會合することにしたい。この會談には英國政府の代表者を參加させよう。とにかく、閣下と私とが意見を異にするのは、意見の一致した原則を實行する方法に就いてである。どうか私の提案を受諾して、戰爭の慘禍を避けるやうにして戴きたいと、『極めて熱心に』勸告した。

この書簡をヒットラーに手渡す使者として、サー・ホレス・ウィルスンが選ばれた。ウィルスンはヘンダースン駐獨大使を帶同して、月曜日の四時半頃に總統官邸に着き、一時間ほどヒットラーと會談した。ヒットラーはゴーデスベルク最後通牒の條件を緩和することは不可能であると彼等に語つた。駐獨イタリー大使ベルナルド・アットリコはこの日の午後七時半に本國へ重大な情報を打電した。即ち、ヒットラーは十月一日(土曜)まで待たないで、水曜の午後二時に軍隊の進駐を命ずることに決したとの情報である。

七時少し過ぎに、ヒットラー總統は威儀堂々とスポーツ宮に乘り込み、黨員の大集團と、そして眼に見えない全ドイツ國民に呼び掛けた。

この演說の中には、いつもよりも多くの途切れや不當斷案の箇所があつた。甲走りの調子に、辯明の調子が含まれてゐた。然しこの演說は一つの點に於いて愼重であつた。ヒットラーは眞の爭議が最早彼とベネシュとの爭でなく、ドイツと英・佛兩國との爭であることを、聽衆に知らせるやうな文言を一つも口にしなかつた。

チェムバレン首相はサー・ホレス・ウィルスンからヒットラーとの會談の趣旨を聽取し、ヒットラーの演說を讀んでこれを內閣首腦部と討議した後、九月二十七日の午前一時にコンミュニケを出して、ベルリン當局が彼の國際會議案を拒絕することはなからうといふ樂觀的な觀測を發表した。總統はチェッコスロヴァキアが約束を履行するといふのを信用しないけれども、これはチェッコが直接ドイツに約束したものではなく、英・佛兩國に約束したものである。ドイツ政府が武力によらず討議によつて讓渡の條件を協定することを承諾するならば、英國政府は誓つてチェッコの約束を速かに履行させると彼は述べた。取りも直さず、英國はチェッコスロヴァキアの英・佛案受諾を裏書したのである。一方、英國外務省が九月二十六日の夕刻發表した『權威ある聲明書』の中には、左の如き重要な一節が含まれてゐた。

『ズデーテン地域の引渡に對するドイツの要求は、旣に佛・英・チェッコ三國政府によつて承認されてゐるが、英國首相のあらゆる努力にも拘らず、チェッコスロヴァキアに對してドイツの攻擊が行はれるならば、その直接の結果として、フランスはチェッコの援助に赴かざるを得なくなるに相違ない。而して英國とロシアは確かにフランスの味方をすることにならう』と。

九月二十六日の早朝、ローズヴェルト大統領は、ヒットラー總統、ベネシュ大統領及び英・佛の首相に宛て、平和的解決のための訴求狀を贈つた。英・佛は直ちにこれに答へて熱心な感謝の意を表した。ベネシュ大統領は、彼の政府が二十年來、國際紛爭を常に平和的手段を以つて解決する方針を持し來つたことを述べ、ローズヴ

エルト大統領の希望に副はんとする意嚮を表明した。ヒットラーの回答は一日遲れて打電されたが、彼は萬一戰爭が起るならば、ベネシュ大統領が全責任を負ふべきであると主張し、『正當なる解決に達する可能性はドイツの最後通牒の提案によつて究め盡されてゐる』と結んだ。尤もドイツの新聞にはこの親電の交換に就いては一行も記すところはなかつた。米國大統領の訴求と同じ日に、今一つの訴求が出て來た。ムッソリーニはヴェローナに於ける演說に於いて、英・佛兩國に向つて、戰爭の不可避とならぬ中にチェッコを見離すことを求めた。

九月二十七日は英・佛政府にとつて非常な不安の日であつた。この朝ヒットラーとの第二回目の會見に於いて、サー・ホレス・ウィルスンは總統の氣持が變らないのを知つた。また彼は、ドイツの『行動』開始が翌日の午後二時からと定つたことをも聞かされた。チェムバレンからの訓令に基いて、サー・ホレスは、ドイツのチェッコスロヴァキア攻擊が、如何なる事態を招來するかを明確な言葉を以つてヒットラーに語つた。サー・ホレスは起立したまゝで、この陳述を今一度ゆつくりと繰返した。これが非常にヒットラーを怒らした。サー・ホレスは相手の樣子を見て少時室外へ出るに限ると考へたほどであつた。この日の午後、サー・ホレスは飛行機でロンドンへ戾つた。

同日の夕方、ベルリンからの急迫した情報に接したチェムバレンは、英國の公衆に向つてメッセージを放送した。彼は戰爭に生命を賭する兵士たちの母や姉妹から來てゐる手紙のことを述べた。それから『遠く隔つた國で行はれてゐる爭のために、吾々が塹壕を掘つたり、防毒マスクを掛ける稽古をしたりするといふのは、何と怖ろしいことでせう、何と珍妙な、ウソのやうなことでせう』と。それから首相はチェッコ政府がゴーデスベルクの最後通牒の受諾を拒絕したのは無理もないが、時日さへあれば、何とか解決の途があると思ふと言つた。更に言葉を續けて、彼はズデーテン地方の卽時引渡とドイツ軍隊による占領を要求してゐるヒットラーの態度をば不條

理と評した。が、平和のチャンスが殘つてゐる間は、彼はこれを利用することに努めるであらう。そのためには三度ドイツを訪問してもよい。その間、軍事的準備は進行してゐても、國民諸君は沈着を保つて貰ひたい。戰爭は必ずしも差迫つてゐる譯ではない。『强大な隣邦に對抗する小國に吾々が如何に多くの同情を寄せるとしても、吾々は單にこの小國のためにのみ大英帝國全體を戰爭に捲込む譯には行かぬ。吾々が戰ふとすれば、それよりもつと大きな問題のためでなければならぬ。私は魂の底までも平和の人間であつて、國家間の武裝的鬪爭は私にとつては一つの苦厭物(ナイトメア)である。しかし、或る國民がその武力の威嚇によつて世界を支配すべく決心したと分つたならば、私はこれに抵抗せねばならないと考へる。かくの如き支配の下にあつては、自由を信ずる國民にとつて、人生は生甲斐のないものであらう』と。

二十七日英國艦隊へ動員令が下つて、水曜の朝の各紙に發表された。殆ど同時刻に、サー・ホレス・ウィルスンがチェムバレン首相の最後の訴へに對するヒットラー總統の回答の本文を首相に提出した。

一方フランスでは、公衆が近づきつゝある怖ろしい試煉を諦めるやうな氣持で眺めてゐた。ヒットラーはマイン・カンプの中に『ドイツ國民の不倶戴天の敵は現在も將來もフランスである』と書いたのであるから、フランス人は彼の言葉を正直に受入れようとしてゐた。そして早くも彼の强引によつて疲らされ、この噴火山上の生活に比べたら、戰爭にも幾らか好いところがあるかも知れないとさへ說く者があつた。

然るにフランスの新聞界は、フランス國民の示した冷靜とは餘程異つた混亂と自家撞着の狀態に在つた。九月二十六日のコンミュニケの場合にさうであつたやうに、今度も政治的先入觀と外部からの壓迫が、多くの新聞紙を驅つて、普通の事實に對し異常な解釋を下してゐる兆候が見えた。

九　ミュンヘン協定

英國議會は九月二十八日に開會して、チェムバレン首相の口から、ズデーテン問題の經緯を聽いた。サー・ホレス・ウィルスンが前夜ベルリンから齎し歸つた例の書簡に言及し、首相はそれを讀んだ時に『意見の不和や曖昧な點が更に一段と範圍を縮小して、商議によつて解決できないことはないと思はれる點まで來た』といつた。彼はさういふ氣分から、その朝今一度ヒットラー總統へ書簡を贈らないではゐられなかつた。この書簡に於いて、彼はヒットラーと彼自身と、チェッコ政府代表者と、ヒットラーが希望ならば、佛・伊の代表者をも加へて、問題を協議しようではないかと申し入れたのであつた。彼は尚演說を續けて、自分はこれと同時にムッソリーニへも親書を贈つて、この協議を開くことに同意するやうヒットラー總統へ勸めてくれと依賴しておいたといつた。

それからチェムバレン首相は、ヒットラーがサー・ホレス・ウィルスンに向つてこの日の午後二時に行動を開始する旨警告したといふ報道を確認した。そして言葉を續けて、丁度その時ローマから來た情報を報告した。それによると駐獨イタリー大使がリッベントロップに會つて、ムッソリーニが平和的解決手段を考へるから二十四時間總動員を猶豫してくれと乞うたところ、ヒットラーは猶豫に同意したのであつた。チェムバレンがこれを下院に報告すると議席から拍手喝采が起つた。

『タイムス』の言葉を借りると、此處で『事が起り始めた』。五、六分前に、ハリファックス卿が貴族傍聽席で何か傳言を聽いてゐるのが見えたのであつた。彼は急いで出て行つた。間もなく二枚の紙が政府領袖席のサー・ジョン・サイモンに渡されてゐた。が、一寸の間サイモンは演說中の首相の注意を促すことが出來なかつた。

サイモンは演説の途切れたのを見て、くだんの紙片を首相の手に握らせた。下院は首相がそれを取つて讀んでゐる間緊張裡に沈默してゐた。それから首相は徐に口を開いて、ヒットラーが翌朝ミュンヘンへ來るやうに、彼とムッソリーニとダラヂエを招いたことを報告した。『私の返事が何であるかは申上げるまでもありません』と彼は附加へた。

下院は熱狂した。ロンドンはもう暫くは空襲を受けないでゐられる。首相の動議で、下院は十月三日の月曜まで休會となつた。

ムッソリーニがヒットラーに勸告して、『四巨頭』會議が開催されるに至つたのは、ローズヴェルト大統領の取つた措置が一役を勤めたと觀る者がある。九月二十七日にワシントン政府はドイツの動員計畫の報に接したので、ローズヴェルト大統領からヒットラー總統に親電を發して、平和か戰爭かを決する責任は全くベネシュに在るとのヒットラーの主張を駁し、『交涉は打ち切られたるにあらず、貴下が命を下せば、これを續けることを得べし』といつた。

ローズヴェルト大統領は同日の夕刻ムッソリーニ宛にも電報を打つた。その動機も內容も發表されてゐないが之がいろいろの出來事と丁度同時であつたことは意義あることである。

情報によると、ローズヴェルトのムッソリーニ宛親電は、ローマの米國大使館の一書記官によつて九月二十八日の朝、非公式にイタリー外務省へ傳達された。そして正式の傳達は、その日の午後フローレンスからローマへ戾つたフィリップス駐伊大使によつて行はれた。米國大統領の親電と英國首相からの何等かの通信と、どちらが先にムッソリーニに屆いたか、從つて榮譽と責任を如何に割當てるべきかの問題は、史家に任せなければならない。とにかく二十八日にはローマからベルリンへ二回以上電話の呼出しがあつた。その後で、ヒットラーは軍事

行動を延期し、外國の三首相をミュンヘンへ招いたのである。

ミュンヘン會議は九月二十九日に英・獨・佛・伊の四巨頭の間に開かれたが、會議はその日一日の間に諒解に到達した。その條件は事新しく述べる迄もなく、ゴーデスベルクに於けるドイツ側の要求が全部その儘承認せられたのであるが、最後の瞬間に至つて、ドイツはズデーテンの占領を十月一日中に行ふ代はりに、地域毎に逐次十月十日まで占據することに讓歩した。そしてポーランドとハンガリーの要求に就いては、その後九十日間にプラーグ政府と關係國との直接交渉に依つて纒めることに決定した。その際、英・佛政府はチェッコスロヴァキアの新國境を四國協同して保障することを提案したが、獨・伊側はポーランドとハンガリーの要求が滿足されるまではこれを保障する限りでないと答へた。

ミュンヘン協定はドイツとイタリーの新聞では、兩國獨裁政治家の勝利であり、彼等の大膽な政策の正當なるを證明するものとして祝福された。が、ミュンヘン、ベルリン及びローマに於ける最初のデモンストレーション、それから翌日兩首相への群衆の歡呼は、過去二日間の憂慮から救はれた一般公衆の安堵の情を示す最初の反應であつた。ロンドンとパリでは木曜の午後退際の株式相場がミュンヘンからの有望なニュースを入れて奔騰したが、市民の態度には或る程度の抑制が目立つて、その晩遲くなつても彼等の間には、再軍備と動員を繼續しなければならないといふ聲が聞かれた。パリに於ける一般の安堵の感は、タイムス通信員の言葉を借りると、何等『臆病な分子』を含まなかつた。

九月二十九日(金曜)の朝、ミュンヘンを去るに臨んで、チェムバレン氏はヒットラー總統と懇談を遂げた。彼等は別れる前に例の英・獨平和宣言に署名した。その一節は左の如き文言である。

『吾々は兩國の間に他の如何なる問題を處理するに當つても協議の方法を採用する決心であり、今後も、不和

の原因を除き、かくして歐洲の平和確保に貢獻する努力を續ける決心である。』

平和宣言を發表して後ロンドンに戻つたチェムバレンは公衆の熱狂的歡迎を受け、皇帝皇后兩陛下と共にバッキンガム宮の電燈煌々たるバルコニーへ歩み出て群衆の歡呼に答へた。七時頃王宮から退出して、彼はダウニング街の官邸に至り、其處で午後中待つてゐた人々に挨拶を述べた。『吾々の歴史に於いて、ドイツからダウニング街へ名譽ある平和が戻つて來たのは、之が二度目である。私はこれが吾々の時代のためのいいいい平和條約であると信ずる。』と彼は言つた。(ベルリン會議のヂスレリーを諷して＝註)。群衆の中の婦人連は殆ど半狂狀態であつた。一記者が書いたやうに、彼等は恐らくミュンヘン協定の條項を讀んでゐなかつたであらうが、彼等はそれが平和を意味することを知つてゐた。群衆は解散する前に "For he's a jolly good fellow" の歌を歌つた。各自治領から祝電が流れ込んだ。

パリにも一般民衆の安堵と熱意と感情の激動が現れた。ミュンヘンから歸つたダラヂエ首相は途々『ダラヂエ萬歳!』『平和萬歳!』の歡聲を浴びせられた。その晩の閣議で、ルブラン大統領は彼の愛國心と勇氣に對して感謝の意を表した。『パリ・ソワル』紙はその社説『平和なるかな、平和なるかな』を揭げた。フランスの一流政治記者の中で、ミュンヘン協定を『大なる融解』と呼んだのはペルチナックスだけであつた。ムッソリーニの歸國して受けた歡迎は『熱狂的』であつた。偶然の暗合で、その日は一年前に彼がヒットラー訪問から歸つた記念の日であつたが、今度の彼の成功は前よりも一段と人氣を呼んだ。

プラーグだけは別であつた。そこでは、ミュンヘン協定への反應は陰鬱な絶望であつた。驚いたり怒つたりする氣力が失せ、幻滅を感ずる力さへもなかつた。チェッコの代表者はミュンヘン會議で發言の機會を拒絶されたのだつた。彼等の國土を分割する協定書のインキが乾くと、英國の代表者が彼等を呼び入れて、謄本一部を彼等

に手交した。駐獨チェッコ公使は一言述べたいといつたが、事が濟んだのだから餘計な勞を省いたら宜しからうといはれた。プラーグでは、ミュンヘン協定を討議するために最先にクロフタ外相の許へ出掛けたのは、ドイツの代理公使であつた。彼は二十九日の朝六時半に訪問した。後刻英國公使がチェムバレンからのメッセージ（正午までにチェッコの回答を得たいといふメッセージ）をクロフタに手交した。ドイツ軍隊は翌日出動を始めることになつてゐたのだから、これは不思議ではない。チェッコ政府は、かやうな歴史的重要問題を審議するのに時間の餘裕を與へられないのは心外であるといつて抗議した。が、英國にせがまれては拒むことも出來ず、『彼等を加へなかつた彼等に不利な決定』に從ふよりほか仕方がなかつた。午後五時にこの大破局の全貌がチェッコの公衆に知らされた。そしてシロヴィ首相はラヂオの放送演説で、『これは私の生涯に於ける最も困難な瞬間である。私は人命を救ひ國を救ふためにこの決定を採用したのである。優越な武力が吾々を强制してこれを受諾させたのである』と述べた。

この間、ズデーテンランドからは、恐怖に驅られたチェック人、ユダヤ人、ドイツ社會民主黨員、その他種々の反ナチス分子の流出が始まつた。何處に住と食とを求むべきかさへ考へる餘裕もなく、終局の運命がどうであらうとも、彼等の第一になすべきことは遁げることとであつた。チェッコの警察官と官吏が引揚げると、ヘンライン部下のナチスが盛んに活動を始めた。ヘンラインはこれを明かに豫告しておいたのだ。彼は二十九日の放送演說で、政敵は容赦なく監獄へ投り込むと言つたのである。十月一日の午後二時に、ドイツ軍隊は占領地帶へ進駐を開始した。

一〇　ボヘミアへの進軍

ミュンヘン協定が成立してから數日にして、ドイツの經濟相ワルター・フンクはダニューヴ沿岸及びバルカン諸國を歴遊してゐた。彼はアンカラ、ソフィヤ及びベルグラードの視察からベルリンに歸つて、十月十七日にユーゴースラヴィヤ、ブルガリヤ及びトルコのために『偉大な經濟建直し計畫』を持つてゐると報告した。これらの國々に於いては『大規模の道路築造と電信電話の架設』が行はれ、且つドイツの鐵道及び架橋材料や、ドイツの機械工業及び化學工業の產物のために、門戸を開放することとなつた。それと同時に東南歐洲及び小アジアはドイツの需要するものを殆ど悉く持つてゐると彼はいつた。ドイツは新たにトルコに一億五千萬マルクの通商クレヂットを與へ、十月十八日にはポーランドへ約六千萬マルクのクレヂットを與へた。更に十月二十五日には、彼のベルグラード訪問の結果が、新獨・ユ通商條約となつた。これは輸出入の均衡を圖り、マルクとヂナールとの比率を安定させる趣意で締結されたものである。

バルカン地方に於けるドイツの經濟制覇の傾向は明かに現れて來たが、チェムバレンはフンク博士の中歐及び東南歐に於ける經濟建設計畫を當然のこととして認めた。ドイツは地理的理由により同地方に優越の地位を占めるものと考へなければならないと、彼は十一月一日の演說にも述べたに拘らず、ロンドンの實業界には、この方面に於けるドイツの經濟的發展に不滿を抱く者があつた。又一部の佛國人は世界大戰以來、その盟邦を武裝するのに何十億フランを費したことを思ひ、これらの小國が獨立の政治的、經濟的存立を續けるのが當然であると憤慨した。また彼等はフランスの貿易及び文化のためにこれらの國々で費した莫大の宣傳費のことをも忌々しく思

つた。

チェムバレン首相の慰撫政策の實效如何について、英國の輿論は二つに岐れたが、ヒットラー總統がドイツ新聞の熱心な後援を得て、チェムバレンの批評者たちの全部をば戰爭商賣人と呼始めた時には、英國の輿論は悉くこれを不快に思つた。その結果英・獨兩國間に激しい新聞戰が始まつた。

すると、今度は靑天の霹靂の如くにユダヤ人迫害運動がドイツ全國に起つた。これはドイツの一外交官が十七歲のユダヤ少年の手でパリで殺害されたことに起因して、これに對する報復の意味であつたが、ユダヤ人迫害の反動は英・米に於いて最も敏速であつた。チェムバレン首相はドイツのために『家財を奪はれ、家を追拂はれ、雨露を凌ぐ場所さへない』幾千のユダヤ人のために救濟基金の募集を首唱した。ドイツ新聞は嘗てベネシュ大統領を呼んだやうな惡名を以つてチェムバレンを罵つた。

この間、英佛海峽の兩側でも、ライン河の兩側でも、再軍備は一層拍車をかけられた。ドイツの西部國境に働いてゐる五十萬の勞働者は新しい防禦工事に忙しく從事中だと報道されたし、ドイツ東部の新國境では、チェッコの『マジノー線』に對して重砲の威力を試驗する機會を捉へた。イタリーは一九三九年七月一日から始まる財政年度に四十七億五千五百萬リラの赤字が出るのを承知しながら、一九三八年度に比し約二十五億リラも多くの軍備費を計上した。また、フランスの新軍備豫算も前年度よりは膨脹した。英國では航空省が十一月十日に空軍擴張計畫を發表したが、それによると四月一日から始まる年度に於いて、同省の經費は七五%方膨脹することになつた。而もこれは軍部以外の防備または防空施設のために要する金額を含まないのである。

十一月に入ると、獨・佛兩國がミュンヘンで調印された英・獨平和宣言に似た友好協約を結ばうとしてゐるといふ報道が傳はつた。すると十一月三十日に、地中海の佛國領土を獲得しようといふ大運動が突然イタリーに起

つた。一匹の鼠もムッソリーニの許可なくしては鳴かないといふイタリーの議會で、珍らしくも議員が起立してチュニス、コルシカ、ニース、サヴォイの併合計畫をば數分間立て續けに拍手喝采した。チアノ外相の父、議長チアノ海軍大將もこのデモンストレーションに加はつた。チアノ外相は演壇に立つて平然としてゐた。ムッソリーニ首相は『齒をくひしばり、兩腕を胸に組んで』、前方を凝視しながら立つてゐたと外電が報道した。翌日、チアノ伯の機關紙『ヂェノア・テレグラーフォ』紙は社説を以つて、これはミュンヘン協定の精神と原則に依る運動であると述べた。

ズデーテンの處分が終つてダンチッヒ及びメーメルはナチスの溫室の中で旣に熟し切り、摘み採られるばかりになつてゐる。同じ方面に於けるより大規模な行動の舞臺が、ウクライナ人の困苦に同情するドイツ新聞の論說陣によつて組立てられてゐるではないか、と世間は不安を感じた。

一九三八年秋の出來事の中には、殊に英・佛の關係を研究する者にとつて、頗る諒解に苦しむものがある。英國が遲蒔きながらイタリーと地中海の現狀維持のための協定を結んでから僅か二週間後に、地中海の佛國領土を獲得しようとする運動がイタリーの議會で開始された。ファシスト政府はこれを否定したけれども、新聞紙上ではこの運動が續けられた。チェムバレンはイタリー政府の打消しを受容れて、ムッソリーニ首相と會談のため一月にローマを訪問する旨を十二月三日に發表した。すると十二月六日に、ボンネはパリでリッベントロップを引見し、兩國外相は簡單な和親協約に署名した。

一九三九年が明けて、樞軸國家はヒットラー總統とムッソリーニ首相の統率の下に、所謂歐洲新秩序の建設に一路邁進の步調を續けた。ナチス・ドイツはミュンヘンの大勝利の後を受けて、人的資源と工業設備とを增加した許りでなく、意氣頓に昻つた結果、神聖ローマ帝國再建の線に沿うてミッテル・オイロッパ（中歐帝國）建設の

機會を捉へんとする方向に在つた。
ビスマルクが嘗て述べた如く『ボヘミアを握る者は歐洲の主人となる』との言葉が、ナチス・ドイツの合言葉となつた。旣にズデーテンの要塞地帶を手に入れた以上、ドイツはチェッコスロヴァキアの外交を、そしてまたその内政をも支配しうる地位に立つた。
ポーランドは多年の懸案たるテッセンの奪回を謀つてゐたし、ハンガリーはスロヴァキアを狙つてゐたから、この兩國がベルリンと步調を合はせることに不思議はなかつた。その外にルーマニアがこれに合流することも時間の問題と見られた。かくしてミュンヘンの論理的歸結は中央及び東南歐洲が、ソ聯邦の國境に達するまでナチスの經濟的覇權の下に立つといふ事實であつたが、當時の英・佛兩國政府は、この經濟的覇權が政治的に變質しても異議を持込む氣持の政治家に依つて支配されてゐなかつた。
ローマが緊密にベルリンと結んだことが、ミュンヘンの勝利の一要素であつた。イタリーは旣にエチオピアを手に入れ、次にドイツの協力を得てスペインに有力な足溜りを造ることに乘出してゐた。スペインを盟邦に引入れることは、ローマ帝國再建の第一步と考へられてゐたが、一九三八年十一月にローマ政治家が『チュニス、ヂブウチ、コルシカ、そしてニースとサヴォイ！』と叫んだことは、明かにミュンヘンの獲した大イタリー主義の發露であつた。これに對してフランス首相ダラヂエは、十二月十四日に下院で演說して『フランスはその領土の寸地と雖も放棄することに同意しない』といつたけれども、フランスの體面と威力とが低下した感を與へたことは掩ふ可くもなかつた。數年前までドイツ包圍網の有力な連鎖と考へられたチェッコ、ユーゴースラヴィア、ルーマニア、そしてポーランドまでが、最早フランスを倚賴しない狀態になつた。さりとてソ聯邦との間に調印された相互援助條約の實力は、パリでもモスクワでも計算に入れる者が無い程度の商標となつてゐた。

かやうな形勢がフランスに取つて重大な危機であることは何人の眼にも明白である。ドイツに對する安全を第一とするフランスが、小協商國を失つたために、ドイツ武力のライン集中を容易にした許りでなく、スペイン國境を空虛にすることさへ出來ない事態に當面して、更にイタリーを加へた三正面の國防計畫を定める必要に迫られた。

フランスの存亡に關心をもつて援助を與へうる國はイギリス一國である。外交上の幾多の曲折に拘らず、强大なドイツ勢力の勃興に對して英國は自動的にフランスの盟邦とならざるを得ない。それが地理的、政治的に見て英國動向の必然性である。

ミュンヘン會議當時までのチェムバレンの主導的理念は、ドイツの鋭鋒をソ聯邦の方向に向はせることであつた。彼は英國と相容れない二人の獨裁政治家がダニューヴ河から北方に亙る地域に於いて互に相喰むことを念願とした。そしてドイツが東方進出に專念する間は、ライン沿岸に小康を保つことが出來ると計算して、その軍備充實さへも閑却して來たのである。

ミュンヘン會議後の西歐は、略以上の如き線に沿うて動いてゐた。卽ちドイツは生活圈（レーベンス・ラウム）の擴大に血眼となつて動き、イタリーはフランコ政府を慫慂ける傍らフランスの植民地に垂涎し、フランスは獨・伊の包圍網の裡に在つて國内は尙且つ人民戰線の餘殃に惱み、英國は執拗にドイツ進展の途を東方に執らしめることに苦慮してゐた。

一九三九年一月初頭、ドイツ宣傳大臣ゲッベルスはその放送演說に於いて、ドイツの光輝ある一年を回想し、『何事も可能であると確信するドイツ民族の素朴な、無垢な素質』が、この輝かしき成功の原因であつたと述べた。

かゝる間にイベリア半島の形勢は次第にフランコ軍に有利に展開し、マドリッド派はカタロニアの一角に追詰められて、勝敗の歸趨は略〻明白になつた。グラヂエ首相はイタリーに對抗する意味を以つて、コルシカとチュニスを巡視する旅に出たけれども、英・佛ともにロンドン不干渉委員會の決定に縛られて、バロセロナに武器も食糧も送り得ない狀態に在つたから、一月初頭ローマに開かるべきチェムバレン—ムッソリーニの會談に於いても、イタリー側が遙かに有利な地位に立つことは豫想されるところであつた。

イギリスの政治家はこれらの情勢を眼前にして、イタリーと日本に對して共にソ聯邦を挾撃する方向に轉換させる工作を行ふ必要を認めて居た。但しその工作が決して容易な仕事でなかつたことも事實である。イタリーはソ聯と爭うても特に重大な危險を伴はないと共に、依つて得るところはバルカンの一角に過ぎない。これに反してイタリーが英・佛と鬪ふ場合には、その得る收穫は莫大であるが、これに伴ふ危險も亦測り知るべからざるものがある。

一月二十二日、ムッソリーニは『我等の敵は危險といふべく餘りに馬鹿である』といつた。西歐に對する戰爭の危險は刻々に迫つてゐると見えた。そのことは米國新聞の特派員シューマンが春季の到來と共に劍戟の音は高くなり、チェムバレンは再び他の和平提議をなすであらうが、口先で如何に勇敢な言葉を弄ぶにせよ、代價を拂ふものはフランスであると話したことに依つても風の方向は察知することが出來た。

一九三九年一月十日、チェムバレンは外相ハリファックス卿を伴つてローマを訪ねた。この旅行に際して英國側の決心したことは、フランスの負擔に於いて和平を企圖しないといふ點であり、一九一四年と同じくイギリスは英・佛海峽の安全を第一に確保すべきであると考へてゐた。そこで英國首相がローマへの途中、パリでダラヂエと會見した際に約束したことは、(一)フランスの領土をイタリーに讓渡することに同意を與へないこと、(二)

獨・伊の兵力がスペインに殘留する限り、フランコ軍に交戰團體たる承認を與へないといふ點であつた。

英國政治家のローマ訪問に先立つて、ドイツの新聞は如何にイギリスが地中海の平和を希望しても、イタリーの要求が承認されない限りそれは不可能であると警告した（デブロマチッシェ・ポリチッシェ・コレスポンデンツ紙）。ローマ會談に於いて、英・伊の首腦部は鄭重な晩餐の裡に空氣の觀測を行つたが、イタリーの欲求は所詮イギリス側の承諾しうる程度のものでなかつた。一月二十日のマンチェスター・ガーヂアンが評した如く『チェムバレンはイタリーの首腦部と會見した結果、その抱く野心について一層精確な知識を持つて歸つた』に過ぎなかつたのである。

二　夕の祈の鐘

一九三九年一月二十二日、チェッコスロヴァキアの外務大臣シュヴァルコウスキーはベルリンに旅行してリッベントロップ外相に面會した。その際に於ける兩者對談の要領は、チェッコ内閣閣議に報告したシュヴァルコウスキーの覺書に明記されてゐる。要領は次の通り（註3）。

リッベントロップ外相の最初に切出したことは、近き將來に西歐民主國と獨・伊樞軸との力のかねあひが變化して、チェッコの地位がドイツに對して強くなるといふ風にプラーグ政府が判斷してゐるとすれば、それは歐洲情勢の解釋を誤つて居る。チェッコの國境を動かす如き望を抱くことは無用である。現にハンガリーもポーランドもドイツを軍事的に支持する約束を與へてゐる。またフランスは近くチュニスとヂブウチに關するイタリーの要求を容認すること疑なく、英國もチェムバレンが政府の首長である限り戰爭に愬へることはない。

シュヴァルコウスキーの報告によれば、ドイツ外相は、チェッコが全くドイツの威力の下に存在するものであるに拘らず、ドイツの計畫をサボタージュする如き試みは滑稽であるとの趣意を印象づけようとした。次にリッベントロップ外相は具體的問題を取上げてプラーグ政府に要求したが、その項目は次の如きものであつた。

一、ユダヤ人――ドイツは一ヶ年以内にユダヤ人を追放する決心であり、中歐諸國にその存在を許さない。チェッコ政府もすべてのユダヤ人とベネシュ系の人間とを要位から追放すべきである。從つてチェッコ政府案（内容は略する）は承認できないから、更めて新案を提示されたい。

二　軍備縮小については制限數を明示しなかつたけれども、リ外相は『一九一八年にベネシュその他の諸君がドイツに命令した兵力數は九萬人だつたのだから、それに倣へばいゝだらう』といつた。

三　ドイツとチェッコとの間に特惠通商條約を締結すること、また新しき産業の創設にはドイツの承認を求めること。

四　チェッコ内に殘存するドイツ人に特權を與へること。

五　チェッコ國と諸外國との現存の政治、軍事條約を廢棄すること。

以上の條件を承認する場合には、ドイツは新しきチェッコ國境を保證する用意があるとドイツ外相は語つた。當時のチェッコとしてはドイツの如何なる要求をも斥け得る地位には無かつたのであるが、それにも拘らずプラーグ政府は協議の結果これを拒絶した。觀方によつてはドイツの中歐進出に對して、チェッコは一歩々々後退戰を闘つたともいふべきであるが、その主なる理由は、チェッコ人が先天的に民主主義者であつて、國内にファシズムの勢力が殆んど存在しなかつたといふ點にある。

一月二十六日、ムッソリーニはヴェネチア宮のバルコニーから市民に呼びかけて、『フランコ將軍の軍隊と吾等の義勇軍は、ネグリンの政府を打破つた許りでなく、我等の敵の他の者は塵を喰ひつゝある』といつたが、これに呼應して群集は『パリへ進め！』と叫喚した。同じ月の三十日に、ベルリンではヒットラー總統の二時間半に亙る演說が歡呼を以つて迎へられ、その中には、ドイツは英國を難境に陷れる意嚮はないこと、然しチャーチルやダッフ・クーパー若しくはイーデンを內閣に入れることは、それ自身ドイツに對する敵意の表明であることと、そしてイタリーが戰爭に入る時は、ドイツはこれを支持すべきことを明白にした。

この演說は英國に對して、フランスとイタリーとの爭から手を引けと求めたものであり、世間はやがて地中海に關するミュンヘン會議に於いて、ベルリンがローマを支持するであらうとの印象を受けた。然しチェムバレンはその翌日、卽ち一月三十一日に下院で演說して、『英國は歐洲の全般的安定に寄與するの用意あり』と述べ、且つイタリーはスペインに對して領土的野心はもたないともいつた。在野黨はこの辭句に對して冷笑を浴びせたが、この言葉の半面には、英國も亦フランコのスペインに關心を持つことを知らしめようとしたのである。

かゝる情勢がフランスの政治家に與へた印象がどれ程深刻であつたかは、アフリカ旅行の豫定であつた參謀總長ガムランが、急にその旅行を取消したことに依つても測り知ることが出來る。ペルチナックスはその評論に於いて『フランスが危機に立てること今日の如きは稀なり』と書いた。

二月の初旬、フランス外相ボンネはローマとベルリンへ特使を派遣した。ローマに行つたのは印度支那銀行の取締役ボードアンであつて、その使命はイタリー政府に對し（一）スエズ運河及びアヂス・アベバ鐵道の株式を讓渡し、（二）同時に佛領ソマリーに自由地域を設定し、（三）リビアに接する佛領植民地を委讓する件、（四）並びにチュニスに在住するイタリー人の法的地位を改善する問題について交涉することであつた。これと時を同

じくして、ドイツ國内では大規模の陸軍演習が行はれ、伊領リビアに於いては軍隊の移動が啻ならぬ風雲を想はせた。ロンドンではこれらの形勢に刺激せられて、二月六日、チェムバレンの議會聲明となり、その中に『將來起るべき情勢を豫め詳細に檢討することは不可能であるけれども、英・佛兩國を繫ぐ連帶的利害は、一旦フランスの死活的利益が脅威せられる場合に、英國が直ちに協力しなければならぬことは明白である』との言葉があつた。

二月に入つてドイツ外相はワルソーに旅行し、イタリーのチアノ伯はユーゴースラヴィアを訪問したが、それは孰れも東方を安定する目的であつて、樞軸兩國はスペインの戰線を準備しつゝあると判斷せられた。實際二月十日に人民戰線のネグリン政府はマドリッドを遁亡して、その後にはフランコ政府が入城し、勝敗の數は既に決定的となつた。フランスはボードアンの携行した案以上にイタリーへ讓歩することを拒否し、ドイツはイタリーと共同戰線を張り、英國はフランスと協力すると聲明したのであるから、西歐の風雲益〻急なるを想はしめたのは理由なきことではなかつた。

事の眞僞は未だ判明しないが、一月末にロンドンとパリで噂されたことは、近くドイツがオランダとスイスを急襲するであらうとの風說であつた。そこで一月二十八日に在パリ・イギリス大使サー・エリック・フィップスはフランス政府に對して『オランダが侵略を受けた場合、イギリスは戰爭に愬へる意嚮であるが、この場合にフランスの援助を期待しうるか』との通告を手交した。これに對してパリ政府はその翌日の午後、英國大使に向つて援助の約束を確認すると共に、『他日スイスが同樣の侵略を受けた際、フランスは英國の援助を期待する』と申し入れた。英國政府は一月三十日を以つてこのフランスの要求に承諾を與へたのである。

かくして英・佛の離間に望を繫いだ樞軸側の期待は裏切られたのみならず、二月十八日に至つてフランスはパ

ベルマンデブ海峽（紅海の南端を扼する要地）のアフリカ沿岸（ソマリー）十三哩の地帶を再占據した。この地は一九三五年一月のラヴァル協定に依つてイタリー側へ讓渡す約束をした地域であるから、世間はフランスの決心を察知するに足る一資料と考へた。

二月二十一日、イギリス政府は翌年度の豫算に新しく國防充實費五億磅を計上する旨を聲明した。越えて二十三日、外相ハリファックスは二週間前にチェムバレン首相が力說した英・佛連帶の强靱性を更めて確認する旨を述べたが、それでも尙世上には地中海問題に關する第二のミュンヘン會議が三月六日に開かれるとの說が流布された。英・佛の決心が堅固であるとの印象は、東歐諸國にも次第に反響を與へたかに見えた。然しポーランドもチェッコも、ルーマニアも、ユーゴースラヴィアも皆思ひ思ひの態度をとつた。變つた點はワルソー訪問のイタリー外相チアノが樞軸反對の學生の示威運動にぶつつかつたり、ベルグラードでは親獨派の首相ストイヤチノウイッチが職を去り、ブダペストに於いてさへも樞軸派のベラ・イムレヂが挂冠するなどの現象であつた。更にまたローマ法王の選擧に於いて、ファシスト派の押立てた候補者が敗れて、ナチスに評判の良くないピウス十二世が大多數で當選する等の事件も、西歐列强の對立に油を濺ぐ話題となつた。

そこでドイツが西方に進擊する計畫は一應放棄せられ、寧ろ手始めに東に向ふであらうと噂された。それが英・佛に安堵の念を與へたことは、英國內相ホアーが三月十日にチェルジーで演說して、平和の曙光見えたりといひ、平和五ヶ年計畫を定めるため、英・佛・獨・伊・ソ聯の五ヶ國間に討議を行ふべしと示唆したこと、並びに三月十二日に佛國首相フランダンが、最近の報道は國際關係に關して著しく樂觀的となりつゝありと述べたのに見ても明瞭である。

そこで話は再びチェッコスロヴァキアに戻ることになる。

一二　チェッコスロヴァキアの埋葬

ミュンヘン會議の結果として、チェッコスロヴァキアは、國土と人口の三分の一、國富の四分の一を剝取られ、國境線は經濟關係には無頓着に、ひたすら戰略的に無能力化せしむる線を辿つて引かれた。その誕生は、西歐諸國が經濟的援助をなし、隣國は餘り手出しをしないと云ふ條件に於いてのみ生育すべき底のものであつた。ミュンヘン會議の直後、ベネシュと共一黨は地位を去り農民黨の首領ルドルフ・ベランの主宰する新政府が組織された。ベラン政府の外交政策は中立政策を基調とし、ベルリンとの協調を眼目として、內政に於いてはナチスの要求に讓步した。すべての反ナチ傾向は彈壓された。そして、ドイツはチェッコスロヴァキアの心臟部を貫く大道路建設權を獲得した。而も、ベラン政府が新事態に對應せんとすればする程、ベルリンの要求が根本的解決にあることが明瞭になるのであつた。

ナチスは聯合統治を分裂に導くことを希望する如く見えた。聯合統治に於けるスロヴァキアは、その自治的要求の殆んど全部が滿足されてゐるにも拘らずウィーン放送局は間斷なくスロヴァックの分離を勸誘した。それ以前チェッコスロヴァキアは一聯合統治國として比例代表制に依る國民議會を有し、上下兩院の聯合議會に依る任期七年の大統領を擁し、立法は內閣の責任に歸屬してゐた。當時の政府は常に五乃至八の政黨の協調を俟つて成立し、過去二十年の獨立統治期間に於いて主要政黨はすべて內閣組織に參與し、共產主義者とナチスだけが、除外されて來た。ボヘミア、モラヴィア、スロヴァキア、カルパト・ウクライナの四州は各自州知事の統治を受け、民選及び官選の議員より成立する州議會を有する別箇の統治體であつたが、ミュンヘン會議後約一週日、卽

ち一九三八年の十月六日、スロヴァキアは斷然自治を要求するに至つたので、チェック人、スロヴァック人、カルパト・ウクライナ人の三民族聯合統治體に編成替へを行ひ、外交、軍事及び特殊の經濟事項が聯合政府に歸屬するのを除いては、各自の選定するところの新憲法に從つて統治が行はれる筈であつた。

然しながら、ドイツはチェッコスロヴァキアが如何なる形態に於いても鞏固に統合されることを望まなかつた。從つて、次の『危機』が發生するであらうことは唯時間の問題でしかなかつた。而も危機の到來を促進せんがために、外國向けの宣傳はあらゆる方策に訴へて、チェッコスロヴァキアが内部的に崩壞せんとしてゐるとの印象を一般に與へることに努め、分離主義者はドイツの支援に乘じて『第二共和國』より獨立せるスロヴァキア主權を主張して活動を開始した。勿論、スロヴァキアの分離は『第二共和國』の自動的崩壞を招來することは必定である。

三月十日はスロヴァキア分離の烽火が揚げられた日である。プラーグ政府は、スロヴァック人なるシドーの協力を借りてスロヴァキア州知事チッソーの職を免じ、新しくスロヴァック人のみに依る州政府を組織したのであつた。カトリック僧侶たるチッソーは、この分離運動を抑壓するには餘りに無力であつたからである。新州政府の藏相テブランスキーは、スロヴァキアの分離を企圖して策動する者は自國民に對し反逆を試みる者であると宣言した。ベルリンは明かにこの結果に不滿であつた。ナチスはチッソーをしてヒットラーを訪問せしめた。彼がドイツより歸國すると、分離派は大統領に迫つてスロヴァキア州議會を召集し、スロヴァキアの將來の立場に關して態度を決定せんとした。三月十四日州議會が、私かにブラチスラヴァに召集された。幾多の討議を經て三回も投票の結果、議員はチェッコよりの完全な分離に贊成し、チッソーの組織する新政府が成立した。彼等は如何なる態度を取るも完全分離以外にはドイツを滿足せしむるものなく、これに贊同しないならばドイツはハンガリ

ーと共にスロヴァキアを分離するであらうとの明白なる示唆を受けて、かゝる態度を決定するに至つたと傳へられた。ハンガリーも亦一九一八年に喪失した領土の回復を望んでゐたのは勿論である。

スロヴァキア分離の報知がプラーグに達すると、『チェッコはスロヴァキアの同胞に對し何等の敵意も憎惡の感情も抱かず、衷心より獨立に依る幸福と經濟的繁榮を祈念して止まぬ』と公式的分袂のメッセージを放送したのであつた。

スロヴァキア國が獨立して分離すると、カルパト・ウクライナはチェッコより隔絶することになるので、これ亦獨立を宣言せざるを得ない破目になつた。ハンガリーはプラーグに最後通牒を突附け、その軍隊は既にカルパト・ウクライナの國境に進入した。一國民がこれ程不本意な獨立を宣言したことは嘗てないと噂された。二日前まで、そのスポークスマンは、『吾等はチェッコスロヴァキア共和國内にあつて、チェッコ及びスロヴァキアの同胞と協調を保持せんとするものである』と宣言したのであつたが、忽ち悲痛なる言辭を以つて『隣國との和協』を世界に向つて誓はざるを得なくなつた。ヴォロシン首相は『二十年の支援に依り國民的意識を鞏固にし、文化の進歩を助成せられたこと』をチェッコに感謝した。然し、世界の歴史に、これ程亦短命なる國家が記録されたこともない。その獨立は二十四時間の壽命に過ぎず、一晝夜を置いてハンガリーの軍隊は國境を越えて侵入を開始し、時計を二十年の昔に返して了つた。カルパト・ウクライナがマヂャールの羈絆から逸脱して新しくチェッコスロヴァキアに合同せんことをマサリックに懇願した時、それがあつた位置に時計の針を返したのである。今日ではカルパト・ウクライナはハンガリーの所領である。彼等は漠然自治を約束されてゐるものの、他に有力なる少數民族が自治權を得てゐない現時の形勢では、彼等のみが特に自治權をハンガリーに於いて獲得するであらうとは思はれない。

残るはボヘミアとモラヴィアであつて、舊共和國に於いて最も人口稠密で文化的にも經濟的にも進歩してゐる地方であると同時に、最も民主的傳統の根强い地方でもある。彼等は名目ばかりの獨立を維持し得んかと儚い希望を抱いてゐたのであるが、エミール・ハーチャ大統領のベルリン『訪問』の結果が發表されるや否や、その儚い希望すら微塵に粉碎されねばならなかつた。ベネシュ大統領の責任辭職の後を襲うてチェッコスロヴァキアの大統領に就任したハーチャは、前行政裁判所長として、又、公法學者として令名高い敬虔なる舊教徒であつたが、三月十四日ヒットラー總統の召に應じ、外相と共に令孃を帶同してベルリンを訪問した。

この際に於ける協定調印の經過に就いては、在ベルリン佛國大使クーロンドルが三月十七日附を以つて本國政府に送つた報告書に詳細を盡してゐる。その確實性には相當の留保をつけるとして、その報告の一節を要記しよう(註4)。

『信ずべき筋より聞き込むところに據れば』と前置して、クーロンドルの報告は左の如く誌してゐる。十四日午後、プラーグのドイツ公使館は、事態の重大化に鑑み、大統領と外務大臣がベルリンへ行かれることが有利であらうと、チェッコ政府へ通告した。

二人がベルリンへ到着すると、軍隊堵列の式を以つて迎へられ、そのまゝ宰相事務所へ導かれた。其處で、ヒットラー總統、ゲーリング元帥、リッベントロップ、ケップラーの四名との會談が取り行はれた。協定文書は調印の用意がすつかり整つて、卓上に乘せてあつた。ヒットラー總統は簡單に、最早交涉の時代は過ぎてゐるから、チェッコ政治家はドイツ側の決定を承知するために呼寄せられたこと、この決定は變更を許さないもので、プラーグは明朝九時にドイツ軍の占領に歸し、ボヘミア並びにモラヴィアはドイツ國に編入して保護領となすべく、これに反抗するものは一蹴(Zertreten)せられるであらうと通達した。そして總統は進んで協定に

調印して部屋を立去つた。時間は十五日午前零時三十分頃であつた。
それからチェッコ代表者と、ドイツ首腦部との間に劇的情景が展開された。數時間の間、チェッコ大統領と外務大臣は威壓的な仕打に抗議し、かやうな文書には斷じて調印し得ないこと、萬一これを承諾すれば兩名は國民から呪詛せられるであらうと述べた。ハーチャ大統領は、その場合に持合はせた全力を傾倒してチェッコ人に課せらるべき保護領制に反對し、白人種の如何なる民族もかゝる制度に承服し得ないであらうと痛論した。
ドイツ側は、協定文をチェッコ代表の前に差出し、そして萬一これを拒否すれば、二時間以内にプラーグ市の半分はドイツ飛行機によつて潰滅せられるであらうといひ、午前六時までに調印しなければ、その時間には航空隊に出動命令を發令するとも述べた。
それにしても、チェッコ側はプラーグの閣僚に同意を求めずして調印は出來ないといひ張つたために、それでは電話で話したらとのことで、宰相事務所から直通電話で待機中のプラーグ閣僚に事情を報告した。
午前四時三十分、ハーチャは漸く注射で氣力を取り戻して調印を了つた。
尤もドイツ政府に於いては、チェッコ政治家は『秩序と平和維持のため、チェッコ全體の運命を全幅の信頼を以つて總統の手に委ぬべきことを聲明したので總統はこれを承認した』旨報道した（註5）。
ハーチャがプラーグに歸つた時、彼を迎へた者はドイツのプラーグ司令官だけであつた。
ヒットラー總統は十五日夕刻プラーグに入城して、フラドチャニト城に本營を設け、赤白のチェッコ國旗の代りにスワスチカの旗が翩翻と揭げられた。午前十一時、ベルリンに於いてはフランス大使クーロンドル先づ外務省を訪問して抗議を申し入れ、イギリス大使これに尋いだ。然しその效果は何等見るべきものは無かつた。翌日卽ち三月十六日には新保護領の誕生が公式に發表されたのである（註6）。

十三節よりなるチェッコ保護領化の告示と、これに隨伴して發布された法令とは、ボヘミア及びモラヴィアの地位を決定するものであつて、ヒットラー・ハーチャ協定の直後に起草されたものであるが、その條件は大體に於いて、征服者が被征服者に求める際に共通するものであつた。

もともとドイツ人とチェック人との相違は啻に民族的なものに止まらない。彼等の人生觀は對角線的に喰違つてゐる。チェック人はナチスの精神を理解し得ないし、理解し得たところで、彼等はそれを好まない。チェック人は個人的自由を尊重し、自己を以つて空間を占むる一物體の如く考ふることを拒絶する。寧ろ彼等は七世紀以來彼等の占むる空間が彼等の空間でなかつた事實を痛憤する。彼等は一國民として存在し得る屬性を、十分に持合はせてゐると信じてゐるのである。而も、彼等は極めて寛宏なる眼を以つて歷史の流を達觀してゐる。政治に關することは萬事恒久性を持たぬといつた顏附で、現在の境涯に於いて執り得る最善の方策を盡す民族である。

(1) Hamilton Armstrong;—Armistice of Munich. Foreign Affairs, 1939, January.
(2) Sir Nevile Henderson;—Failure of a Mission. London, 1940, p. 136.
(3) Alexander Henderson;—Eyewitness in Czecho-Slovakia. London, 1939.
(4) フランス政府黄書、『一九三八年—九年外交文書』八四頁、在ベルリン大使發外相宛報告。
(5) 在東京ドイツ大使館編『獨逸國防國家體制』四二、四三頁に、ボヘミア・モラヴィアの保護領化斷行につき左の如く誌してある。
『されど依然としてチェッコの排外的愛國主義が旺盛を極め、これが政府の推進力となつて輿論を動かすに至り、再び英・佛・ソ聯の援助を望んで、スロヴアキア民族及びウクライナ民族支配の本能が鎌首をもたげた。既に一月にはプラーグ政府は、カルパト・ウクライナ民族の自治に容喙して、不法にもチェッコの一將官をウクライナの内相に任命、三月六日には藏相の更迭を强ひてチェッコ人に代へ、同時にカルパト・ウクライナ國會の召集を禁止

し、その數日後スロヴァキア首相チッソーの罷免を斷行し、次いでスロヴァキア及びウクライナの指導者達を逮捕、諸機關の武裝解除、諸官廳の占據、及び軍法會議の布告を行ひ、更にチェッコ民衆の暴行が、スロヴァキア人及びウクライナ人の外ドイツ人に加へられた。

スロヴァキアは自衞手段を講じてドイツの援助を要請し、三月十三日チッソーはヒットラーを訪問、ベルリンからハーチャ大統領に宛ててスロヴァキア國會の翌朝の召集を提議しその受諾を得るや、國會を開催、滿場一致スロヴァキアの完全獨立を宣言、後三月十六日にはドイツの保護を要請、二十三日にはベルリンに於いてドイツがそれを引受くる旨の條約に調印が行はれた。

スロヴァキアの獨立に依つて、チェッコスロヴァキア國の存續は不可能となり、ミュンヘンで行はれた調整は不必要となつて、新秩序が生ずるわけになつたが、これをプラーグ政府としても氣づかないわけにはいかず、ドイツとの和協を見出さんとして訪獨せるハーチャ大統領及びシュヴァルコウスキー外相は三月十五日總統と會見して、終にハーチャは秩序と和平維持のためチェッコ全體の運命を全幅の信頼を以つてドイツ國總統の手中に委ねるべき旨聲明したので、總統はこれを承認し、チェッコ民族の保護と自治的發展を保證し、即刻調印が行はれた。同時に秩序及び平和維持のため且つチェッコの暴行に依るドイツ人保護のため、無抵抗裡に獨軍の進駐を見、チェッコ軍の武裝解除が行はれ莫大な武器が押收されたが、この不釣合な武器の所藏量を見るもプラーグ政府の意圖が奈邊にあり、これが如何に歐洲平和の危機の源泉をなしてゐたか納得がゆくのである。」

(6) Josef Hanč—Czechs and Slovaks since Munich. Foreign Affairs, Vol. 18, No. 1, 1939

嵐の前宵

一　樞軸側の積極外交

一　ボヘミア壞滅以後

ドイツがチェッコスロヴァキアを併合したことは第二次世界大戰を必至の情勢に陷れた。それは英・佛兩國が支持しつゝあつた慰撫政策が全面的に失敗に終つたことを立證した許りでなく、ドイツの東漸がこれを出發點として急速に實現の方向に進んだからである。

軍略的結果から見れば、ルテニアをハンガリーの手に委ねて、ポーランドと接壤の地位に置いたことは、ドイツとソ聯邦との中間に、ポーランドーハンガリーの障壁を設けた如く見えるけれども、一方ポーランドはスロヴァキアのドイツ化によつて三面からドイツに包圍され、殆んど守るに術なき境涯に追込まれて了つた。ドイツはこれに依つて約二百哩も東方に前進し、ルーマニアに接近したのみならず、英・佛との交戰に際して、東南を顧慮する必要のない有利な地位を占めた。

しかのみならず、ドイツはチェッコ領内でスコーダの軍需工場を手に入れ、チェッコ國立銀行の金庫から九千萬弗の金塊を攫むことが出來た。そして進歩した工業設備と新式武器とを自由に利用する機會を得たこともドイツの立場を補强したものであつた。

この情勢は英・佛の輿論に深い印象を與へないでは措かなかつた。チェムバレンとダラヂエとが如何に戰爭を好まないにしても、國内の大勢を抑へることは不可能に近い仕事であつた。チェッコ併合の進行してゐる眞最中、卽ち三月十五日にチェムバレンは下院に聲明して『ミュンヘン會議に於いて英國が新しきチェッコ國境を保障すべしと約束したのは、外部からの侵略ある場合に限られてゐたのであるが、スロヴァキアの獨立はチェッコ國家の内部崩壞であるから、英國政府はこの約束に拘束されるものでない』と明言し、更にまた言葉をついで、『尤もかゝる出來事はミュンヘン條約調印國の孰れもが豫期しなかつたところであつて、右協定の精神に合致する方法とは考へられない』ともいつた。彼は合併の手段と方法を非難しつゝも、尙宥和政策を捨てるとは斷言しなかつたのである。

この事件は國際情勢を混亂させる原因となること間違ひない。卽ち本件は最近に復活の傾向にあつた國際間の信頼を裏切り、世界一般の福祉のために具體的方法の考慮せられつゝあつた際に起つただけに、一層遺憾を感ぜざるを得ない。……英國政府の目標は紛爭解決のために武力を用ひる代りに討議に依ることに在る。故に我等は時々妨害を受け、失望を感ずるであらうけれども、この目的は輕々に放棄すべく餘りに人類の福祉にとつて重大な意味をもつと思ふ。

首相の聲明に續いて下院の代表的政治家六人の演說が行はれたが、孰れも政府の外交政策を論難して、眼前の危機をさけるため適宜の行動を執ることを要求した。中にも前外相アンソニー・イーデンは擧國一致内閣と、新

勢力に反抗して起上る盟邦との聯携について政府に要望するところがあつた。

もともと、チェムバレンにまで相傳へて來たイギリスの宥和政策は、その論理的歸結として必然的に一九三一年以降の歴代政府をして、軟弱且つ不合理な政策を執らしめたのである。だからマクドーナルドからボールドウイン、チェムバレンに至るまで僅少な例外を除いては、次第に押し詰りつゝあつた國際的波瀾に對して退却を續ける許りであつた。評論家をして云はしむれば、それは恰も奈翁戰爭後の混亂時代――リヴァプール卿が首相の地位にあつた時の如く、首相は性格に於いて缺くるところなき紳士であつたが、その凡庸さが唯一の取柄であつて、何一つ確乎たる政策の持合はせがなく、『保守主義への愛着と思想に對する恐怖』とが抱合つた典型的政治家と評せられる所以である(註1)。

だがチェムバレンの消極的態度に頓着なく、樞軸兩國の前進運動は次々に具體化されて行つた。その最初の鋒先はルーマニアに對する所謂『經濟的最後通牒』と稱するものであつて、ドイツが重きを置いた點は、いふ迄もなく石油の大量確保に在つた。

チェッコの併合と略〻時を同じうして、ドイツがルーマニアに重大な經濟的要求を出したことは、英國の輿論に深刻な印象を與へ、チェムバレン首相は政策の轉換を餘儀なくせられた如く見える。内閣員の多數は首相に向つて強硬政策を要求し、殊に軍部關係大臣は、政府が宥和政策を放棄しなければ連袂辭職するとまで迫つたと傳へられた。

その結果であるかどうかは不明であるが、三月十七日の聲明によつてチェムバレンは、彼の抱懷した宥和の希望ははかなく消散した旨を率直に認め、且つヒットラー總統が『繰返して嚴肅に與へた』約束も霧散したと述べた。更にまた、

これが小國に對する最後の攻撃であるのか、若しくは更に他に波及するのか、乃至は武力に依る世界征服の企圖の一歩前進であるのか、孰れにしても緊迫した重大な問題である。從つてドイツの隣邦のみならず、他の諸國、恐らく歐洲以外の國にとつても重大な考慮に値するであらう。我が國としては勿論盟邦たる自治領並びに我が國と緊密な關係にあるフランスに倚頼するけれども、他の諸國も亦英國が東南歐洲の事件に無關心でないことを知つて、その忠告と意見とを求めるであらう。

右の聲明と同時に在ベルリン、ネヴィル・ヘンダースン大使に歸朝命令を發し、ドイツ政府に向つては、チェッコ併合の承認を拒否する旨の抗議書を送つた。尤も英國と同樣の抗議はアメリカ、ソ聯、フランスからもベルリン政府に提起された。フランスも亦クーロンドル大使をベルリンから召還したために、英・佛の首都に在つたドイツ大使は相繼いでベルリンに引揚げることとなつた。

フランス議會は三月十九日ダラヂエ首相に對し、全權委任を賦與する法律案を可決したが、ダラヂエの言葉に依れば、『敵は既に門前に迫つて、言論の時代は過ぎた』のである。かくしてミュンヘン會議直後に調印せられた獨・佛間の友好、協力宣言はミュンヘン條約と共に影を沒して了つた。

ダラヂエは何時でも軍隊の動員を下令する權限を握り、國防產業の從業者に對して一週間六十時間制を復活した。

マンチェスター・ガーヂアン紙は三月十七日のチェムバレン聲明を評して次の如く誌してゐる。

首相の演說は一九一四年八月四日のグレー外相の演說（第一次世界大戰の初日）以來最も重大なものであつた。これによつて英國の外交政策は決定的な轉換が行はれ、最早引返すことが出來なくなつた。ドイツの行動は、交戰狀態にない元首の間に應酬された言葉として類のない徹底したものであるが、既に英國首相が『約束を無視

し、信用の出來ない保證』と呼ばはつたからには、英國もその結果に從つて行動する外はない。イギリスは他の諸國にも呼び掛けて、我等と同じく自由を尊重する國を糾合し、協同して歐洲の武力制壓を防衛することに努めねばならぬ、云々。

英・佛兩國はドイツのルーマニアに突きつけた要求を見て愕然とした。愈々ドイツがルーマニア方面に進出の決心をしたものと解釋して、三月十八日の英國閣議は、これに對抗する有效の手段はソ聯邦との共同動作に依る外なしと決し、直ちにモスクワ政府の意嚮をさぐる手段をとつた。三月二十一日に發表されたソ聯邦政府のコンミュニケには左の通り誌されてゐる。

英國政府は三月十八日、ルーマニアが武力侵略の危機に曝されるに至つたことをソ聯政府に通告し、かゝる場合にモスクワ政府が如何なる態度を採るべきや承知したき旨申し入れた。

この通牒に對しソ聯邦は、關係六ヶ國、即ち英・佛・ポーランド・トルコ・ルーマニア・ソ聯の會議を開催して問題を討議すべき旨を提議したところ、英國はかやうな會議の召集は時機尙早と認められるから、この際は英・佛・ソ・ポーランドの四ヶ國にて將來の侵略に抵抗すべき旨の共同聲明を發することとしたき旨を通告して、ソ聯の提案を否定した。尙ソヴェート政府は別にポーランド乃至ルーマニアから援助を求められた事實なく、これ等兩國に對し援助を申し出た事實もない。

モスクワの發表は、ソ聯今後の外交方針を示唆するものとして重視せられた。ポーランド、ルーマニアの兩國が直接ソヴェート政府に對して援助を要請して來ない以上、モスクワ側から進んでこの兩國を擁護する意思はないといつたのは、舊來の行懸りからいつても當然であり、將來に對するソ聯の意嚮を推測するに足るものであつた。

英國政府が原案として提示した宣言案は左の如く出來てゐた。

『歐洲の平和と安全に共同の利害をもち且つ憂を同じく下名等は、凡ての歐洲國家の獨立を脅威するあらゆる行爲によりて歐洲の平和と安全が損せらるゝに鑑み、吾等の政府はこの種の行動に對し共同の抵抗を試みるため執るべき方法に關して、直ちに相互の間に協議すべきことを宣言す。』この文書はイギリスの靑書には掲載されてないけれども、ポーランド白書には佛文譯が載つてゐる（註2）。

ルーマニアは力と頼む强國から即時の支援を得られないのみならず、英・佛・ソ聯の交渉は時間を空費して進捗しないのに鑑み、ドイツとの間に三月二十三日を以つて經濟協定を締結した。この條約の要項は、（イ）ルーマニアは鐵鑛石、マンガン、クロミウム、アルミニュームの鑛石、食糧をドイツに輸出すること、（ロ）將來石油の採掘權をドイツに與へること、（ハ）ドイツ人の工場及び船舶に對して自由地域を設けること等であつた。ルーマニア外相ガフェンキュは、この條約には多くの政治的意味を含まない旨の聲明を發したけれども、その運用如何に依つては、ルーマニアが遂にドイツの經濟的保護國となることを意味するものとして、英國政府は急いでルーマニアへ經濟使節を派遣することに決した。

二　メーメル返還

ルーマニア方面が一應小康を得たかと思ふ間もなく、三月二十二日に、リチュアニア政府はドイツの最後通牒に屈服してメーメルを返還することとなつた。メーメルはリチュアニアの海岸一帶の地域であつて、ヴェルサイユ條約に規定された執政官があり、國際聯盟の管理權が及ぶことになつてゐた。ヴェルサイユ平和條約は特にリチュアニアに海口を與へる意味を以つてメーメルを創設したのである。この國は從來ドイツ種族を壓迫した歷史

をもつてゐるが、ヒットラー勢力の擡頭以來その政策を一變してナチスの彈壓を緩和した。その結果一九三八年十二月の選擧に於いては、メーメル市にナチス全勝の歡聲が擧つた。翌月になつてリチュアニア首相はヒットラー總統がズデーテンを以つてその最後の領土的要求なりと述べた事實を援用し、メーメルに就いて樂觀的見通しを放送したが、その直後に起つた事件であつただけに、この最後通牒はリチュアニア人を驚かした。リチュアニア外相はベルリンへ呼寄せられ、萬一ドイツの要求が容れられなければ事態の惡化を覺悟せよと宣告された。

ドイツ軍は三月二十三日にメーメルに入り、間もなくヒットラー總統も入市式を行つた。越えて一週日、この國とドイツとの間に成立した條約はリチュアニア議會に依つて批准された。

三　平和戰線結成の企

メーメル事件の終了と同時に、ドイツ新聞紙は一齊にポーランド攻擊の火蓋を切つた。攻擊の材料は少數民族たるドイツ人がポーランドに於いて迫害を蒙りつゝあるとの報道に基くものであつた。ポーランドはチェッコスロヴァキアの潰滅によつて南方國境をドイツに扼せられ、次にメーメルの併合を目擊して、危險の身邊に迫るのを自覺し、直ちに一部動員に着手した。

一九三九年三月二十一日、ドイツ外相リッベントロップは、ダンチッヒ港並びに廻廊地帶に關する要求をワルソー政府に手交したが、その項目は次の二ヶ條を眼目とするものであつた。

（一）ダンチッヒより國際聯盟の執行委員を撤退させ、事實上ドイツに返還すること

（二）ドイツ本國と東プロシアを連絡する鐵道及び自動車道路を、廻廊を横斷して建設し、これに治外法權を認めること

ワルソー政府は三月二十六日に右の要求を鄭重に拒絶しつゝも、適當な解決に達するため今後交渉を續行する準備ある旨を答へた。だが、雙方の主張に大きな溝の横はる事情から考へて、圓滿な妥協の困難なことは何人にも明瞭であつた。

ダンチッヒに事件が飛火したのを見て英國政府はフランスと協議を重ね、三月三十一日の下院に於いて、愈々東歐に對して同盟關係に入る旨の重要な聲明を行つた。それは英國の外交政策に於いて劃期的な轉換であり、世界情勢の重大な分岐點であつた。チェムバレンは曰く、

目下外國政府との間に或る種の協議が進行中であることは、當下院に於いても承知せられる通りである。この協議の終了する迄に、差當り政府の立場を明白にするため、余は下院に報告して置かねばならぬことがある。交渉結了前にポーランドの獨立を明白に脅威する事件が起り、そしてポーランド政府がその實力を以つてこれに抵抗することを死活の問題と思考する場合には、英帝國政府は直ちにその全力を以つてポーランド政府を支持するの責務ありと信ずるものである。依つて政府はこの點に關してポーランド政府に保證を與へたのである。尙フランス政府は本件に就き英國政府と同一の立場に在る旨を明白に聲明することを余に許した。

今朝、外務大臣はソ聯邦大使を引見してこの問題につき充分の討議を爲したが、我等の行動しつゝある精神はソ聯政府に於いて能く諒解しましたこれを多とすべきことと余の信じて疑はないところである、云々。

チェムバレンが目下諸外國と協議が進行中であると述べたその諸國の中に、フランスを含むことを一言附加しなければならぬ。英・佛の間に軍事的協定が打合はせられたのは、ロカルノ條約廢棄後の參謀部會議に端を發すると稱せられる。ところが歐洲の危機の切迫につれ、一層具體的な協議を必要とするに至つたので、フランス大統領ルブランは外相ボンネを伴ひ、三月二十一日から三日間ロンドンを訪問した。

その際ハリファックス外相と佛國外相との談話は主としてポーランド、ルーマニア等に對する保證の提案を中心としたものであつたが、尙非公式に報道されたところに依ると、この際の協議に於いて次の二點に就いても意見の一致を見たといふ。

（一）英・佛兩國の領土及びその死活的權益が脅威を受けたる場合には兩國は卽時相互にこれが救援に赴く事

（二）西部歐洲に於ける英・佛協力の明確なる取極め（オランダ、ベルギー、スイスが攻撃された際に於けるこれ等の救援に關するもの）。

その後この兩國の間には引續き軍事的連絡が行はれ、英國參謀總長ゴート將軍は參謀を引連れて三月二十八日にパリに到着し、フランス參謀總長ガムラン將軍と會見し、マジノー線をも視察した。間もなくフランス空相ギ・ラ・シャムブルは四月三日にロンドンに行つて英國空軍當局と打合せを行つたが、發表されたコンミュニケには左の通り誌されてゐる。

ラ・シャンブル佛空相は四日終日ウッド英空相と協議を行つた。協議內容は空軍全般に亙つたが、特に航空機製作能力增加、空軍機材の整備充實等に關し英・佛兩國空相間に緊密な打合せが行はれた。

越えて四月三日、チェムバレンは前の聲明を補足し、英國は侵略に對抗する意嚮をもつすべての國民と協力することを望み、ドイツが善き隣邦である限り、この政策に依つて何等の脅威を受けるものでないと力說した。ポーランドに對すると同一の保證をルーマニアに與へたのはこの時であつた。遲蒔き乍らもイギリスは、フランスと提携して新しき對獨包圍網を造り上げることに乘出して來た。ところが、ソ聯邦を始め、ポーランド、ルーマニア等は、やがて身に迫る大事件を豫想しないかの如く、若くは豫想し乍らも自我に執着して大同に就くことを欲しない如く、銘々勝手な條件を固執して、所謂『平和戰線』の結成は難航を續けたのである。

四　佛・伊關係の緊迫

三月二十六日、ムッソリーニはその演説に於いて、『イタリーは再び民主主義國と舞踊を試みない。何となれば、圓舞曲を弄ぶ時期は旣に過ぎた』といつた。更に言葉をついで、彼はフランスに對する要求、卽ちチュニス、ヂブウチ及びスエズに關する項目は去る十二月にフランスへ提出された旨を述べたが、その要求が領土權にふれたものかどうかは明白にせず、唯極めて穩當なものであることを諷するに止めた。

ムッソリーニは更に言葉を續けていつた。『イタリーは出來る限り永く平和の持續されることを望む……イタリーとフランスとの間にスペイン問題に就いて存在した溝渠は充分に埋められたから、今では一つの塹壕が殘つてゐるに過ぎない。然しフランスが直接ローマと協議するに非ざれば、これを乘越えることは、假令不可能でないにしても極めて困難となるであらう』と。彼は一層直截に次の如く附加へた。『道義の觀點からこれらの問題を考慮するとせば、何人も最初に石を投ずる權利をもつ者はない』と。

スペインに於いては、この演説の後二日にして、マドリッドの最終の武力潰えて、地方に殘つてゐた人民戰線派の地方軍も殆んど同時に降伏して了つた。三月二十九日、マドリッド放送局はスペイン全土がフランコ將軍の政令に歸した旨を傳へた。これより曩、英・佛は二月二十七日を以つてフランコ政權を正式に承認したけれども、革命政府が樞軸側に傾くことを防止する力なく、三月二十七日にスペインは防共協定に參加した。かゝる形勢はフランスの提唱した不干涉政策が結果に於いて樞軸側の强きハンマーに首を曝すに過ぎなかつたことを證明したものである。

パリに於いてはダラヂエ首相がムッソリーニの演説に答へるため、三月二十九日に放送を行つた。そのいふと

ところに依れば、昨年十二月のイタリー通牒にはフランス領土に關する具體的な要求は記載されず、單に一九三五年の獨・伊協定が無效となつた旨を通告したものである。その證據としてパリ政府は右の通牒を近く發表するであらう。故にフランスとしては何等公式の要求を受けてはゐないが、要求があつた場合にはこれを檢討する準備をもつてゐるといひ、更に次の如く述べた。

これらの要求は新聞の論說や示威運動を通じて提出されたといふ人あらば、フランスの態度は既に明白にされたと答へれば足る。吾等は一寸の土地、一個の權益をも讓らないと既に聲明したし、またかく主張するであらう。

五　アルバニア併合

ドイツのプラーグ進軍以來、イタリーはアルバニア方面に動くであらうとの風評が、フランス方面で逸早く傳へられ、ローマ政府は切りにこれを否定した。英國政府は一九二七年にイタリーとアルバニアの間に結ばれた條約、また英・伊間の地中海現狀維持に關する取極め（一九三七年）に反する行動としてイタリーの注意を喚起した。然し三月二十三日、ヴィクトル・エムマヌエル皇帝の聲明を以つてローマ方面の平和的意嚮が表示されたのであるから、世間の風評の如何に拘らず、一方にはこれを否定する者も尠くなかつた。

ところが四月六日に至つてイタリー軍隊はアルバニア海岸の三個所に姿を現した。アルバニア國王ヴォーグは皇后並びに皇嗣（出產後二日）と共にギリシャに遁亡し、アルバニア軍隊の形ばかりの抵抗も伊軍の豫定行動を狂はすに至らず、數日の間に全アルバニアがイタリー軍によつて占領された。外相チアノ伯は、占領の理由を說明して、アルバニアに在るイタリー人の生命が危殆に瀕し、アルバニア國王とその一味はイタリー並びにユーゴー

スラヴィアに對して陰謀を企てつゝあつたと述べた。かくして四月十三日にはイタリー皇帝が同時にアルバニア國王たることにファシスト評議會で決議されたのである。

アルバニアの併合は、英・佛提携の進捗に對する樞軸側の反對示威であり、同時に地中海に於けるイタリー勢力の强化を意味するものであつた。然しそれよりも重要な效果はユーゴースラヴィアを南北兩面より壓迫することに在つた。アルバニアは旣に久しくイタリー勢力に抱擁せられ、事實上の保護國となつてゐたから、ローマ政府の立場からしては、これを併合すると否とは軍略的にさほど重大な變化を來すものではなかつたのである。

然しアルバニアにイタリー軍が進駐したために最も脅威を感じたものは、ギリシャとユーゴースラヴィアであり、間接にはトルコ、ルーマニアも亦不安の念を增した。殊にアルバニアに對するイタリーの進駐と時を同じくして、ドイツ軍がユーゴー國境に兵力を集中したことは、樞軸國連帶の表徵として、將また英・佛提携に對する回答として意義深きものがあつた。何となれば、アルバニアの占領は直接に英・佛、若しくはポーランドに脅威を與へるもので無いにしても、間接にこれに對する壓迫として效果的であつたからである。

英國はイタリーの行動を否認する意味を以つて、重ねてルーマニアとギリシャに對する保證を確認し、これと併行してイタリー進出の報道を握ると同時に、地中海艦隊をマルタ、亞歷山港方面に配備して待機の姿勢を執らしめた。四月十三日、チエムバレンは下院に於いて次の如く聲明した。

ギリシャ及びルーマニアの獨立を明白に脅威する事件が起り、そしてギリシャ及びルーマニア政府がその實力を以つてこれに抵抗することを死活の問題と思考する場合には、英帝國政府は場合に應じ直ちにその全力を以つて右兩國を支持する責務ありと信ずる。政府は右の宣言をそれぞれ關係國政府に通報し、殊にギリシャ政府と密接な關係にあるトルコ政府にも通告した。

フランス首相ダラヂエもギリシャ、ルーマニアに對する保證について聲明を發し、英國と同じく宥和政策は最早恢復の餘地なき程度に過去のものとなつたと述べ、輿論は戰爭の不可避なことを覺悟する模樣となつた。但しこの保證を受けた側のギリシャとルーマニアは、英・佛に呼應して毅然たる態度を示し得ない程に完全に威嚇されて居たのみならず、ルーマニアの如きは、尙ドイツと英・佛側との雙方に優柔な態度を執つて危地を脱せんと苦慮しつゝあつた。この國の外相ガフェンキュは四月十七日にポーランド外相ベックと會見して、ルーマニアは先づポーランドと協議した上でなければ、國際問題について態度を決定しないことに意見が一致したと公表した。尤もガフェンキュはその歸途ベルリンに立寄り、ヒットラー總統、リッベントロップ外相と協議を凝らしたが、その會談の內容については何事も發表されなかつた。

その頃のドイツの思惑は、チェッコ併合に依つて惹起された世界の波紋は、事態頗る重大ではあつたけれども、事の序にメーメルとダンチッヒの問題を急速に解決して、すべての旣成事實を握つた上で英・佛に對峙すれば、時日の經過と共に波紋は次第に鎭靜するものと考へて、三月中旬から次々にその實現に着手したのである(註3)。イギリスの輿論は宥和政策の一擲により漸く同一の方向に步調が揃つた。フランスの大衆も亦、情勢の急迫によつてやつと眞劍に國難の邊境に迫ることを感知し、戰爭の勝敗に苦慮するといふよりは、寧ろ一種の宿命觀に捉はれて隱忍して砲火の洗禮を待つといつた態度であつた。政局に立つたダラヂエ以下の政治家は戰備の立遲れを取返すことに焦慮し乍らも、現實に卽した政策を執ることの自由さへも失つて、國內輿論の興奮の波に搖られ、事件の急轉に眩惑され、イギリスの政策に順應しつゝその日を糊塗する狀態に在つた。

二　ドイツを中心とする渦巻

中歐及びバルカンの外交界が絶えず各方面の折衝に忙殺されてゐた間に、チェッコ事件以來一時ベルリンを引揚げた英・佛の大使も四月下旬に再び任地へ歸つて來た。此處でまたチェムバレンの宥和政策が再開されたものと觀察する向もあつた。

獨・伊は先づ以つてユーゴースラヴィアを中立の地位に置く工作を開始し、これに對處してバルカン諸國は四月二十日にブルガリアに對しバルカン聯盟に參加することを慫慂した。ルーマニア外相ガフェンキュはロンドンを訪問して意見を交換し、英國の經濟使節はブカレストに到着して、藏相コンスタンチネスキュとの間に、二ヶ年に亙る投資計畫案を協定した。然しワルソーに於いてはドイツとの關係を見通して悲觀説が流布せられ、半官報ガゼッタ・ポルスカの如き新聞が獨・波の關係は『氷點以下に冷却した』と誌した（四月二十六日）。

英國大使ネヴィル・ヘンダースンは四月二十五日ベルリンに歸任して、ナチス當局と會見したが、彼は當時の印象を次の如く述べてゐる（註4）。

政府の命令に依つて再びベルリンへ歸任したけれども、理論的にも、政治的にも大使を歸さないのが本當であつたらう。ミュンヘン會議後のイギリスは一九二〇年以來見なかつた程國内が一致してゐた。ベルリンに歸任して見ると、ポーランド問題は全く行詰りで、この五月は恰も前年の五月に於けるチェッコ事件に酷似してゐた。只異るところは、――そして、それは大なる相違點であるが――（一）ポーランド人は決して實力に屈しないこと、（二）ポーランドにはチェッコの如く多數密集したドイツ人を包含してゐないこと、（三）英國は

明白にポーランド支持の條約に調印してゐたから、チェムバレン首相も二度とミュンヘンには往けないことである。

當時の一般情勢は次の如くに見えた。何か突發事件が起らない限り、ヒットラーは暫く待機して準備を進める。交渉に依つてダンチッヒを握ることが出來れば、それで一應滿足して次の機會を待つ。然し力を用ひなければ得られないと判れば、最も有利な時機に戰爭に愬へる。一時手を拱いてゐてもそれはダンチッヒと廻廊とを思ひ切つたのではない。四月二十八日のドイツの要求が滿足されたとしても、それは永續すべき解決とは考へられない。何としてもこの問題はドイツの國民的熱望であるから、公平な解決のつく迄、獨・波の間に眞の平和はあり得ないであらう。

四月二十六日、英國政府は愈、劃期的政策として徴兵制度を採用すべき旨下院で發表した。これはフランスとポーランドからの要望に答へ來るべき危機に備へたものであつて、一旦開戰の場合に英國から大陸に派遣しうる兵力が從前の如く十箇師團内外に過ぎない狀態であつては、西部戰線の維持さへ覺束ないことが明白になつたからである。徴兵制の發布はフランスを始め、ポーランド、トルコ等の一連の國家に於いて歡迎を受けた。獨・伊兩國は不機嫌であつたけれども、新聞紙はこれを重大視することを避けた形であつた。

これより曩、ローズヴェルト大統領は四月十四日にヒットラー、ムッソリーニ兩宰相に宛て、平和維持に關する長文の親電を發送して世界の視聽を蒐めた（後出四一八頁參照）。

ローズヴェルトのメッセージに對して、ムッソリーニはその頃ローマに開催中であつたローマ博覽會實行委員會の席上で演説を行ひ（四月二十日）、この博覽會の計畫そのものが『我等は何人をも攻撃する意思なく、吾等は戰爭の代りに我等の事業に專念することを希望する有力な證據と見る可きである』と應へた。更に語をついで彼

はローズヴェルトが『樞軸國のみを攻撃すること』を不公正な企であるとけなし、十ヶ年間の不和保證といひ國際會議の召集といひ、共に不合理であつて、『全く歐洲問題について基礎的知識しかない人間』のおぼこな中し分であると痛撃した。尤もヒットラーの態度如何を凝視した世界の輿論は、ローマ側の意思表示に多くの注意を拂はなかつた。

ドイツの回答は注意深く用意され、タイプライターで百頁に餘るものであつたから、議會演説にして二時間を要する程であつた。ベルリン政府は四月二十日これを歐洲三十一ヶ國の政府に送付して、ローズヴェルト提案を事前に豫知して居たかどうか、また眞にドイツの侵略を怖れるや否やの意見を求めた。

これに對する小國の回答は、事前に承知しなかつたといふ點については一様に答へたが、侵略の脅威を感ずるやといふ質問に對しては頗る外交的な言辭で『然らず』と述べた。唯僅かにルーマニヤのみは、ドイツが最もよく自國の計畫を承知してゐるべきだと直截に答へた。

ヒットラー總統は、四月二十八日ベルリン市のクロール・オペラに召集された國會に臨み、米國大統領に答へる意味の大演説を行つたが、その句調は相當手厳しいもので、處々に皮肉も交つてゐた。この日のヒットラーは頗る油の乗つた態度で、所謂大演説の型であつた。聽手の方は冒頭から拍手と哄笑とを以つて總統に呼應したと傳へられる。その一節にいふ。

ドイツ國會議員諸君！　ローズヴェルト大統領は余に親電を送り越したが、その内容は既に諸君の知らるゝ通りである。余がこの電報を受取る前に、全世界はその内容を新聞とラヂオの報告に依つて知悉してゐた。のみならず、民主主義の諸機關に現れた數々の評論は、既に吾等に對して次のことを敎へた。大統領のメッセージは頗る巧妙であり、且つ如才のないもので、金權主義國（英・米等）が採用した好戰的手段の責任を民主國政府

(獨・伊) に負はせる如く出來てゐる。……

この演説に於いてヒットラーは一九三四年の獨・波間不可侵條約と、一九三五年の英・獨海軍協定とを廢棄することを聲明した。ポーランドとの條約を廢棄する理由は、ダンチッヒ廻廊に關するドイツの要求を拒否したこと、及びこの國が英國の保證を受諾したことに依るものであつた。過般のドイツの要求は『唯一無二』のものであつたが、ワルソー政府がこれを受諾しさへすれば、將來二十五ヶ年に亙る不可侵條約を締結する意嚮であつたとも述べた。英國との協定を廢棄したのは、チェムバレンの政策が新しき包圍政策に轉向したためであると發表した。ヒットラー總統はローズヴェルト大統領のメッセージに對して箇條書きにこれを反駁した。ドイツはヴェルサイユ會議以後如何なる國際會議にも(ミュンヘンを除けば)參加したことはなかつたし、『ドイツ國民は曾て一度だけアメリカ大統領に信賴したことがあつた』と述べた。それはウィルスンの十四ヶ條の綱領を指す意味である。歐洲大陸及び近東にある三十一ヶ國を侵略しない旨の約束を獨・伊に求めた點に就いては、これら諸國が毫も脅威を感じてゐないこと、彼等自らの告白したところに依つて明白であると述べ、ドイツは個々の國との間に於いてならば何時でも相互保證を取交はす準備をもつといつた。演説の末尾に於いてヒットラーは力強く『余は世界の運命について自ら責任を執り得ない。何となれば、この世界は余の民族の悲慘な運命に何等の關心をもたなかつたのであるから』と明言した。

ヒットラー總統の議會演説は英國に對して二つの敎訓を與へた。一はチェムバレンの宥和政策が到底施す餘地の無くなつたこと、並びに海軍協定の廢棄によりドイツ側が英國の海上權力に挑戰する決意を示したことであつた。

孰れにしてもダンチッヒ問題は歐洲に對立する二つの陣營の試金石となつたもので、樞軸側の發展計畫の運命

と、平和戰線の威力とが、この事件を中心として試煉される運命に立つたのである。

五月七日に獨・伊兩國はミラノ市に於いて軍事同盟條約を結ぶことを協定し、同月二十二日ベルリンに於いて正式の調印が行はれた。獨・伊の同盟關係は一九三五年以來の論理的歸結であつて、この條約も亦現實の事態を成文化したものに過ぎなかつたのである。五月二十二日ベルリンで調印せられた獨・伊同盟條約は十ヶ年間有效のものであつて、次の如く誌されてゐる。

締約國の希望に反し、締約國の一方が第三國と交戰狀態に入る場合には、締約國の他方は直ちにその陸海空軍を以つてこれを援助すべし、……締約國は軍事並びに戰時經濟につき一層緊密に提携すべし。

共同の戰爭に際しては、雙方の合意なくして休戰又は和平を締約することなかるべし。

獨・伊はかくしてその相互の關係を緊密化すると同時に、第三國を樞軸に引入れ若しくはこれを中立の地位に置くことに苦心した。その最初の現れはバルチック沿岸諸國、詳しくいへば、リチュアニア、エストニア、ラトヴィア等と不可侵條約を結び、スエーデン等のスカンディナヴィア諸國をもその一聯の中立帶に參加させる考案であつた。それは間接にソ聯邦を威壓して英・ソの協定に水を差す姿勢ともなつた。

スカンディナヴィア諸國（ノールウエー・スエーデン・デンマーク・フィンランド）の外務大臣は、五月九日にストックホルムに會合して、將來とるべき態度を協議した結果、これら諸國は、『如何なる政治的結合の目標ともなり得ない』と率直にその傳統政策を表明した。にも拘らずデンマークのみはその國情から考慮して、五月三十一日にドイツとの中立不可侵條約に調印することとなつた。

バルチック諸國は次々にベルリン政府の申し入れに應じて同樣の條約を結んだ。何といつてもこれらの國々は、ドイツとソ聯との中間に存在して、雙方の政治工作に影響されることの多い國である。而も現に政權を握る

階級は、孰れもソ聯の勢力に對抗することに腐心してゐる關係上、スカンディナヴィアよりも、より多くドイツに依賴して獨立を維持する外に途はない。依つてリチュアニアはメーメル併合と同時にドイツと不可侵條約を結び、エストニアとラトヴィアは六月七日にベルリンに於いて同樣の條約を結んだ。

地中海の風雲に直接の脅威を感ずるトルコは、イタリーの東漸と、ドイツの南下に對し如何にして國土の安泰を期しうるかに迷うた。そして一方にはソ聯との年來の親善政策を維持しつゝ、海上よりの脅威を防ぐには英・佛の海軍力に依賴する外に途無しと觀た。その結果英・佛兩國との間に地中海に關する相互援助取極めを決定し、ロンドン及びアンカラに於いて六月十二日に共同宣言の形を以つて發表された。

英國下院に於いて五月十二日午後四時に、チェムバレン首相から發表されたところは次の通りである。

英・土兩國は國家的安全と利益のため、相互的性質を帶びた長期に亙る正式協定を締結することに意見の一致を見た。而して英・土兩國政府は右の正式協定成立を見るまでの期間に於いて、地中海戰爭の發端となるが如き侵略行爲が現れた場合は協力の實をあげ、互に全力を盡して援助し合ふ旨を聲明する。この聲明は如何なる第三國をも目標とするものではない。英・土兩國政府はそれと同時にバルカン半島に安定狀態確立の必要を認め、右に關しても交渉を續行中である。かくて英・土交渉は目下尙進行中であるが、兩國政府間の意見の一致は益〻明瞭となつて來てゐる。

この約束はやがてギリシャをもその連鎖の內に加へ、同年十月には英・佛・土三國の軍事同盟にまで發展する前觸れをなしたものである。

ユーゴースラヴィアは獨・伊と接壤國の關係に在るばかりでなく、ヴェルサイユ條約以後同盟の契を結んだフランス、並びにその勢力下に在つた小協商諸國の威力が漸次に傾く狀況を無視する譯にゆかず、それが樞軸接近

の政策となつて、攝政パウル親王は五月十日にローマを訪れ、六月一日にはベルリンを訪問した。
日本に對する樞軸國の努力は一九三八年の七月に同盟條約の提案となつて現れたが、然し時機は尙熟さないものあつて、翌三九年に入つても條約成立に至らなかつた。

三　最後の和平努力

歐洲の政治家は寸前の不安を胸に抱き乍ら、それぞれ夏季休暇に出かけた。恰も一九一四年の戰爭勃發の際、カイザーが北海に、ポアンカレがバルチック海に旅行したと同じ形を以つて、ヒットラー總統はザルツブルグに、チェムバレンはスコットランドに避暑したのである。

然しザルツブルグは、歐洲政界の要人が次々に足を運ぶために注視の的となつた。八月十日にダンチッヒのナチ黨支部長(ガウライター)フェルスターがヒットラーを往訪し、入れ代つて翌十一日、國際聯盟のダンチッヒ執政官ブルクハルトがベルヒテスガーテンでヒットラーと會談した。これらの話の內容は一切內密に附せられてゐるけれども、當初から全く私的會談との觸出しで、聯盟の內諾を得たものであつた。ブルクハルトはダンチッヒに歸つて後、ベルヒテスガーテン會談の內容をハリファックス卿に報告した筈だつたが、それも公表せられなかつた。八月十五、十六の兩日に亙つて執政官ブルクハルトは、ダンチッヒ上院議長グライザーとポーランド辨務官チョダツキーとに面談した。これに就いても臆測の外には何等確實な報道は傳はらず、却つて戒說が亂れ飛ぶのであつた。

ベルリンの官邊では再び宥和の空氣を匂はした。ブルクハルトはズデーテン事件のランシマンと同じ役割を廻

廊問題で演ずるのであらうとの風説もあつたが、それも遂に實現しなかつた。タイムス紙は八月十四日の社説を以つて、獨・伊が平和的な條約修正案を提出する場合には、關係國に於いてもこれを基礎として協議する準備があると述べた。ブ氏の親獨的傾向、現にダンチッヒのナチス化を默過する態度、ハリファックスとの交情等から見て、世間の噂に多少の據り處を與へたのである。實際イギリスはドイツと協議して或る程度の讓歩をなす意嚮であつたが、强壓に依つて讓步を强ひる如き案には屈する色を示さなかつた。恐らくヒットラー總統は、武力行使前に今一度ダンチッヒの實情と英國の最終の態度とを承知したいと思つて、ブルクハルトを呼寄せたものであらう。外交戰術としても、ドイツがあらゆる交渉と平和的努力を試みたとの印象を與へることが有利であつたから、ポーランドとの交渉の途が杜絶えた以上、聯盟の代表者と協議する手續に出たのは當然のゆき方であつた。

八月十五日にフェルキッシェ・ベオバハター紙（ヒットラー總統と近き關係ある）が『西歐諸國の態度がすべてを行詰らせる』との表題を大きくつけたのを見ても、多分ロンドンからの回答が再度のミュンヘン的妥結を夢想したドイツの希望に水をぶつかけたものとも解せられた。

孰れにしても八月初旬のザルツブルグ會談は、樞軸國が歐洲の將來に對する最終案を決定したものとして頗る重視すべきものである。從つてブルクハルトの英國外相に對する報告もとの點に就いて歷史上の參考たるべきは勿論である。

それと時を同じくして、イタリー外相チアノ伯がザルツブルグに於いてリッベントロップ外相と會見した。八月十一日午後、兩外相は前後三時間に亙つて協議したが、その後に發表されたコンミュニケに依れば、『會談はすべての問題に亙り、獨・伊兩國の共同措置について百パーセントの一致を見た』とある。

チアノ伯はリッベントロップ外相と晩餐を共にした後、翌十二日朝、程近きベルヒテスガーテンの山莊に總統

を訪問した。十二日の午餐には駐獨イタリー大使アットリコ、駐伊ドイツ大使フォン・マッケンゼン並びにベルリン外務省法律顧問フレデリック・ガウスも列席し、引續き開かれた會議は午後五時に至つて終了した。そして翌十三日にチアノ伯はザルツブルグに歸ると直ちにローマに電話して長時間ムッソリーニと協議した。そして翌十三日には今一度ドイツ外相と共にベルヒテスガーテンに行つて總統と懇談をとげた。

これらの慌しい動向から推察して、この兩日に亙る獨・伊の協議は、チアノ伯のローマ出發以前に豫想されなかつた問題に言及されたことが判る。そして十三日に最後の打合せを行つたのは、ムッソリーニの意見を決定的に通告したものであらう。そのことはドイツ外務省の機關紙フランクフルター・ツァイツングの八月十五日の報道に照らしても略〻窺ひうるのである。

ダンチッヒは最も重要な表徴で（尤も外にも數々あるが）古くからの包圍政策の眞實の目的であり、手段としての典型でもある。ザルツブルグに於いては、獨・伊兩國に關係ある全部の問題が討議され、而もこれ以上新しく協議する必要のない程に、完全に殘らず論議せられた。だから平和維持と平和の保證に關する問題は極めて簡單になつた。卽ち責任ある解答は、西歐諸國がその政策の結果として出來上つた危險な事態に氣がついて、情勢改善のために寄與することを拒まないかどうかに懸るのである……

この記事は二つの興味ある事實を示す。その一はミュンヘン會議の當時にドイツはズデーテンを最後の領土的要求として主張したのに反し、今回は數多の問題の中の一としてダンチッヒを求めたことである。その二はズデーテンの危機に際しムッソリーニは熱心にドイツを支持して、屢〻イタリーの立場を聲明したに拘らず、今回は外交的支持以上のものを約束したと推測すべき何等の徴候もない。イタリーは會議に依つてこの問題の解決を圖ることを希望し、その際にはイタリーの對佛要求たるチュニス、チブウチ、スエズ問題にもふれることをドイツ

に要望したと噂せられた。現に八月末にドイツと英・佛との決裂を防ぐため、イタリーが最後まで仲介の勞を執つたことは、戰爭に愬へずして目的を達しうるとのイタリーの觀察を裏書するものである。

現在まで入手しうる文獻によつては、ザルツブルグ會談の內容が明瞭になつたとはいへないけれども、次の如き結論を下すことは誤りでないと思ふ。ドイツ側は八月下旬からダンチッヒ問題の要求貫徹のためにポーランドに對して行動を起す意嚮であることを通告し、その際に英・佛側が何處までポーランドとの同盟に忠實であるべきかを檢討して、リッベントロップ外相は、英國が起たないとの確信を披瀝し、戰爭を限局して所謂現地解決の程度に止めうるものと見通してゐた。イタリーは國內の事情に鑑みてポーランドに對する兵力の行使をさける意嚮を明かにし、外交交渉に依つて獨・伊の要求が滿足され得るとの見解を述べたのであらう。

八月十五日、英國大使ネヴィル・ヘンダースンが、外務次官ワイツェッカー男とベルリンで會談した際、外務次官から次の如き意見を述べられたとある(註5)。

ドイツは英國が如何なる狀況の下にも、またポーランドがどんな狂態を演じようとも戰爭に愬へるとは信じなかつたし、信ずることを望まず、また信じ得ない。ドイツ側では、ポーランドの態度が英國を自由の立場に置くものであつたし、またかく在るものと信じてゐる…

これに對してヘンダースンは『この有害な理論は恰も英國の氣持を遂に諒解し得ないリッベントロップの如く響く』と答へてゐる。チアノ伯がドイツの主張に同意を與へたかどうかは明白でないが、實際的なムッソリーニ首相は、ミュンヘン會議前と一九三九年の夏とは事態が全く變つてゐることに氣附いてゐたに違ひない。だから同盟國としてのイタリーの義務に就いても討議が行はれたことは、外務省の法律顧問ガウスの列席したことからも推測ができる。然しドイツはイタリーの軍事援助を求めず、イタリーも亦ダンチッヒと稱する地方問題に就い

て戰爭に入らない態度を明かにしたものと想像しうるのである。この際イタリーの望むところは、ドイツがポーランドとの係爭を解決する機會に佛・伊間の懸案を同時に解決することであつて、それには再びミュンヘン會議の如き形を執ることが有利であり、必ずしも戰爭に愬へる必要を見ないといふ點であつた。ドイツから觀れば、先づ以つてダンチッヒ問題を中心として英・佛に宥和政策を押附けることが戰爭回避の便法であつて、地中海や東歐の問題を一時に提起することは不利益だとした。然し一旦砲火を開けば、問題はダンチッヒのみに止まらず、當然に廻廊の全部、上部シレジアにも及ぶ意嚮であつたことは、當時のベルリン政府の言葉に依つても察知することが出來る。

八月二十七日附でダラヂエ首相に答へたヒットラーの通牒にも、『ドイツの申し出は頗る寛大であつて、ドイツ國民に衝動を與へた位である。余以外に何人もかゝる要求を國民に示しうる人間はない。從つてこの要求はこれが最後で一度限りのもの』だと誌してゐる（註６）。

（１） Oliver Benson;—Through the Diplomatic Looking-glass. Norman, Oklahoma, 1939. 四六、四七頁參照。
（２） 前掲、ポーランド政府白書、九五、九六頁。
（３） Sir Nevile Henderson;—Failure of a Mission. London, 1940. 二一六頁參照。
（４） 同書、二一五頁以下參照。
（５） Documents concerning German;—Polish Relations and the Outbreak of Hostilities between Great Britain and Germany on September 3, 1939. 八八頁參照。
（６） 前掲、フランス政府、黄書、二七五頁參照。

颱風の中心ダンチッヒ

一　パリ會議よりドイツの要求提示まで

パリ平和會議に於いて、戰後の歐洲を如何に再建すべきやを討議した際、最も難關の一として波瀾を惹起したものは、新ポーランド領域の決定であつた。これがためにイギリスとフランスとは、それぞれ異つた論點から、正反對の主張を固執して相爭つたことは周知の事實である。ポーランド問題の中でも、ダンチッヒ及びその廻廊の新設は禍根を後に遺すものとして世上の論議を惹起した。沿革上の理由を別にして考へて見ると、ダンチッヒは經濟上他國に依存する一民族によつて占められ、その九割五分まではドイツ人である。但し經濟的繁榮はポーランドと不可分の關係にあり、且つこの國にとつて唯一の海口でもある。それ故にポーランド獨立の際に、これを獨・波の孰れに與へるかに就いて幾多の論が行はれたことは無理のないところであつた。

ポーランドの西部國境に關して專門委員の作成した案に依れば、尠くも二百萬に近いドイツ人を新興ポーランドに抱擁する結果となるから、聯合國に於いて旺んに是非の論が行はれた。これに關聯して一九一九年三月二十五日、ロイド・ジョージが聯合國最高會議に提出した覺書は、その當時のイギリス政府の見解を反映するもので

あるが、その一節に次の如く述べてゐる。

不正義と專横とは、それが戰勝の餘威に乘じて行はるゝ時、永久に忘却寛容せられないであらう。それ故に、絕對に必要である以上に多數のドイツ人をドイツの支配より奪つて、これを他國民に隷屬せしめることに、余は斷乎として反對するものである。世界の最も精力に富み、最も强健なる人種たることを實證したドイツ民族が、その多くは從來未だ曾て安定せる政府を樹立したることなき民族よりなり、その內部に祖國との合流を望むドイツ人の大集團を抱擁する國家に圍繞せられなければならないとすれば、それは將來の戰爭原因をなすものである。その歷史を通じて、未だ曾て安定せる自己統治の能力を實證したること無き、異敎徒の監督の下に二百十萬のドイツ人を置かんとするポーランド委員會の提案は、余の判斷に從へば、早晚東ヨーロッパに新たなる戰爭を誘致するに相違ない。

然し、最高會議はイギリス案を全面的に受入れることを拒否し、成文の如き形を以つて新ポーランドを創設することになつたのであるが、聯合國がヴェルサイユ條約案をドイツ全權に手交して、その意見を徵した際、ブロックドルフ・ランツァウは本國の訓令に依り、ダンチッヒに關して次の如き見解を披瀝した（註1）。

……東方に於ける領土問題に就き第二十七條及び第二十八條に豫見せらるゝ規定に依り東プロイセン及び西プロイセン、ポンメルン、ポーゼン及びシュレージェン等のプロイセン諸州が、ポーランド國に附與せらるゝのであるが、これら諸州は、決して明白なるポーランド人に依つて居住せられて居るものではない。人種學的觀點を無視し、單にこれに依つてポーランドが、ドイツに對する有利なる軍事的境界、若しくは重要なる鐵道連絡點を受領せんがために、幾多の都市、廣大なる純粹にドイツ的なる地域がポーランドに追加せられて居る。數世紀の間に順次ポーランドより解放せられたる諸地域、若しくはポーランドが其處に未だ曾て支配權を行ひ

しことと無き諸地域が、無差別にポーランドに約束せられて居る。随つて提案の如き規定を承認することは、明白にドイツ的なる幾多の廣大なる地域の暴壓を意味するであらう。加ふるにかゝる規定は、國民的問題の整頓に當り『時日と共にヨーロッパの平和及び延いて世界の平和を破壊するの惧れある紛爭及び敵視の新たなる要素を創造し、若しくはこの種の舊き要素を永久化する』ことを避くべしとする大統領ウィルスンの原則と相容れざるものである……

右の如きドイツの對案に對しては、聯合國の中にもこれを考慮に入れて若干の修正を行ふべしとの論が起り、マリエンヴェルデル及び上部シレジアに於いては、人民投票によつて獨・波の國境を劃定することとしたのであるが、その結果に就いてもドイツは決して滿足の意を表しなかつた。これがために新ポーランドの建國以來ドイツ側との紛糾が間斷なく起つたことは前に述べた通りである。

ドイツとポーランドとの間にダンチッヒを繞つて交渉の開かれたのは、ズデーテン事件の直後、詳しく云へば一九三八年十月二十四日以後のことである。この日ベルヒテスガーテンのグランド・ホテルに於いて、リッベントロップ外相はリプスキー大使に向つて、兩國間の懸案を一括して解決する希望を示唆した。この談話に關聯して、十一月十九日にリプスキーはリッベントロップと會見の上、ポーランドがダンチッヒのドイツ復歸に回答を與へ得ない理由を詳細に説明し、ポーランドの對案を手交したが、その頃に至るまでのドイツ政府の態度は極めて婉曲にワルソー政府を説得せんとする氣配が見えた。

然し一九三九年に入ると共にベルリン政府の態度は急に強硬となり、三月二十一日の會談に於いては、明かにポーランドに對して強壓を感ぜしめる態度の言辭が用ひられた。これに對するポーランドの對案は、三月二十六日にドイツ側へ手交されたが、正確な意味に於ける兩國の外交交渉は、この時を以つて行詰つたといふべきであ

つて、この日以降、兩國の政治家は或は議會の聲明や、黨大會での演說を以つて互に相手の不誠意を責める如き態度を執り、それぞれその原案を固執した（註2）。

一九三九年一月五日、ポーランド外相ベック大佐は、ベルヒテスガーテンの山莊にヒットラー總統を訪問して、兩國の懸案に就いて意見を交換した。その席には在ポーランドドイツ大使フォン・モルトケ、在獨ポーランド大使リプスキー及びドイツ外相リッベントロップも列席して、會見錄は有名なシュミット公使が作成した。その際の會談に就いてシュミットの誌すところは大要次の通りである（註3）。

ポーランド政府の見解に從へば、雙方の側に於いて、最近發生した若干の難問題の原因を一掃せんとする努力に遺憾があつたためであると述べ、かゝる難問題の一として、ベック氏はダンチッヒ問題を擧げ、さうしてこれに關しては、獨りドイツ及びポーランド政府のみならず、若干の第三者、就中國際聯盟等も亦、問題となることを力說し、例へば、若し國際聯盟がそのダンチッヒに於ける役割より身を引いたならば、果して如何なる事態が發生したであらうかと述べ、その他にも尙、現在の誤解が一掃せらるゝことを要する若干の難問題がある。例へば、チェッコスロヴァキア國境の保證、特にかゝる保證が卽座に實行せらるべきか、若しくは卽座にと謂はざるまでも、早晚實行せらるべしとするならば、如何なる時期に於いてそれが豫期せらるゝかの問題の如き、その尤なるものである。特にポーランドはこの關係に於いて、カルパト・ウクライナ問題に關心を有する者なりとして『中歐のバルカン化』といふピルスツキーの言を想起し、ポーランドは現在のカルパト・ウクライナ地方に妄動したる煽動に於いて宿敵を再認し、カルパト・ウクライナが他日必ずポーランドに取つてこの種の不安の淵叢と化し得ること、ポーランド政府がこれに依つて餘儀無くせらるゝ行動よりして、更に幾多の紛爭を生じ得ることを惧るゝ者である。これが、ハンガリーとの共通國境を求むるポーランドの努力の主要

なる理由であつたと述べた。

總統はこれに應答して曰く、あらゆる現在の難問題を清掃せんがためには、先づ第一に獨・波關係の根本傾向に遡及しなければならない。ドイツ側よりして、彼はドイツのポーランドに對する關係が、依然として一九三四年の不可侵宣言に現れて居るところと同一であり、その間秋毫の變化は無いことを强調して憚らない。特にカルパト・ウクライナの問題に關しては、彼は、世界の新聞に於いてドイツがこれを包藏するが如く臆測せられて居る意圖に就き、ポーランドはこの點に於いて毛頭も憂慮するを要せざることを明言し得る。ドイツはカルパト山脈の彼方に何等の關心をも有せず、隨つてこれらの地域に利害關係を有する諸國が其處に如何なる擧に出でようとも、彼に取つては風馬牛である（中略）。

メーメル問題の外に、直接なる獨・波關係に於いて、ドイツに取つては、感情上よりして解決至難なる廻廊及びダンチッヒの問題がある。總統の見解に據れば、此處では、舊態依然たる杓子定規より離れ、全然新しき方途に於いて解決が求められなければならない。即ち、例へばダンチッヒの場合に於いて、この都市が政治的に再びその住民の意思に從つて、ドイツの共同體に歸することとなり、その際は勿論ポーランドの利益、就中經濟的領域に於ける利益が十分且つ完全に保護せらるゝが如き何等かの調整を工夫することは、必ずしも不可能ではない。かくの如きは亦實にダンチッヒの利益でもある。蓋しダンチッヒは、經濟的背景無しには生存し得ざるが故である。仍つて總統は、ダンチッヒをして、政治的にはドイツ共同體に復歸せしむるも、經濟的には依然としてポーランドに屬せしむる何等かの公式を發見せんと欲する者である。

ダンチッヒはドイツのものであり、永久にドイツのものとして止まるであらう。さうして早晩ドイツの膝下に來るであらう。

既に述べたるが如く、ドイツに取つて一箇の困難なる心理的問題をなす廻廊について、總統は、ドイツ國に取つて東プロイセンとの聯結が死活の大事であること、猶ポーランドに取つて海洋との連絡の然るが如くなること、これに關しても亦、全然新しき解決方法に依りて十分に雙方の利益を滿足せしむることを得べきことを指摘した。

總統は言を進めて、若しこの理性的基礎の上に、當事國をして各、その權利を完うせしむることを鐵則として克く個々の問題の終局的淸掃を誘致することに成功するならば、そこにポーランドに對しても亦先の佛國との協定と等しく、向後ドイツ側より明瞭なる條約に依りて確定せられたる國境保證をポーランドに與ふべしといふことに依りて、かの一九三四年の稍、消極的なる聲明を、更に積極的意味に於いて補足すべき時期が到來したとなすべきであらう。その曉、ポーランドはドイツ側との國境を、廻廊をも含めて——此處で總統は、更めてこの問題の心理的困難と、獨り彼のみがかゝる解決に到達せしめ得る者なる事實とを强調し——條約的に保證せられ得るの利益を享受するであらう。かゝる廻廊の保證を與ふることは彼（總統）に取つて、甚だ容易のことではない。隨つて彼は、疑もなく特に市民側よりして相當に批判の的とせらるゝであらう。併し乍ら現實政治家として彼は、この種の解決が最善の解決なることを確信する。恰も今日、南チロール若しくはアルザス・ローレインに就いて云爲する者無きが如く、若しドイツが一旦その保證を與へた曉には、何人もまたポーランド廻廊について耳にするところが無いであらう、云々。

ポーランド外相ベックは、ドイツの立場の說明に對して總統に感謝し、且つポーランドも亦、絕對にドイツに對するその從來の照準を固執すべき旨を聲明した。

ベックは更に曰く、ポーランドは、既に先年、東國境保證條約を經由して、一層密接にロシアと結合せんこと

を膺懲せられたるときに採つたと同様に、飽迄獨立自由なる政策の線を辿るであらう。固よりポーランドは、自己の安全の増强に關して、フランスの如く神經過敏ではなく、また去る九月の危機後最終的に無力となつた謂はゆる『安全保障體系』に何等の價値をも認めない。これ實に歴史の一轉期を意味するものである。然し乍ら彼外相は、唯今總統より發せられたる聲明の中に更めて表現せられて居るドイツの照準に多大なる評價を與ふることを好まない。彼自身も亦、ドイツに對して舊來の方針を固執するものである。

獨・波關係に關して、彼は總統の表明したる念願を諒承する。只ダンチッヒ問題は彼に取つて非常に困難なるものであると觀ぜられる。この關係に於いては特にポーランドに於ける輿論が考慮せられなければならない。さは謂へ彼は、謂はゆる『珈琲店に於ける氣焔』の態度は固よりこれを齒牙にかけない。七年の在職中、彼は未だ曾て毛頭も珈琲店の氣焔に心を勞したことなく、しかも依然として今尚職に留まつて居る。然し乍ら、民衆の眞實の意見には十分に顧慮を拂はなければならない。さうして此處に、ダンチッヒ問題の解決に對する困難を看取することは謂ふまでもない。然し彼はこの問題を尙一度靜かに熟慮し度い、云々。

ベルヒテスガーテンの會見を終つて、ベック外相はその翌六日、ミュンヘン市でリッベントロップ外相と改めて會談した。その際ドイツ外相は彼が胸中に抱けるダンチッヒ問題の解決案なるものを披瀝したが、それは後に三月十八日の公式提案としてワルソー政府に提出されたものと同一內容のものであつた(註4)。即ち (イ)ダンチッヒをドイツに返還すること、(ロ)ダンチッヒに於いてはポーランドに對し最大限の經濟的利益を保全すること、(ハ)廻廊を横斷して、ドイツより東プロシアに通ずる一條の自動車道路及び鐵道の建設、(ニ)右に對しドイツは廻廊及び一切のポーランドの現狀を保證することの四ヶ條であつた。

これに對してベックが何と答へたかは明瞭に記されてないが、後段に於いて簡單に『ベック氏と余(リッベント

ロップ」とが共に、ポーランドとドイツとの間に於いて可能なる條約文書の大體を今一度考案すべきことが申し合はせられた』と誌したことより推して、ベックの回答は極めて當らず障らずの曖昧なものであつたことが窺はれるのである。

それ以後の經過に就いては『嵐の前宵』に於いて大體の筋を述べた。然し三月下旬にドイツのメーメル進駐が行はれ、ついでドイツ新聞紙のポーランド攻撃が開始せられるに及んで、三月二十四日頃にはポーランドの豫備兵召集が小規模ながら行はれるやうになつた。そのことはドイツ白書にも現れて居り、そして獨・波兩國の興奮は日毎に危機を思はせる狀態に昂進しつゝあつた。四月二十八日ヒットラー總統が國會で行つた演說、それは既に前章で言及したところであるが、これに對應してポーランドのベック外相は五月五日に、ワルソーの議會でドイツの要求に言及し、ダンチッヒ返還、廻廊鐵道建設等の强壓的解決は認容し得ずと述べ、ポーランドと英國との間の協定は相互援助を眼目とするものであつて、平和な隣國を脅威するものではないに拘らず、不戰條約に參加せるドイツが、恰もその目標となつた如く解釋することは了解し得ないといひ切つた。この演說は英國にも反響を呼び起した。チェムバレンは五月十一日アルバート・ホールの保守黨大會に於いて『英・佛はその約束を實行するかどうか信賴し得ないし、決してそれに熱心でないと信ずるやうな馬鹿げた間違ひをしてはならない』と述べ、ダンチッヒに就いては獨・波の論爭を討議に依つて解決することが出來るのに『ポーランドの獨立を脅威する如き方法に依り、武力を以つて事態を變更せんとする如き企が實行されたら、それは大戰亂を不可避ならしめ、英國もこれに捲込まれるであらう』と言明した。

二　ダンチッヒに危機迫る

一九三九年六月中旬、ゲッベルス（ドイツ宣傳大臣）はダンチッヒを訪問して、十七、十八日の兩日に亙り熱辯を揮つたが、その中にダンチッヒがやがてドイツに歸るべきを約束した。その頃ダンチッヒに於いては國防軍の小部隊が編成中であつたことをも考へて、ドイツの行動に就いては旣に計畫の出來てゐるものと想像するに充分であつた。

ロンドンもパリも共にワルソーの强硬な態度を見て、ダンチッヒ問題のために危機が迫りつゝあることに眼を掩ひ得なかつた。六月十七日、佛國首相ダラヂエは議會休會の直前の演說に於いて『形勢が今日の如く急迫したことは過去二十年來ないことである』といつたが、その後發表されたコンミュニケに依れば、七月一日の閣議は『フランスの行動を强化し、その斷乎たる決心に就いて疑義を殘さない方針について』討議せられたといふのである。そして閣議の直後に、外相ボンネはドイツ大使ウェルツェック伯の來訪を求め、フランス政府の態度を明白に通告したと報道された。

七月中頃のイギリスの空氣は、ロンドンに居たドイツ大使フォン・ディルクセンの報告書によつてその一斑を窺ふことができる（註5）。

『ダンチッヒに對するドイツの計畫的襲擊云々の風說を理由とする煽動戰は、數日後に至りその虛構なること判明したるが爲頓挫した。

これに依りて、本來よりすれば、ドイツをまたもや世界大戰の渦中に投ぜんとする我が敵國等の努力の新しき

一章は結末を告げた筈である。併しながらこの數日間には、眞劍なる注目に値する英國公衆の感情狀態が暴露した。

一列の種々なる因子、即ち、ドイツを目指す敵とする政府の包圍運動、軍擴宣傳、一般義務兵役の實施、防空組織等に依り、就中、新聞、キネマ、演劇及びラジオに於ける反獨宣傳の洪水に依り、感情的反動に對して極めて敏感なる英國の輿論は、「戰爭」といふ概念を、思考及び會話の中心とするが如き一箇の精神狀態に陷れられて居る。唯戰爭は不可避なりや否やの質問に對する應答に、幾多の差異あるに過ぎない。尋常一般の英國人は、感情的にこの問題を肯定する。稍〻思慮深き少數者は、獨・英關係の範圍内に於いてあらゆる現存の係爭は、善意を以つてすれば解決可能であるに違ひないといふこと、並びに戰勝も亦、何人にも利益を齎らさないといふことを認識して、これを否定する。然し乍ら、それ自體として理性的なるこれらの各方面も、七月末を期する海軍の準備完成、軍事的訓練及び組織的措置の調整等の如き、英國軍部の採りたる種々なる措置の知識に依つて影響せらるゝことを免れない。』

七月二十九日にイギリス外相ハリファックスはチャタム・ハウスの講演に於いて次の如き趣旨を述べた。

ドイツは完全に孤立しつゝある。經濟的にはその自給自足のアウタルキーによつて、政治的には諸國に絶えず不安を與へる政策によつて、また文化的にはドイツ民族主義に依つてこれを完遂しつゝある。かゝる孤立は自ら求めるところであつて誰の責任でもない。この孤立が繼續する限り、今後益〻その傾向の顯著となることは不可避である。

然し個人としてのドイツ人、その婦人子供が物資難に惱むことは吾等の希望しないところであるが、これは吾等の責任ではなく、ドイツ政府の錯誤から生ずるものであつて、かゝる孤立政策が永續するや否や、また孰れ

の日にか協調政策に復歸すべきや否やは一にドイツ政府の考へにある。

ハリファックスは更に附加へて、英國の海軍は絶對優勢であり、空軍勢力も亦他國の攻擊を怖れる必要の無い程度にあるから、侵略に抵抗するためにこれを使用するであらうと聲明した。これをチェムバレンの畫策しつゝある平和戰線結成の運動と宥和政策の風評とに照らし合はせて、如何にも矛盾の如く見えたけれども、イギリスは最後まで交涉に依る和平を求めつゝも、最後には武力の行使をさけないとの決意を次第に固くしつゝあることは察することが出來た。イギリスの求めるところは依然として平和と現狀維持であつたが、ドイツがポーランドを正面の攻擊目標に選んだのは、先づ以つてポーランドを潰滅せしめ、返す刀を以つてライン國境を攻擊するためであるとの豫測は、ロンドン政府をしてポーランドの救援を決心させたのである。

ハリファックスの演說は、ボンネ外相とウェルツェック大使との會談の直前に行はれたものであつたが、それが恰もポーランド問題に對する英・佛共同の申し入れの如き態を示した。然じその頃旣に、ドイツ豫備軍は大演習の名目の下に東部國境地方に集結し、國境附近に居住するポーランド系住民五千家族は、奧地へ移轉するやうに命令を受けた。

六月二十九日はポーランドの海軍記念日であつた。ポーランドはこの日を期してダンチッヒに對する大示威を行ひ、グヂニア港に參集する者十萬人を數へた。これに對應して七月二日、ダンチッヒのナチス黨支部長フェルスターは『我等はドイツに復歸することを望み、また現に復歸しつゝある』と述べた。すると、またワルソー政府のスポークスマンは『ダンチッヒの事態を變更せんとする企は、それが外部より行はれると、內部に發生するとを問はず、戰爭の原因である』とやり返した。實際七月三日の狀況は、ゲッベルスの演說、士民軍の徵集、武器の密輸入、グラヂエとウェルチェックとの會見、ハリファックスの演說、ポーランド海軍日の示威、チェムバ

レンの聲明等の出來事が集積して、空氣は頗る緊張の色を見せた。世間の風評に依れば、ドイツ政府はダンチッヒ上院をして自由市のドイツ復歸を決議させるであらうとも傳へた。その場合にワルソー政府は直ちにダンチッヒに兵力を入れて占據するかも知れない様子であつた。

これらの情勢に鑑み、ポーランドはダンチッヒ自由市に警告を與へ、これに對してロンドンとパリの支持を求めた。英・佛はポーランドの要求を承諾したので、七月四日を期して、英・佛とポーランドはドイツ政府並びにダンチッヒに共同宣言を通告した。その內容は七月十日の英國下院に於いてチェムバレンから詳細に說明された。英國政府がダンチッヒ問題に就いて議會に聲明したのは六月中旬以降三回に及んでゐる。その眼目とするところは、この問題を實力に愬へて解決することに反對する許りでなく、ダンチッヒ內部の工作に依つて事件の惹起される可能性をも考慮して、これをも認容し得ないと述べてゐる。

英國はポーランドに對して軍備充實のため金融を與へることに同意し、また、ワルソー政府と軍事上の打合せのためアイアンサイド將軍を派遣して、ポーランド側のスミグリ・リーヅ元帥、外相ベックと會談させた（七月十九日）。それは八月二十五日に成立した英・波同盟（三四八頁參照）の礎石を据ゑたものであつたが、イギリスの仕打がドイツ新聞紙の攻擊を誘發したのは當然の反動であつた。

ところが不思議なことは、その頃に至つて獨・伊官邊から出る情報が、一齊に獨・波關係の改善を傳へたことで、兩國は近く直接交涉に入るであらうとの新聞記事さへ現れた。ポーランドのスミグリ・リーヅ元帥が威丈高になつて『力に對しては力を以て對應せん。吾國は單獨にでもダンチッヒを防戰する』と語つてゐる間に（註6）、ドイツでは、そのスポークスマンの口から七月二十一日附を以て總統はポーランドとの融和を欲してゐると發表した。

ネヴィル・ヘンダースンは七月末の思ひ出の中に次の如く誌してゐる（註7）。

恐るべき爆發の火藥は旣に集積されてゐるから、靑天に打上げる火花が缺けてゐるだけである……その頃のドイツには三つの派があつた。その一は總統の周圍とは緣のない大衆であつて平和を望んでゐたが、ヒットラーの怪腕に依つて戰爭なしに目的を達するだらうと考へてゐた。その二は如何なる代價を拂つても戰爭に愬へようとする一派で、ドイツの陸空軍の偉力を信じ、西國境は絕對に破れないと考へる連中である。これは總統周圍の人々に多く、英國は絕對に鬪はず、また鬪ひ得ないから、邁進すべきであると進言してゐた。その三は英國の軍備充實は豫防戰爭のために準備せられるものと妄信し、戰ふなら一九四〇年以後よりも一九三九年の方が有利だと信じてゐた。ヒットラー自身はこの最後の意見に同意であるとその側近の人から度々聽かされた。この夏頃のドイツの宣傳は、最後の二つの意見の間に存在する矛盾を反映したものであつて、時にはドイツに對する新しき包圍態勢を攻擊するかと思へば、時には英國は斷じてダンチッヒのために鬪はずともいつた。それかと思ふと、英國はドイツが餘り强くなる前に、自國に有利な最初の機會にドイツを叩く準備を始めてゐるとも宣傳した。それは時としてポーランドやアメリカに疑を起させるために、また後日戰爭の起つた場合、その責任はイギリスに在ると思はせるためであつたらう。

八月に入つても情況に大きな變動は無かつたが、低氣壓が近づきつゝある徵候は諸方面に現れた。獨・波兩國は相互に少數民族の壓迫を指摘し、ダンチッヒの住民は興奮の狀態に在り乍ら、ドイツとポーランドとの間には全く接觸が缺けてゐて、外交機關は默つて坐り込んで居るのであつた。

その外に英・佛とソ聯との交涉停頓が一層空氣を不安定なものにした。八月十五日にイギリス大使ヘンダースンはドイツ外務次官ワイツェッカーを往訪して、ポーランド問題に關する意見を交換した（註8）。その際に外務

次官が語るところに依ると『八月四日以來事態は著しく悪化して來た』と述べた。といふ理由は八月四日にポーランド政府からダンチッヒ上院へ最後通牒を突付けたことが一つ、また八月十日附でポーランド政府からドイツへ送付した回答の調子がその二、最近頻々としてポーランド領内にドイツ系住民迫害の事件が起つて來たことがその三であると説明した。

これに對してヘンダースンは、ポーランド政府の立場を擁護して次のやうに言葉を挿んだ（註9）。事件に他の反面もある。八月四日のワルソー政府の覺書は頻々たる出來事、殊にダンチッヒで軍事施設が行はれ、ポーランドの地位を不利に陷れた結果であり、八月十日の回答はドイツの九日の覺書に對する返翰に止まり、その言ひ分は『ポーランドの權益を毀損する行動』を侵略行爲と說明したまでのことである。現にその前日、ポーランド大使は、ドイツ領內に於いてポーランド人が迫害される數々の事實を私に向つてこぼして居たのであつた。

これに對してワイツエッカーは熱心に反駁を試み、『勿論ポーランド人迫害事件は多少起つたけれども、ポーランドの仕打に比べると比較にならない少數である。すべて物事には限度がある。ヒットラー總統の忍耐の緒は切れた』と述べた。その際英國大使は『すべての事件には楯の兩面があるのに、困つたことはドイツは常に一面のみを見て、すべてが自己に有利な如く修正されることを期待する』といひ、更に進んで次のやうに語つた。見渡すところ事件は雙方とも後へ引けない處へ落込んでゐる。さうなれば戰爭より途が無いことになるが、ヒットラー總統は戰爭を希望するのか。無論ドイツは恫喝に依つて後退はすまい。イギリスも同じである。萬一ドイツが武力に愬へるならば、我々もこれに拮抗すること最早疑の餘地は無い。それは英首相の七月十日の聲明と外相のチャタム・ハウスの演說に依つて英國の態度は決定されてゐるのである。

ワイツェッカーはポーランド側の不遜な言ひ分を詰り、ドイツ人は多數の同胞迫害の事實を眼前にし、ポーランドの不謹愼、輕躁な仕打を見て、彼等は眼を掩うて亡國に突進しつゝあるものと思ふ。『ドイツとしては英國がドイツ包圍政策を實行し、ポーランドを盲目的に援助し、かくして歐洲をも破局に導くことに氣が附かないものと信じてゐる。全くドイツ政府は、英國がポーランドの狂躁によつて惹起される事態の下に戰爭に入るとは信じたこともなく、信ずることを欲せず、また信じ得ない』と述べた。

ワイツェッカーが作成したこの會談の記錄はドイツ白書にも掲載されてゐる（註10）。內容は大體符合してゐるが、その末尾に『かくしてヘンダースンは事態の深刻なること、緊迫せることを痛感して余の許を辭去した』と附記してある。

ドイツ側の解決案が八月の危機に臨んで果して從前通りであつたかどうかは、ドイツと英・佛側との間に今尙論爭の的となつてゐる。英・佛側の言ひ分は、ドイツの最後要求と稱するものは遂に一度も公式にポーランド政府に交付されたことなく、開戰直前の八月三十一日午後九時十五分に、初めてラヂオを通じて發表されたもののみであるが、それとても第三國への宣傳の目的で、實際以上に緩和された條件を發表したのであるといひ、ドイツ側は、八月二十五日にリッベントロップ外相からヘンダースン大使に讀み聞かせて、仔細に說明した筈だと答へるのである。その間の經緯に就いては次章に讓ることとして、こゝには參考のため、問題となつたドイツの對ポーランド要求項目を揭げて置かう（註11）。

（一）ダンチッヒ市が純粹にドイツ人的性質を有し、市民が一致して熱望してゐる事實に鑑み、卽時ダンチッヒをドイツに返還すべきこと。

（二）廻廊地方に對し、ドイツに屬すべきかポーランドに屬すべきかを自ら決定する權利を與ふべし。廻廊地

方とはバルチック海及びマリエンウェルダーよりグラウデンツ・クルム・ブロンベルグに到る線によつて區劃せられ、これら諸都市を含む。

（三）右を目的とする人民投票は一九一八年一月一日同地方に居住せる人民全部が參加すべきものとす。これらの地方はザール地方同樣、英・佛・伊・ソ聯人よりなる國際委員會の管理下に置くべし。右國際委員會は即時これを組織し、同地方よりポーランドの軍隊、警察、地方當局は最短期間內に右地帶より撤收すべし。

（四）ポーランドの海港グヂニア港はこの地帶內に含まれるが、原則としてポーランドの主權下に置き、獨・波間の協定又は調停により劃定される境界線を有すべし。

（五）人民投票は公正且つ公平なる手續を準備する十分なる時間を與へるため、命令公布後十二ヶ月內には行ふべからず。

（六）ドイツと東プロシアとの交通、ポーランドと海との交通を同時に確保するやう鐵道及び道路を建設すべき事。右地帶に於いては交通及び運輸持續に必要なる稅のみ課せらるべし。

（七）人民投票は絕對多數をもつて決定すべし。

（八）廻廊地帶をポーランド領として存續する場合には、ドイツとダンチッヒ及び東プロシア間の交通の安全はビュトウとダンチッヒまたはディルシャウを結ぶ治外法權を有する自動車道路及び複線鐵道を以つて確保せらるべし。この地帶は幅一キロメートルとし、ドイツ領としての道路及び鐵道はポーランド側の交通を妨害せぬやう構築さるべし。道路の交叉點は跨橋又はトンネルを以つてすべし。若し人民投票がドイツ側に有利とならばポーランドはグヂニアとの交通を確保する同樣權利を與へらるべし。

（九）廻廊地帶がドイツに返還される場合、ドイツ政府はポーランドと少數民族交換を行ふ用意あり。

（一〇）ダンチッヒに於いてポーランドの主張する諸權利は、グヂニア港に於けるドイツの權利と均等の立場に於いて交渉すべし。

（一一）ダンチッヒ及びグヂニアは脅迫感を防止するため非武裝地帶とし純然たる商港たるべし。

（一二）ヘラ半島は非武裝地帶とし人民投票により獨・波何れかへの歸屬を決定すべし。

（一三）ポーランド國內にあるドイツ少數民族及びドイツ國內にあるポーランド少數民族に關する問題は國際委員會に附議し、同委員會はテロリストの活動並びに經濟的、身體的損害に關するあらゆる紛爭を檢討すべし。

（一四）獨・波兩少數民族に關する諸權利は一般的强制協定により保證し、以つてこれら民族の民族的特長の維持、自由なる發展を確保し、その目的のために設定せられたる諸種團體の維持を許容すべし。兩少數民族に對しては兵役を免除すべし。

（一五）叙上の諸提案を基礎とする協定成立したる場合には、獨・波雙方とも即時動員を解除すべし。

（一六）獨・波兩國は右の調停條項履行を促進するため共同手段を執るべし。

（1）一九一九年五月二十九日附、聯合國最高會議に宛てたる平和條件に對するドイツ媾和全權委員の意見の一節、ドイツ政府發表、ドイツ白書四頁（東京ドイツ大使館邦文譯）。

（2）ポーランド政府白書、一七三—一八四頁、リプスキー大使の最終報告書と獨・波交渉の年代的記述あり。尙ドイツ白書、九三—九九頁、一〇二—一〇七頁參照。

（3）前掲、ドイツ白書（東京ドイツ大使館邦文譯）五一—五七頁。

（4）同上、五九頁。

(5) 同上、一四六、一四七頁。
(6) 八月六日、ポーランド獨立二十五周年記念日に際し、スミグリ元帥はクラカウに於いて群衆の前に演説し、祖國愛を強調した。
(7) 前掲、ヘンダースン著書、二四三頁。
(8) 前掲、ドイツ白書、二〇三―二〇七頁。
(9) 前掲、英國政府青書、八八―九一頁、八月十六日附ヘンダースン發外相宛電報。
(10) 前掲、ドイツ白書、二〇三―二〇七頁。
(11) 同上、二六三頁以下。

獨・ソ協定の成立前後

一　獨・ソ關係の變轉

一九三九年八月二十三日にモスクワで成立した獨・ソ間の中立條約は、歐洲の勢力均衡を根柢から搖がした。それだけに青天の霹靂として世界を駭目せしめた出來事であつた。全く世界大戰から今回の第二次歐洲大戰に至る三十餘年間の獨・ソ關係ほど變轉極まりなき歴史は、近代の國際政治史にも數少いものである。

ナポレオン戰爭以後のドイツ對露政策の基調は、それ以前のフレデリック大王からビスマルクに至るまで一貫して『ロシアとの親善はプロシア繁榮の鍵である』といふ一語に盡きる。この政策からの離脱はウィルヘルム二世の末代に發芽したのであるが、その間に於いても動搖常なきウィルヘルム皇帝の心境は、時にはロシアと驩を交へ、時には緊張の關係を描き出した。然し一九〇九年のボスニア併合事件以降世界大戰の始まる一九一四年までの期間は、ロシアが漸次英・佛協商に牽きつけられて、バルカン政情の緊迫につれ、獨・露の衝突を不可避とする方向に進んだ時代であつた。世界大戰の末期にレーニンの革命が成就して間もなく、一九一八年三月にブレスト・リトウスクの媾和條約が調印されて、ソヴェート聯邦は完全に敗戰國として獨・墺帝國の前に慴伏した。

その後僅か半ヶ年を出ずして墺洪國は崩壞し、ドイツは英・佛に和を乞うて東歐の形勢は全く一變することになつた。それ以後に於ける獨・ソ兩國は、共に國際的孤立の地位に立ち、共に殘敗の艱苦を嘗めて、英・佛・伊等の戰勝國に對する憎惡を均しくし、帝國主義國に對する反抗政策に於いて共通の立場に在つた。一九二二年四月に成立したラッパロ條約は、歐洲問題に就いてこの兩國が共同戰線に立つことを明白にしたものであるが、歷史の見地からはこれをプロシアの傳統に歸つた獨・露關係ともいひうるであらう。ラッパロ條約は西歐洲に形骸のみを殘した協商國に對して、東歐ブロックが拮抗の姿を示したものであつたけれども、かゝる提携はワイマール派の凋落と共に次第に影を潛め、一九三三年一月にヒットラー宰相の就任を見るに及んで、兩國の關係は一躍して惡化の方向に進むに至つた。

ドイツ・ナチスは何故にソヴェートを目標にその攻擊を集中したか。その理由はこれを二つに分けて考へなければならぬ。ナチスがドイツ民衆の支持をかち得た理由の中には、當時國内に於いて年々勢力を增大しつゝあつた共產黨に對して正面よりこれを攻擊したためであつたが、然し國内の共產黨を打倒した後に於いてもモスクワの勞農政府は儼然として控へてゐるのであるから、ナチスの攻擊の鋒先は、必然的に國際共產黨の本山に向けられねばならぬ。そしてこの攻擊は恰も中世の騎士が妖怪を退治する行動と同じく、中歐の勞働階級や、西歐の保守的なブルジョア階級から一齊に喝采せられた。ナチスが、これを以つて歐洲文明を救ふための十字軍になぞらへたのは、依つて西歐諸國よりの好意を繫ぎ、更にドイツの再軍備を認容させる一理由と主張するためでもあつた。

ヒットラー總統の自著マイン・カンプに現れた思想は、共產主義の排擊に一貫してゐる許りでなく、政策的にはドイツ發展の目標が東方を指すことを示してゐる（註1）。それは次の辭句によつても明白である。

『吾等は戰前の外交を一飛びに飛越えて六百年前の外交政策に立ち返り、そこより改めて再出發する必要がある。我等は歐羅巴の南部及び西部へ延びんとする獨逸民族の運動を打切り、再び東歐へ我等の視線を返す必要がある。植民地を獲たり、外國貿易に沒頭したりした戰前の外交政策を放棄して、民族の將來のために歐羅巴本土で土地を獲得する新しい外交に轉向せねばならぬ。

然るに今日歐羅巴に於いて新たに土地を得べき望あるところといへば、ロシヤ及びロシヤの從屬諸國より他にはないのだ。恰も良し、ロシヤは今やボルシェヴィズムの犧牲となつて國家崩壞の危機に瀕して居る。ロシヤは元來スラヴ民族の政治的能力で出來上つた國ではなく、この國に於ける少數獨逸民族の建設的能力で今日の大を成したのである。ロシヤの勢力の中心は獨逸人であるのだが、ボルシェヴィキーはこれらのインテリゲンチアを放逐したのである。ロシヤは優秀なる獨逸民族が劣等なる民族を指導して國を建てしめた一つの例であるが、他の場所に於いてもこれと同じことが成し遂げられて來た。』

然し第三帝國に於いても、その外交方針の形成は必ずしもヒットラー個人の決定にのみ委されてはゐない。國防軍と實業界とは樂屋の裡にその勢力を保持して、政界の裏面に隱れ乍ら外交政策の樹立に發言權を維持して來た。殊にこの兩者は對ソ政策に關してそれぞれの見解をもつてゐるが、兩者共にドイツの傳統的な親露政策を支持したことは疑ない。ラッパロ條約の成立後、間もなく兩國の間に結ばれた各種の協定は、この二つの勢力が積極的に働いたことを物語るものである。

例へば、一九二五年十月十二日に調印された通商條約は、ドイツに相當な利益をもたらした。これに依つてドイツは約十二年間にロシアへ總額三十億金マルクの工業製品を輸出することが出來、これに依つて三〇パーセント乃至四〇パーセントの利益をあげた。反對に、ロシアは同期間内にドイツへ二十五億金マルクの農產物を輸出

することに依つて、工業及び軍事再裝備の機械及び器具と、コミンテルン活躍の足溜りを得たのである。
一九二六年に締結されたベルリン條約――これは中立・不可侵條約であるが、その後兩國參謀本部間に祕密條約が結ばれたとも風評される――のため、ソ聯はヨーロッパ戰線に於ける心配が無くなり、ポーランドの再分割、アジアに於ける勢力擴張の可能性をもつやうになつた。

二 ソ聯の肚の裡

ロシアの近代外交を檢討すると、二つの政策が稍〻規則的に交代して實行されて來たことが判る。思想的傾向を根柢とする冒險的な膨脹政策と、時代の必要から出た愼重な緊縮政策がこれである。一七四二年エリザベット女皇の卽位と共にオステルマンが引退してベストジェフが現れ、一八七八年の露・土戰爭の開始と共にゴルチャコフが斥けられてギールスが登場し、日露戰爭後にはイズヴォルスキーが用ひられた。レーニン革命以後の外交はチチエリンとリトヴィーノフ（その背景はスターリン）とで代表されたが、この期間は寧ろ緊縮政策の時代である。この場合に政策轉換の機緣となつたものは、ドイツ民族の戰鬪精神の覺醒であつて、時には歴史的必要によりロシアは親獨政策を以つてヨーロッパの均衡を破壞し、或は西歐と結んで大陸の均衡を再建した。

然るにナチスの執權はモスクワの政策を根本的に轉換する必要を痛感させた。當時モスクワは、ナチス・ドイツの共產黨追求の手が嚴しくなつたことに焦慮の色を示し、一九三三年十二月三十日、中央執行委員會の席上、リトヴィーノフは次の如き聲明を行つた。『ドイツ側では、兩國の關係惡化の責任を吾等に歸しようとし、ドイツの現政權に對する吾等の不滿を以つてこれを說明しようとしてゐる』と。更に一九三四年初頭の第十七回共產

黨大會に於いて、スターリンは左の如き辭句を以つてドイツの態度を攻撃した。

現在のドイツの指導者が政權を握つて以來、ソ・獨間に締結された諸條約に反映してゐる如き舊政策と、ウクライナを占領し、レーニングラードに對する鬪爭を企てたカイゼルの政策を想起させる新政策との間に競爭が起つたが、結局新政策の方が舊政策よりも優勢なことが徐々に明かになつて來た。

ソ聯邦のドイツに對する感情がかくも著しい變化を示したのは專らナチス執權以後に發表されたベルリン政府要人の演說や外交方針が、モスクワ政府を刺戟したことに依るものであるが、ソ聯邦は逸早く一九三三年に『侵略の定義に關する議定書』に調印して、明かに條約改訂反對の態度を示し、また同年夏ロンドンに開かれた世界經濟會議を契機として、アメリカと正式の國交を恢復し、一九三四年には國際聯盟に參加するにいたつた。ソ聯邦がその發意によつてフランス及びチェッコスロヴァキアと相互援助條約を結んだことは前にこれを述べたが、エチオピア事件が聯盟の討議に附せられた際には、英・佛兩國の曖昧な態度に比し、一層強く集團的安全保證主義を強調したことも世間の注目を惹いた。

外交の轉換に伴ふ國內の施政も、ソ聯邦の面貌を逐次に變革させた。旣にスターリンが『一國社會主義』を唱道して、トロツキー一派の純正國際共產主義を淸掃した以上、ボリシェヴィズムは輸出品では無いとのレッテルを貼られた。一九三六年六月に新家族法を發布して、墮胎を處罰し、離婚手續に制限を設け、多數家族に補助金を支給する等の制度を復舊した外、同年十二月にはソ聯邦新憲法を發布して、兩院制度、普通選擧法、言論・集會・結社の自由等を定めた。この期間を通じてモスクワの巨頭が祖國ロシアとか、デモクラシーとか、そしてファッショ反對とかの辭句を慣用したことも顯著な變化であつた。

一九三五年一月二十八日、第七回全ソヴェート大會に於いてモロトフは、『ナチスの執權よりソ・獨關係に變化

を生じたることを閑視し得ず」と述べ、翌年二月二十三日、赤軍の十八周年記念日に發行されたプラウダ紙は、ソ聯邦が日本とドイツとを向ふに廻して同時に闘ふ準備ありとも書いた。

この前後を通じてドイツ側のソヴェート攻撃も、時に消長はあつたけれども、間歇的に外に現れた。一九三六年九月にニューレンベルグで開かれたナチス黨大會に於いて、ヒットラー總統は共産主義とユダヤ主義とは同一體なりと攻撃し、引續いて九月十二、十三日の演説に於いても共産主義攻撃は繼續せられた。

ソ聯邦は一九三六年十一月二十五日の日・獨防共協定を以つて、ソ聯に對する兩國の軍事同盟であると解釋し、當時開催中のソヴェート大會は、スターリン書記長より日・獨の聯繫を排撃する意味の演説を聽取した。かくして日・獨兩國とソ聯邦との政治的關係は何時決裂に至るやも度られない緊張の時代に入つた。

一九三八年の秋、ズデーテン問題の急迫を告げた際、チェッコとの間に存する相互援助條約――フランスが援助を發動することを條件とするものではあつたけれども――に鑑み、モスクワ政府の態度は頗る注目を惹いた。ソ聯は終始消極的態度を採つたに拘らず、最後には、ソ聯邦は條約を忠實に履行すべしと聲明し、眞劍に戰爭を覺悟したのである。

にも拘らず、問題を解決するために開かれたミュンヘン會議にはソ聯のみが除外された。それはナチス政府の決意が、モスクワの介入を排除することに在つたのみならず、イギリスも亦これに熱意をもたなかつたことに依るものである。これをモスクワの側から觀れば、英・佛の背信とも考へられ、また英・佛がドイツの進出を東歐に向けんとする謀略とも解釋せられたに違ひない。孰れにしてもミュンヘン會議は、モスクワ政治家にその將來の方途に就いて多くの示唆を與へたことは當然のことであり、それが一九三九年五月にリトヴィーノフの失脚を招來する理由を爲したのであろ。

リトヴィーノフが永くソヴェート外交部長の職に居坐つてゐたのは、彼の政治的勢力の理由に依つたものではなかつたが、チチェリン外相時代から實際にその政務を視てゐた彼は、反獨政策の遂行者として第一人者と目されたがためであつた。

リトヴィーノフは常に西歐的であつた。といふのは彼の夫人がイギリス生れであつたとの理由ではなく、久しく西歐に滯留した經驗から見ても、また彼の思想的傾向からいつても確かにその批評は的中してゐる。ソ聯邦の外交を歐洲の大舞臺へ導き出したのは、實に彼リトヴィーノフであり、フランスと互援條約を結び、國際聯盟に加入し、北米との國交を調整したのも專ら彼の働きであつた。集團保證とか、不可分的平和とかいふ造語をなし、侵略國の定義を定めたのも亦彼である。スターリンは自國の包藏する脆弱性を知り、外戰を恐れて資本主義民主國との協調を方針としてゐた限り、彼を重用した。一九三六年七月十七日、リトヴィーノフが六十歳の誕生を祝つた際、ソヴェートの新聞紙は嘖々として彼の功績を讃へ、スターリンとモロトフとは共に署名して彼に『ボリシェヴィキー中の長老』との折紙をつけた。

その後ソヴェート聯邦に取つて、重要な二つの事件が起つた。その一は國內肅淸の名に依つて行はれたトロツキー派の掃蕩であり、その二はスペインへの干渉、チェッコスロヴァキアの崩壞、樞軸國による包圍態勢等、モスクワ勢力の落潮を示す國際情勢である。かくしてソ聯邦はミュンヘン以降全く孤立したのみでなく、ドイツ東漸の勢は將にその牆壁に迫らんとして、英・佛や國際聯盟の支柱は何物をもロシアに與へ得ない形勢に見えた。そのことはリトヴィーノフ在任中に於いてスターリンはリトヴィーノフの政策から百八十度の轉換を企てた。そのことは既に表面に現れつゝあつたのである。

スターリンの政策の全貌は、一九三九年三月十日第十八回共產黨大會に際して行つた彼の演說中に明瞭に看取

される。この演説に依れば、彼の希望や將來の關心が、ヨーロッパ情勢に對する彼の評價と共に諒解出來る。彼の見解に從へば、世界は旣に厖大な戰爭狀態に入つてゐるのだ。エチオピア征服、獨・伊のスペイン干涉、ドイツのオーストリー及びズデーテン地方合倂は、この巨大な戰爭の各段階を示すものと映じたのである。『樞軸諸國はあらゆる手段を用ひてイギリス、フランス、合衆國等の利益を蠶蝕することに依つて戰爭を遂行し、一方それらの國は次次と讓步し乍ら退却してゐる』とスターリンは述べてゐる。

余は不干涉政策に就いて敎訓を與へようとは思はぬ。道德を認めない人間に道德を說いても無駄だ。然し、不干涉派の行つてゐる政治行動が危險極まるものであり、彼等に取つて完全な敗北となる虞れのあることを認めない譯には行かぬ。平和主義も軍縮計畫も最早斷念する外はない。大小を問はず、如何なる國も軍備を强化してゐるし、況んやミュンヘンで樹立された平和時代に對する感激的な言葉を信ずる者もない。ソ聯も現下の悲慘な諸事件に無關係であり得ない。世界の果で起つた小戰爭と雖も、平和國家に取つては危險であること明白である。旣にアジア、アフリカ、ヨーロッパ諸大陸五億の人間を捲き込んでゐるこの戰爭は、危險極まる存在である。

ソ聯の外交政策は、明白且つ何人にも諒解され得るものでなければならぬ。

(一) ソ聯は、各國が我が國の利益を脅威しない限り、平和を擁護し、彼等との經濟關係の强化を圖る。

(二) 我々は我國と共通の國境を有するあらゆる國と平和的、信賴的、善隣關係を維持する。そして、各國がソ聯に對してこの態度を維持し、我が國境を直接または間接に脅威しない限り、我々もこの態度を保持するであらう。

(三) 我々は侵略の犧牲となり、獨立のために鬪つてゐる國家に援助を惜しまない。

（四）我々は侵略者の脅威を恐れず、ソヴェート國境を攻撃せんとする戰爭挑發者には斷乎として反撃する準備がある。』

この演説はドイツ軍がプラーグに進入する五日前に行はれたものである。

越えて一九三九年五月三十一日、ソ聯最高會議に提出された報告に於いて外務人民委員モロトフは『ヨーロッパ民主主義國も、不干涉政策の完全な失敗、並びに侵略國に對する平和諸國の單一戰線結成のため愼重な手段を採る必要あることを徐々に認め出した』と述べて、更に次の如く論じてゐる。

現下の國際情勢に對處する我々の義務は、他の被侵略國の利益の線と一致する。然し、不干涉政策の抛棄は矢張り決定的であらねばならぬ。或る地帶に於いて侵略を防止しても、他の地帶に於ける侵略を促進しては無意味である。我々は平和の味方であり、あらゆる侵略には抵抗するものであるが、火中の栗を拾はしめんとする戰爭挑發者のために、紛爭に捲き込まれてはならぬ——といふ同志スターリンの警告を忘れないで居よう。我々は何人にも我々の意見を强制しないし、この問題に就いて人を誘はうとも思はぬ。然し、侵略者に抵抗出來る效果的な平和戰線を作るには、最小限度の條件として次の三項が必要である。

（一）專ら防禦的性質を持つた英・佛・ソ間の侵略に對する相互援助協定の締結。

（二）英・佛・ソが中東ヨーロッパ諸國に對して、侵略に對する保障を與へ、この被保障國にはソ聯の隣接ヨーロッパ國を例外なく包含せしめること。

（三）侵略國の攻擊を受けた場合、被保障國と共に、英・佛・ソ三國間の卽時的、效果的相互援助の形式、並びに範圍に關し、三國間に鞏固な協定を作ること。

この時のモロトフの聲明も、要するに『侵略國の攻擊を受けた場合、中立を維持することの出來ぬソ聯北西三

隣接國の完全なる保障」を要求したスターリンの意見を繰返したものである。

三　英・佛の遲疑逡巡

英國政府のモスクワに對する政策はヴェルサイユ會議以來幾度か紆餘曲折を經た。ロイド・ジョージの宥和政策、勞働黨の待機的政策の間に、保守黨の反共的精神が織込まれて、一緊一弛無方針に近い態度が繰返されて來た。偶々アンソニー・イーデンの如くリトヴィーノフと接近した政治家の內には、ドイツに對抗する謀略として一時モスクワと握手する政策を抱いたものはあつたにしても、保守黨の正統に屬するチェムバレンの一派をして對ソ接近を決意させることは、周圍の情勢の變化によらない限り不可能な仕事であつた。然しナチス・ドイツが愈々ポーランド方面へ進出する形勢が決定的となるに從つて、英國も亦ソ聯の勢力を利用する方向に動いて來た。

一九三九年の三月十八日に英國政府がソ聯邦に對し、平和戰線結成の最初の提案をなしたことは大略前章に於いてこれを述べた。一、二回の瀨踏的交渉の行はれた後、モスクワ政府から英・佛側に出した回答には次の如き考案が通告されたと傳へられた。

（一）時と所とを問はず苟も歐洲に侵略行爲が起る場合には、英・佛・ソ三國はこれと抗爭する旨全般的宣言を發表する。

（二）三國間に相互援助條約を締結し、且つ軍事協定を結ぶこと。

（三）侵略行動に對する抗爭は侵略の起ると同時に自動的に發生すること。

（四）ポーランド、ルーマニアに對する英・佛の保障はソ聯軍が兩國に對する侵略の場合にも適用することと

なるが、ドイツ軍に對する保障なることを何等かの形に明示すること。

倚新聞電報に依れば、初めソ聯邦は極東方面をも保障に包含するやう主張したが、英・佛の反對により、アジア國境に適用せぬことに決定したと報ぜられた。

間もなく五月九日にモスクワ政府機關紙イズヴェスチアは、英・佛との交渉に就いて次の如き意味の論説を掲げた。ソ聯が當初に希望したことは、今後の侵略に對して、英・佛・ソとポーランドとの四國協定を結ぶことであつた。ところが英國はポーランドまたはルーマニアの獨立擁護のために英國が戰爭に入る場合には、ソ聯も亦英國を援助するために戰ふことを求めた。然しこの案はソ聯に取つて片務的である。何となればソ聯の歐洲國境にもつ隣國(といへばバルチックの三ヶ國の外にはない)を防衞するためモスクワ政府が戰爭に入つた際に、英・佛側からソ聯を援助するとの規定がないからである。またこの條約の結果、恐らくソ聯は逸早く戰爭に引込まれるであらうが、何時戰爭を始めるかはロンドン政府の欲する儘に定まることになると。以上の趣旨は五月十四日の覺書によつてモスクワ政府から英・佛側へ通達された。その際、ソ聯は英・佛に對してバルチック諸國への保障と、ソ聯に對する相互援助の約束を要求した。これに對する回答は英・佛から五月二十七日に發送されたが、五月三十一日のモロトフの演説に依れば、相互援助の約束は與へられたけれども、バルチック諸國に對する保障は依然として缺けてゐる旨を指摘し、更に西歐諸國に誠意の見るべきものなく、終始他人をして火中の栗を拾はせることを慣習とする戰爭狂に依つて、戰火に引込まれることはソ聯の欲しないところであると述べた。

右の趣旨を開陳したソ聯の回答は六月二日に交付されたが、チェムバレンは六月七日に英國下院に於て、『保障されることを望まない國に向つてこれを强要することは出來ない』旨を聲明した。その理由はフィンランドを始め、ラトヴィア、エストニアの政府からソ聯の保障を希望しないとの通告を受取つたからであつた。

その際イギリス政府は外務省からウィリアム・ストラングをモスクワに派遣して、妥協の方途を發見することに盡力させた。彼は六月十四日にモスクワに到着してその翌日からモトロフと會談を始めたが、訓令にはソ聯邦が『間接に攻撃された』場合にも英・佛がソ聯邦を援助することを約束して、ドイツが沿バルチック諸國を攻撃する場合を包含することを提案すべしとあつた。然しモスクワ側はこれを以つて何等前の提案に比して進歩の跡なく、更に具體的な案を希望すると稱して、六月二十一日の英國提案は拒否されて了つた。

こゝに於いてロンドン政府は更に新しい案をモスクワ政府に提示することとし、七月一日を以つて左の如き案を出して來た。

ソ聯邦は現に英國が安全を保障したポーランド、ルーマニア、トルコ、ギリシャ並びにベルギー、オランダ、及びスイスの安全を保障すること、英國は又フィンランド、エストニア、ラトヴィアの安全を保障すべしといふのであつた。これに對してソ聯邦外交委員の答へたことは、オランダ、スイスともにモスクワ政府と外交斷絶の間柄に在るから、保障を與へるに困難なこと、尤もソ聯邦としては、ポーランド及びトルコとの協定に依りモスクワ政府の負擔すべき軍事的協力が明確に決定せらるゝならば、必ずしもかゝる形式に拘泥するものではないといつた。モロトフは進んで英・佛とソ聯との間に軍事專門委員の會合を行はんとする英・佛の提案に同意であると述べ、ソ聯としては一旦侵略の發生した場合には、更めて協議を須ゐることなく軍事的義務は自動的に有效となる規定を希望する旨を力說した。

ポーランド政府の態度は、ソ聯邦に對する不信といふ點以外に充分に理解し難いところもあるが、ポーランド政府の白書に現れた點は次の如きものである（註2）。

ポーランドはソ聯邦の一方的保障を受諾し難い。またロシアとの相互保障を受諾し得ない理由は、ドイツとの

戰爭の場合、ポーランド軍は全部これに充當せられる結果、ソヴェート援助に向ひ得ないからである。英・佛と共にモスクワ會議に參加することはポーランドにとり不可能であるが、英・佛・ソ會議の結果を見て、最終的態度を決定することとする。またポーランドに關する問題は、關係國との直接の交渉に依つてのみ討議せらるべきを主張す。

この趣意はポーランド大使からモロトフ外相に宛てた覺書を以つて通告されたものであるから、ソ聯政府に於いて英・佛がワルソー政府に對し威力を失つたと考へたことも理由のないことではなかつた。

この場合に論議せられたことは、バルチック諸國に關する間接的侵略の意義であつて、ソ聯側は外部からの工作による內政干渉、即ち政府の變更等にも適用せらるゝものと主張した。かゝる議論に日を送つてモスクワ會談は容易に進行せず、チェムバレン首相は七月二十六日に至つて軍事委員の會談が近くモスクワに開かれるとの聲明を下院で發表し、それがドイツに及ぼす心理的效果如何はロンドンとパリに於いて注視の的となつてゐたが、七月二十八日マンチェスター・ガーヂアンの報道に依れば、獨・ソの間には事實上政治協定に均しい通商協定の交渉が進行中であると報ぜられた。

七月三十一日、英國政府はモスクワに派遣する軍事委員長として、海軍提督ドラックスを任命する旨を發表し、『イギリスは滿幅の信頼と同時にモスクワ交渉を有效に成立せしめることを熱心に強く希望する』旨を中外に公にした。それにも拘らず翌日のタス通信（ソ聯半官報）は、イギリスの主張する間接的侵略なる文字は侵略者に對して拔け道を造るものであると報道して、依然氣乘り薄の態度を示した。

英・佛兩國の軍事委員は八月十一日にモスクワに到着し、翌日から直に會談を始めた。ロンドンに歸還したストラングは、ソ聯邦との政治協定がかなり順調に進行の見込がある旨をほのめかしたけれども、軍事委員の談判

は十日間の會合の後に一大障碍に逢着した。それはポーランド救援のために、ソ聯軍をポーランド領に入れる問題であつた。ウォロシーロフ元帥はこの點を強く要求したにも拘らず、ポーランド側は斷乎として讓らず、英・佛のワルソー政府に對する强壓――それが果して强壓の程度に達したかどうかは不明であるが――もその效果を示さなかつた。

かゝる間にドイツとソ聯との談判は着々進捗の形跡を示し、英・佛側の焦慮は日に高まりつゝあつた。然し軍事委員會の協議は行詰りとなつて打開の方途が發見されない中に、八月二十一日の夜半に獨・ソ協定成立の報道がベルリンの通信社から全世界に送達された。

四 獨・ソ協定の地下潛行

獨・ソ協定は靑天の霹靂の如く世界に傳へられた。果して列國の政府は不意打を喰つたのであらうか。尠くとも諸外國の新聞通信には一九三八年以來、獨・ソの間に妥協の談合が行はれつゝあるとの報道が時々傳へられた。然し種々の理由からこれらの報道は半信半疑の裡に葬られて了つたのである。

一九三八年五月二十八日にニューヨーク・サンの特派員ウィリアム・バードがパリから打つた電報は、獨・ソ接近の可能性を傳へてゐる。彼の電報はこの兩國の間に常軌の外交關係が恢復され、フォン・シューレンベルグがモスクワに歸ると同時にソ聯大使メレカロフもベルリンへ歸任したのは獨・ソ關係に新しき轉換を見る徵候であつて、メレカロフは鋼鐵事業の專門家であることも注意すべきであると附記した。

越えて一ヶ月後の六月十八日、ハースト系の通信社に宛てたニッカーボッカーのプラーグ通信も同一の趣旨の

ものであつた。その電報に曰く、ドイツ大使シューレンベルグはモスクワに於いてスターリンと妥協の談合を始めたとの報道がある。この協約は表面は不可侵條約といふことであるが、內容實質はソ・佛間の互援條約を無效にする性質のものだと傳へられる。尤もプラーグでも獨・ソの首都でもこれを否定してゐるが、眞僞は明白でない。とにかくドイツ側はモスクワに向つて二つの條件を出してゐる。一はリトヴィーノフの外相を罷めさせること、二はヂミトロフ（ベルリン議事堂放火事件に關係ありと傳へられた）のコミンテルン委員長を斥けることである、云々とある。

ニューヨーク・タイムスのモスクワ特派員チュランチーは官邊との關係淺からぬものありといはれてゐるが、一九三八年十月十日、パリからニューヨークへの電報に、獨・ソの間に接近の可能性がある、兩國は戰爭の代りに協力しようと考へ始めたと報道した。

一九三九年に入つてニューヨーク・デーリー・ニュースはロンドン電報として、次の如き記事を掲載した。『最近に獨・ソ兩國は經濟的、軍事的協力を約束するかどうかを決心すべき場面にぶつつかつた。今年正月の接見式にヒットラー總統は特にソヴェート大使と談話を交へて列席の外交官達を驚かしたが、兩國の協力に就いてはドイツ側から發議されたといふ。ミュンヘン會議に於いて英・佛から見離されたソヴェート聯邦は、新しくドイツと接近の意思があり、旣にリトヴィーノフはモスクワにて監禁同樣の日に逢つてゐるとも報道してゐる。』

然るにモスクワに於いてはプラウダ紙がロンドンのニュース・クロニクルの記事を一月三十一日に轉載した。クロニクルの報道とは獨・ソ兩國の不和がいつ迄も國際政治の不變の要素であると考へるのは極めて不賢明であらうといふ警告であつた。これを見てアメリカの合同通信が意味深い記事だと報じた。同年三月十一日スターリンは第十八回ソ聯邦大會に於いて『ソヴェートの敵は、獨・ソ間に戰爭を釀さんとす』と攻撃し、獨・ソは戰爭

すべき眞の原因を有たない旨を强調した。間もなくドイツはプラーグを占領し英・佛は緊張の色を示したが、五月五日にリトヴィーノフが外相の地位を去つた直後の五月八日に、ニューヨーク・タイムスのベルリン特派員トリシュウスは『ヒットラーはスターリンとの交渉を求めてゐる。ドイツは不可侵條約に依りてソヴェートを中立化し、然る後ポーランドへ働きかけるであらう』と報じ、更に『ベルリン政府は新聞に命令して、ロシアを攻撃すべからず、共產主義反對の聖十字運動にも手心を加ふべしと指令した』とも報じた。英・佛兩國の政府がこれらの風評よりも一層精確な獨・ソ間の動きに就いての報道を入手しなかつたとは信じ難いことである。現にフランス政府の發表した外交文書には、諸方面からこれに關する報告が殺到したことを明示してゐるのである。

一九二八年十二月中旬に、ソフィア駐在のフランス公使は、この種の可能性に就いて本國外務省に報告を出してゐる(註3)。

公使がブルガリア首相キオセイヴァノフと會談の際、同首相は次の如き意味の言葉を洩した。ドイツが東方へ進出する意嚮は明白であるが、その最初の目標が東南歐洲に在りと見るのは間違ひだらう。現在最も脅威されてゐるのはポーランドである。これがソ聯邦と提携すれば、この危機を脫することが出來ると思ふけれども、雙方は犬猿の間柄で到底永續的な接近は不可能である。これに反し、コミンテルンが共產主義宣傳の手を緩めさへすれば、獨・ソ間の接近は成立しうる。ドイツ參謀本部の一部にはポーランドの第四回分割を夢見てゐる者があ る、云々。

越えて一九三九年五月、ベルリン駐在フランス大使クーロンドルは、本國政府に對し、獨・ソ接近の可能性に就き注意を喚起し、長文の意見書を提出した(註4)。其の報告書の附屬の中に、ドイツ側の情報として『ヒットラー總統は日本の態度を考慮に入れ、それがためにソ聯との接近を決意するに至つた』と誌してゐることは、注

意すべき點である。クーロンドルは右の意見書發送後にもソ聯との交渉に成功することが戰爭防止に絕對必要である旨數回に亙つてパリ政府に建言したが、それがどの程度にパリ政府を動かしたかは承知すべき材料が無いのである。

ドイツ政府の白書並びにイギリスの靑書には獨・ソ協定に就いて一片の文書も發表されて居ないけれども、英國政府が尠くともフランス政府と同樣のニュースを入手したこと、また間接にフランス側から通報を受取つたとは、疑を容れる餘地のないことである(註5)。そして米國政府に於いてさへ一九三九年の二月頃に獨・ソ妥協の可能性ありとの見解が行はれてゐた。

『アメリカ白書』の誌すところに依れば在モスクワ米國大使は一九三九年八月の一日から五日の間に、モスクワ駐剳ドイツ大使シューレンベルグ伯がモロトフに對して獨・ソ間に協定を結ぶ意嚮あることを申し入れたと、ワシントンの國務省へ報告してゐる。『英・佛政府もこれと同じニュースを手に入れたのであるが、モスクワに居た英國大使サー・ウィリアム・シーヅもフランス大使ポール・ナヂャールも共にモロトフの否定的言明を信頼して、ソ聯側には何事もないと報道したものであつた。』ところが重慶政府は案外早くこれを承知してゐた。といふ理由は、蔣介石の特使の一人が八月八日にパリで米國大使ブリットを訪問した際に、その情報を聽かされて、直ちにこれを重慶に電報したからである。八月十六日にモロトフは英・佛代表との會議に於いて、ポーランドが赤軍の通過を承認することを强要したのであるが、實は獨・ソの間に實質上合意が成立してゐたのである(註6)。英國外務省は恐らくフランス側の情報に信を置かなかつたか、多少は信用したとしても英國の對案を以つてこれを打碎き得ると考へたのかも知れない。孰れにしても英・佛雙方ともに獨・ソの接近を防止することが出來なかつたのは、ポーランドの偏狹な政策がその一理由であるとしても、明らかに外交的失敗であつたことは掩へない

事實である。

五　獨・ソ協定の反響

八月二十三日モスクワに於いて調印された協定は全部で七ヶ條よりなるものであつて、その第一條に兩國は互に相手國に對し侵略行爲、武力行使並びに攻撃を加へないことを約し、第二條には締約國の一方が第三國と戰爭に入つた場合には、他方は右第三國を援助しないことを約束してゐる。また締約國は將來その共同の利害に就き協議すべく（第三條）、條約相手方に向けられたる如何なる集團にも加入しない旨を定めてゐる（第四條）。更に第五條には、締約國間に起るべき紛爭に就いては友好的な意見の交換、若しくは仲裁委員會によつてこれを整調すべしと規定した。

この協定の成立は、英・佛兩國を呆然たらしめ、ワルソーに向つては大なる爆彈とも受取られた。然しモスクワとベルリンに於いては、共に外交的大勝利として歡迎せられ、『これで歐洲に戰爭は起らない』との印象を與へた。在ベルリン英國大使はその當時の空氣を左の如く誌してゐる（註7）。

ベルリンに於ける最初の印象は、一方に恐るべきソヴェートの空軍の脅威が除かれたとの感情と、また一つにはドイツ政府から相手の包圍政策を繰返し聽かされてゐた民衆は、この協定で平和が維持されると觀測したために、一般は安堵の胸を撫でたのであつた。それ迄はソ聯の援助が無ければイギリスはダンチッヒやポーランドのために戰爭を敢へてしないと信じさせられて居たのであるから、指導者ヒットラーの靈腕に依つて戰爭なしに目的が達成せられたとの觀念は再び民衆を驅つてヒットラー尊崇の念を強からしめた。……尤も今日まで

共産主義との鬪爭に沒頭してゐた一部のナチスは、この急轉換に面喰つたけれども、外交劇としての獨・ソ協定は、華々しい、そして驚異すべき成功であつたといはねばならぬ。

我が國に於いては一九三八年七月に日・獨防共協定強化の方針が、具體的問題として取上げられ、近衛内閣はこれに就いて閣内の統一を見るに至らずして瓦解し、これに代つた平沼内閣も數ヶ月に亙る論議討究の上容易に決定を得ずして荏苒日を過すうち、突如として獨・ソ協定の成立に當面したのである。

帝國政府は八月二十五日の閣議に議つた後、次の如き聲明書を發表した。

> 豫ねて準備中の日・獨防共樞軸強化に就いては獨・ソ不可侵條約の成立による新情勢に鑑み之を打切ることにした。

有田外務大臣はオットー獨逸大使を引見して、日本政府の見解として、新條約第四條（註8）は明らかに日・獨・伊防共協定の精神に違反するものと思考する旨を述べ、ベルリン政府に抗議を提出した。當時陸軍當局からの發表に於いて『昨日の盟邦ドイツが卒然としてソ聯と結んだことは、眼前に逼迫せる獨・波關係の急迫に對處すべき切實なる要求の然らしむるものとしても、その我が國民に與へたる不滿は少からざるものがある』といつたのは日本上下の空氣を反映したものであらう。

獨・ソ條約調印の翌日、チェムバレンは英國下院再開の初日に當つて演説を行ひ、本條約に對して次の如き見解を披瀝した。

> 獨・ソ不可侵條約に關しては予は、條約成立の發表が英國政府にとつては極めて不愉快な驚愕を齎したことを隱さうとはすまい。獨・ソ關係に何等かの變化が起るであらうとの風評はあるにはあつたが、然しソ聯政府からは我々に對して何等これに關する仄めかしも與へられなかつたのである。予は去る七月三十一日、本院に於

いて英・佛・ソ軍事交渉開始を豫告し、モロトフ外務人民委員が、『若し軍事協定が締結されゝば、政治的協定締結に關しても越ゆべからざる困難は無いであらう』と言明してゐるのを引用した軍事會談は事實相互信頼の基礎の上に立つて進捗中であつた所へこの爆彈が投ぜられた。然るにソ聯が我々の諒解する如きその外交方針とは明かに一致せざる目的のため、ドイツとの條約を祕かに折衝中であつたといふことを知るのは少くとも著しく事態を混亂せしめるものである。予は今この事件に就き最後的判斷を下すのは差控へたい。近く獨・ソ不可侵條約の意義に就きフランス當局と懇談する機會を得る迄はかゝる判斷を行ふことは時期尙早であらう。ベルリンに於いては不可侵條約發表はこれによつて我が國とフランスとポーランド援助義務遂行を躊躇するだらうから、同條約締結は正に戰爭の危險を除去した偉大な外交的勝利であるといふ極めて皮肉な意味で歡迎された。かゝる危險なる幻影を除去するのは我々の刻下の義務である。英國の對波保障は既に英・ソ會談開始前に與へられたもので決して英・ソ協定に依據するものではなかつた。我々は今更過去に於いて屢〻明白に繰返して來た義務を撤回することは我々の名譽にかけて出來ない所である。

右の聲明がイギリスに於いて贊同を得たことは輿論の方向を示すものであつて、この最後の斷崖に立つて、今更馬首を引返すことは不可能だとの決心を固めたかに見えた。

モスクワ政治家はナチスとの握手に就いて素朴なロシア民衆にその轉換の理由を說明する必要に迫られたと見えて、モロトフ外相から詳細にその經過を發表した（九月一日、イズヴェスチア紙）。その要領を摘記すれば左の通りである。

本年五月下旬以來、國際情勢は少しも好轉しなかつたのみならず却つて一層緊迫するに至つた。だが、これに對應するため諸外國の執つた措置は明かに不充分なものであつた。かゝる狀況に於いて、獨・ソ間に結ばれた

不侵略條約は極めて重大な意義を有つ。これを闡明するためには先づ以つて最近數ヶ月に亙り、モスクワに於いて英・佛との間に行はれた交渉の經過を述べなければならぬ。

ヨーロッパに於ける侵略を防止するための相互援助條約に關する英・佛・ソの交渉は、本年四月既に開始されたのであるが、イギリス政府の最初の提案が、全く受諾し得べからざるものであつたことは周知の通りである。それはこの種の商議の基本的前提條件たる各國間の相互主義及び平等義務の原則を無視せるものであつた。それにも拘らず、ソヴェート政府は商議を拒否せず、而も今度は我が方よりの提案まで出したのである。我々は、英・佛兩國政府が從來のソ聯に對する非友好的態度より急激に政策を變じ、ソ聯と平等義務の條件に於いて、眞面目なる交渉に移ることは困難であると考へるに至つた。而もその後の交渉は順調に行はれなかつたのである。

英・佛・ソ交渉は四ヶ月の間續行された。この交渉は幾多の問題を闡明するに資するところがあつたと同時に、英・佛兩國代表者に對し、國際關係に於いてはソヴェート聯邦を充分に考慮する必要あることを教へたのである。それにも拘らず、この交渉が克服し得ざる障害に逢着したのは、個々の形式とかまたは條約案の或る條項に關するものでないことは明白で、もつと本質的な點に起因してゐるのである。

侵略に對し相互援助條約を締結することは、イギリス、フランス及びソヴェート聯邦が、侵略國の攻擊に對する一定の軍事的措置に就いて約束する場合にのみ意義あるものである。依つて或る期間中モスクワに於いて政治上の交渉のみならず、英・佛兩軍の代表との間に軍事的交渉も進められたが、軍事交渉は何等得るところ無かつた。この交渉は、英・佛・ソが共同して保障すべきポーランドがソヴェート聯邦側よりの援助を拒絶するといふ事態に逢着した。その際英・佛はポーランドを制し得なかつたのみならず、イギリスはかゝるポーラン

ドの反對を制することを慾せず、これを却つて支持してゐることが判明したのである。侵略の場合に於けるソヴェート聯邦側よりの軍事的援助供與に關し、ポーランド政府及びその主たる同盟國がかゝる態度を持してゐる限り、英・佛・ソの交渉が好結果を齎し得ないことは明白である。

然らば英・佛兩國との交渉は一體何を示したか。

英・佛・ソ交渉は、英・佛兩國の態度が、徹頭徹尾矛盾したものであることを示した。一方に於いて、英・佛はポーランドのため侵略に對する軍事的援助をソヴェート聯邦に求め、これに對してソヴェート聯邦は自國のため、英・佛より然るべき援助を受けることを條件としてこれに應ずる用意があつた。ところが他面に於いて英・佛はソヴェート聯邦の軍事的援助を斷乎として拒否するポーランドを登場せしめたのである。ソヴェート聯邦側からの援助を事前に不必要であり、迷惑であると述べてゐるやうな事態に於いて、相互援助を約するが如きことは如何なるものであるかを判斷せられたい。

更にまた、英・佛は一方に於いてソヴェート聯邦側よりの應分の援助あることを交換條件として、ソヴェート聯邦に對し侵略に對する軍事的援助を保障した。ところが他方に於いて間接の侵略に對し自由にその援助を骨拔きになし得るが如き留保を附し、應援義務を免れんがため、これに形式的法理的根據を與へ、且つ侵略者の面前にソヴェート聯邦を孤立の狀態に置かんとしたのである。かくの如き『相互援助條約』は色々擬裝せられた詐欺と何等選ぶところがないではないか。

次に、英・佛は相互援助條約の重大性を强調し、ソヴェート聯邦に對し、本問題に就き眞面目なる態度を採ること、及び問題を迅速に解決することを要求し乍ら、他方に於いて彼等自らは交渉に就き極度の遷延策に出で、全く不眞面目な態度を執り、この問題を充分の權限を與へられてゐない二流的人物に委せたのである。こ

れはイギリス及びフランスの軍事使節が確たる全權を有せず、また何等かの軍事協定を調印する權限をも有しないでモスクワにやつて來たことを指摘すれば足りる。しかのみならず、イギリスの軍事使節は殆ど何等の委任狀をすら有たないで來たのであつて、彼等は我が軍事委員の要求があつて始めて、而も交渉決裂の直前に於いて、その全權委任狀を提示したのである。これとても單に漠然たる性質の全權委任であつて、實質的な全權ではなかつた。本交渉に對する英・佛側のかゝる不眞面目な態度は、交渉の威信を失墜させんがための輕薄なる交渉遊戯と何等選ぶところはないではないか。

然らば、英・佛の態度に現れたこれら矛盾の根源は果して何處にあるか。それを要約すれば次の點に歸着する。一方に於いて英・佛兩國政府は侵略を恐れ、そのために相互援助條約が彼等自身を强化する限りに於いては、ソヴェート聯邦との相互援助條約を締結したかつたのであらう。然しながら、他面に於いて、英・佛兩國政府はソヴェート聯邦と眞劍な相互援助條約を締結することが、ソヴェート聯邦を强化するかもしれないと危惧したのである。

英・佛との間に相互援助條約の締結を期待すべき根據が無い以上、獨・ソ兩國間に於いて平和を保障し、戰爭の脅威を除去すべき他の方途を考へざるを得なかつたのである。若しも英・佛兩國政府が、このことに耳を藉さないとすれば、それは彼等の勝手である。我々の義務とするところは、ソヴェート國民の利益、ソヴェート聯邦の利益を考慮することにある。而も我々はソヴェート聯邦の利益は、他の諸國民の基本的利益と一致するものであることを確信してゐるのである。

然しこれは問題の一面に過ぎない。獨・ソ不侵略條約の成立には、もう一つの事情が存立することを必要とした。それはドイツの對外政策が、ソヴェート聯邦との善隣關係の方向へ轉換することであつた。この第二の條

件が存在し、またドイツ政府に於いてその對外政策を、對ソ關係の改善の方向に變更することを希望してゐることが明確となつた時、初めて、獨・ソ不侵略條約締結に對する基礎が見出されたのである。

ネヴィル・ヘンダースンが『使命の失敗』に書いてゐることは、すべて旣成の事實に對する回想であるから、彼が事前に豫想したことを證明するものでないけれども、此處にその一節を引用するのも興味のないことではなからう（註9）。

ヒットラーが何時からスターリンとの交涉を開始したかは他日を期して明白になることだが、四月二十八日（一九三九年）の演說に常例の共產黨攻擊が姿を隱したことは奇異の感を與へた。五月初にリトヴィーノフが失脚し、數週間後にベルリンに赴任した新ソ聯大使は、例にない慇懃な取扱を受けた。一體英・波の同盟が出來上つて了つた今日、ソ聯は西方からの攻擊を憂慮する必要は無くなつてゐるのに、何故さうしたことがソ聯に取つて必要なのか。

イギリスがバルチック諸國の名譽を取引の代に出しさへしたら、英・ソ交涉は出來上つてゐたに違ひないのだが……一體ロシアに取つてポーランド南方のウクライナ人をロシアに編入することは緊要と考へられて居たから、ポーランドの第四回分割は常に可能性のある問題であつた。ロシアがバルチック諸國を取戾し、ドイツの東進にはウクライナを以つて牆壁となすことが出來うれば、ドイツは再び西へ進むであらう。それが不斷にクレムリンの獨裁者の頭に去來した夢想であつた。

（1）外務省情報部摘譯、ドイツの對露政策（國際事情五三五號）一八頁參照。

(2) ポーランド政府白書、二三八頁。

(3) フランス政府發表黄書、前掲第四一頁。フランス公使リステルヒューベル報告書、十二月十六日附ソフィア發。

(4) 同上、一二八頁。

(5) 同上、一五一頁。佛國大使は『英國大使もこの情報を重視し對ソ交渉促進の要あることを本國に禀請したと述べた』と誌してゐる。

(6) Joseph Alsop and Robert Kintner,—American White Paper. New York, 1940, p. 54—55. 副題として『米國の外交と第二次大戰』と題してあるが、チエッコ事件から一九四〇年四月迄のワシントンの動向を描いた小册子である。著者は少壯新聞記者とあるが、序文に『記事の出所に就いては著者に確實な資料もあり、情報の筋も判明してゐる』と斷つてあるが、現在のところその確實性に就いては尙留保を必要とするであらう。以下單に『アメリカ白書』と記す。

(7) 前掲、ヘンダースン著書、二五四—二五六頁。

(8) 獨・ソ不可侵條約第四條は兩締約國は孰れも相手國に直接または間接に對抗する如何なる國家群の形成にも參加せずと規定する。

(9) 前掲、ヘンダースン著書、二三九—二四一頁。

最後の十日間

八月二十二日（火曜）

獨・ソ協定の成立した事實は八月二十二日の朝世界全般に知れ渡つた。これに依つて最も痛撃を蒙るものがワルソーであること明白であつたが、それかといつてポーランドの朝野が態度を變へようとする氣色は見えなかつた。ロンドンとパリでは愈〻戰爭は避け難いとの觀測が強くなつて、ロイド保險の統計も開戰の見通しが遽かに激增したことを示した。

ドイツは敏速に、場合によつては兩三日の間にも行動するであらうと推測せられたが、實際ドイツ軍隊は八月二十一日から東方國境に集結を始め、二十三、四日には全部終了の豫定になつてゐた（註1）。これに對してポーランドはダンチッヒが占領された場合には闘ふとの決心を繰返し表明した。

八月二十二日朝、フランス政府の閣議に於いては、參謀總長ガムラン將軍の意見を徵した上、更に六十萬の豫備兵を召集することに決定し、政府公表として『フランスはポーランドに對する義務を忠實に守る』と發表することにした。

イギリスでは前後三時間半に亙る閣議を開いて、二十四日に議會を再開することとし、軍隊の一部動員を決定した。チェムバレンからヒットラー總統に宛てた書翰の文案がこの會議で檢討されたことも間違ひない。同時に政府は國防に關する全權委任を議會に要求する方針を決めたが、獨・ソ協定の成立については、『かゝる出來事が英國のポーランドに對する義務を毫末も動かすものに非ずと決するに躊躇するところ無かつた』と公表された。尤もポーランドとドイツとの關係に就いて英國政府は『歐洲戰爭を惹起する如き武力の使用を是認せしめる困難が起つたとは考へないとの意見』を維持したのである。今後相互の信頼が恢復せられさへすれば、平和的解決は可能であるが、それに努力した上で尙且つ武力の行使に逢着する場合には、英國は『最後までこれに抵抗する準備と決心をもつ』ともコンミュニケに誌してゐる。

チェムバレンのヒットラーに宛てた書面は、翌八月二十三日に、ヘンダースン大使が携行してベルヒテスガーテンに赴いた。長きを厭はず書簡の內容を譯出すると次の如き意味のものである（註2）。

閣下には、本夕新聞及びラジオを通じて告示せられたる如き英國政府の措置に就いて、既に御承知ありしことと思ふ。

陛下の政府の見解によれば、右措置は、ドイツよりの情報に依る軍隊移動と次の事實とに基いて絕對必要と認められた措置である。事實とは卽ち獨・ソ協定の發表が、ベルリンの或る一部人士の間に、あたかも今後ポーランドのための英國の干涉は、最早計算に加ふることを要しないものとなつた如く考へられつゝあるといふ事實である。凡そこれ程誤つた考はないのである。獨・ソ間の協定が、よし如何なる性質のものであらうとも英國のポーランドに對する義務は、英國政府が屢〻公然且つ明確に述べたる如く、絕對に變更し得ず、英國政府は飽迄これが履行を決意してゐるのである。

もし、英國政府が一九一四年に於いてその立場をもつと明確に表明したならば、恐らくかの大悲劇は避け得たであらうといはれてゐる。かゝる説に重要性を認むべきか否かは姑く措き、英國政府としては、當面の場合に、かくの如き悲劇的誤解が起らないやうに萬全の策を講ずべく決意して居る。

英國政府は、必要な場合には、その有する一切の力を遲滯なく使用することを決意し、その用意をなしてゐる。一旦敵對行爲が始まれば、その終結を見極めることは不可能である。一旦戰爭が始まれば、早期に終結すると信ずることは、危險な妄想といふべきである。よしんば、戰爭の遂行される諸方面の戰線に於いて、勝利が獲得されたとしても。

以上述ぶる所によつて、我々の立場は充分に明確にされたわけであるが、次に、余は貴下に對し、余の確信する所を繰返し披瀝したい。それは、我等兩國民間の戰爭は、恐らく、世のあらゆる災禍中最大の災禍に外ならないといふ點である。余は確信する。我が英國民も貴下のドイツ國民も、共に恐らく戰爭を欲しては居ない。ドイツとポーランドとの間に於ける幾多の問題が、武力によらずして解決し得ない問題であるとは余の如何にしても理解し得ざる所である。それらは、現下の事態よりも緩和された空氣の下に於いて交渉を進め得るやうな相互の信頼さへ恢復し得れば、凡そ解決に難くない問題である。

我々は常にかくの如き交渉を進め得るやうな、そして、同時により廣汎なる將來の國際問題をも解決出來るやうな（これらの問題中には、我々及び貴下に關係の深い幾多の事實が包含されよう）條件を造り出だすことに寄與するの用意があつた。また、向後も常に然るであらう。

併し乍ら、現下の緊迫せる事態に於いては、平和的交渉の途を塞ぐ幾多の困難があり、かくの如き緊迫狀態が長く續けば續く程、理性を持續することは困難である。

然れども、かくの如き困難も、もし、兩當事國並びに一切の關係國に於いて差當り、新聞上の論戰及び一切の挑發行爲を中止する休戰を實行するならば、恐らく除去するとまで往かなくとも、緩和することは出來るであらう。

かくの如き休止期間が協定せられ得るならば、恐らく、少數民族の處置に關して兩當事國から提出された抗議を檢討し、これを措置する手段を講じた後には、ドイツとポーランドの係爭問題に關する兩國の直接交渉を始めるに適した條件が整ふといふ希望も理由あるわけである。兩當事國に於いて、有益と認めるならば、中立第三國の協力を求めることも出來る。

然し、かくして成立すべき協定が、その締結に際して、他の列國により保障されることが、頭初から確實でなければ、かくの如き交渉を成功の運びに至らしめる希望は極めて薄いと言はなければならぬ。英國政府はもし希望とならば、かくの如き保障の有效なる遂行に出來る限り貢獻するの準備をもつ。

現在に於いて余は、ヨーロッパを戰場化するやうな慘事を避けんがためには、この外に方法がないと思ふ。

支配者の行動より起ることあるべき全人類に對する重大なる結果に鑑み、余は、閣下が深甚の考慮を以つて、余の閣下に提示せる見解を熟考せられるであらうことを信じて疑はない者である。

右の書簡に於いて英國の表示せんとした點は三つに要約しうる。

(一) ドイツがポーランドを攻撃する場合には、イギリスは後者を援助すべきこと。

(二) 英・獨間の全般的問題に就き友好的に交渉に入る準備をもつ。

(三) 獨・波間に休止の期間を定め、その間に中立的オブザーヴァーをして少數民族問題を審査し、國際的に

保障すべき解決案を造らしめること。

これに對してヒットラー總統の同意を求めようとするのがネヴィル・ヘンダースンの使命であつた。

八月二十三日（水曜）

午前九時三十分、ネヴィル・ヘンダースンはチェムバレンの親書をヒットラー總統に傳達するため、外務次官ワイツェッカーと連絡掛ヘーヴェルとに案內せられ、特別仕立の飛行機に乘つてベルリンを出發した。

チェムバレン書簡の由來（註3）について一言すべきことは、八月中旬の雲行頗る險惡なのを見て、英國大使ヘンダースンは外相ハリファックスに電話して、この儘に進めば事態は惡化の一路を辿るのであるから、平和を維持する唯一の途は速急に調停を行ふ外はない。それには首相の親書をヒットラー總統に送ることとし、何人か特使をロンドンから仕立てることを希望すると進言した。二日を經て彼は再び外相に電話し、既にドイツはタンネンベルグ記念祭の名に藉りて、續々と兵力を東プロシアに集結してゐるからポーランド進擊が祭日を期して始まる虞れもある——後に知るところに依れば、ドイツ軍は、二十四日迄に集結を終れとの命令を受けてゐた——それ故に書面の送達は一日を爭ふ旨を督促したのであつた。

ヘンダースンは——獨・ソ協定の成立した今となつては、事態も一週間前とは變つた等と考へ乍ら、晝頃にザルツブルグに到着し、午後一時ヒットラー總統に會見して書簡を手交した。

この日の總統は頗る興奮した樣子で、その言葉も、ポーランドとこれを支持する英國の責任に關しては、頗る烈しいもので、時に彈劾的となり、誇張にも流れた（註4）。總統は英國がチェッコ人やポーランド人を支持した

ことを責め、若し英國がチェッコの反獨政策を使嗾しなければ、あの國は今尙獨立を維持してゐたであらうとい
ひ、イギリスが後押しすれば明日はポーランドも同じ運命に陷るべきを諷した。

やがて總統は返翰を認めるために書齋に退席したが、書面の出來上つた時に再びヘンダースンを呼び入れて傳達の言葉を語り聽かせた。その時のヒットラーは『頗る平靜で聲を勵ました事も無かつた』とヘンダースンは誌してゐる。ドイツ側の公表に依ればこの日總統は英國大使をして、英國政府がポーランドに約束したからとてドイツの死活的權益をかどはかすことは出來ないといふことを心に銘せしめたとなつてゐる。

ヒットラー總統の返翰はかなりの長文であるが、新しい主張は盛られてゐない。その要點を摘記すれば、次の通りである。

(一) ドイツは嘗て英國との衝突を求めたことはない。

(二) ドイツも亦特定の權益をもつものであるが、それがダンチッヒと廻廊との問題である。

(三) ドイツはこれらの問題に就いて例の無い寬大な解決をポーランドに提示した。然るに英國はポーランドを支持して交渉に應ぜしめなかつた。

(四) 英國の支持はポーランドをして、少數民族にテロを行ひ、ダンチッヒに最後通牒を提出し、經濟的絞殺を試みる白紙委任狀を受取つたかの如き感を抱かしめた。

(五) ドイツはポーランドに對し近頃の事件の進展を默視し得ずと申し送つた。

(六) 英國はポーランドを援助すべしといふが、ドイツも亦英國からの攻擊に對して準備する。

(七) 英國の動員はドイツに對するものと解するが、それが實現すればドイツも亦直に總動員を下令すべし。

(八) 歐洲問題の平和的解決はドイツの決しうるところではない。ヴェルサイユ條約による犯罪の犯されて以

來、如何なる平和的修正をも拒否して來た國々に依つてなさるべきである。

この書翰の末尾に、ヒットラー總統は『余は生涯を通じて、獨・英の親交のために鬪つて來た。然し英國の外交政策は余をしてその無益なるを確信せしめた。もし將來この確信に變化を生ずるならば、凡そこれを欣幸とする者余に勝るはあるまい』と結んでゐる。

總統とヘンダースンとの談話の要領はドイツ白書に委細を盡してゐる(二一二頁以下)。その中に興味ある點はヒットラー總統をして獨・ソと握手せしめたものはイギリスであると述べたこと、總統自身それ程熱意を持たない如く見えたこと、そして『獨・ソ條約は長期の條約となるであらう』と明言したことである。

かゝる間にもイギリスの對戰準備は慌しく始まつた。豫備兵の召集が貼出され、艦隊の一部はドイツ封鎖の用意としてスカーゲラック海に派遣せられ、軍需品の輸出禁止も發布せられた。フランスに於いては國防委員會の決定を經て豫備兵の召集が行はれた。ヒットラー總統の回答を承知して、ドイツは近くポーランドに對し行動を始めるとパリでは觀測したのである。

外相リッベントロップはモスクワに於いて獨・ソ協定に調印した。フォン・パーペンはトルコの態度を監視するために任地へ向つてベルリンを發つた。ナチス黨本部ではポーランド侵入が翌日の午後六時に始まるとの噂が擴がつた。

獨りローマには未だ平靜な空氣が漂つてゐた。

ベルギー國王レオポール三世は、この日オスロ關係國、卽ちベルギー・デンマーク・フィンランド・ルクサムブール・オランダ・スエーデン・ノールウェーの七ヶ國の名に於いて平和求訴を行ひ、ブラッセル放送局から全世界に呼びかけた。この演說はその日ベルギー宮殿に參集した前記七ヶ國外務大臣の協議の上で作成せられたもので

ある。皇帝は『人類を脅威する禍亂を避けるため、世界の運命を雙肩に擔ふ人々に』向つて愬へたのである(註5)。

八月二十四日（木曜）

ダンチッヒ自由市に於いては、同港にあるナチス黨支部長フェルスターを新にダンチッヒ市の主權者とする旨を官報で發表し、新しい市の機構組織をも公布した。新法令は事實上ダンチッヒをドイツ本國と同様の制度の下に置くものであつて、併合の一歩手前に至る措置とも見るべきである。

この日ポーランドは三ケ師團の軍隊を以つてダンチッヒの周圍を包圍し、他方にはその海軍を以つて海港を封鎖する形をとつた。

イギリスに於いては夏季休暇を中止したウェストミンスターの議會が、直ちに政府に對する國防全權委任法案を審議し、これを可決した。ついでポーランド問題の討議に入り、首相チェムバレンは去る七月三十一日の演説を引用して、政府はダンチッヒの情況を注意深く監視して來たといひ、更に『今日に至るまで、國際情勢は次第に險惡化し、吾等は卽刻にも戰爭の危險に當面する狀況に在る』と述べた。

次に英國首相は獨・ソ不可侵條約に言及し、更に二十二日附ヒットラー宛の書面の內容を說明した後左の如く述べた。

ドイツ宰相の囘答は前々からのドイツの主張――卽ち東部ヨーロッパに於いてドイツは自由行動を認めらるべきでありとする――を繰返したものである。然し流血の手段と民族獨立の破壞とを伴ふ限りこれを認容すべきではない。武力に對しては英國はフランスと共に武力を以つてこれに拮抗する。但しイギリス政府は、他國の

意嚮が吾々と同じく平和的解決に滿足する場合には、尙交渉を續けたいと考へる。

チェムバレンはその演說の結語として次の如く述べた。

我等は遙かなる海外の一都市の將來を目標として鬪ふのではない。吾等は國際的諒解と武力の抛棄といふ主義のために鬪ふのである。若しこの主義が破れたならば世界平和の基礎は破壞されることになる。然し平和か戰爭かといふイッシューは吾々の手に掛つてゐるのではない。希くはその責任を負ふ人々が人類數百萬の運命をその手に握る事實に想到せんことを。吾々は背後に結束した國をもつてゐる。この危機に臨んで下院は一致して起ち上り、吾等がかく信ずる如く國民一致して又かく鬪ふべきを世界に示さむことを確信する者である。

この日ヒットラー總統はベルヒテスガーテンの山莊を下り、飛行機でベルリンに歸還した。二十二日から新しく動員された兵力を合はせてドイツの陸軍は三百萬を超えると報ぜられた。

他方ローマ法王は平和的解決を勸告する熱烈な求訴を法王廳から放送した。『危機は目睫の間に迫つてゐる。然し未だ時間の餘裕がある。平和に對して何者も失はれてはゐない。然し戰爭と共にすべては失はれる』と述べた（註6）。

アメリカ大統領ローズヴェルトは、恰もその頃軍艦に乘つて大西洋岸を巡遊してゐたが、休暇を取止めてワシントンに歸任し、二十三日と四日に亙り、ヒットラー總統、ポーランド大統領モチツキー、イタリー皇帝に對し平和維持の熱望を籠めた親電を發送した。ドイツに宛てた文書に於いて、彼は『今や危機は眼前に迫つてゐる如く見える』といひ、ドイツがポーランドと共に一定の期間敵對行動を停止し、直接交渉か、仲裁か、又は和解に依り解決の方法を發見せんことを求めた（註7）。

八月二十五日（金曜）

イギリスとポーランドとの間に相互援助を約する軍事同盟條約が成立した。全部で八ヶ條からなる五ヶ年期限の條約であつて、その第七條には單獨不媾和の規定が挿入されてゐる。調印終了と同時に發表せられたコンミュニケには『英・波兩國政府とも今回の條約締結交渉が、かくも急速且つ圓滿に成立したことに對し多大の滿足の意を表する』とあるが、旣にロンドン政府が三月三十一日にポーランドに對して保證を與へた以上、旣定の政策を條約文に表現したといふに止まり、何等新しい出來事ではなかつた。然し條約調印の形を以つて發表されたのは、獨・ソ協定に對抗し英・佛の決意を示さんとする一の身振りと解すべきであつた。

二十五日午後零時四十五分、ドイツ政府は英國大使ヘンダースンに對して、午後一時三十分ヒットラー總統が大使の來訪を待つと通告した。そこで彼は總統官邸へ赴いて、一時間半に亙る會談を遂げた。

ネヴィル・ヘンダースンがその著書に誌すところに依れば、ドイツの計畫は多分ポーランド攻撃を八月二十五日の夜から二十六日の早朝にかけて始める筈であつたらうといふのである。それでなければ、次々と實施せられた戰時手段の理由が解せられないと主張する。例へば二十五日の午後數時間の間、不意にパリ、ロンドンとベルリンとの間の電話が切斷されたり、國内全部の飛行場（航空旅客用）が二十六日限り閉鎖されたり、また二十七日から食料の切符制度が實施されたりしたのは、その理由に依るものであらうと想像するのである。

それはともかくとして、ヒットラー總統はチェムバレンの書翰を見て、軍事行動を數日間遲らし、その間に英國に對する最後の手を打つたものとヘンダースンは推測する。無論總統はドイツ軍の不敗を確信してゐたから二

ヶ月を出でずして東部戰爭は終ると語つて居たが、或は英國とポーランドを疎隔することが出來はしないかといふのが、總統の躊躇した理由であり、それが英國首相に對して更に書翰を發送するに至つた動機であらうと誌してゐる（註8）。

手取り早くいへば、ヒットラーの提案は二つの問題を含んでゐる。甲は獨・波問題を急速に終結する必要、乙はイギリスとドイツとの間の友好または同盟關係を設定することであつた。

二十五日のヒットラー、ヘンダースン會見はリッベントロップ外相とシュミット博士の立會の下に行はれた。この日總統は頗る平靜に、眞面目に語られた。そしてこの提案は英國との親善關係を確保するため、眞心からの最後の努力であると說明し、自分がロンドンへ携行することを希望される樣子であつた。そこで自分は、提案に就いては充分に考慮する準備はあるが、率直に申せば、我が政府はポーランドに與へた約束に反くことが出來ないであらうし、また吾等がドイツとの諒解に達する熱望は强いとしても、獨・波間の交涉による解決を基礎としなければ成立の見込が無いと考へる旨を告げた（註9）。

ヒットラー總統がイギリス首相に對するメッセージとして、ヘンダースンに語り聽かせた提案は大體次の如き趣旨であつた（註10）。

先般會談の際に於ける英國大使の口吻に依りなほ英・獨間に了解成立の可能性ありとの印象を得た。この願望に答へて、總統は獨・ソ間の協定と同樣に、英國に對して重大な意義をもつ一の試案を提示したいと考へた。昨日の英國議會に於ける首相及び外相の演說も、今一度イギリス大使と談じたいと思はせるものであつた。總統がイギリス大使に示した公式の通告には現在の情勢に關するもの三點、また英・獨間の諒解に關係する三點を含んでゐる。ヒットラー總統の獨・波關係についての摘要は次の通りである。

（一）ポーランドの挑戰行爲は最早忍び得ないものである。昨夜も既に二十一件の新しい國境事件が起つたがすべてポーランドの挑發したものである。

（二）ドイツは如何なる情況に於いても斷乎として東部國境の混亂狀態を排除する決意をもつてゐる。そしてそれが歐洲平和のためである。

（三）ダンチッヒ及び廻廊問題は此際解決しなければならぬ。

『獨波問題はこれを解決することを要し、また事實解決されるであらうから、その解決後にヒットラーは今一度包括的提案を以つてイギリスと談合をなす用意をもつてゐるが、それには左の如き條件を必要とする』と述べた。

（一）平和的處理によりドイツの植民地要求を滿足させること。但し急速を望まず、最も長き期限を付けて差支ない。

（二）イタリーに對するドイツの義務に觸れないこと。換言すれば英國に對してフランスへの義務を抛棄することを求めない代りに、ドイツもイタリーへの義務を守るべきこと。

（三）特に强調せんとする點は、將來ソ聯と紛爭を釀さざらむとするドイツの決意である。

以上の條件が充たされる場合には、ドイツは大英帝國の存立を保證し、必要あらば援助をも惜しまない。また新しき政治情勢に卽應し、合理的な軍備制限を受諾する用意もある。ドイツは西部國境を以て決定的のものと考へてゐるのである。

英國政府にして以上の見解を考慮するならば、ドイツのためにも英帝國のためにも正しく天惠の生まれるものといふべきである。然し英國にしてこれを拒否するならば、どの途イギリスが弱體化することは前大戰の證明

した通りである。

ヘンダースンは總統の提案が、ドイツとポーランドとの交渉に依る懸案解決といふことでなければ、英・獨の諒解は至難であると述べたが、ヒットラーはこれを承諾しなかつた。そこで英國大使は更にリッペントロップ外相とベック外相との直接交渉を勸告したが、席に在つたドイツ外相は總統の意見を支持して、『去る三月、總統はベック外相を招請して談合を進めようとしたが、ベックはこれを拒否した』と附言した。

ヘンダースンは更に、獨・波の平和的交渉を基礎としない限り、總統の提案が英國政府に於いて受諾されるかどうかは疑はしいと述べたところ、ヒットラーは『若し無用と考へられるならば、當方の提案を全然送らないで良い』と答へた。

英國政府に宛てたヘンダースンの報告に依れば(註11)、この會談に於いて、ヒットラー總統は『歐洲戰爭が再發すれば、利益するものは日本である』といひ、また『自分は本來藝術家であつて政治家ではない。だからポーランド問題が解決した曉には藝術家として餘生を送る積りで、戰爭業者として終る考はない』とも語つた(註12)。

ヒットラー總統の談話は更に次の諸點にも觸れた。

彼はドイツを兵營に化して了ふ氣はない。必要の場合、止むを得ずしてさうするのである。

ポーランド事件が終結すれば、ヒットラー自身も公的生活を終る。

彼は英國をして波蘭への約束に背かせる意嚮はもたない。またポーランドとの妥結に際して彼は狭量であるとを望まない。然しこの際英國が合理的であることを實證するやうな態度を要求するのである。

以上一時間半に垂んとする會談を終つて、英國大使が事務所へ歸ると、シュミット博士が使者として覺書の正文と外相リッペントロップよりの書面とを持參した。その書面にはヒットラー總統が常に英國との協調を望み、

今も尙希望してゐること並びに今回の提案に對し、ロンドン政府が深き考慮を加へるやう、ヘンダースンの努力を希望する旨が認めてあつた（註13）。

八月二十六日（土曜）

ポーランド政府はドイツ系の少數民族と、ドイツ内に居住するポーランド系住民とを、民族交換の形で解決する案がドイツにあるとの說を信じてゐたし、また國境方面の衝突が稍〻下火となつた形勢を見て、ベック外相はドイツの攻擊が目睫の間に迫つてゐるとは観測してゐなかつた。それはフランス大使ノエルとの會談中に彼の洩した印象である（註14）。

それにも拘らず、ドイツの飛行機は既にポーランド上空を飛んでゐたし、ベルリンの新聞紙は威勢よくポーランド攻擊を繼續した。

イギリス大使ヘンダースンは、この日午前八時三十分、ドイツ側の仕立てた飛行機に依つて、ヒットラー總統の親書をチェムバレンに手交するためテンペルホッフを出發した。イギリスは最悪の事態を豫期しつゝも、尙この安協に一縷の望を繫いで居たかの如く見える。

午後五時三十分、フランス大使クーロンドルはヒットラー總統の求めにより總統事務所に於いて短時間會見した。それはフランス首相ダラヂエにドイツの眞意を傳達されたいとの用向であつた。

ヒットラー總統は『余はフランスに對して敵意をもたない。既に個人としてはアルザス・ロレーンをも棄てて獨・佛の國境を認めてゐる。だからフランスとの抗爭を希望しない。それだのに、ポーランドのために獨・佛相

鬪ふことは如何にも心外であるが、ポーランドの挑戰はこの儘に打捨てて置く譯には行かない』と前置して、ポーランドの挑發行動なるものを列擧した。そして最後に『今一度いひたいことは、フランスとの衝突を避けたいとの余の念願である。吾々はフランスを攻撃しないであらう。然し若しフランスが紛爭に參加すれば、余は最後まで鬪ふ。獨・佛互に血を流すことは如何にもつらいことだ。その氣持をダラヂエ首相に傳へて貰ひたい。』

さう云つてヒットラー總統は席を起つた。フランス大使は極めて簡單にしか返事をする隙がなかつた。彼は總統に向つて萬一ポーランドが攻撃せられたら、フランスは全力を擧げてこれを援助することに一點の疑を挿む餘地はない。それにしてもフランスは最後の瞬間まで平和維持のために努力し、ワルソー政府に愼重な行動を勸告するであらうと述べた。會見の終りにヒットラー總統の口から出た言葉は、『ドイツがフランスと戰はなければならないかと思ふとつらいことだ。どうかダラヂエ氏にさう傳へて貰ひたい』といふのであつた（註15）。

フランス首相ダラヂエは、二十五日午後ベルリンのフランス大使より、ヒットラー總統の意嚮を傳へ聞いて、直ちにヒットラー宛書翰を起草し、二十六日午後二時五十分、これをベルリンに向けて電送した。

ダラヂエの申し出は、フランスがポーランドに與へた保障と、ドイツに對し和平を希望する念慮とは決して兩立し難いものではないから、最後に今一度ドイツとポーランドとの間に和解を試みることが、國民に對し、歐洲に對する義務なりと思考する。依つてヒットラー總統に於いてこの提案を念慮せられんことを希望するとの趣旨であつて、『獨・佛相鬪へば雙方共に勝利の確信を以つて起上るであらうけれども、最も確實に勝を制するものは破壞と曚昧とである。』と結んでゐる（註16）。

各國の軍部、政府はそれぞれの任務に忙殺されて居たけれども、ベルリン、ロンドン、パリ、ワルソー等の都市に於いては、神祕の幕が下りたやうに、政府の發表も行動も鳴りを靜めて、ヘンダースンがベリルンへ歸るの

を唯一の興味を以つて待つかの如く見えた。

この日ドイツ政府はタンネンベルグ戰勝記念祭の擧行を取止める旨を公布した。と同時に定期航空以外の飛行機に對しては一切の使用を禁止した。

八月二十七日（日曜）

ベルリンに於いては逸早くこの日から食糧及び日用品の制限が實施された。九月二日に豫定されてゐたニューレンベルグのナチス黨大會――その名を「平和大會」と呼ぶ――を取止める旨が公布された。

フランス大使クーロンドルは昨夜ヒットラー總統に會見して、二十七日早朝この結果をパリに報告した。發電の時刻は午前零時十五分となつてゐる。クーロンドルの報告は次の如き辭句に始まる（註17）。

ダラヂエ首相の提案が、ヒットラー總統に依つて受諾せられざりしことを報告するは痛恨とするところなり。小官は前後四十分間に亙り總理の惻々として人を動かす書翰に就いて述べ、總統をして事件の平和的解決を受諾せしむるため、人間として、またフランス人として衷心より溢るゝすべての言辭を盡したり（中略）。『總統の威信は既に内外に高く、宥和政策のために寸毫も毀損せらるゝところなかるべし。宥和の態度を危惧せし者は或は驚かんも、同時にこれを讃嘆すべし、天下の母は擧げて總統を祝福すべし』と陳述せり。余は總統を感動せしめたらんも、彼をして決意せしむること能はざりき。彼の決意は既に定まり居たるなり。

ヒットラーのダラヂエに宛てた書翰は一千字に餘る長文のものであるが、その一節を摘記すれば次の如き趣旨である（註18）。

ダラヂエ閣下、余は、ドイツがかゝる理由から貴國に對して戰ふことのあらうとは、些かも想像することが出來ない。如何となれば、余及びすべての者は、今後の流血を避けんがためエルザス・ロートリンゲンを放棄したのである。況んや、吾等に取つては無意義であり、貴國に取つては堪へ難かるべき不正を現狀のまゝに維持せんがために、流血の慘を敢へてする如きは、愈々もつて考へられないであらう。恐らく我々は曾ての前線兵士として、何事につけ、互に最も容易く理解し合ふことが出來る筈ではあるが、唯余は閣下にこのことをも理解して貰ひたいのである。卽ち凡そ二百萬の人間を放棄すること、そして又、現在自己の國境の咫尺の間に、彼等を見殺しにすることは、名譽ある國民にとつて不可能であるといふことである。それ故に余は、ダンチッヒと廻廊とはドイツに復歸せざるべからずとの明瞭なる要求を提出したのである。我等の東部國境の紛糾混亂の狀態は除去されなければならない。余は、今正にその保障の楯に掩はれて難攻不落と自認してゐるポーランドを、平和的解決に向はしめる道を知らない。然し若し我々がかゝる事情のもとに、その問題を如何樣にか解決せんと決意しなかつたとしたならば、余は我が國民の榮譽ある未來に絕望するであらう。かくて運命が我等兩國民をして、戰爭の止むなきに至らしめるとしても、その動機には相異があるであらう。卽ち、ダラヂエ閣下よ、余はその時、我等に加へられた不正を復匡せんがために我が國民と共に戰ふものであり、相手はその不正をその儘に持續せんがために戰ふのである……

今我々兩國民が新たなる流血の殲滅戰に入ることは、閣下のみならず、余にとつても痛恨の限りである。然し余はドイツ人及びドイツ國の堪へ得べからざる狀態の是正のために吾等の側より働きかけ、ポーランドの理性を動かし得る可能性は見當らないのである。

この書翰に依つて知りうることは、愈々ドイツと英・佛との間に、再びミュンヘン會議を繰返す餘地のないと

とがヒットラー總統の胸裡に明確に映つたことである。雙方の書信は政府首長の間の通信として型外れのものであるが、それだけに悲痛な眞摯性を示すと同時に、一九一九年以來、兩國を指導した外交政策の問題になると、戰爭の外に途のない、動きのとれぬ運命の絆を思はせるのである。フランスはその國の安全のために同盟政策を捨てる譯にいかず、ドイツは國の名譽にかけてヴェルサイユ條約の破棄と民族の統一とを完成しなければならぬ立場に在つた。

ドイツとポーランドとの鐵道連絡はこの日限りで停止されると發表された。

八月二十八日（月曜）

ネヴィル・ヘルダースンはイギリス首相チェムバレンの書翰を携へて、この日午後五時ロンドン出發、ベルリンに到着すると直ちにヒットラー總統に會見した。時刻は午後十時半であつた。この時ヘンダースンはチェムバレンの返事とそのドイツ語譯とをヒットラーに手交したが、總統は『友好的で而も話の分る態度であつたけれども、携行した書面には不滿足であつた。』

こゝにチェムバレン返翰の遲延した事情を書き添へて置かなければならぬ。ヒットラーの書翰を携へて、ヘンダースンが英京に着いたのは二十六日の晝過ぎであつたが、これに對するイギリス側の回答が閣議の決定を得たのは、漸く二十八日朝のことであつた。この間に約四十八時間を必要とした理由は、一つには英國政府がパリとワルソーとに協議を遂げたためである。今一つの理由はイギリスの政府部内に軟硬兩説があつて、これを纏めるのに時間を要したことであつた。

不思議なことは、イギリスの回答と稱して間違つた文面が一部の新聞に現れ、それがその儘北米へ放送された事實である。この誤つたテキストは本物よりも烈しい句調に出來てゐて、例へば『英國民は年々定期的にヨーロッパを襲ふ危機に混迷を感じてゐる』と云ふやうな文句があつた。英國政府がこの誤報に迷惑したことは、二十九日の下院に於いてわざわざチェムバレンが強く否認する態度に出たことでも想像できる。多分原案の中にかやうな文句が存在した時期もあつたことと思はれるが、漏洩した徑路は遂に不明のまゝに終つた。

さて、二十八日附のチェムバレンの回答は、ヒットラーの提案になる英・獨諒解の示唆に深甚の考慮を拂ひつつ現下の一般情勢に詳しい批判を加へた文書であつて、具體的にいへば、八月二十三日、二十五日の兩回に亙るヒットラー提案に答へ、獨・波間の直接交渉と解決の樣式とに亙り、全部八點に分けて委曲を盡してゐる(註19)。

(一) 英國は友好を以つて獨・英兩國關係の基礎たらしめたき總統の希望に全然同感である。

(二) 從つて獨・波間の紛爭問題が平和的方法に依つて解決せられるならば、英國政府は誠實なる念願を以つてドイツと速かにこれに關する交渉に入る用意を有つ。

(三) 獨・波問題の解決を先決問題とする點に於いて、英國はドイツと同感であるが、一切は懸つて解決の樣式及びこれに關する方法にある。この諒解が絕對に必要である。英國はポーランドの獨立を危殆ならしめるが如き解決には同意できない。

(四) 獨・波兩國間の直接交渉は、ポーランドの重大權益を保全すると同時に國際的保證による協定を含むことを基礎とする。ポーランド政府は既にこれに異議なき旨を通告して來たのであるからドイツに於いても同意せられんことを希望する。

(五) 現下最大の危險は少數民族の待遇問題である。獨・波兩國政府は偶發事件の防止に就き充分考慮せられ

てゐることと確信する。

（六）英國としてはこの平和的解決の達成のため、ポーランドに對して出來るだけ威力を用ひる。

（七）武力行使による解決が生む結果に就いては繰返して述べる必要はない。軍備制限に關する總統の關心をよく了承してゐる英國政府は、更に戰爭準備より平和的通商の常軌の活動へ移行することが世界の支持を受けるであらうことを確信する。

（八）獨・波間の紛爭を適正に解決することは世界平和の道を拓くものであるが、これを遲延すれば獨・英間の諒解を粉碎し、終に戰爭に導く虞れがある。かゝる終結は歷史に類例なき悲慘事と云ふべきである。

チエムバレンの書翰は全體の調子としては妥協的であつたけれども、從來の主張は少しも讓步してゐない。卽ちポーランドとの同盟を捨てず、ドイツの提案に同意しないことが益〻明瞭となつた。

ヘンダースンはこの時の會見に於いて『總統をして平和と理智に左袒させるためあらゆる議論を盡した』と本國政府に對する報告の中に誌してゐる（註20）。

選擇はかゝつて總統の一存にある。平和的交涉は總統の希望せらるゝ英國との友好を意味し、武力を以つてポーランドを壓迫すれば戰爭は避け難い。ナポレオンの昔、英・獨は共同して鬪つた。ブリュッヘル將軍がウエリントン援助のためにウォータールーへ急いだ時、部下の將兵に向つて『進め子供等よ、余は兄弟ウエリントンに約束したのだ。爾等はこれを破約することを希望しないだらう』といつた。この話は多少ヒットラーを動かしたかも知れないが、然し結果に於いて何事も起らなかつた。

ベルリンの街は燈火管制のために每夜暗黑の街と化してゐたが、街角に佇んだ市民は默りこくつて無表情であつた。

ヘンダーソンが總統官邸に出入する度毎に、嚴めしい親衞隊が整列して儀式正しく彼を迎へた。

フランスはこの日ドイツとの國境を閉鎖し、公用以外の國際電話を禁止し、通信に對する檢閲を開始した。

八月二十九日（火曜）

ベルギー皇帝レオポール三世は突如オランダを訪問し、ウィルヘルミナ女皇と緊急會談の上、兩皇帝の名を以つてこの紛爭に調停を申し出された。その案に依れば危機回避のために獨・伊・英・佛・波の代表者が會合して協議するため、斡旋の勞を執らうといふのであるが、これには八月二十六日にドイツ政府から中立を侵さないとの保證を蘭・白並びにルクサムブルグ公國に與へたことが一の動機となつてゐる。英・佛兩國は二十九日午後、快諾の回答を發した。全世界は多くの熱情と、かすかな希望とを以つてその結末を注視したけれども、ローマ法王の申し出と同じく、既に吹捲くりつゝある颱風の方向に些かの變化をも與へることは出來なかつた。

午後七時十五分、在ベルリン英國大使は、ヒットラー總統の招きにより總統官邸へ駈けつけた。用向は豫ねての約束通り、總統よりチェムバレンに宛てた書翰を受取るためであつた。『その宵のヒットラー總統は、この前の會見の際に比べて非妥協的であつた』とヘンダースンは誌してゐる（註21）。

この時總統から手交された文書はかなり長文のものであるけれども、その內容は主として八月二十八日に英國政府から提議した二問題、卽ち、

（一）　直接交渉に依つて現下の危機を緩和すること。

（二）　ポーランドに對して國際的保證により、經濟的並びに政治的安全を供與すること。

に對するドイツ側の見解を披瀝したものであつた。ドイツの覺書はその後半に左の如く誌してゐる（註22）。

ドイツ政府は、これに對して次の聲明を發する者なり。曰く、

かゝる直接折衝の成果に就きて懐疑的判斷を有するに拘らず、ドイツ政府は尙且つ英國の提言を容れて折衝を開始せんと欲す。そのこれをなす所以のものは、一に――强調したるが如く――その接受したるイギリス帝國政府の書面の通告よりして、同政府も亦、先に我が方よりヘンダースン大使に示したる各眼點を基礎として一箇の親善協定を希ふ者なりとの印象に在り。ドイツ政府は、これに依りてイギリス帝國政府とイギリス國民とに與ふるに、大英帝國との永續的親善に到達せんとするドイツの意圖の誠實に對する一證左を以つてせんと欲す。

然りと雖もドイツ政府は、ポーランド國に於ける領土關係に何等かの新形態を見る場合に、ソヴェート聯邦を招致することなしには、また保證の義務を受諾し、若しくは保證に參加すること能はざるべきことを、義務として英國政府に告知せざるを得ず。

そもそもドイツ政府は、その提議に當り未だ曾て苟もポーランドの死活の利益を侵害し、若しくは一箇獨立のポーランド國家の存立を危殆ならしめんとするが如き意圖を有したること無し。隨つてドイツ政府は、這般の事情の下に、全權を帶びたるポーランド代表者のベルリン差遣につき、居中斡旋の勞を執らんとするイギリス政府の申し出を受容することに異存無し。ドイツ政府は、一九三九年八月三十日水曜日までに右代表者の到着を期待す。

ドイツ國政府は、その受諾し得べき解決案を直ちに作成し、且つ能ふべくんば、ポーランド側交涉者の到着以前に英國政府にもこれを呈示すべし。

この日の會見の模様についてヘンダースンの誌すところに依ると（註23）、『ドイツ政府は八月三十日までにポーランド代表者の到着を期待す』といふ最後の句までは何の意見をも挿まなかつたが、『この一句はどうやら最後通牒の如く響くではありませぬか』と總統にいつた。するとヒットラー總統より、次にリッペントロップ外相から熱心に反駁があつて、事態の急迫――即ち兩軍は相對峙し、ドイツ少數民族は虐殺せられてゐるこの際であるからこそ急ぐのであると説明された。その際『尤もヘンダースン自身にとつてはドイツ人が何人殺されようと無關心であらう』との言があつたので、彼は躍氣になつてこれを辯駁した。それ以後の談話は寧ろ『烈しい』言ひ合ひであつたとヘンダースンは告白してゐる。彼が附加へて誌していふには、

『然し天才といふものは奇妙な生物であつて、ヒットラーはとりわけ長期に亙る打算と、憤激による烈しい反撥との混合した性格である。だから前者はイギリスとの親交を求め、後者は同時に戰爭を賭する。尤も總統自身はその憤懣を道理ありと信じてゐた。一方に於いてはドイツの軍事的獨裁政治が、何故に自由思想の英國人によつて嫌厭されるか、また何故に英國が東歐に於けるドイツの自由行動――ドイツからは劣等な民族と見える小國民を優秀な文化によつて指導する行動――を見逭し得ないかを理解することが困難であつた。』

ヘンダースンはポーランド全權を呼び寄せるにしても短時間では間に合はないと抗議したが、ヒットラー總統は、參謀本部が決定を急いでゐる旨を述べ、『部下の軍人が余に向つてイエスかノーかを要求しつゝある』といつた。そこで英國大使はドイツの『主要權益』とは何を指すかと質問したが、それはドイツ政府に於いて直ちに對ポーランド提案を作成し、全權到着前に英國側へも示すであらうとの答であつた。

事態既にこゝまで押詰まつては、平和的解決の見込も稀薄となる一方であつたが、英國大使はヒットラーから受取つた文書を直ちにロンドンへ電話した。恰もその時間にロンドンで開會中であつた英國閣議は直ちにこれが

檢討を始め、翌朝に至るまで協議を重ねたがドイツ覺書の强硬な辭句を見てイギリス政治家の顏色は曇り勝ちであつた。

八月三十日（水曜）

早曉二時、英國閣議はヘンダースンに打電して、『政府はドイツの回答を愼重に檢討すべきも、ポーランド全權を本日中にベルリンに到着させるやう取計ふこと不可能なるに依り、ドイツ政府に於いてこれを期待せざるやう申し入れられたし』と訓令し、その趣旨は卽刻ウィルヘルム・ストラーセへ通告された。

この日、イギリス政府はポーランドの態度を知るのに頗る多忙を極めた。午後になつてもチェムバレンはドイツへ通知することが出來ないので、午後二時四十五分に至つて、『午後遲く公式の回答を送るべき旨』電報を以つてベルリン大使館へ豫告した。

午後五時半、獨・波國境に於ける事件についてヘンダースンの手に入つた電報は憂慮すべきものであつた。そこで英國大使は重ねてドイツ外務省に對し、ポーランドはドイツが同時に嚴重取締りをなす條件に於いて極力不祥事件の發生を防止すべきも、國境にては頻々としてドイツ人がサボタージュを行ひつゝある旨の情報に接したと申し入れて、ドイツの協力を求めた。

午後六時五十分、更に一通の電報がロンドンから舞込んで、文句から推測すると、ポーランドから全權委員を派遣させるやうロンドン政府に於いて極力努力して見たが不成功に終つた如く見える。政府からの電報には、『ポーランド政府に對して、ドイツ側の求める如き全權を卽刻派遣することは不能なり、ドイツ側

提案が準備出來次第ポーランド大使に手交して、常軌の手續によりワルソーへ送達するやう極力ドイツ側を說得せられたし』と誌してあつた（註24）。

實際ワルソーの空氣は、既に開戰を決意して一歩も讓らない態度を執つてゐる如く見えた。ロンドン政府は軍事同盟の約束に依つて、ポーランドが安心して英・佛側の勸告に耳を傾けるものと打算し、チェムバレンよりヒットラーに宛てた二十八日附の覺書をポーランドに通告すると共に、速かにワルソー政府がドイツと直接交涉に入るやう勸告したが（註25）、ケナード大使が八月三十日に本國政府に電報したところによると、ポーランドの態度は一向に緩和されなかつた。

『余はヒットラー提案に基く解決案を討議する爲、直ちにベック大佐又は他の全權をベルリンに派遣するやう說得することの不可能なるを確信す。ポーランドはチェッコ又はオーストリーの例により、かゝる屈辱に甘んずるよりも、寧ろ卽戰して亡ぶるに如かずと爲すものゝ如し。』

ポーランドは少數民族と、中立のオブザーヴァーを立會はせることに同意したが、ダンチッヒの併合には最後まで反對であつた。かくしてロンドンとワルソーとの間には八月三十日、三十一日に亙つて數次の電報往復があつたが、ケナードの報告に依れば、ベック外相は『ベルリンへ來るやう招かれても無論行かない。ハーチャ大統領（チェッコ國）の樣な目に遭ふ氣はない』と語つたと云ふのである（註26）。

英國政府の回答は午後十一時過ぎにベルリンに着いた。その文面によれば、最後に英國の求めるところは、獨・波交涉の進行中、雙方とも軍事行動に愬へないこと、ドイツ政府にしてこれに同意ならば直ちにポーランド側に承諾せしめる用意あること、ダンチッヒに於て武力衝突を避けるため暫定取極めを結ぶことの三點であつた。

夜半十二時、ヘンダースンはこの回答文を携へてリッベントロップ外相と會見した。この時のドイツ外相の態

度は『最初から烈しい敵意をもつたもの』であつたとヘンダースンは誌してゐる。『私が一つ一つ通告を終る毎に相手の勢は烈しくなつた。脚をどつかと踏みしめて、兩手を胸に組み乍ら、まだ何かありますかと尋ねる。私の度態も多分彼に劣らず非友好的であつたらうが、それには辯明の餘地がある』といふのである(註27)。

かやうな會談が一段落を告げると、リッペントロップ外相は長い文書を取出して、出來るだけ早く、輕蔑したらしい調子で朗讀して聞かせた……。朗讀が終つた時、私に讀ませて貰ひたいと求めたが、リッペントロップ外相はすげなく拒絶して、文書を机に置き乍ら『ポーランドの全權が夜半迄に到着しなかつたからもう時機が遲れてゐる』と述べた。『それでは昨日の文書にあつた三十日といふのは結局最後通牒なのか』と質ねたら、外相は『最後通牒とは貴下の想像に依る造りごとである』と答へた。

この際に朗讀された文書が、問題となつたドイツの對波要求十六ヶ條であつた(註28)。ドイツ側ではその時英國大使に詳細な情報を傳へたと主張し(註29)、イギリス側では、一通りの朗讀だけでは內容の捕捉し得られる譯がないといひ張るのである。

孰れにしてもイギリスの回答がドイツ政府の手に渡つた三十日の夜半を以つて、外交官の仕事は終了を告げた。殘りの事業は軍の擔任する攻城野戰の準備である。

然し理論的にいへば外交交渉の餘地が絕えたといふ譯ではない。英・獨間の意見の相違はイギリスが『獨・波の交渉は平等の立場に於いて行はる可し』と主張した點にあつて、平和的交渉でさへあれば、『廻廊』がドイツの手に歸しても我慢したかも知れない。然しまた振返つて考へて見れば、手續の差違が問題解決の根本にふれる結果ともなる。例へばドイツの要求は三十日の夜半までにポーランドの全權がベルリンに到着して、本國政府の訓令を俟たず調印することを求めるのである。それは形式であるともいへるが、同時に實質にふれる問題であ

る。八月三十日の夜半、リッベントロップ外相の決意は既に牢乎として動かすべからざるものであつた。曰く、ポーランドは膺懲せざるべからず！

實際ポーランドは八月三十日を以つて總動員を下令した。同日正午ワルソー政府の發表したところに依ると、ダンチッヒに對する最近のドイツの行動は、明かにポーランドの權益を侵害したものであり、ポーランドの領土を要求すること自體がポーランド國家に對する危害であると主張してゐる。然るにこの動員令がベルリン政府に戰爭を決意させる理由になつたことは明かである。軍事的に云へばポーランドの動員が完了する曉にはドイツの戰略的利益は減少することとなり、政治的に見れば、ポーランドは英・佛の援助の有る無しに拘らず戰ふ決心であることを示したのである。

八月三十一日（木曜）

駐獨ポーランド大使ジョゼフ・リブスキーは早朝電話を以つて、外相に會見を申し込んだが、夕刻に至るまで確答が得られなかつた。そしてリブスキーは如何なる資格で會見を希望するのかを外務次官から質問された。その頃に至つてワルソー政府は英國の提案した交渉を承諾する旨をロンドンに通告して來た。その報知があつたのでヘンダースンは再びリッベントロップ外相を訪問してリブスキーとの會見を承諾せられたいと申し入れた。

之より曩、ポーランド大使リブスキーは早曉午前二時にヘンダースンと會見して、ドイツ外相が對ポーランド要求十六ヶ條を提起する意嚮であること、そしてヘンダースンの腦裏に殘つてゐる程度の要求內容を語り聞かされた。リブスキーは至急にドイツ政府と連絡を取ることを有利と考へ、直ちに事情をワルソーへ電報すると同時

に、参事官ルボミルスキーをワルソーへ出發させた。

之に對するポーランド政府の訓令は正午過ぎにリプスキーの手に入つたが、それはワルソー政府がドイツと直接交渉に入る用意のあることをウィルヘルム・ストラーセに通告すべしとの電報であつた。午後一時、ポーランド大使はリッペントロップ外相と會見の希望を電話で申入れたが、午後三時にワイツェッカーからリプスキーへ電話があつて、今回はポーランド全權の資格で會談するのかどうかを問合はせた。リプスキーは本國政府の聲明を通達するために、大使として外相にお眼にかゝりたいのだと答へた。

午後六時十五分、リプスキーはドイツ外相から、即刻來訪を求める旨の通知をうけて、ウィルヘルム・ストラーセに行つたところ、リツペントロップは公使シュミット立會の上でポーランド大使を接見した。その時にリプスキーが手交したワルソー政府の訓令には次の意味が誌してあつた。

ポーランド政府は今夕に至りイギリス政府よりの通知によつて、獨・波直接交渉の可能なることを承知した。

ポーランド政府は英國政府の示唆を好意的に檢討し、最近の機會に正式回答を發送するであらう。

するとリッペントロップは、リプスキーに對して全權委員として來訪したのかと質ねたが、ポーランド大使は只今のところ、自分は右の通告を手交すべしとの訓令に基いて來訪したと返答した。次いでドイツ外相はリプスキーが英・獨交渉の經過を承知してゐるかと尋ねたので、リ大使はこの問題がロンドンとワルソーとの間で取扱はれてゐるために、間接の情報しか持つてないと答へた。

この會見の終りにリッペントロップ外相は、リプスキーがポーランド全權として來訪したものと考へたと述べ、ワルソー政府の聲明はヒットラー總統に取次ぐであらうと挨拶した。

リプスキーの報告に依れば、『ドイツ側の要求十六ヶ條は一度もドイツ政府から交付せられたことなく、通告

も受けたことはない』といふのである(註30)

リブスキーが大使館に歸つてワルソーへ電話をかけようとした時には、交渉の見込許りでなくベルリンとワルソーとの通話線さへも杜絶してゐた。

午後九時、ドイツ政府はポーランドに對する要求十六項目をラジオを以つて放送した。この措置は愈〻戰爭の外に途のないことを示すものであつた。何となれば、この十六項目は比較的穩和の要求ではあるけれども、三月十八日の要求に比しては廻廊地方の人民投票、グヂニア港の武裝撤廢、ドイツ系住民に對する特權をも包含するものであつて、所詮ポーランドの承諾を得難いことは明白であつたからである。

ネヴィル・ヘンダースンは三十一日の夜、本國政府に電報して、『この上ドイツ政府に示唆を試みるとも、すべては事態の進展に依り無益なるべく、我が方に殘されたる方策は力に對抗するに力を以つてする外なし』と稟請した。

三十一日夜半、ドイツ、ポーランドの軍隊は國境に於て刻々にその距離をせばめつゝあつた。

パリに於いては大統領ルブランの出席を得て、二時間以上に亙る閣議が開かれたが、その公表は『フランスが與へた約束を堅持することに一致した』と報ずるのみであつた。

ワルソーの新聞紙は一様に『共和國危し』との大見出しを以つて、ダンチッヒの公共建築物にはスワスチカの旗が立つたとか、ナチスはその鐵道を占據したとかのニュースを傳へた。

九月一日(金曜)

午前五時二十分、ダンチッヒに近きポーランドの田舍町ブックに爆彈が落下した。そして午前六時にはワルソーが空爆を受けた。ダンチッヒではドイツ軍艦シュレスウィッヒ・ホルスタインがウェスターブラッテを砲撃した。

海に、空に、陸に、戰爭は遂に始まつた。

午前十時、ヒットラー總統はクロール・オペラに國會を召集して、ドイツと全世界とに次の如く呼びかけた。

ドイツは久しくヴェルサイユ條約が創り出した忍ぶ可からざる問題に惱みつゝあつた。百萬人の同胞が本國から切り離された。よつて平和的提案を出したけれども、いつも却下されて了つた。ポーランドはダンチッヒを汚し、廻廊を汚し、到る處にドイツ系少數民族を虐げた。過去四ヶ月に亙つてドイツは忍耐を重ね、ワルソー政府に警告を發して來たが、この警告は無視された。最後の瞬間にイギリスから調停の申し出があつて、ドイツはこれを受諾したけれども、ポーランドは全權委員を派遣することを拒んだ。

昨夜一晩に國境十四ヶ所に衝突事件が起つたのである。西歐諸國がその權益を傷けられたといふなら余はこれを憾みとするが、フランスと英國とに對しては友好の情を保證した。そしてロシアはドイツと了解に到達したのであつた。

ドイツは先づダンチッヒ問題を解決し、次に廻廊、そして最後にポーランドとの一般關係を調整する決心である。

昨夜初めてポーランド軍はドイツ領に侵入したから、ドイツ軍は今朝五時四十五分に至つて砲火を返した。これより吾等は爆彈に對しては爆彈を以つて酬いる。余も亦一兵卒として前線に赴くであらう。勝利か死か、これ余の金言である。

余は今日以後ドイツ國第一の兵士たること以外に何も望まない。若し余にして斃れたらヘルマン・ゲーリングが余に代はるであらう。同志ゲーリングに何事か起ればルドルフ・ヘスがこれに代はるであらう。萬一ヘスにして事故に逢はゞ、參議會がその指導者を選擇するであらう。

余は未だ曾て降伏といふ言葉を知らない。ドイツの意思とドイツの鋼鐵が最後の勝利を博するのである』(註31)。

ロンドンに於いては、ポーランド公使エドワード・ラスチンスキーがハリファックスに面會して、英國の援助を要請する本國政府の哀訴を傳達した。英國皇帝は動員に關する勅令に署名して一應の戰時態勢を布いた。それと同時に國内に四千萬の防毒マスクを配布し、ロンドン市内から三百萬の婦人、子供、不具者を退去させた。市内到る處に防空壕が掘られた。

パリでは午前八時四十五分、參謀總長ガムラン將軍がダラヂエ首相を訪ねて協議した。閣議は早朝から開かれ、新たに總動員命令が下つて、總員八百萬人を勢揃へすることとなつた。

一日の午後、イギリス議會は專ら戰時法規の審議に沒頭したが、その中には差當りの戰費として五億磅を要求する案も含まれてゐた。多忙な首相の時間を省くために、前例を破つて皇帝ジョージ六世は自ら首相を往訪された。午後六時、チェムバレンは下院に於いて、息詰るやうな緊張の裡にイギリスの態度を表明して次のやうに述べた。

今や議論の時は去り行動の時が來たのだ。今から十八ヶ月以前には予は國民に對して各種の戰時非常手段の實行を要請しなくてもいゝと思つてゐたが、今や予はこの責任を回避することが出來なくなつたと思ふ。大破局の全責任は自己の野望を維持するために世界を慘禍のうちに投げ込まんとするヒットラー一人の肩に負はさるべきものである。ドイツ政府にして平和解決に達せんとする一片の誠意だにあらば戰爭は避け得られるやも知

れなかつた。ポーランドは相互の國境を侵さないとの雙務的誓約が與へられるに於いては交渉に應ずる旨同意したのであるが、このポーランド側の提案に對してドイツ政府は何等の回答も寄せなかつた。昨三十一日夜ベルリンで發表されたコンミュニケの內容は事前には一度もポーランド側に通告されたことのないものである。我がヘンダースン大使はドイツ政府に對して、若し侵略的行爲を中止し、ドイツ軍隊をポーランド領から撤收する旨の保障が與へられぬ場合には、英國政府は躊躇なく對波保障義務を履行するであらうと通告した。この通告に對するドイツ政府の回答が不滿足の場合にはヘンダースン大使はドイツ引揚を決行することとならう。ムッソリーニ首相は目下平和維持のため最善を盡してゐる。我々はドイツ國民とは何等の紛糾も持つてゐない。ただドイツ國民はナチス政權によつて支配されるのを認容してゐるのだが、このナチス政黨が存續し、過去二年間に亙つて行つて來たその政策を今後も續行する限り、歐洲に平和はあり得ない。我々はかゝるナチスの政策を終熄せしむべく決意してゐる。若し我々が善意と犧牲との大義の再確立に成功するならば我々は正義の完全な實現を期し得るであらう。

午後九時三十分、ベルリンに在る英國大使は外相リッベントロップを訪問して、本國政府からの通告を手渡した。その覺書の內容は『ドイツが明かにポーランドを攻擊した以上、英・佛はその約束に從ひポーランドを援助すべき事態が發生したのである。依つてドイツ政府がその戰爭行爲を中止し、ポーランドより兵力を撤退する保證を與へない限り、英・佛兩國は遲滯なくポーランドに對する義務を履行すべし』といふ趣旨であつた（註32）。リッベントロップはこの通告を受取つて、今回の戰爭は全くポーランドの挑戰に基因するものであると述べてワルソー政府の責任を追求した。そして英國の通告は總統に通達するであらうと答へた。ヘンダースンは書翰の內容を總統に傳へて、卽答を與へられんことを希望した後話は再びドイツの對波要求十六ヶ條の問題に移つた。

ドイツ白書によれば、ヘンダースンはドイツ外相の說明で『一切を理解したと考へ得た』と再言したとある。

一日午後三時、ローマに開かれた緊急閣議はこの際イタリーの執るべき方針に就いて協議した。夕頃に發表された報道によれば、

（一）イタリーは軍事行動につき如何なるイニシァティヴをも執らない。

（二）軍備は從來通り警備の範圍に於いて繼續する。

といふ方針が確立された。

九月二日（土曜）

この日、イタリーが獨・波間の戰鬪を休止して外交交渉に依る解決を斡旋してゐる事實が世上に知れ渡つた。イタリー政府は八月末日に至り歐洲の平和を救ふため最終的努力を試みようと思ひ立つて、ロンドンとパリへその意を通じたことは黃書にも現れてゐる。イタリーの意嚮は『英・佛兩國政府及びワルソー政府の參加が確保せられるならば、歐洲の禍根たるヴェルサイユ條約修正の目的を以つて、九月五日に國際會議召集の用意がある』といふのであつた（註33）。この通告は八月三十一日午後零時半、ローマに於いてチアノ外相から英・佛兩大使に話があつて、直ちにロンドンとパリへ報告されたが、何等の決定が與へられない内に九月一日の開戰となつたのである。

九月二日の晝頃、ベルリン駐在イタリー大使はヘンダースンを訪問して、『今直ぐ承知したいことがある。昨晩のイギリス側通告は最後通牒であるかどうか』ときいた。これに對してヘンダースンは、『ロンドン政府から

明白にあれは最後通牒でなくて警告であると説明して來てゐる』と答へた。するとアットリコはその儘急いでウィルヘルム・ストラーセへ駈附けた。

これより曩八月二十日、在獨イタリー大使は飛行機によりローマへ歸り、ムッソリーニ及びチアノ伯と鼎座して前後四時間に亙る協議を凝らしたと報ぜられた。ところが八月二十三日にチアノ外相は英國大使パーシー・ロレーンと佛國大使フランソワ・ポンセとを呼寄せて重要問題について協議したと傳へられてゐるが、この日の問題に就いては英・佛政府の公文書に何事も記載されてゐない。するとその翌日、即ち八月二十四日にローズヴェルト大統領からイタリー皇帝に宛てた親書が到着して、米國大使は急いでこれを皇帝に捧呈した。その當日、有名なヴィルヂニオ・ガイダが新聞に書いたことは、『上層階級では、ムッソリーニ首相は一般に考へられてゐるやうに、この方針に反對でないと見てゐる。何となれば首相とチアノ伯とはローズヴェルト案について眞先に相談を受けたからである』と。

八月二十五日、ルーヴル紙にタブイの報道したところは次のやうな風説である。『二十四日午後、ヴィクトル・エムマヌエル皇帝はローズヴェルト案を採用することの利益に就いてムッソリーニの注意を喚起せられた。バルボ將軍もローズヴェルト案に贊成してゐるが、それには軍の多數の支持がある』と(註34)。

實際イタリーは八月二十五日に至るまで何等戰爭準備を行はなかつた。その日になつて約五十萬の豫備兵を九月三日に召集する命令が出たけれども、一般民衆はこのニュースに懸念した樣子はない。メッサヂエロ紙は八月二十六日にムッソリーニ首相が平和保持のため積極的に働いてゐると報じたが、その前に電話によつてムッソリーニとヒットラーとの間に二回の談話が交換されたことは公知の事實であつた。それから以後、一週間の間にムッソリーニはローマ駐在ドイツ大使フォン・マッケンゼンの手を通じて、ヒットラーから四回以上メッセージを

受取つてゐる。ローマ政府は英・佛ともワルソーとも緊密な連絡をとつた。

フランス外相ジョルジュ・ボンネはイタリーの提案を支持して、獨・波間の現地停戰、五國會議召集を考慮しつゝあつた。そして九月一日には在英大使コルバンを介して英國政府と連絡をとり、イタリーに對する英・佛の回答案を協議した。その結果、イギリスはこの回答をフランス政府に一任することとなり、ボンネからローマに電話してイタリーの提案に異存のないことを通報した。フランスの回答にはポーランドを會議に招請することを條件とするのみであつたから、チアノ伯はこれを受取つて大いに喜んだと誌してある（註35）。

そこでフランス側はワルソーの承諾を得るためにノエルをベック外相の許に遣はし、これを説得することに努めたが、ベックの答へたことは『ドイツの進入に依つて我等は戰ひつゝある。當面の問題は會議ではなくて聯合國の共同作戰である。ポーランドはイタリー案に就いて何も承知してゐない』といふのであつた。『ワルソーの空氣は和解の時機を過ぎて居た』のである（註36）。

フランス外相ボンネは、尙會議による解決を捨てようとはしなかつたが、閣僚の多くはイギリスと步調を揃へることに傾いて、ボンネに左袒しなかつた。チアノ伯が二日に英・佛大使を呼寄せて談つたことは、ドイツ軍をポーランド領から撤退することを固執する英國の條件を以つてしてはヒットラー總統を納得させることが不可能であるといふのであり、フランス大使は、この條件なくしてポーランドの同意を得る見込がないと答へて會談を終つた。

八月三十一日以後のイタリーの調停提議に就いては、ローマ政府から九月五日に次の通り發表されたが、これで大體の經緯は明白になつた。

八月三十一日、歐洲情勢惡化の結果平和解決は極めて疑問とは解されたが、ムッソリーニ首相は歐洲平和を救

ふため最終的努力を試みんとした。この目的を以つてムッソリーニ首相は、若し英・佛兩國政府及び右兩國を通じてポーランドの參加を事前に確認し得るならば、現在の歐洲混亂の原因たるヴェルサイユ條約の修正の目的を以つて、九月五日國際會議を招集する用意あることを英・佛兩國に通告し、その注意を喚起した。イタリー政府は右に關する回答は緊急を要することを附言したが、英・佛兩國は翌九月一日に至るまで回答し得なかつた。その間三十一日から九月一日の間に國境事件頻發し、ヒットラー總統はポーランドに對して軍事行動を起した。イタリー政府に對する回答は英・佛ともに原則的に提案を快諾して來た。フランスは旣に獨・波間に軍事衝突の事實があるにかゝはらずムッソリーニ首相の提案の實現に特に關心を示した。イタリー政府は九月二日午前十時、一の情報としてヒットラー總統に、休戰を前提とするならば國際會議を招集し獨・波紛爭を平和的に解決し得る可能性が尙存する旨を指摘し、その注意を喚起した。イタリー政府は再び九月二日午後二時英・佛兩國政府と折衝、ヒットラー總統の要求を傳達した。その後夕刻に至り英・佛政府よりヒットラー總統の要求（要求の內容は發表されず）受諾の回答に接した。然し英・佛兩國は八月三十一日より九月二日に至る間ポーランド領土がドイツ軍隊に占領された新事實に鑑み、國際會議參加の條件として占領地帶よりの撤兵を要求した。上記の事情に鑑みイタリー政府は、ドイツ政府が希望する場合を除き、イタリー政府としての任務は終つた旨を附言した右條件をヒットラー總統に傳達するに止めた。

イタリーの調停運動が公然と世に現れたのは、九月二日、イギリス下院に於いてチェムバレンが之に言及した時である。更に九月五日に發表されたドイツ白書には次の如く誌されてゐる（註37）

九月二日午前、イタリー大使より外務省に交付せる通牒。

イタリーは今尙フランス、イギリス及びポーランドをして左の事項を基礎として會談を開かしむる可能性あり

と信ずる旨を通告する。但し一切の決定は當然總統に一任するものである。

(一) 軍隊を現在地點に殘して休戰すること。

(二) 兩三日中に會議を召集すること。

(三) 今日の事態に徴して、獨・波間の紛爭に、確かにドイツに有利となるべき解決を與ふること。

ところが英・佛側はその最後通牒に於いて、ポーランドに進出したドイツ軍の撤退を必要としてゐるのであるし、イタリーは軍隊を現在地點に止めて休戰するとの案を出して來たのである。從つて旣に九月一日に砲火が開かれた後は、所謂調停は成功の見込なき事業となつた。イタリーとしては英・獨・佛・ポーランドと共に獨・波の懸案を處理し、更に同じ會議に於いてイタリーの要求を討議しようと企てたことは、外交の遣口として常道であつた。畢竟ローマとパリ、ロンドンとの間に橫はる橋梁を燒拂ひたくなかつたといふのがムッソリーニの心境であつたらう。そしてベルリンの政治家は、早期の休戰よりも東方にのみ限局した短期戰を狙つたと見るべきである。それにも拘らずドイツは一應イタリーの調停案を受諾した。然し現地休戰と撤兵との問題が主たる障碍となつてイタリーの調停は不成立に歸したのである。そしてこの際に最も强く撤兵を主張したのは、フランスに非ずしてイギリスであつたが、その理由として九月二日にチェムバレンの聲明したことは、『ポーランドが侵され、ダンチッヒが武力制壓の下にある際、國際會議に參加することは不可能である』といふ點に在つた。

九月二日の英國議會の空氣は、各派首領の發言を迎へて頗る緊張したものであつたが、これを要約すれば、

(一) 英・佛ともに期限付の最後通牒をドイツに發送してゐないこと。

(二) ムッソリーニの調停案は成立の見込頗る稀薄なこと。

(三) 英國は二度とミュンヘン會議に赴く氣のないこと。

の三點に就いて議會の意嚮は略、明瞭になつた。
フランスの議會は二日午後三時に再會してダラヂエの報告を聽取した。閣議は午後七時半から蓋をあけて、ドイツに對する最後通牒を審議したが、大體に於いてイギリス案に追隨する形であつたから、無論戰局の擴大を決心してイギリスと共に起上る決定をなしたものである。この決定が何時頃ロンドンに通報されたかは不明であるが、二日夜半に開かれた英國の閣議は、恐らくパリからの通知を得た後に開かれたものと思はれる。

九月三日（日曜）

明け方の四時、ベルリンに在るイギリス大使はロンドンからの訓令で、同日午前九時、リッベントロップ外相との會見を準備せよとの通知を受けた。ヘンダースンは色々と連絡の方法を執つて見たが、この時間では左樣に簡單に片附けられない。やつとシュミット博士と打合はせて、午前九時に大臣代理として博士が通牒を受取るとの返事を得た。
ヘンダースンは約束の九時にウィルヘルム・ストラーセに出頭して、シュミット博士に英國の最後通牒を手渡した。ヘンダースンは『九月一日附覺書を差出してから二十四時間を經過して未だ回答に接しないが、その後ポーランドに對する攻擊は益、熾烈となつて來た。依つて本日午前十一時までに滿足な保證、卽ち交戰行爲の停止とドイツ軍の撤退についての約束をイギリス政府に與へられなければ、英・獨兩國の間にその時刻から戰爭狀態が成立する』と述べた。
フランス大使クーロンドルは同文の最後通牒を午前十一時に手交したから、回答の期限は午後五時に到來する

答である。

午前十一時十五分、ロンドンに在るドイツ大使館へイギリス外務省の一官吏が訪問して、本日午前十一時より兩國が戰爭狀態に入つた旨を通達する文書を代理大使に渡した。これと同時刻にチェムバレンは、ドウニング街十番地の官邸からラジオを通じて、英・獨開戰のニュースと彼の所信とを發表した。この放送に於いて彼は、從來幾度か使用した辭句を繰返して國民に愬へたが、それはヒットラーに事理を闡明するため彼が全力を盡したこと、『吾々は良心に顧みて恥づるところなく』そして『正義は最後の勝利をうることを確信する』といふやうな言葉であつた。

午前十一時半、ヘンダースンはドイツ外相の求めによつてその最後の訪問のため外務省に赴いた。リッベントロップ外相は十一頁に餘る長文の覺書を朗讀した上、これを英大使に手渡した。ドイツの覺書は從來の主張を詳細に列擧して、英國の求むる如き撤兵を容認し得ないと强硬に反駁したものであつたが、その第一點に『ドイツ政府並びにドイツ國民は、英國政府より最後通牒による要求を、接受し、受諾し、況んやこれを履行することを拒否す』と誌してあつた（註38）。

午後一時、英國議會に於いてはチェムバレンの報告演說が行はれた。彼はその冒頭に『我等にとつて今日は悲しき日であるが、最も痛嘆する者は予であると思ふ。予が公職に在る間を通じ全力を傾け、希望し、そして確信してゐたことはすべて廢墟に歸した』と述べた。フランス首相ダラヂエは午後八時半、ラジオを通じてフランスの民衆に愬へ、そして午後十時には、ヒットラー總統が『ドイツ國民に告ぐ』との演說を放送した。

『ドイツ國民は事件の責任が全體としてのイギリス人民にのみあるとは思はないが、それはユダヤ人、金權者、そして民主主義の上流階級が、從順なる奴隷のみを求め、我が新帝國を憎むが故に起つたのである。』

ヒットラー總統は更に『東方に在るドイツ軍人に告ぐ』との放送演説を行ひ、その末尾に於いて『前大戰の老兵であり、諸君の總司令官である余は、直ちに前線に出て諸君に合體するであらう』と絶叫した。演説が終るとヒットラー總統は官邸の玄關に待合はせた自動車に乘り、人込みのウィルヘルム廣場を通つて前線に向つて出發した。ベルリンの街は折からの燈火管制で闇黒であつたが、東部戰線では夜を徹して殷々たる砲火がとゞろいて居た。

(1) 前掲、フランス黄書、二四〇、二四一、二四五頁、在獨大使より本國政府宛電報。
(2) 前掲、英國政府靑書、九六—九八頁。
(3) 前掲、ヘンダースン著『使命の失敗』二五三頁。
(4) 前掲、英國政府靑書、一〇〇、一〇一頁。
(5) Whitney H. Shepardson—The U. S. in World Affairs—in 1939. New York, 1940. 一四三、三三三頁。
(6) 同上、一四三、三三三頁。
(7) 同上、一四三、一四五、三一八、三三一頁。
(8) 前掲、ヘンダースン著書、二五八頁。
(9) 同上、二五九頁。
(10) ドイツ白書、二二五—二二九頁、英國政府靑書一二〇—一二二頁。
(11) 前掲、英國政府靑書、一二三頁。
(12) こゝに注意すべきは、ヘンダースンの報告書に記載する『歐洲戰爭が再發すれば、利益する者は日本である云々』以下數行の談話はドイツ白書には全部記述がない（ドイツ白書、二二五頁—二二九頁）。
(13) 前掲、英國政府靑書、一二三頁末尾。
(14) 前掲、フランス政府黄書、二五九、二六〇頁。
(15) 同上、二七四頁。

(16) ドイツ白書、二三五頁、フランス政府黄書、二六六、二六七頁。
(17) フランス政府黄書、二七一、二七二頁。
(18) ドイツ白書、二三八—二四四頁。
(19) 同上、二四五—二五〇頁、英國政府青書、一二六—一二八頁。
(20) ヘンダースン著『使命の失敗』二六二頁。
(21) 同上、二六四頁。
(22) ドイツ白書、二五三頁以下。
(23) 前掲ヘンダースン著書、二六五頁。
(24) 前掲、英國政府青書、一四二頁、八八號電報。
(25) 同上、一二五頁、ハリファックスよりケナード大使宛訓令。
(26) 同上、一四八頁、ケナード大使より外相宛報告。
(27) ドイツ白書、二五七頁。英國政府青書、一四五頁。ヘンダースン著書、二七〇頁。
(28) 本書、三〇九—三一一頁參照。
(29) ドイツ白書、二五九頁『ドイツ提案を朗讀し、且つ仔細にこれを説明した』と記載してある。
(30) 前掲、ポーランド政府白書、一八一、一八二頁。
(31) ドイツ白書、二八八—三〇一頁。
(32) 前掲、英國政府青書、一六八、一六九頁。
(33) フランス政府黄書、三〇〇頁。イギリス青書はステファニ通信によるローマ政府の發表のみを載せてその他の交渉を省略してゐる。
(34) 前掲、オリヴアー・ベンソン著書、一七〇、一七一頁。
(35) 前掲、フランス政府黄書、三三二頁。
(36) 同上、三四三頁。
F. L. Schuman—Night over Europe. New York, 1941, p. 365.
(37) ドイツ白書、三〇六頁。

(38) 同上、三一〇—三一五頁、英國政府青書、一七五—一七八頁、

アメリカと歐洲危局

一 アメリカの孤立的性格

一 パイオニアー精神

國際政治の舞臺に於いて、アメリカも亦地理的要素に依つて決定的に支配される。イギリスが既に軍事的に島でないとすれば、アメリカも亦その地理的境涯の故に孤立を誇り得ないことは明白である。だが米大陸の孤立がアメリカの政治理論を形成する上に、重要の役割を演じてゐることは昔も今も變りはない。

大西洋は三千浬の幅を持ち、太平洋は六千浬の厖大な海洋であるから、中西部のアメリカ人が、外部からの危險を眞劍に考へ得ないことは道理であるが、然しその夢は次第に破れんとしつゝある。

元來アメリカは歐洲大陸に見限りをつけて新大陸に渡つた清教徒の手に依つて建設された國である。だから舊大陸との連帶性に對して本能的な恐怖を抱いてゐる。殊にその若さと、未來と、無際限の富を擁するとの意識は一層孤立主義を確乎不拔のものにした。

初代大統領ワシントンは、その告別演説に於いて『ヨーロッパは吾々には關係のない、少くとも遙か遠方からしか影響を與へない組織をもつてゐる。その結果として吾等に無關係の論爭や紛爭が屢々起る。かゝる陰謀や對立、利益爭鬪の中に捲込まれて我々の平和と繁榮とを危險にする必要が何處に在るか』と述べた。尋いでモンローは一八二三年に有名な宣言を發してアメリカ孤立論を强調したが、其奥底には舊世界の汚れた手から之を引離して置きたいとの念願が潛んでゐた。それ以來アメリカは大陸主義者にとつて、『アメリカ人は兩米大陸に頑張つて居れば良い、兩大陸は自らの手に依つて守りうる』と考へて來たのである(註1)。

然るに年月の經過と共に政治生活の上にも、經濟的領域に於いても、顯著な矛盾が現れて來た。この矛盾を感知して、アメリカ大衆は孤立主義が夢以外の何物でもないことを知りつゝ、今以つて甘き夢に未練がある。考へて見れば差迫つた外敵を持たないアメリカが、永久に危險を免れて生存しうるかの如く考へることに何の不思議も無い譯である。もともと『舊大陸の無秩序と壓制』に對する反抗がアメリカの國民的感情を形造つてゐたのであるから、歐洲の紛糾が傳はる毎に、アメリカ的感情が孤高主義となつて、却つて孤立の感情をそゝる結果とさへなるのである。

政治的の孤立思想は暫く別として、經濟生活の上から觀ても、使ひ切れない程の資源に惠まれたアメリカは、自給自足で生きることが困難でないから輸出貿易は心配の種にならない。一八九〇年迄は棉花、小麥、肉類、石油等の原料品が總輸出の四分の三を占めて、製造品の占める分量は僅かに一六%に止つた。これは天然資源に倚賴する若い國たることの證左である。だからアメリカ人は、歐洲がアメリカを必要とすることを認めるけれどもアメリカが歐洲を必要とするとは思はなかつた。その結果がまた頑固な孤立思想を培ふ原因となつたのである。

然るに過去五十年間の變化は、アメリカの輸入貿易に於いては原料品が增加し、輸出では製造品が增加する傾

向を敎へた。卽ち一九三八年には、輸出に於いて製造品の分量が五〇%を占め、半製品を加へる時に七〇%に增加して來た。この事實は、アメリカと雖も國際通商なくしては生活水準を維持し得ないことを示す。アメリカが債務國から一變して債權國となり、農本國から工業國に變り、全世界を貿易市場として眺める必要に迫られた以上、國民の注意は外に向はざるを得ない。それが一九一九年以後のアメリカが當面した現實であつた。

工業生産の見地から見れば、海外販路の擴張は必然の要求であるから、ブレーンやマッキンレーの如き識者は夙にこのことを自覺してゐたが、然し經濟的自給自足の根強いアメリカに於いては、生産品の輸出の割合は僅かに一〇%にも足りない。從つて先づ輸入の防壓を考へて、國境の彼岸を見ず、多數の人間は主として國內市場のために働いてゐる。そして、他の大陸と連帶關係を持たなくとも、自分一個の力で生き、獨力で繁榮し、富むことが出來るとの信念を强くして來た。かやうな理由から、原料政策や販賣政策に苦心するニューヨーク其他の商工業者が政策變更の必要を痛感する際にも、大衆の輿論はアメリカの孤立論を捨てようとしなかつたのである。

かゝる環境に成長したアメリカ人は傳統的に極めて大陸的である。然るにその遣り方は世界的である。卽ちモラリズムに於いてはイギリス流であり、主義に執着する點に於いてはケルト人式である。あらゆる問題をモラルの角度から觀ようとする欲望は淸敎徒から受けついだプロテスタントの態度に終始する。卽ち個人としても、公人としても、モラルに從つて行動し、良心の命令に服しなければならぬと考へる。然し天然の驕兒たるアメリカ人は自分自身だけではなく、他人をも、外國人さへも同樣に振舞はせなければ承知しない。この觀點から見れば、彼等は天性傳道者に出來上つてゐる。從つて物事の判斷に際してはあらゆる場合に眞の中立精神はない。彼等はあらゆる問題について發言し、意見を述べねば氣が濟まないのであるから、結局のところ、贊成か不贊成か、許すか、許さないかを決定しようとする態度を執る。

殆んど同じ程度に政治上の原則、法律原則に對する執着も強い。殊にアメリカの建國精神に對する信念は誰の力を以つても動かし得ない堅固なものであつて、合衆國が獨立以來、今日まで步いて來た途は絕對に正しかつたと信じてゐる。從つてまた、彼等が憲法に對して示した準宗教的な尊敬は、一つの成文法に對する感じではなくて、より全體的な尊敬の念となるのである（註2）。

元來アメリカ人の抱く文明觀は一種獨特のものである。アメリカ人の觀る文明とは、彼等自身の生活樣式、寬容であると同時に道德的に嚴格な哲學、そしてアメリカ民主主義と稱する政治哲學、それ等が一體不可分の形に於いてアメリカ的信條となつてゐる。そしてこれを裏付けるものが百五十年間の合衆國の歷史である。

一九三八年の一月にローズヴェルト大統領は議會に對するメッセージの中に、アメリカ人が最も大切なりと思ふ信條は、第一に信教の自由、第二に言論の自由、第三に輿論に依る政治組織であると述べた。デモクラシーは、アメリカ人の日常生活を支配し、その政治の運用となり、人生哲學となつて活きてゐる。民主主義は彼等にとつて單なる政治の形式ではなくして、アメリカ社會の『存在の意義』をなすのである。

從つてアメリカの選んだ文化形態を攻擊し嘲笑する力と思想とに對して、アメリカは人一倍敏感である。歐洲人はさしたる苦勞なしに『ナチズムはドイツに適應する』、『ファシズムはイタリー人に好適である』、『共產主義はロシアに打つてつけである』と考へつゝ、民主主義は政治樣式の一つの典型に過ぎないと平氣で論斷しうるのであるが、アメリカ人にはそれが頗る難事であつて、アメリカを支配する政治、社會制度を外部から救濟する等とは以つての外の狂暴沙汰であると考へる。歐洲から傳はる民主主義罵倒の聲は、これらのアメリカ人に取つては政治組織やイデオロジーに對する攻擊ではなくて、アメリカを造り上げる本質的な要素に對する攻擊なりと映ずる。だから全體主義的風潮の普及を喰止めることは、合衆國の重大關心事であり、これに乘出すことが精神的

抗戰であり、思想的の十字軍であるとなすのである。

その際に海の彼方に信仰の自由や言論の自由が蹂躙せられ、輿論に依る政治組織が次々に崩壞するのを見て、アメリカ人は世界の風潮がアメリカ精神に挑戰すると感ずる。全體主義國が、民主主義を嘲笑し、國際法を蔑視する實情を眺めて、それを過失以上の犯罪なりと見るのである。

誠に歐洲に於ける全體主義の脅威は、アメリカ人に新しい精神運動を齎した。アメリカ人は歐洲に對して合衆國の獨立を維持することを決意し、延いてその獨立を危殆ならしめる虞れある歐洲の計畫から全米大陸を防衛することを傳統的な國策と信じてゐる。それ故にこそ民主主義の原則と國際法規の確認とを要求して、これに依つて『秩序ある國際生活』を編成することが彼等の世界觀の根柢をなすのである。

二　所謂西半球への脅威

凡そいづれの時代に於いても、民族國策の根柢は自己防衛の本能の上に立つ。ドイツが生活圏の要求と云ひ、イギリスが歐洲の勢力均衡のために闘ふと稱し、アメリカがモンロー主義を堅持すると主張するのは、歸するところ自己防衛の衝動から出發するものであつて、時に從ひ處に依つてその形を異にするに過ぎない。アメリカの外交政策は地域的に見て、歐洲に對しては孤立主義となり、極東に向つては門戸開放主義と稱し、米大陸に於てはモンロー主義と唱へるけれども、根本に遡ればワシントン大統領の遺訓に合致すると考へて、彼等はその間に矛盾ありと思はない。兩大陸防衛のためとあらば、大西洋の彼岸に武力を須ゐることも辭すべきに非ずと主張する。但、モンロー主義の宣布が僅かに百年前に行はれ、その適用區域が西半球に限定せられてゐた結果、ウィルスンとローズヴェルトの政策が、米國外交の百八十度の轉回であるかの如き印象を與へる。それは外國から見て

かく映ずるのみならず、アメリカ人自身に於いてもこの間の矛盾を説明するに苦しむ狀態に在る。これを如何に解釋すべきかがモンロー主義と米國參戰の心理との關係に於いて問題となるのである。

一八九〇年以前のアメリカは植民國として國內の開發に專念努力した。この時代の特色が他國の內政に干渉せず、歐洲諸國との紛爭に捲込まれないことに在つたのは當然であつて、これをモンロー主義と名づけ、或は國土開發のための『膨脹の天命』と呼ぶにしてもアメリカ人の自己防衞の本能は毫末も損せられることはなかつた。けれどもアメリカの成長と國力の充實とは、いつの間にかアメリカ人をして無意識に西半球以外の大陸に足を踏み出さしめた。この狀態を背景として第二十世紀の初頭にはロ－ズヴェルト一世（シオドル）の著名な宣言が現れたのである。彼はいふ、

『アメリカ國民が世界に於いて重要な役割を演ず可きや否やは、最早選擇の餘地はない。それは事態の進展に依つて宿命的に決定されてゐる。吾等はその役割を果すべき責任をもつ。今吾等の決定しうることは、その役割を如何に巧に演ずるかの點に在る。』

これと同一の精神が第一次世界大戰に際してウィルスンの參戰決定となつた。無論アメリカの國民大衆は西半球を領域とする平和鄉の建設を第一義と信じ、歐洲又はアジアの紛爭に飛込むことを愚なりと考へてゐることは今も昔も變りはない。これを中立論者と云ひ、孤立論者と呼ぶにしても、全アメリカ人の胸中に大なり小なりこれと同樣の意識が潛むことに疑の餘地はない。然しヤンキーの自己防衞的衝動が南北アメリカといふ不自然な地域內に止ることを許さない世界的變動に刺激せられて、こゝに歐亞に對する干涉政策となつて現れる。アダムス・ギボンスの言を藉りていへば『米國の參戰は單に歷史の法則に從つて、一國の國民がその安全と繁榮とが脅威せられたと悟つた時に戰ふものであつて、それ迄は戰はないといふ原則を裏書する』ものである。

だが一億三千萬の民衆を率ゐる指導者は、その民衆の血を湧き立たせるために大きな題目を捉へなければならぬ。そしてウィルスンもローズヴェルト二世も符節を合した如くデモクラシーの擁護をその旗印とした。ウィルスン大統領が一九一七年四月二日のメッセージに述べた文句は、最近に於けるローズヴェルトの演説と全く同工異曲である。

正義は平和よりも貴い。吾等は吾等の良心の最も愛惜する者のために闘はざるを得ない。……世界はデモクラシーのために保障せらるゝことを要する。吾等はデモクラシーのために闘ふのである。彈壓せられた者がその政治的發言權を得んがために、抑壓せられた小國民の權利と自由のために、自由な國民の協調に依つて、一切の國民に平和と安全とを與へ、正義の支配に依つて世界それ自身をして最後の自由に到達せしめんがために、我等は玆に戰ふ者である……

この聲明の下にアメリカはその歷史に見ない程の團結を以つて戰爭に臨んだ。『ウィルスンがアメリカ人の私なき心事を明白に表示した態度に誇を感じ、アメリカ理想主義の希望を表現したことに滿足を覺えたのである。』とファランド教授は誌してゐる。

それにしても現代のアメリカ人は何を以つて西半球に對する脅威と感じてゐるのであらうか。

地理的には大西洋と太平洋とを控へ、經濟的には自給自足の生活を營みうる程の資源を有ち、思想的にはアメリカ民主主義の信仰を堅持するアメリカが、外界からの脅威とは果して何を指すのであらうか。

チャールズ・ビアードはその近著の中に、『米國史の教訓として、大陸主義は運命の神に豫定された米國外交の方針である』と書いた。それ程にアメリカの外交論議には西半球心理が强く働いて、米大陸團結の觀念と結びついてゐる。然るに時勢の變化と共に、アメリカ人の胸中に捲起つた不安は、國防の見地から見て、アメリカは退

要的に南米大陸を守つて安全であるか、經濟的に見て西半球は自給自足のブロックたり得るか、アメリカ大陸は民主主義反對の思潮に動揺を感じてゐるのではないか。かゝる不安は大西洋及び太平洋の彼岸に於ける勢力の消長に無關心であり得ないとの心境を創り出し、それが大陸主義から海洋主義に移行する現實政策となつて現れてゐるのである。

アメリカが西半球に特殊の利害をもつと考へる根據は、第一に距離の問題であり、また通信と輸送の問題であることはいふ迄もない。然るに實際生活に於いては南北アメリカの地位は歐洲と北米との關係よりも遙かに稀薄であることが次第に理解されて來た。大陸的集團が非大陸的集團から區別せらるゝ特質は、その連絡が陸に依るか海に依るかの點である。（空中に依る連絡は殆んど問題とならない程度である。）そして貨物輸送に就いても、通信、移動に就いても、陸地は次第に海上にその地位を讓らざるを得ない狀況になつた。

例へばルーマニアの石油は、平時にあつては大陸的連絡によらずして、黑海から地中海を經てドイツに運ばれ、ドイツの石炭はビスケー灣を横切つて地中海の港に運ばれた。

之をニューヨークの例にとれば、小麥百封度の輸送運賃は（一九三九年八月一日現在）、車輛積にしてカンザスシチーまで最低卅三仙半であつたが、船積にしてリヴァプールまで十三仙に過ぎなかつた。卽ちコスト距離に於いては大洋を控へる方が近いとの結論になる。北米のウィスコンシンを中心として考へる場合に、南米のブエノスアイレスはトルコのアンカラと同じ距離にあり、ボリヴィアの首府は、ウィスコンシンよりもジブラルタルの方に近い。ジブラルタルからすればマイアミよりも南米の海岸の方が近く、ドイツ軍がスコットランドを占領した場合には、ペルーのリマを占領した場合よりも遙かにワシントンに近接してゐるのである。

更に文化の背景から見れば、黑人種を除く多くの移住者は歐洲を以つて魂の故郷と考へ、その親族、故舊は今

尙その地に居住してゐる。これをラテン系の植民地たる南・中米諸國に比べては親疎の差同一の論ではない。

經濟的に見て、アメリカの海外顧客は英國とその自治領を筆頭としてゐるが、南米諸國も亦、北米と競爭的産物を歐洲に輸出してその經濟を立ててゐる。一九三七年に歐洲は二十億弗以上の物資を南米大陸から購入したのを見てもラテン・アメリカの經濟が何處に依存するかは明白である。

之に對抗するアメリカの方策は、ドイツ勢力に拮抗してラテン・アメリカの經濟を防衞するために、出來うる限り西半球の經濟的自給策を樹てることに在りとする。先づ以て全米大陸の資源及び生産品の目錄を作り、これに從つて生産を調整することに努め、製造工業の發達を促進して歐洲依存の程度を減じ、更に交通、通信網を完成しようと計畫してゐる。それが新世界の防衞を完うする所以なりと考へるのである(註3)。

更に西半球を國防の見地から見る場合に、南北アメリカは一體として大陸的でなくして、却つて海洋的團結であることを特徴とする。從つて中・南米に對する北米の救援は常に海上から行はれなければならぬ。然るに海軍の實力は作戰基地から出動する距離に比例して減退する。從つて南米の首府がマイアミよりもジブラルタルに近い形態に於いて北米海軍のもつ役割が如何に困難であるかは想像するに足るのである。

だから海洋的團結に重點を置く際に、アメリカが大西洋の彼岸に多大の關心をもつことは當然の歸結であつて、モンロー主義は或る意味に於いて今日まで英國海軍に依存したものであつた。嘗てウォルター・リップマンがいつた如く、米國が世界大戰に參加したのは、大西洋の彼岸がアメリカと相容れない勢力の手に支配されることを妨げるに在つたとすれば、今回の對英援助論の根據は、『同一の原因から同一の結果を生ずる』原則の適用である。百年以前に大陸的團結を夢想してモンロー主義を主張したアメリカ人は、近代科學發達のために却つて海洋的團結の絆が一層有力なことに氣附いて來た。南米を經濟圈に抱擁しても、その總力は國防資源の點に於いて南

洋に及ばないことは統計の示すところであり、南洋のゴムと錫とコプラなくして米國の國防は完きを得ないとも明瞭である。かくしてモンロー主義は必然的に大陸的集團から海洋的集團に轉回するの止むを得ざるに至つたものである。

それにも拘らずアメリカ合衆國に於いては、モンロー主義が南北兩アメリカに適用されるとの傳統的觀念が有力であるために、前記の如き政策を輿論に納得させることに多大の困難を伴ふ許りでなく、一旦南米諸國が樞軸國に引着けられた曉には、これらの諸國から期待した協力と好意を失つて、北米の國防は甚しく危殆に陷らざるを得ない。大西洋の制海權が米大陸にとつて死活の問題だと唱へる論者は、リンドバーグの孤立論に答へて、一度南米が假想敵國の掌中に握られたなら、北米の守備は甚だしく困難となると主張するのである。

その上にラテン・アメリカ諸國の傳統は、西半球の共和國といつても、民主主義の根が深く骨髓に喰込んでゐる譯ではなく、スペインとポルトガルの羈絆を脱した後も、度々革命を繰返して、今尚獨裁政治の殼を脱しない程度にある。それに加へてドイツ、イタリー系の移民が各地に集團を形成して、本國との聯繫は嚴然たる組織の上に保持せられてゐる。所謂ファッショの宣傳に對してアメリカ人の神經が尖るのはこれがためである。

南米に在るドイツ移民はブラジルを筆頭として九十萬、次いでアルゼンチンの二十三萬、チリーが二十萬、パラグァイに二萬、ウルグァイに一萬、その他は大體四、五千程度で、南米全體で百四十萬に上る。從つてブラジル、アルゼンチン、チリーでは人種的にも相當の勢力を有してゐる。殊にブラジルは地理的に最もアフリカ大陸に近い上に、九十萬人のドイツ系が居住するため、ローズヴェルト大統領は後に述べる爐邊談話の中で特にブラジルの名を數回擧げ『アゾーレスやカボヴェルデはブラジルとその隣接共和國の領土保全と獨立に對する實際的攻撃の飛込臺となるであらう』と述懐してゐるのもこの間の事情を反映するものである。從來、兎角米國の中

・南米政策に妨害となつたのはカルデナス時代のメキシコと、これ等南米ABC國であつたが、メキシコが既に完全に米國の勢力圏に歸した今日に於いては、ブラジル、アルゼンチン、チリーの三國が僅かに殘る牽制勢力となつてゐる程度である。

一九四一年五月二十七日、ローズヴェルトは例の爐邊談話に於いてラテン・アメリカに言及し『米洲の征服はドイツの世界征服の教科書に書かれてゐる。その時は、米洲の勞働者の權威とか生活水準などは吹飛ばされ、米洲の農夫は明かに不幸とヒットラーのための組織化に直面するであらう。さうして一切の生産機構卽ち商業、工業、鑛業、農業等はかゝる組織の下では全部破壞され、その結果は教育、住宅、公共事業、健康に投ずる資源迄が不具となり、信仰の自由と權利は脅威されるに違ひない』と述べて、ヒットラーの勝利は中・南米諸國の國民生活を根柢から脅威するであらうし、現に脅威しつゝあると說いて、全米の民衆に異常な衝撃を與へた。

かくして最近のアメリカは、國防の上から經濟的見地から、また政治と文化の根本的思想の上から防衛の網を張つて、兩大陸を守るに足る手段を急速に講じなければ、兩大陸は甚大な脅威に曝されると呼號し、ローズヴェルトをして其爐邊談話に於いて『米國は米國自身の防衛のために若干の、そして明かに必要な手段をとつた。先づ我々は西半球を共同の危險から防衛するため他の米洲共和國と一連の協定を締結しつゝある』と語るに至らしめたのである。

二　中立法の制定以後

ヴェルサイユ平和會議以後のアメリカ民衆は、參戰の醉がさめて再び孤立主義の濤に呑まれた。一九二〇年の

三月に、アメリカ上院はヴェルサイユ條約の批准を一蹴し、國際聯盟への參加を國民投票に問ふ如き形で行はれた大統領選擧では、ウィルスンを失意懊惱の裡に失脚させて了つた。

尤もアメリカ全體の傾向から觀れば、孤立主義の勝利は外觀程の深い根をもつてはゐなかつた。共和黨の勝利はウィルスンに對する個人的反感が混入して作用し、國際聯盟とか、歐洲問題への干與とかがアメリカ人に嫌惡の情を與へたからであつて、結局は世界的政局または極東の變局に對して歐洲列强との協調を拒否する意味と解すべきではなかつた。それ故にこそ孤立主義と干涉主義との中間を彷徨しつゝあつたアメリカは、一九二一年にワシントン會議を召集して、ある程度まで集團的安全保證主義に立歸つて來た。歐洲に對してもその經濟復興を期待して、戰時債務や賠償問題に關與し、一般軍縮會議に重要な發言權を利用し、フーヴァー大統領は歐洲モラトリアムを提唱し、一九二八年の不戰條約に音頭を取つた。

ついで一九三三年に大統領に就任したフランクリン・ローズヴェルトは明かに孤立主義者として登場した。然しそれが彼本來の傾向に合致したもので無かつたことは、その後に於ける彼の言動に見てかく推斷しうるのである。彼は一九三三年に世界經濟會議を開いてロンドンに列强の代表者を招集したが、中途にしてアメリカ國內の經濟復興計畫を阻害する如き立場に陷ることを惧れて、同會議を叩き壞して了つた。越えて一九三六年にショートーカの演說に於いて彼は、『國內または國外からの如何なる壓迫にも拘らず、平和と中立を基礎とする對外政策をとる』旨を約束した。

我等が民族心理學の對象として究明を求めんとする一の命題は、アメリカとイギリスとの關係である。北米の建國後間もない一九二三年に、大統領モンローの發布した宣言は、陰に英國勢力の推進力が働いたことは隱れなき事實である。卽ちモンローは神聖同盟の誘ひの手を振り切つてカンニングの政策に呼應したのであつた。

世界大戰の進行に伴つて、大統領ウィルスンが口に中立の嚴守を叫びつゝ、衷心參戰への途を準備して、英國の救援を企圖したことも周知の事實である。更に一九二一年のワシントン會議がいはゞ英・米の合作に成るものであつて、これに依つて最大の效果を收めた國はイギリスであつた。今回の歐洲大戰に際しても、アメリカ人がアングロ・サクソン的國際組織——それは英語國民の優越力に依つて、民主主義的國際生活を率ゐようとする——の維持を胸底に祕めてゐることは掩ふ可からざる事實であつて、英國民がこれに調子を合はせて、英・米の一體を强調する運動はワシントン會議以後漸次表面化して進行を續けた。

その時代に於けるアメリカは確かに二種の對外政策——卽ち孤立主義と干涉政策との間に彷徨してゐた。そして當時北米を襲つた經濟恐慌と、これが對策として採用せられたニュー・ヂールとは全米の關心を內政問題に集中させたために、歐洲に對しても、東亞の事件に對しても、外交文書による抗議や通牒以外に精力を傾倒する餘裕を有たなかつた。

ところが一九三五年に始まつたエチオピア征服戰は、急激に歐洲の情勢を緊迫させて、一歩を誤れば、アメリカがこれに捲き込まれる危險さへも現して來た。中立論に支配された輿論と、干涉論に傾いてゐたワシントン政府との間には大きな溝が築かれて居た。曾て一九二九年十月にアメリカを訪れたイギリス首相ラムゼー・マクドーナルドが、フーヴァー大領統と會見して共同宣言を發表し、『英・米兩國政府は平和協定（ケロッグ・パクト）を以つて善意の宣明としてのみならず、この協約に準じて國策を處理する積極的義務なりとして承諾するの決心を有つ』と聲明した歷史を想起して、アメリカの輿論は一層政府の併行政策（パラレル・ポリシー）に不安を抱き初めた。素より米國と雖も世界から孤立することの出來ないことは民衆の熟知するところであるが、他國との協力を否定することはこれがために戰爭に引入れられることを拒否する意味である。だから歐洲情勢の急迫と共に一九三五年の春以後米國

の兩院には海外の戰爭に引込まれることを防止するための種々の法案が提案された。

下院に現れたマクスエーン案は、主として戰時利得を防壓する方面から立案されて居たし、上院に提出されたナイ案はこれを一層極端に押し進めたものであつた。同時に上院の軍需品審査委員會で用意せられたものは、(イ)交戰國に對する武器賣却の禁止、(ロ)交戰國への資金融通禁止、(ハ)アメリカ臣民の戰爭區域旅行禁止等を骨子とするものであつたが、それには當然戰時中立の問題を惹起するのであるから、國務省に於いてもその調査研究を進めることになつた。

一九三五年八月三十一日、大統領の裁可を經たるアメリカ兩院の合同決議は次の如き事項を決定し、これを大統領の中立宣言として發布することとした(註4)。

一國又は數國の間に戰爭の開始せられたる場合には、大統領はこの事實を宣明し、武器、軍需品または戰爭援具、その他大統領の指定する一切のものを交戰國、または交戰國に積換へる目的を以つて中立港へ輸出することを禁止す。

アメリカ臣民は自己の危險によるの外、交戰國の船舶に依り旅行することを得ず。大統領は交戰國潛水艦の入港を禁止し、及び公海に於いて交戰國船舶へ積換へる目的を以つてアメリカ港灣より人員又は軍需品を移送することを禁止することを得べし。

この立法は久しく合衆國が主張して來た海洋自由の原則に變更を加へるものであつたが、當時のアメリカ議會は交戰國との接觸面を減少することに依りて戰爭に捲込まれることを防ぐ點のみに重點を置いたものであるが、かゝる心境は大體に於いて、中立論に支配せられたアメリカ大衆の心持を反映するものであつた。

一九三六年に入つて中立法に關する議論は一時盛んに闘はされた。國務省に於いては曩の臨時法を改めて恒久

的法規とする考案であつたが、これに對する修正意見が各方面から現れて、これを妥協せしめることは不可能であつた。そのために政府は恒久法の制定を思ひ止つて、再び共同決議案を一ヶ年間更新することとし、新しき修正として僅かに交戰國に對する金融上の取引を禁止する規定を挿入した。これが一九三六年二月十九日の共同決議であつて、その效力は一九三七年四月三十日まで繼續することになつた。

エチオピア遠征の終結に依り、大統領は一旦中立法の布告を解除したけれども、間もなく起つたスペイン内亂に當面して、これに中立法の適用を要求する聲が高くなつた。然し中立法は外國の内亂に關する規定を定めてゐないのであるから、これをその儘にしてスペイン内亂に適用することが出來ない點、被侵略國が犠牲となる點等の缺陷が發見されて、中立法に何等かの改正を必要とする論が壓倒的となつた。

議會の空氣は、合同決議の形式が大統領の裁量に依つて發動されることに不滿であつた。と同時に、孤立主義の傾向はかなりに强烈であつたが、上院に於いてはピットマン案により、又下院に於いてはマクレイノルヅの提案により、一九三五年の中立法と略、同樣のものが可決された。この法案に對し國務次官ムアーが『かなり滿足すべき』ものと證言したことに依り、政府の意嚮は推測するに足る。

一九三七年中立法の最も重要な修正點は所謂キャッシュ・エンド・キャリー（現金拂自國船主義）の條項であるが、この規定に從へば、交戰國の船舶と雖も、現金拂にて軍需品を積取ることの自由を認められる。それは一見して交戰國雙方に認められる自由であるけれども、交戰國の海軍兵力に差異の大きい場合には、實際上優勢海軍國のみが享有しうる自由と化するのである。これを具體的にいへば歐洲大戰の場合には、常に英國側を利する結果となることは明瞭であつて、かゝる例外が設けられたのは、交戰國からの完全な絶緣を欲したアメリカ固有の孤立主義と、英國との協調を期待するローズヴェルト一派との妥協の結果に外ならぬものであつた。從つて『現

金拂自國船主義』の項目（中立法第二節）は有效期限を一九三九年五月一日までとし、僅かに二ヶ年の生命を與へるに止めた。それが後日ワシントン政府に苦惱の因を殘したのであつた。

一九三七年はアメリカの外交政策に於いて一時期を劃した年である。大統領は中立法による輸出禁止の品目を武器のみに限り、その上自由裁量權を一手に掌握することとした。上院の空氣は、侵略國と被侵略國との區別を設けることに反對であつたけれども、國務省の意嚮はその正反對であつた。ローズヴェルトはまた大統領の外交大權を制限せんとする策動に對して眞向から戰を挑み、『米國の參戰問題に就いては人民投票を行ふべし』と規定するラッドロー法案が民間の人氣を背負つてゐたに拘らず、議會に於いては否決されて了つた（註5）。

一九三七年七月、支那事變の勃發に依つてアメリカの關心は極東問題に集中された。七月十六日にハル長官の表した聲明は一定の國に對する意味のものでは無かつたけれども、暗默の裡に支那事變に對抗するものであることが了解された。

ハル聲明はアメリカ政府の一般的方針を闡明したものであつて、その中には九ヶ國條約とか、不戰條約等を引用しなかつたこともワシントンの愼重な態度を示すものであつた。ハル聲明の要旨は次の通りである（註6）。

（一）世界の如何なる部分に於ける紛爭も、それが米國の權益に影響しないものはない。
（二）米國は終始一貫して平和維持を擁護してゐる。また國家的及び國際的自制を勸奬する。
（三）米國は國策遂行の具として武力を行使し、または他國の內政に干涉することに反對する。
（四）國際紛爭の平和的處理に左袒する。
（五）米國は條約の神聖、國際諸協定の尊重を勸奬する。
（六）米國は世界の經濟安定、從つて機會均等、關稅障壁の低下を主張す。

（七）米國は軍備の制限及び縮小を支持す。

この聲明は一般原則としてアメリカ輿論の支持を受けたが、米國政府が極東問題に就いて具體的に如何なる態度をとるかは少しも明白にされなかつた。

ローズヴェルト大統領が一九三七年十月五日に、シカゴに於いて外交方針に關する演說を行つたことは、ヂュネーヴに於ける國際聯盟の行動に呼應して、日本に對する强硬政策を示唆するものの如くに見えた。

當時國際聯盟は支那事變の勃發に伴ひ、これを限局するためあらゆる劃策を行ひつゝあつたが、十月初旬に至り、諮問委員會はその勸告書の草案を完了して將に本會議に提出する運びになつてゐた。その機會を狙つて行はれたのがローズヴェルトの所謂『交通遮斷演說』であつた（註7）。ローズヴェルトはいふ、

近代の世界には技術的にも道義的にも連帶性と依存性とがある。そして如何なる國民も世界の他の部分に於ける政治、經濟的混亂より超然たることは出來ない。況んやかゝる混亂が落潮の勢にあるのでなくて、傳播する徵候のあるに於いてをや……。傳染病が發生した時には、共同團體は、その病症の蔓延に對して、團體の保健のために患者を交通遮斷することを認める。戰爭も亦傳染病である。それには宣戰の有ると無いとを問はない。そして交戰の場所から遠く離れた國家と民族をこれに捲込むことが出來る。吾等は戰爭には捲込まれない決心であるが、然しそれでも戰爭の悲慘な結果と、介入の危險とに曝されないとは保證し得ない（註8）。

この演說に對する輿論の反響は、大統領の行過ぎであるとの印象を深め、却つて逆效果を齎した如くであつたけれども、『交通遮斷』といふ辭句が世人の口の葉に乘つて贊成、反對の論戰を惹起した。贊成論者は、これに依つて集團的安全保證への前進なりと喜び、反對論者は戰爭への介入を危惧したのである。彼の交通遮斷が制裁を暗示する以上、國際紛爭に於いてアメリカが一方に味方することを意味するのであるから、議會の多數が支持

する中立政策からの脱線として、演說に對する議會の反對は直ちに燃え上つた。
これらの非難に鑑みてローズヴェルトは、米國が戰爭に捲込まれるやうなことは斷じて無いと聲明して、この不安を解消することに努めた。然し彼が內心この方針を固執したことは疑ふべくもない。その理由はローズヴェルトの外交指導權に對する愛着と對英協力方針を固執するといふ許りでなく、それ以上の諸要因に由來するものであつた。而もこれらの附隨的要因は外見以上に强力なものでもあつた。
第一に個人的の要素が大きな役割を勤めた。ローズヴェルトは一九三六年の選擧に大勝して以後、一九三七年二月から翌年の夏まで續いた大審院を繞る爭鬪で重大な、そして屈辱的な敗北を喫した。この敗北は、民主黨に對する彼の統制權を危くし、次の大統領選擧に彼自身の後繼者を指名することも出來なささうであつた。そこで、强硬な對外政策は大統領がその失敗を償ふ絶好の機會を提供した。對外政策は議會の反對に制せられることが比較的少いだけに一層便宜であつた。
今一つの因子は經濟的沈滯の始まりであつた。この現象は一九三七年の夏の末に現れ、十月には政界の指導者たちに重大な憂慮を與へた。この沈衰は對外貿易の大增加によつて救治することが考へられるのであるが、實際問題としては英帝國以上に有力な仲間を見出すことは不可能であつた。それは東亞の紛爭と、中米方面の閉鎖經濟とが、その地域に對する進出を困難にしたからである。折も折とて一九三七年八月に、豫ねて英帝國に於ける米國製品の賣行を妨げて來たオッタワ協定の期限が切れた(カナダだけは別だが、米國は容易にカナダと協定を結ぶことが出來た)。米國が世界の最大市場に於いて、從來よりも大なる分前に與る時が到來したかに見えた。
そこでローズヴェルトは海外に向つて二重の運動を起した。即ち、(一)暫く停頓してゐた英・米通商協定會議の開始を要求し、(二)『持たぬ國』との世界的鬪爭に於いて米國を『持てる國』の中の最大なるものと組ませ

ることに努めた。一方の運動が他方を扶けることは明かな事實だつた。米國が、この『持てる』大帝國にもつと大きな經濟的利害關係を持つてゐたら、勢ひその防護に助力することに大きな政治的利害關係を持つことにならう。それに、米國がこの『持てる』國々に味方して漸次に世界爭鬪に於ける政治的關係者としての役目を引受けるやうになれば、米國はより大なる經濟的利得を期待できるであらう。この二重の運動は一九三七年十月から今日まで米國の對外政策に具體的形式を與へた。而して米國の用ひた戰術は歷史的な重要性をもつものである。

三 ミュンヘンとアメリカ

北米合衆國政府の態度に明確な變化の一線を劃したのは、一九三八年秋のミュンヘンの危機であつた。それ以前にアメリカが國際政局に演じた役割は、演說や言論機關に依るいはゞ合唱團の有力な一員たるに過ぎなかつたのである。

然るにベルリンにある大使からの報告が、近くズデーテンを占據せんとするナチス・ドイツの決意は動かすべからざるものありと註せられてから、白堊館の政策本部は、これに對して積極的な態度を表明する必要に迫られた。

ミュンヘンの危機は明白にチェムバレンが信奉し、そしてダラヂエが追隨した宥和政策の崩壞であることを物語り、ヒットラー行進の一里塚であることが實證されてから、集團的安全保證は最早樂天家の夢想の中にのみ生き殘つてゐるに過ぎなかつた。ミュンヘンの危機の間、ロンドン駐在のケネデー大使、パリ駐剳のブリット大使は絕えず兩國政府から相談を受けて、所謂『間斷なき協議』の橋渡し役を勤めた。然しこの行き方にはワシント

ンに於いて強い反對があつた。といふのは『若し我等が「間斷なき協議」を受入れるとするならば、やがて我等が知らない裡に聯合國（アッシェート・パワー）として取扱はれることにならう』と警告されたからである。

これより曩、九月十三日にブリット大使はパリからの電話で、プラーグ政府がヘンライン派の最後通牒を拒否した結果、英・佛はヒットラーとの直接會談を考慮中であるが、アメリカの參加をも望んでゐるとハル長官に報告した。そこでハルはウッドレーにあるスチムソンの別莊に出掛けて、ローズヴェルトと相談した上、遂に體よく謝絕した事實もある。それがミュンヘンの序曲であつた。

その頃のアメリカは、輿論が愼重な行動を求めて居たし、白堊館に於いても冷靜な頑固な態度――一言にしていへば、『危險を冐さず、約束を與へず』との方針に終始した。然し歐洲の形勢が段々と危くなるにつけ、ローズヴェルトもハルも、この際沈默を守つてゐる譯には行かないといふ氣持になつた。一九三八年九月二十五日、街は靜かな日曜日の朝、國務省の長官室には、ハルを始めとして、ウェルズ次官や、バーリー、モファット、ダンその他の幹部（註リ）が集つて執る可き手段を協議してゐた。尤も大統領が最後の瞬間に平和の求訴を行ふ決心であることは一同に知れ渡つてゐたから、バーリーとモファットがその草案を引受けるといひ出した。バーリーは國務省での名文家で、同時に大統領に信任の厚い有爲な役人と目されてゐたが、彼の草案には『交戰の結果として出來上つた平和は何の意味をもなさぬ』といつた感傷的な辭句があり、また何事か爲さねばならぬとの氣持から『若し關係國より彼等を援助するために居中調停を求めらるれば、余はこれを受諾するであらう』との一句もあつた。

ローズヴェルトは他人に草案を書かせる時には、常にそのいはんと欲する諸點、言葉の調子、草案の長さまで指圖するのが例である。時としては重要な一節を口授することもあるが、この日は草案の打合せを行ふ時間が無

かつたので、兩名が起案したものを大統領に差出して、改削を加へた上、前に引用した二つの辭句は抹殺されて漸く二十六日の午前一時に、このメッセージがパリ、ロンドン、ベルリン、プラーグへ發送された（註10）。

その內容に於いてローズヴェルトの通牒は少しも具體的でなく、何等新奇な點もない。その末尾に述べたところは、『外交交渉の續く限り、世界は新しき戰爭の狂態から免れるとの希望を繫ぎうる。米國一億三千萬民衆の名に於いて、また世界各所の人類のために、余は熱烈に交渉の決裂せざらんことを希求する』といふ理想の表白であつた（註11）。

九月二十七日の形勢は歐洲戰爭の不可避なることを推測させた。そこでローズヴェルトは個人的にムッソリーニに親展書を送ることを發案して、平和的解決に努力するやう懇請する書面を發送した。これはヒットラーに對する回答と共にその夜遲く電送されたものであつたが、翌二十八日にムッソリーニの會議招請となつて、ミュンヘン會議が戰爭を救つたことは前に述べた通りである。

ミュンヘン會議でズデーテンの始末が片附いても歐洲からの情報は少しも事態の改善を示してはゐなかつた。白堊館の首腦部は軍縮と同時に國際通商の常道に歸ることが、『人類を常識に引戻す唯一の方法』であると信じてゐたけれども、アメリカの輿論は尙外交的冒險に深い疑惑を抱いて居た。それかといつて、いつ迄も輿論の趨勢に隨伴することは堪へられないとの感情が白堊館に強くなつた。ハル長官はテネシー洲の山中に生れて平靜な、そして『古靴の如く』近づき易い人物であつた。ブリットはロマンチックな愛嬌者でチャイルド・ハロルド型ともいふべき人間であつたから、フランス人には絕對の信賴を博してゐた。アイルランド人の血を受けたケネデーは敏い多感な人物である。そしてこれを率ゐる大統領は一言にしていへば多面多角の複雜性そのものともいはれて居た。

ローズヴェルトがファッショ反對の運動主宰者であることは當初から明白であつたが、この運動が實際的の利益を收めようといふには、單に侵略的攻勢に對する防禦といふ以上の何物かを齎さなければならない。それにはハル長官の互惠的通商政策も實現の方向に向ひ、米國の再軍備も始まつたけれども、これに依つて事業界を一九二九年の水準に引戻すことは差當り見込が附かない。それ故に何物か是れ以上のものを求めることが政治的に必要であつた。

ミュンヘン以後の世界を見渡すと、特に關心に値する三つの特徴が眼に入る。その一は獨・伊樞軸の占める戰勝者の地位であり、その二はイギリスが歴史上の最大の難事に逢着したことであり、その三は米國が世界の勢力均衡の中樞的要素となつたことである。この考察は眼界を歐洲にのみ限つた場合であるが、更に英帝國の寶庫たる印度から西太平洋に於いても、英國は日本の進出に依つて大なる脅威に曝されてゐた。その事實は達識なイギリス人には明白に自覺せられたことである。

例へば『マンチェスター・ガーヂアン』のヴォイトは、世界に於ける英國の地位について其の近著"Unto Caesar"の中に次のやうに言つてゐる。『列强の中で地位が最も不安定で、且つ他のどの國よりも敵の多い英國は常に破滅の淵に立つてゐる。英國の對外政策はこの淵を用心深く體の釣合を取つて渡つて行くことであり、またさうでなければならない。……何物も英國を强制して海外に於いて危險を冒させることは出來ない。但しそれ以上の大きな危險が眼前の脅威となつてゐる場合は別だ。そして英國は常に仲裁や調停に努める。といふのは、世界の何處にも、結局英國自身にとつての危險となる出來事を伴はない危機はないからである』と。

チェッコスロヴァキア問題の時には、英國の輿論は二つに岐れてゐた。そして、イーデンの對獨强硬政策を實際政治の範圍内へ齎すには、英國の利權に對するもつと直接的な脅威が必要であるといふことが明かになつた。

かくしてチェムバレンは自分が妙な立場に立つてゐることを知つた。彼は輿論がこれ以上の讓歩は致命的になるといふことを納得する時が來るまで、獨裁政治家への讓歩を續けなければならなかつた。彼が失敗して始めてイーデンの政策を發動させることが出來るのであつた。換言すれば、チェムバレンは英國民が一致してイーデンの出馬を要求するまで、英帝國を犧牲にして平和を保つて行かなければならない。故に英帝國を救ふといふ上から言へば、失敗するのがチェムバレンの役目であつた。なぜなら、彼の政策の失敗がイーデンの政策への必要な序曲であつたからである。

英國の政策の統一は結局いかなる點で、チェムバレン一派と對外硬派が、これ以上讓歩は出來ないといふことに意見が一致するかの問題に歸着する。ホーの言葉を藉りていへば『確かに英國政府は敵性國家が英・佛海峽の對岸に根據を構へるのを許すことは出來ない。また英國政府は、敵國がその海上交通線を遮斷するのを默視することが出來ない。これは、もしドイツが歐洲大陸に於いて西へ膨脹するか、日本が太平洋を南へ膨脹すれば、英國はこれに對抗するか、或は降參するか、どちらかにしなければならないといふことになる』(註12)。

かゝる情勢が起つた場合、英國は何處にその支柱を求めることが出來るか。傳統的にフランスはドイツ反對の陣營に投ずるであらうけれども、近年の弱體化したフランスにどの程度迄信賴しうるか。さすれば殘るところは北米合衆國の外にない。

アメリカが歐洲戰爭に參加する見込は戰爭の初期に於いては絶望である。然し米大陸の防衛と、門戶開放主義の擁護のためには、アメリカが拱手してゐる筈はない。戰爭がその段階に入る場合には、英國はアメリカの援助を期待しうると考へ、アメリカは不知不識の間にかゝる方向に進行せざるを得ない。それが『明白なる宿命』の政策及び戰術への復歸である。別の角度から見れば、ミュンヘン以後の歐洲の情勢が、自らアメリカを新しき國

際的ライン・アップに於いて、世界均勢の中樞要素と化して了つたのである。
かゝる情勢に於いて、ワシントンの國務省は『全力を擧げて戰爭を防止しなければならぬ。然し戰爭が不可避であるならば、歐洲の民主主義國の勝利に最善を盡さなければならぬ』との意見に一致してゐた。卽ち何をなすべきかは疑の餘地が無かつたけれども、之を如何に實行すべきかが問題となつた。そして『戰爭に至らざる手段』Methods short of war といふ文字がローズヴェルトの口に上るやうになつた。白堊館の不安は、ベルリンの首腦部が米國の眞意を了解しないこと恰も世界大戰の初期の如くであると見えた點に在る。餘り遲くない內にアメリカの意中を知つて貰ひたいとローズヴェルトは屢、側近に洩した。勿論アメリカの平和求訴は、實力に對して無力なること風に向つて口笛を吹くに均しい狀態であつたから、白堊館は次の議會に武器輸出禁止法の改正を提案しようと決心した。
ミュンヘン會議の直後、リマで開かれた汎米會議は、西半球の結束を示す一つの機會として且つ兩大陸把握の一步としてワシントンで畫策された。それ故にハル長官は自ら首席全權として一九三八年十二月初旬にニューヨークを出帆したのである。この會議はアルゼンチンの氣乘り薄から、豫期の如き結果には至らず、僅かに次の如き散漫な聲明を以つて滿足するの外はなかつた。
第八回汎米會議は外部の干涉と活動とに對し米大陸の連帶を維持、防衞し、必要に應じ參加國よりの提案に基き協議を行ふ……
然し中・南米に對するアメリカの善隣政策とドルの魅惑とは、次第に外部に對する結束力を強めるに至つたことは否定し得ない。
一九三六年のブエノスアイレス會議に於いて、米洲諸共和國は、『汎米共存協力の原則の宣言』により『アメ

リカの平和を攪亂し勝ちなる行爲は、彼等の各々に影響を及ぼすものであつて、協議手續開始の正當の理由となる』旨を記錄に留めたのであつたが、リマ宣言はこの誓約を增補し、且つこれを一層明瞭ならしめ、公然の武力攻擊に對してのみならず、第五列的活動に對しても、共同の行動を採ることを豫想した。しかのみならず、外相の會合によつて協議を行ふことを規定した條項は、ブエノスアイレス諸協約に缺けてゐた手段を供給する上に確かに效果的な措置であつた。この會議で可決された今一つの案では、政治問題のみならず、經濟的、文化的及びその他の諸問題のためにも協議を行ひ得ることを規定した。

しかし、リマ會議に參加した米洲諸國の當面せる問題として、武力攻擊よりも直接的なものはファシズムの宣傳であつた。ナチス・イデオロジーの浸透に對して斷乎たる對抗の態度を聲明したのは、單り合衆國のみでなく、國內に多數のドイツ移民を抱擁するブラジル、人口の三分の一がイタリー系であるウルグァイ並びにキューバ等も、合衆國以上にこの點に敏感であつた。

リマ宣言とその決議とに依つて、一九三九年九月にはパナマ市に於いて汎米外相會議の第一回會合が開かれ、ラテン・アメリカ諸國に於ける飛行機基地から獨・伊を驅逐してアメリカ合衆國がこれに代る素地を作り、經濟的協力の名の下に軍需資材の北米獨占が企圖せられた。歐洲戰爭の進行に伴つて、中・南米に對する北米合衆國の把握は漸次に進捗し、今日に於いては政治、經濟的地盤の牢乎として拔くべからざるものあるを思はしめる。

一九三八年の秋季に入つて、ドイツを中心とするヨーロッパの形勢が次第に緊迫を告げる事實に焦慮して、ローズヴェルトは駐獨大使ヒュー・ウィルスンに旨を授け、機會ある每にドイツ政府に對して、武力の行使がアメリカの輿論に重大な反響を與へる惧れあることを內々に警告させた。ワシントンに於いても國務省からドイツの外交官に同じ意味の警告を與へたけれども、それがナチス・ドイツの行動に影響を與へるらしい形跡は見られな

かつた。

然るに一九三八年十一月に入つてグリンツパン事件と稱するものが起つた。年若きユダヤ人ヘルシェル・グリンツパンが、ユダヤ人迫害の報復と稱してパリにあるドイツ大使館の外交官補を殺害した事件である。これを契機として、ドイツ國內では各地にユダヤ人の迫害が始まり、その反響はユダヤ人勢力の强いアメリカに於いて一層昂揚された。國務省の會議ではドイツに對して文書に依る警告を通告する程度と決定されたけれども、大統領はこの程度を以つては手緩しとして、十一月十三日に在獨大使の引揚を訓令した。その翌日ハル長官は、『ウィルスン大使が情況報告のために歸朝することとなつた』と發表したけれども、言外の意味は何人にも想像に難くなかつた。

越えて十一月十五日、ローズヴェルトは聲明して次の如く述べた。『最近數日來ドイツから來るニュースは、深くアメリカの輿論を刺激した……個人としても自分は、かゝる事件が二十世紀の文明國に起りうるとは信ぜられない。それ故に事情報告旁〻協議のため、ウィルスン大使に歸朝の命令が發せられたのである』と。ドイツ政府も亦これに對應して、在米大使ハンス・ヂークホフを召還することとなつた。

ウィルスンがベルリンを引揚げてニューヨークに歸つた時は、恰もハル長官がリマに出發する日であつたが、大使の報告を聽くため、汽船の出帆を二時間も遲らせて、二人は船室の中で對座した。ドイツに於ける反ユダヤ事件の詳細な模樣を聞いてハル長官の顏は曇つたと報ぜられた(註13)。

その年の十二月中頃、內務長官のハロルド・イックスが反ナチスの烈しい演説をしたといふので世間の注目を惹いた。ベルリン政府は演説のテキストを手にして早速ワシントン政府へ抗議を申し入れた。ドイツ代理大使トムゼンがウェルズ長官代理に面會して抗議を傳達すると、豫てかゝる抗議を豫期してゐたウェルズは猛烈な反駁

に出た。『アメリカの輿論が最近ドイツの出來事に對して受けた衝動の深刻さは數十年來嘗て見ない程烈しいものであつた。然るにドイツ政府の管理の下にある新聞紙がアメリカの政治家に對する批評と考へ合はせて、抗議の理由は諒解に苦しむ』と述べた。

かやうな出來事をこゝに記述する所以は、ワシントン政府がこの種の事件に就いてベルリンに警告を與へつつ、より大なる問題に對し更に重大な手段を執るべきことを仄めかす方便に使つたことを叙述するためである。かゝる警告がベルリンに於いては、猛虎に對する鼻唄の挨拶位にしか取扱はれないことも明瞭であつたから、ワシントンの首腦部は益、武器輸出禁止法の改正を議會に迫り、一つには國內の輿論を刺激する方便に供へようとたくらんで居た。

一九三九年が明けた。議會開會の劈頭に大統領の議會に送るメッセージに就いては專らローズヴェルト自身が、祕書役のグレース・タリーに速記させて、再三推敲したものであつた。一月三日に彼が朗讀したメッセージの一節に左の如き辭句が見えた（註14）。

言葉は無用であるかも知れない。然し戰爭のみが人類の意見を尊重させる唯一の方法ではない。單なる言葉よりも、もつと有效な、もつと強力な、戰爭の一歩手前の手段が澤山ある。それに依つて侵略國に對し我が民衆の感情を知らしめることができる。少くとも我等は行動をさけることも出來るし、またさけねばならぬ。然し行動しないために侵略を奬勵し、これを支持する如き結果となることをもさけるべきである。

アメリカが中立法を制定することに熱心である際に、その中立法が不公平に作用して、或は侵略者を利し、犧牲者に不利益を與へる如き場合あることを承知してゐる。然し自己保存の本能が敎へることは、今後かくの如きことがあつてはならないといふ點である。

ローズヴェルトはこの教書の冒頭に於いて『外界の嵐が、アメリカに缺くべからざる三つの組織に眞正面から挑戰してゐる』として、その目標となつた三つとは第一に信仰の自由であり、第二がアメリカのデモクラシーであり、第三が國際信義であるといつてゐる。そして『人間の仕事にはその祖國を守ることの外にその信念と人道とを守護する用意をも必要とすることがある』と述べて、アメリカ國內のイデオロジー論者に滿足を與へようと試みた。無論彼自身もこの言葉に滿足を感じたのであらう。

孰れにしても一九三九年一月の教書は、戰爭派の指導者としてのローズヴェルトの地位を確立した觀がある。尤も戰爭派の言分は、アメリカが早くより强硬政策を樹立すれば、それに依つて平和を確保することが出來るのであつて、軟弱な孤立論が結局戰爭を招來することになると强辯するのである。

三九年の議會には厖大な軍備豫算が提出せられ、大統領のメッセージは再軍備の促進を要求して、アメリカの危險は內に非ずして外にあるといひ、從來通り公共事業を繼續する方針を示すと同時に對外貿易振興の重要性を說いた。

ローズヴェルトが再軍備に乘出したのは、實際アメリカの國防が他の强國に比して著しく時代遲れとなつてゐた事實にも依るのであるが、歐洲からの情報は、月々警戒を要する暗流を示してゐた。この年の一月にはドイツがベルギーに對し、オランダ攻擊の場合に中立を守るとの約束を求めたと報ぜられ、二月にもこれに類する噂が傳はつた。

『この夏迄には何か大事件が起らないでは濟むまい』とローズヴェルトが海軍長官のチャーリー・エヂソンに告げた。『凡そ何月頃に？』との質問に對して、六月か七月の初旬頃と彼が答へた。エヂソンは事務所に歸つてから、六月の第三週に赤線を引いたとワシントンのゴシップに傳へられたのはその春のことであつた。

武器輸出禁止法の修正を促進するために、ローズヴェルトは一九三九年一月末日に、上院の陸軍委員を白堊館に招待した。その際の談話が外部に洩れて、『アメリカは、ライン河を以つて國防の第一線と見做してゐる』と喧傳されたのである。アメリカ白書に誌すところに依れば、當日の經過は、大體次のやうな次第であつたと云ふ(註15)。

その日集つた上院議員の中には、大統領に好意をもつ者もあり、反感の强い者もあり、殊に天成の平和論者ジェラルド・ナイの如きは反對論者の錚々たるものであつた。いづれにしても內政問題には興味を持つが、外交の事には疎い許りでなく、歐洲には戰爭が起らないと見て、ローズヴェルトは非中立的だと考へる者が多數であつた。

大統領は最近の情報に影響されて、歐洲戰爭が切迫してゐる事情を諄々と說明した。『戰爭が起れば合衆國の平和と安全は直接に影響を受ける…といふのは、歐洲を一手に握つた者が他の大陸に迫ることとは易々たることであるから』ともいつた。そして北歐からバルカンに至る形勢を一くさり說いて『だからライン國境の安全は必然的に吾等にも利害關係が及ぶ』と述べた。

『すると、我々の國境がライン河にあるといふ意味ですか』と一議員が突然に質ねた。

『否、さういふのではない。だが、實際問題としてライン國境が脅威される時は、他の世界が脅威されることになる。それが一度ドイツの手に歸したら、ドイツの行動範圍は無制限に擴がる。』

この論は積極的干涉論者に取つても强烈な藥味であつたに違ひなく、況んや戰爭は無いと思込んでゐた上院議員に對しては、とてつも無い恫喝の如くに響いたものである。

英・佛の新聞紙は大々的にこの消息を報道し、獨・伊の新聞紙は激怒した。アメリカ國內の孤立論者がこの會

談を大統領攻撃の種に使つたことはいふ迄もない。ローズヴェルトはこの祕密會の直後に行はれた新聞記者會見に於いてこれを取上げ、一部の上院議員の報告は『念の入つた嘘である』、『何處の馬鹿がそんな事を觸れ歩いたのか』といまいましさうに語つた。この事件のために武器禁輸法修正案の上程はまたまた延期されたが、然し歐洲の危機はそれに容赦なく刻々と迫りつゝあつた。

四 大衆と指導階級

ワシントンの首腦部は日々受取る電報や電信、その他の報告に依つて、ヨーロッパの動向を大體精確に知ることが出來た。この際アメリカが思ひ切つて强硬な態度を取り、武器禁輸法を修正して、米國の工業力を英・佛の兵器廠に化する決心を示せば、戰爭のチャンスは半減するであらうと彼等は信じてゐた。然しこれらの報告を見る機會の無い大衆にとつて、ローズヴェルトの『平和攻勢』は彼の非中立的態度を表示するものとのみ映じ、一部の孤立論と反響して、大統領に對する疑念は容易に解消しなかつた。米國人の多數に滲み込んだ孤立的性格はこれを變へるのに多くの實物教育を必要としたのである。

ミュンヘン會議以來、アメリカの輿論は、中立論から次第に干渉論に移行しつゝあつたけれども、孤立論は上院を始めとして、宗教團體、婦人團體にも支持者があり、殊に人氣者のリンドバーグ夫妻が一方の旗頭として大衆の想像力を湧き立たせた。對英援助、對日强硬論に先頭となつて動いてゐる團體には、カーネギー平和財團、アメリカ防衛會、婦人有權者聯盟、米國大學出身婦人協會、キリスト教女子青年會、傳道會役員、製造業者協會等があり、新聞界に於てはニューヨーク・タイムス、ヘラルド・トリビューン、クリスチャン・サイエンス・モ

ニター、費府インクワイアラー、聖路易ポスト、ワシントン・ポスト等々がある。その頃（今日でも本質的の變化は無いのであるが）、アメリカの對外政策に就いて正反對の二つの見解が表面に現れて論爭を繰返した。

干渉論者――或は戰爭派ともいふべき一派は左の命題を支持する（註16）。

（一）米國は歐洲大戰に捲込まれざるを得ない。
（二）米國は世界の大事件に決定的な發言權を行使せざるを得ない。
（三）利害關係から見て、米國は日・獨兩國と反對の立場にある。
（四）米國の國體とアメリカの生活様式は、ファシズムの傳播によつて脅威されてゐる。
（五）故に米國は利害を一にする外國と協力しなければならぬ。

孤立論者――或は平和論者と見るべき一派は前記の命題を否定して正反對の見解を主張する。

（一）歐洲戰爭への參加は不可避でない。
（二）米國は他國に關する事件の進行を左右する譯に行かない。
（三）米國は他國からその死活的權益を攻撃される惧れは無い。
（四）米國の國體とアメリカの生活様式は國內問題の解決に依つてこれを維持することが出來る。
（五）他國と協同する場合には、米國の利益を外國に隷屬させ、これを毀損する惧れがある。

然し乍ら、アメリカの輿論が、かゝる兩派に分れてゐるのは、必ずしも政治的、階級的の線に沿うてゐるのではない。棉花業者、煙草生産業者、自動車業者乃至は東部に多い海外投資者等が、外國と密接な關係を有するために平和論に左袒する場合の多いことはその利害の上から當然のことである。かくて保守主義者の一部が平和論に趨くのは、戰爭のためにその事業が大打撃を受けることを惧れるからであり、他の一部が干渉論に與する動機

は、第一次大戰がブームを伴つた記憶を忘れかねるからである。自由主義者と急進主義者は、それぞれ二派に岐れて居るが、それは、ファシズムを最大の敵と考へる者は寧ろ戰爭の禍害を擇ぶ氣分になり、また戰爭のために却つて米國自身がファシズムに化することを惧れる者は平和論に味方するのである。

ローズヴェルトとその一黨は、その演說やメッセージに於いて、恰もウィルスンと同じ標榜の下に、平和とデモクラシーの擁護を口にしてゐる。それと同時に、大軍備に邁進し、帝國主義的制覇に着手してゐることも顯著な事實である。この政策は表面の理想主義を以つて自由主義者と一般大衆を惹きつけ、軍擴によつて不景氣を救ひ、帝國主義的躍進によつて大工業家、大金融業者の支持をかち得るとの一石三鳥を狙つたものである。一九三九年一月四日のメッセージから發足したローズヴェルトの政策は、戰爭と平和との選擇に迷つてゐるのではない。選擇は既に決定的に參戰である。それは必ずしも民主黨の責任でもなければ、その一部權力階級の責任でもない。アメリカは既に二十世紀初頭以來、自給自足の經濟政策を捨てたのであるから、世界戰爭に捲込まれる要素を備へてゐる。だから問題が南・北アメリカの防衞に關する場合のみならず、東亞に於いてはフィリッピンを防禦する責任を負ひ、門戶開放政策を主張して、支那の保全を約束して來た關係上、自力を以つてする戰爭に確信の持てない限り、列強と協力することが必然の要求となるのである。現在アメリカの當面する問題は、平和を維持するか、戰爭に加はるかでは無くて、如何なる形を以つて何時戰爭に入るかを決することである。その厖大な軍備擴張案はコーデル・ハルのいふ『到る處に秩序的な發展を支持する』アメリカ外交の目標を裏書するものであり、ローズヴェルトが、米國は『歐洲、アジア、アフリカ及び海上の諸島』に如何なる戰爭が起つても、それに無關係であり得ないといつたのは、アングロ・サクソンの世界組織を堅持する決心の發露である。

こゝに興味ある現象は、米國の輿論調査が示す數字の時間的變化である。斷る迄もなく、輿論調査が科學的方

法に依つて行はれてゐる國はアメリカ合衆國以外には殆んど例が無い。曾てリバチー誌が讀者投票の數字を發表して人氣を惹いた時代もあつたが、一九三五年に創設された米國輿論研究所（註17）が、その數字の精確なことを認められて以來、世間は專らこれを信憑するやうになつた。その外に雜誌フォーチュンの調査も信用を博してゐるが、前者がアメリカの四大新聞を背景とするだけに廣く民衆の間に知られてゐる。依つてこゝに二三の問題を取上げて輿論の傾向を察する資料とすることは必ずしも無用でないと思ふ。

一九三九年九月歐洲開戰の直後に、中立法を改正する可否に關して、同年十月四日のローズヴェルト大統領の演說の直前と直後に、『貴下は英・佛がアメリカから軍需品を購入しうるやう中立法を改正することに贊成であるか』との質問を揭げて調査を行つたところ、その贊否の數は次の如き變化を示した。

演說前	改正に贊成	五七%		反對	四三%
演說後	改正に贊成	六二%		反對	三八%

アメリカの如き國情に於いて、如何に强力な政府と雖も、國論を無視して政策を實行することは不可能である。だから白堊館の主人公は細心に國內人心の推移を注視してその政策の方向を決定してゐる。然し國民多數の投票を蒐めて大統領の職に在る者が、進んで輿論を一定の方向に指導し、自らの政策に對する國民の支持を求めようと決心する限り、その力の極めて大なることも明白である。ローズヴェルトは一九三七年以來、不斷の努力を以つて、アメリカの大勢を孤立主義から干涉主義に引摺らうと試みた。そしてその影響を過少に評價することの誤りであることは、こゝに揭げた輿論調査の結果に見ても疑を容れない。

次に輿論研究所が問題とした『貴下はアメリカの參戰を賭しても英・佛を援助すべしと考ふるや』との質問に對する回答は次の如くであつた。

一九三九年十月	賛成	三四％	反對	六六％
一九四〇年八月	賛成	四七％	反對	五三％
同　十二月	賛成	六〇％	反對	四〇％
一九四一年四月	賛成	七五％	反對	二五％

『貴下はアメリカが歐洲戰爭に參加すると思ふか』との質問に對しては次の通り。

一九三九年十月

參戰するであらうとするもの	四六％
參戰しないであらうとするもの	五四％

一九四一年五月

參戰するだらうとするもの	八五％
參戰しないだらうとするもの	一五％

『アメリカはドイツに宣戰を布告して、陸海軍を海外に派遣すべきや』の問題に就いては終始參戰論が少數であつた。

一九三九年九月	然り	一六％	否	八四％
一九四〇年六月	然り	一九％	否	八一％
一九四一年一月	然り	一五％	否	八五％
一九四一年八月	然り	三五％	否	六五％

一九四一年八月十七日に終了したギァラップ輿論研究所の發表に依れば、歐洲へ陸兵を派遣することに反對の

意見は今尚絶對多數を占めてゐる。卽ち投票の六割五分は米國の參戰と遠征軍の派遣に反對である。然し、『海軍及び空軍に依る小競合はあつても』遠征軍を送らない程度で英國を援助すべしとの論は五割四分を占めた。

ついでに東亞問題に就いての輿論調査を附記すれば、『日本に對して軍需品の禁輸を行ふこととの可否』に就いては左の如き數字の變化を示した。

一九三九年八月	贊成	八二%	反對	一八%
一九四〇年二月	贊成	八五%	反對	一五%
一九四一年一月	贊成	九五%	反對	五%

アメリカ大衆は歐洲戰爭への參加を極端に嫌惡しつゝも、太平洋に對する積極政策には案外容易に戰爭派の煽動に乘ぜられる傾向に在る。その理由は大西洋彼岸の防衞よりも、フィリッピンや南洋の軍用資材の確保が一層具體的目標として諒解に容易であることがその理由の一であらう。

こゝに注意すべき現象は所謂識者階級と一般大衆との間に意見の差異ある程度が、輿論調査に依つて數字的に表示されたことである。一九四一年七月二十日にギャラップ研究所の發表したところに依ると、アメリカの紳士錄に記載ある人々の意見と、一般調査とを比較して次のやうな差異が明瞭となつてゐる（註18）。

（イ）米國は參戰すべきや

	紳士錄投票	一般投票
贊成	四五%	二一%
反對	五五%	七九%

（ロ）船團を護送すべきや

贊　成	六四%	五六%
反　對	二九%	三五%
意見なし	九%	九%

（八）ローズヴェルトの政策は行過ぎたか

行過ぎなり	一六%	二三%
適當なり	五三%	五五%
不充分なり	三一%	二二%

以上の數字に依つて推測される如く、アメリカの輿論は浮動的であり、また多くの矛盾を包含してゐる。矛盾の最も顯著な點は、戰爭に於いて民主國の勝利を希望しつゝ、而も自ら戰爭に參加することを嫌惡することにある。尤もそれは外交政策の確立に作用する諸要素、具體的にいへば政治的達觀と、イデオロギーと、感情と、そして自己防衞の衝動とが交互に絡み合つて現れるためであつて、指導階級と大衆との意見に差異の存することも亦この理由に基くものに外ならない。けれども、輿論の方向は次第に中立論より民主々義國援助に、傍觀より戰爭介入に向つて流れつゝあることは前記の數字に依つても判斷されるのである。

五　ボヘミア進軍以降

一九三九年三月十日――ローズヴェルトが上院の陸軍委員を招待して、歐洲政情の不安定を講釋してゐた當日――プラーグ駐在の公使ウィルバー・カーの電報は、スロヴァキアの內閣諸大臣がチェッコから分離して獨立

する計畫を立て形勢不穏であるから、プラーグ政府は、スロヴァキアの二名の大臣を除く全部の閣僚を罷免したと報じて來た。それから引續いてのベルリン、プラーグの報告は、愈、ドイツ軍のボヘミア進駐計畫を確認したものであつた。三月十五日、『ドイツ軍のプラーグ占領は雪降りの天氣の裡に完了せられたり』とのウィルバー・カーの報告を次官ウェルズがローズヴェルトの朝餉の食卓に持參した。大統領も次官もかんかんに興奮して居たとアメリカ白書に誌してある(註19)。

この際、米國國務省の執りうる手段としては頗る限局されたものに過ぎない。政府は直ちに財政部、司法部と協議してチェッコスロヴァキアの資金を凍結した。これは相當に豐富な同國の資金が、ドイツの手に入ることを妨げるためのものであつた。今一つワシントン政府の案出した案はドイツ品に對し、所謂相殺關稅(註19)を賦課する法令であつた。この課稅の結果、事實上ドイツ品のアメリカ輸入は困難となるのであるが、更に米國はチェッコとの通商協定をも廢棄して了つた。

以上三種の報復手段を決定して、國務省は直ちにこれをドイツ代理大使トムゼンに通告した。越えて、三月十七日には國務長官代理の名を以つて、ボヘミア併合不承認の聲明書を發表したが、その中に次の如き辭句が挿入されてあつた。

專横なる不法行爲と我が儘な暴力が世界の平和を攪亂し、近代文明のあらゆる機構を脅威しつゝある。米國政府の唱道する右の原則を飽迄遵奉することの必要は過去三日間に起つた事態の發展に依つて明白に示された。

その當時休暇旅行に出てゐたハル長官は、急遽ワシントンに呼び歸された。パリもロンドンも愈、宥和政策が全潰したことを認めざるを得なくなつた。ローズヴェルトと、ハルと、ウェルズとが鼎座協議した結果が三月十八日の國務長官聲明となつて出たのであるが、その中には相變らず『法律の支配と健全な經濟關係の再建を破壞

する脅威を除去するため、アメリカ政府は全國民の支持を期待する』旨を述べてゐる。

ところが間もなく四月七日に至つて、イタリーのアルバニア進駐が行はれ、同時にドイツの新しい動員の結果、少くとも七ヶ師團の兵力がポーランド國境に増强せられ、イタリーも亦四月十一日に一部動員令を以つて、一九一〇年から一九一四年兵を召集したとの報道が傳はつて、獨・伊が豫防戰爭を始めるのではないかとの不氣味な風評も行はれた。そこでパリ駐在大使ブリットは、『丑の刻五分前の姿、暗闇の時刻は近い』と警報を發した。

これより曩、ローズヴェルトは、ヒットラーとムッソリーニの兩宰相に親展書を發送することを思ひ立ち、四月八日と九日に亙り、その案を秘書タリー嬢に口授した。この案は四月十一日國務省へ廻附されて、首腦部會議の討議に上つた。十三日に確定案の出來上る迄には、前述のバーリーが筆を執つた箇所もあり、ノーマン・デーヴィスの注意に依つて訂正されたところもあるが、大體はローズヴェルトの原案をその儘に採用した。

さてかゝるメッセージを送る時機が熟してゐるかどうかとの論もあつたが、大統領の意見は彼の簡單な表現に盡きてゐる。

吾々は恰もミュンヘンの直前に船に乘つたことを記憶する。歐洲は迷惑してゐるであらうが、今になつて乘り遲れたくない。

四月十四日は汎アメリカ聯合の記念日に當るので、ローズヴェルト大統領はその機會に全體主義を排撃すると共に、民主主義精神を强調して、時節柄世界の注目を惹いた。殊に大統領が獨裁政治反對のブロックに同情を表し、カナダが侵略を受けた場合にはこれを援助すべしとの一九三八年八月の誓約を繰返し、アメリカ大陸が外部から受ける經濟的壓迫に對抗するために、善隣諸國に對して供與すべきアメリカ合衆國の援助とリマ宣言の解釋

とを强硬な言葉で表示した（註21）。

翌十五日ローズヴェルトはその演說の寫をヒットラー總統とムッソリーニ首相とに送附して、平和的な態度を要望する旨を附け加へた。

我等の西半球の平和を守るには、海外に於ける姉妹國が永久の戰爭を必然ならしめる如き思想的桎梏を離脱することを念願する『希望』に懸つてゐる。我等は少くともその可能性を例示することが出來る。我等も亦世界の諸問題に影響せられる。吾等の平和的決意は、共同防衛の決意と同じく有力であり、世界の秩序を決定するのに發言權をもつ、と。

このメッセージは豫め英・佛兩國に內示されたが、フランス側では是がドイツ語譯をエッフェルの短波送信所から放送した。

獨・伊の指導者に宛てたメッセージに於いて、ローズヴェルトは、將來獨・伊兩國が、歐亞大陸の三十一ヶ國を攻擊しないとの約束を與へることを求めた。『將來少くとも十ヶ年間、若くは四分の一世紀間不侵略を保證して、世界の前途を熟慮されんこと』を示唆し、殊にドイツに對しては、最も直截に『ヒットラー總統並びにドイツ國民は、戰爭を希望しない旨繰返し斷言された。若しそれが眞實であるならば、戰爭の必要はないであらう』といひ、その末尾に於いて大統領の求めた保證が與へられた場合には、軍備制限と經濟復興を討議するため國際會議を招請したき申し出を附言した。このメッセージの發送と同時に、當時大西洋で演習を終つた許りのアメリカ艦隊に對し、ワシントン政府は太平洋に歸航を命じた。

艦隊の歸航に就いては種々の批評があつたが、一方には樞軸國家に對しアメリカが海軍を以つて壓力を加へる如き印象をさけるためであるといはれ、また他方からは日本に備へるための姿勢であつて、一層强く壓力を感ぜ

しめる手段であらうとも云はれた。

以上のメッセージは、獨・伊に對するものといふよりは、世界の輿論に愬へんとしたものであつて、樞軸國政府と雖も、これを檢閲の網で防ぎ止めて自國民に知らしめない譯には行くまいと想像されたからでもあらう。

ローズヴェルトは少くともこれに依つて樞軸側の政策に影響を與へうるとのはかない夢を抱いてゐたが、それ程の效果は招來されなかつた。尤も噂に上つた獨・伊の豫防戰爭が果して實際に計畫されてゐたのか、計畫されても實現しなかつたのか、その邊の事情に就いては現在のところ何事も明瞭になつて居ない。

ローズヴェルトはミュンヘン以來、歐洲の元首や宰相にメッセージを送ることを日課の如くに心得て矢繼ぎ早に發送したけれども、事實上民主主義國に援助を與へうる方法は一つも有ち合はせて居なかつた。いはゞ現物の代りに代用品を濫費した姿であつた。その際樞軸側に壓力を加へるには所謂『現金拂自國船主義』の原則を活用して、いざとなれば英・佛側に無制限の武器供給を行ひうる權限を握ることが必要であると國務省では考へて居た。然るにキャッシュ・エンド・キャリーの項目は五月一日を以つて效力を失ひ、一旦歐洲戰爭が始まればアメリカは一切の武器輸出を停止しなければならぬ立場に在つた。そこで政府はこの法案の通過を促進することに努力するやう方針が決まつた。上院外交委員長ケイ・ピットマンを招じて、上院の空氣を探つて見たが、確信のある返辭は得られなかつた。ローズヴェルトはハル長官と相談の上、二人で直接議會を動かさうと決心して、上下兩院の有力者と代る代る面接して見たけれども議事は一向に促進せられない。それ許りか、議員連は一日も早く夏休を取りたいとの一念から、『戰爭も起るまいから上程を延期しよう』との意嚮であることが判然した。そして七月十一日には上院委員會に於いて十一對十二の危ない數で上程延期の決定が行はれた。

事態益〻面白からずと見て、ローズヴェルトとハル長官は、委員會の決定を覆すために、直ちに上院の領袖を

白堊館に招待して懇談會を開くことにした。集つた顏觸はマクネリー、ピットマン、ガーナー副大統領、ボラー等のお歷々であつた。

懇談會の當初にローズヴェルトは短かい祈禱を行つて、それから迫りつゝある戰爭の危險を說いた。彼自身の說明を裏書するためにロンドン、パリ、ベルリン方面からの機密の情報に就いても打開け話をして、彼是一時間近くの講釋を續け、『これで私は大體最後の彈を發つた』と結んだ。

マクネリーが尋ねていふには、『大統領の意見では今から次の會期迄の間に多分戰爭が起るとの見通しと了解して宜しいか。』

『プロバビリティーがあるとはいはない。然しかなり強い可能性（ポッシビリチー）があることは事實だ』とローズヴェルトが答へた。その後を享けてハル長官が說明を補足し、武器禁輸法を修正すれば、戰爭のチャンスは半減するとも附加へた。ハルは當初諄々として話したが、段々と言葉に熱を帶びて、終には全身の感激を抑へかねた如くに見えた。すると孤立派の統領ボラーは、堪りかねた顏付をして『何事が起るか誰も豫言はできない。然し私の感じ、或は信念は戰爭が起らないといふことだ。ドイツは未だ準備が整つてゐない』と口を挿んだ。

するとハルは情無い表情をし乍ら、『私の事務所へ來て、電報を讀んで下さい。さうすれば、屹度想像以上に戰爭の危險が切迫してゐるとの結論を得られる』と云つた。

ボラーは今一度ハルの論を反擊して次のやうにいひ放つた。『國務省の報告に關する限り、私はそれに拘束されない。私には私自身の得る情報があつて、國務省よりも遙かに信賴しうるものであることを發見したのである』と。

すると皆沈默して發言しなかつた。多くの議員はボラーを尊敬してゐたけれども、流石にこの時ばかりは呆れ

た表情を示した。ハルの眼に涙がにじみ上るのが見えた。誰かがハルに向つてボラーの見解に對する意見を求めたが、ハルは最早何も附加へることはないと苦々しげに答へた。

それからガーナー副大統領が座をとり持つて、やつと一座は元の懇談に歸つたが、出席者の意見を數へて見て、反對論が多いことが明白になつた。ローズヴェルトは煙草をふかし乍らソファーに身をもたせて、上機嫌な態度を取返したが、ハルは全く沮喪した様子で『私は全力を盡した。この上は上院が責任をとらなければならない』とガーナーにいつた（註22）。

議會に於いて武器禁輸法が難航を續けてゐる間に、いはゞその副産物として、日米通商條約の廢棄が行はれた。事の起りは一九三九年七月に日・英間に取結ばれた天津事件の解決が、全面的に英國勢力の支那敗退の色を示したことに狼狽して、アメリカが英國を支持する身振りを行つた形である。この廢棄通告は七月二十六日附を以つて行はれ、六ヶ月の期間を以つて日米兩國が無條約狀態となることを豫告したものであつた（註23）。

アメリカの極東政策が歐洲問題と緊密なつながりを持つやうになつたのは、對英援助の政策を腦裏に入れて考へる者も、また歐洲の全體主義の進展を太平洋に於いて喰ひ止めうると爲すものも、共に對日强硬策に左袒するがためであり、支那援助論者がこの運動の急先鋒を勤めるからである。

これよりさき米國政府は歐洲戰爭の勃發に備へて、國内の經濟、財政對策を準備し始めた。國防資源の買溜めを始めとし、英・佛所有の米國債劵賣放しの準備に就いても財政部と關係機關との間に打合せが行はれた。それは一九三九年一月の議會開會と同時に政府から提出した豫算案に、軍事費として經常費十三億二千萬弗（前年に比し三億九百萬弗增）を要求し、更に一月十二日に追加豫算五億五千二百萬弗を要求したことから見てもワシントン首腦部の見通しは略々明かであつた。

八月に入つて歐洲の形勢は一層急迫して見えた。獨・ソの協定が進行してゐるとのニュースもあり、ドイツ軍の集中に就いても刻々に報告が來てゐた。ローズヴェルトは十二日にタスカルーザ號に乘船して休養旅行に出る計畫であつたが、その朝パリのブリット大使に電話を掛けて樣子を尋ねた。すると、

『戰爭は一週間か十日の問題です。』

とブリットが答へた。『それならば、一週間の餘裕がある』といつて大統領はニューイングランドの東北海岸へ船出した。

八月十六日、國務長官代理ウェルズは、形勢の急迫に心痛して、大統領からイタリー皇帝に親電を送る案を立て、その案文をタスカルーザ號のローズヴェルトへ廻附した。すると二十一日に獨・ソ協定成立の報道が來て、國務省は愈〻ヴィクトル・エムマヌエル皇帝へのメッセージを發送する機會であると見て、大統領に電話を掛けた。ローズヴェルトは急遽ワシントンに歸ることになつたが、途中から訂正を加へた案文を電送したので國務省では、二十三日の夕刻これをローマに發送した。このメッセージには次のやうな辭句が用ひられてゐた。

吾等も亦、歐洲の諸國家が國家の獨立を維持する絶對權利を有する事實を容認するものである。もしこれが健全なる原則であるならば、この原則は强國のみならず弱小國にも適用さるべきものである。この原則を認める事は平和を意味することとなる。何となれば侵略の危惧はこの原則の適用を阻止することとなるからである。

余が前回にも言明せる如くアメリカはかゝる會議には欣然參加する意圖を有してゐる。かゝる平和的討議は必ずやアメリカ以外の各國政府をして、それぞれ自國の直接關心の對象たる政治的領土的諸問題の平和的討議に入るを可能ならしめるであらう。若し陛下の政府が叙上の線に沿ふ危局の平和的解決案を作成されることが出來るならば、アメリカは衷心これに贊助することを余は陛下の前に確約するものである。

イタリー政府はアメリカと共に近來極めて忘却せられ勝ちなキリスト教精神の理想を發揚し得る立場に在る。幾億かの人類の聽かれざる聲は、彼等が又しても空しき犠牲となり果てたくはないと叫んでゐるのである。

八月二十四日の朝、ウェルズ次官はユニオン驛にローズヴェルトを出迎へて、自動車で白亞館に歸る途上、簡單に情勢を說明した。

『どうしても信じられない、全く信じられない』大統領は興奮して答へた（註24）。それから最後の試みとしてヒットラー總統と、ポーランド大統領モチツキーとに親電を送つて、和平交涉に全力を盡すことを勸告した。このメッセージは二十四日の夕方發送されたが、歐洲の事態がこれ程迄に行詰つては、親電も遂に單なる身振りに過ぎない形であつた。

ドイツとポーランドに對する今回の提案には戰爭回避のために三個の方法を示唆する和平案が含まれてゐた。それは、

（一）獨・波兩國の直接交涉によるか、

（二）紛爭を仲裁裁判に附するか、

（三）調停者または仲裁者を選任するか、

以上の三案の中、孰れか一を採擇せられたいといふのであつた。

モチツキー大統領の回答は二十五日にワシントンに到着したが、紛爭を直接交涉に依り、若しくは調停者に委託して解決することに同意であり、深くアメリカの平和訴求を多とする意味のメッセージであつた。

ローズヴェルトはこれに力を得て、卽日更に第二回の親書をヒットラー總統に送つた。このメッセージはポーランド大統領よりの回答を引用し、その末尾に次の如く誌されて居た（註25）。

貴下はドイツの目標乃至對象とするところが正當且つ合理的なる旨を從來屢、公式に聲明された。モチツキー大統領の返電によつてポーランド政府が余のメッセージに於ける提案を基礎に、獨・波兩國間に惹起せる紛爭を直接交涉、或は調停手段により解決せんとするに贊意を有することが明かとなつた。貴下及び貴下の政府がこのポーランド政府の受諾せる問題の平和的解決方法に贊成せられるならば、無數の人命は未だ救ひ得べく、世界の諸國民が平和にして幸福なる相互關係に入るべき基礎を樹立する希望は取戻し得るであらう。全世界はドイツも亦この提議を受諾するやう祈つてゐるのである。

この二回のメッセージに對して、ドイツは正式の回答を送らず、簡單に親書を受領した意味の通牒をワシントン政府に寄せ、その後ドイツ代理大使は九月一日にハル長官を往訪して回答文を手交した。それには大統領の措置を感謝し、ドイツはあらゆる手段を執つたに拘らず、ポーランドの態度のために水泡に歸した旨を記載してあつた。イタリー皇帝の回答も頗る簡單に平和維持のためローマ政府は全力を盡し、また現に盡しつゝありとの意を八月三十日に國務省へ通じた（註26）。そして、この親書は後に發表されたドイツ白書に一言も觸れない程に輕く扱はれたことが明瞭となつた。その間にも現地の情勢は雪崩の如き勢で刻々に動きつゝあつた。外交機關は完全にその機能を封じられて了たのである。

六　歐洲開戰と白亞館

一九三九年九月一日。

午前二時五十分、白亞館の電話室でベルがけたゝましく鳴つた。電話嬢がねむい眼を擦り乍ら受話機を取上げ

ると『パリからです』といふ。やがて『大統領に通じて呉れ』とブリット大使がフィラデルフィア訛りでせき込んだ調子の聲を張上げてゐる。

『ワルソーからトニー・ビッドル（米國公使）が知らして來たが、今朝ドイツ軍數ヶ師團が攻撃を加へて來て、ポーランドは苦戰してゐるといふ……』

『さうか、とうとう始まつたか』

それから數分間の通話があつて、最後にブリットが念を押したことは『頭の上へ卵が落ちてこないやうに、しつかり掛合つて貰ひたい』と都市の爆撃を中止するやう交戰國へ要請の件を稟請した。ローズヴェルトは直ちに開戰の通知をハル國務長官、ウェルズ次官の住宅へ電話で傳へて參集を求めた。

ハルは直ちに國務省へ駈付けて、バーリーやモファット外二三名と會議を始めたが、既に八月以來準備してあつた都市爆撃自制を勸告する覺書をベルリンとワルソーへ發送してから長官室へ行つた。恰もその時刻にヒットラーの議會演説がラヂオに響いて來たので一同はそれを聽き入つた。

午前六時、財政部次官ジョン・ヘーンズと聯邦銀行のエックルスは電話で、株式市場に對する警戒方を命ぜられた。

ローズヴェルトは朝までにまた一寢入したが、六時半に再びブリットがパリから電話をかけて來た。ダラヂエに會見して、英・佛の決心を聽いて見たら、兩國共にポーランド救援の覺悟をしてゐるとの報道であつた。『英・佛が戰ふことは間違ない』と最後にまた繰返してブリットが附加へた。それから四十五分の後、今度はロンドンからケネディー大使が大統領に電話して、パリからの情報と同じ意味のニュースを送つて來たが、ケネディーは深い悲觀論に取憑かれて、ローズヴェルトから激勵の言葉を受ける程に滅入つてゐた。流石の大統領も、再び眠らうとはせず、朝食をすまして後約一時間沈思默考をつゞけたと傳へられてゐる（註27）。

うとはせず、朝食をすまして後約一時間沈思默考をつゞけたと傳へられてゐる（註27）。

この朝、大統領とハル長官は至急に汎米外相會議を召集することに決し、その日程の起案をウェルズに命じた。その際にローズヴェルトの主張したことは、米大陸の海岸から一百浬の海上を安全地帶として指定することであつた。間もなく大統領は海軍長官エヂソンを呼び寄せて『中立戒哨』の實行試案を作成することを命じた。大統領は事務室に出て、新聞記者會見を行ひ、それが終るとハル長官と共に、『戰爭に至らない方法』で、英・佛を援助する方途如何といふ問題を協議したが、難關の第一は、中立法の發動に依り、英・佛共に武器を積出し得ない境涯に陷る點であつた。

午後二時、臨時閣議が開かれた。席上の協議は、パナマ地域の防備强化、港灣に於ける武器輸出禁止の方法、物價騰貴抑制等の問題であつた。ローズヴェルトは繰返して、アメリカは戰爭には入らない "We are not going in" と述べたが、然し平時狀態であつても緊急體制に置くことは必要であるから國防委員會を活用するやうに示唆を與へた。

九月二日、大統領は歐洲戰爭に就いて、全幅の眞實を國民に告げることが出來ないと感じて、この際全國民に愬へることを躊躇したのであるが、側近の者はスチーヴ・アーリーを始め、國民のヒステリア的な激動を鎭靜する爲めに、何等かの告示を必要とするとの意見であつたため遂にこれを受け入れた。ハル長官がその草稿を國務省で作ることを引受けて、例の如くバーリーに起案を命じた。勿論ローズヴェルトは演說の起稿に於いてもバーリーより老練であるけれども、この時機に感激的なる辭句を連ねて聽衆を引摺るやうな手際は、バーリーに獨特の腕を認められてゐた。

今や力に對抗するに力を以つてする時が來た。忍苦を通じて眞實は現れる。そして歐洲には唯一の明白なイッ

シューが横はることを發見する。それは避くべからざる結果を示唆する程、しかく大にして、しかく明白なイッシューである。一方は主義に立脚して秩序ある世界生活を信ずる民族と、他方には冷笑的な實力以外に何ものをも信じない民族とが對立してゐる事實を諸君も最後には發見するであらう。豫言することは常に危險であるが、然し私は信じてゐる、世界は正義と衡平と法則との原則を再建する努力を取戻すであらう。過去に於いて常にかくありし如く、將來もしかあるべきを信ずる。

バーリーの草案には右のやうな調子が斷續してゐたが、これを受取つた大統領は、速記者を呼んで彼自身の案を作らせた。

九月三日、早曉四時少し前、ロンドンからケネデー大使が電話を掛けて、今朝チェムバレンが英帝國全般に放送する手筈であると告げた。それは前に述べた『我等はドイツと戰爭に入つた。神は正しき者に勝利を與へ給ふべし』との演説を指すのであつた。チェムバレンが演説の前にその草稿をケネデーに示した時、ケネデーは年甲斐もなく涙を流した。大統領との電話で、彼は演説の一節を讀み上げたが、平生から宥和論者であつた彼は、救ひ難き失望の淵に沈んでゐた。彼は繰返して、『愈々世界の終りだ、凡ての終焉だ』"It's the end of the world, the end of everything." といつた（註28）。

午前十一時四十五分、國務次官ウェルズが白堊館に來て、汎米外相會議に提出する戒哨安全地域案を大統領に示した。原案には海岸から百浬となつてゐたのをローズヴェルトは三百浬と修正した。汎米會議の日程に上るべき議事は、（一）米大陸相互間の通商杜絶を防ぐため、安全區域を設定すること、（二）中立問題並びに外交政策を出來る限り統一するため、戰時中汎米中立委員會を組織すること、（三）相互の經濟的連繫を保つため汎米經濟委員會を組織することの三點であつた。

さて歐洲に戰端が開かれ、樞軸と英・佛とが死活の戰爭に入るとなれば、ローズヴェルトとその一黨の往くべ

さて歐洲に戰端が開かれ、樞軸と英・佛とが死活の戰爭に入るとなれば、ローズヴェルトとその一黨の往くべき途は、初めから定まつてゐた。然し今なほ中立論の勢力に動かされてゐる國內の輿論を徐々に引摺つて彼等の思ふ處へ導くのには、順序として踏むべき幾多の段階が殘されてゐる。殊に英・佛援助のために『米國を民主主義國の兵器廠とする』と唱道しても、兵器廠の規模は舊態依然として戰爭準備は緒についてはゐない。假りに武器を供給しようとしても、中立法の鐵柵が立ちはだかつてゐて『現金拂自國船主義』の條項さへも旣に失效してゐるのである。白堊館は何を差し措いても中立法の改正のため臨時議會を招集しなければならぬ。その日取は九月二十一日と決定し、引續いてパナマの汎米會議の招請となる手順であつた。國內の臨戰態勢を布くには制限附緊急狀態を布告しなければならぬ。これ無くしては安全地域內の戒哨に兵力を用ゐることさへも容易でないからである。これに伴ふ海面の戒哨はスターク提督の任務となるのであるから、白堊館の會議から急いで軍令部に歸つたス提督は二日の早曉までその計畫の實施について協議を重ねた。

午後二時半、ローズヴェルトは白堊館の事務室から『全國民に告ぐる放送』を行つた。

平和を維持せんがためのあらゆる努力を盡したに拘らず戰爭は遂に起つた。『平和が何處かで破れた場合には、すべての國の平和が危殆に瀕する。』然しアメリカが歐洲へ出兵する等と誤つた考を抱いてはならぬ。吾國の政策は中立である。そして中立法は全面的に實施せられるであらう。

ローズヴェルトは終りになつて聊か疲勞氣味であつたが、それでも一段と聲を强めて『余はアメリカがこの戰爭の仲間入りをしないことを望む。余は我等がかくなしうると信ずる』と結んだ。

かくしてアメリカは九月五日に中立を宣言し、中立法の發動を公布しつゝも一路參戰街道を驀進する方向を取つた。それは或る者に取つてはより大なるアメリカ帝國建設のための戰であり、また或る者に取つては國內景氣

恢復のための手段であり、そして又ニュー・ディール支持者の間に於いては、僅かに生残つた十字軍精神の鬪でもあつたのである。

（1）芦田均著、最近世界外交史、七〇四頁以下。
（2）André Siegfried ;—La politique exterieure des Etats-Unis. Revue de Paris, 15 Nov., 1939. 尙同著者の Les Etats-Unis d'aujourd'hui は現代アメリカ論中の白眉として廣く知られてゐる。
（3）Max Werner;— Battle for the World. 1941, New York. p. 370 以下。Howard Trueblood;—Economic defence of the Americans. Foreign Policy Reports, August 1, 1940, New York.
（4）Allen Dulles and Hamilton Armstrong ;—Can America stay neutral ? New York. 1939, p. 3.
中立法のテキストに就いては同書一七七頁以下。
（5）Whitney Shepardson ;—The U. S. in World Affairs in 1937. New York, 1938. p. 235—237.
本書は米國 Council on Foreign Relations の事業として一九三四年以降、年々出版せられる外交年報である。以下簡單に「外交年報」と記す。
（6）同上、二六一、二六二頁。
（7）同上、二七八—二八二頁。
（8）アメリカの極東政策に就いては左の文獻を推す。
A. Whitney Griswold ;—The Far Eastern Policy of the United States. New York, 1938.
（9）バーリー（アドルフ）は國務省次官補、モファット（ピエーヤモント）は國務省西歐局長、その後在カナダ公使に轉出、ダン（ヂェームズ）は國務省顧問として專ら歐洲問題を管掌す。
（10）前掲、アメリカ白書、九、一〇頁參照。
（11）前掲、外交年報、（註5）、一九三八年の部、七七頁以下。
（12）Quincy Howe ;—Blood is cheaper than water. New York, 1939. p. 48, 49.
（13）前掲、アメリカ白書、二五頁。

(14) 前掲、外交年報、一九三九年の部、一一六、一一七頁。
(15) 同上、六頁。アメリカ白書、三〇、三一頁。
(16) 註一二のホー著書、一五、一六頁。
(17) 米國輿論研究所の組織はジョージ・ギァラップの創立したものであつて、此處に集まる政治、經濟、社會其他各種の問題に對する民間の意見は一九三五年以來、アメリカに於ける意味深き行事の一である。同所が指揮する多數の調査員は全國各方面の社會層の內から選び出した代表的の人々に就いて意見を聽き、地域的に、黨派的に、年齡及び社會的に、換言すればアメリカを縱と横とに截斷してその輿論を覓めるのである。この調査が現在まで正確を誇つてゐるのは、方法の科學的なことと、これに答へる人々の良心的な態度とに依るものであらう。
(18) ニューヨーク・タイムス紙、一九四一年七月二十一日記事。
(19) 前掲、アメリカ白書、三三頁。
(20) ドイツはアメリカよりの輸入棉花、銅等に對し、プレミアムを附し、對米輸出品の價格引下げを計る一種のバーター取引を實行してゐた。この取引は一九三〇年の關稅法所定の輸出奬勵金乃至補助金に相當するものとして、補助金に相當する相殺關稅を課することとし、インボイス價格の二割五分の附加稅を徵收した。この規則は一九三九年四月より實施せられたものである。
(21) 前掲、外交年報、一九三九年の部、三一五―三一七頁。
(22) 前掲、アメリカ白書、四四―四六頁。
(23) Paul Hibbert Clyde;—U. S. policy toward China, New York, 1940, p. 312, 313.
(24) 前掲、アメリカ白書、五五頁。
(25) 前掲、外交年報、一九三九年の部、一四三―一四五頁、尙メッセージのテキストに就いては同書三一八―三二七頁。
(26) アメリカ國務省ビュレチン第一の一〇號、一九三九年九月二日發行。
(27) 前掲、アメリカ白書、六〇頁。
(28) 同上、六八頁。

欠

A

B

欠

D

C

I

J

K

N

O

P

L

M

W

Y

Z

T

U

V